

令和2年矢巾町議会定例会12月会議目次

議案目次	1
第1号(12月1日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	5
○開議	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会議期間の決定	7
○議案第87号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例の制定について	8
○議案第88号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について	10
○議案第89号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する 条例について	12
○議案第90号 矢巾町町税外歳入等徴収条例の一部を改正する条例について	14
○議案第91号 矢巾町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について	16
○議案第92号 矢巾町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例について	19
○議案第93号 矢巾町立徳田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児 童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めること について	23
○議案第94号 矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の 議決を求めることについて	27
○議案第95号 矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求める	

	ことについて	29
○議案第 96号	矢巾町活動交流センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて	31
○議案第 97号	令和2年度矢巾町一般会計補正予算(第9号)について	35
○議案第 98号	令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について	35
○議案第 99号	令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について	35
○議案第100号	令和2年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	36
○議案第101号	令和2年度矢巾町水道事業会計補正予算(第3号)について	36
○散 会		38

第 2 号 (12月2日)

○議事日程	39
○本日の会議に付した事件	39
○出席議員	39
○欠席議員	39
○地方自治法第121条により出席した説明員	39
○職務のために出席した職員	40
○開 議	41
○議事日程の報告	41
○一般質問	41
1 赤 丸 秀 雄 議員	41
2 長谷川 和 男 議員	63
3 昆 秀 一 議員	86
4 村 松 信 一 議員	119
○会議時間の延長	131
○散 会	144

第 3 号 (12月3日)

○議事日程	1 4 5
○本日の会議に付した事件	1 4 5
○出席議員	1 4 5
○欠席議員	1 4 5
○地方自治法第121条により出席した説明員	1 4 5
○職務のために出席した職員	1 4 6
○開 議	1 4 7
○議事日程の報告	1 4 7
○一般質問	1 4 7
1 小笠原 佳 子 議員	1 4 7
2 廣 田 清 実 議員	1 6 2
3 藤 原 信 悦 議員	1 8 3
4 谷 上 知 子 議員	1 9 9
5 山 崎 道 夫 議員	2 2 0
○会議時間の延長	2 3 9
○散 会	2 4 2

第 4 号 (12月7日)

○議事日程	2 4 3
○本日の会議に付した事件	2 4 3
○出席議員	2 4 3
○欠席議員	2 4 3
○地方自治法第121条により出席した説明員	2 4 3
○職務のために出席した職員	2 4 4
○開 議	2 4 5
○議事日程の報告	2 4 5
○一般質問	2 4 5
1 川 村 よし子 議員	2 4 5
2 吉 田 喜 博 議員	2 6 5

3 藤原梅昭議員	277
4 小川文子議員	295
○散会	318

第 5 号 (12月10日)

○議事日程	319
○本日の会議に付した事件	319
○出席議員	319
○欠席議員	320
○地方自治法第121条により出席した説明員	320
○職務のために出席した職員	320
○開議	321
○議事日程の報告	321
○議案第 97号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算(第9号)について	321
○議案第 98号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について	321
○議案第 99号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について	321
○議案第100号 令和2年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	321
○議案第101号 令和2年度矢巾町水道事業会計補正予算(第3号)について	321
○議案第102号 南昌グリーンハイツ改修工事請負契約の締結について	324
○閉会中の継続調査の申出について	326
○閉会中の議員の派遣について	326
○町長挨拶	326
○閉議	329
○署名	331

議 案 目 次

令和2年矢巾町議会定例会12月会議

1. 議案第 87号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
2. 議案第 88号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
3. 議案第 89号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
4. 議案第 90号 矢巾町町税外歳入等徴収条例の一部を改正する条例について
5. 議案第 91号 矢巾町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
6. 議案第 92号 矢巾町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例について
7. 議案第 93号 矢巾町立徳田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
8. 議案第 94号 矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
9. 議案第 95号 矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
10. 議案第 96号 矢巾町活動交流センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
11. 議案第 97号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）について
12. 議案第 98号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
13. 議案第 99号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
14. 議案第100号 令和2年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
15. 議案第101号 令和2年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について
16. 議案第102号 南昌グリーンハイツ改修工事請負契約の締結について
17. 閉会中の継続調査の申出について
18. 閉会中の議員の派遣について

令和2年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第1号）

令和2年12月1日（火）午前10時開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 議案第 87号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 4 議案第 88号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 89号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 90号 矢巾町町税外歳入等徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 91号 矢巾町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 92号 矢巾町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 93号 矢巾町立德田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第10 議案第 94号 矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第11 議案第 95号 矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第12 議案第 96号 矢巾町活動交流センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
- 第13 議案第 97号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）について
- 第14 議案第 98号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第15 議案第 99号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第16 議案第100号 令和2年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

第17 議案第101号 令和2年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	水本良則	君
総務課長 兼防災安全室	藤原道明	君	企画財政課長 兼未来戦略室	吉岡律司	君
税務課長	花立孝美	君	町民環境課長	吉田徹	君
福祉課長	浅沼圭美	君	健康長寿課長	村松徹	君
産業観光課長	佐藤健一	君	道路住宅課長 兼まちづくり推進室	佐々木芳満	君
文化スポーツ課長	田村英典	君	農業委員会 事務局長	高橋保	君
上下水道課長	浅沼亨	君	会計管理者 兼出納室長	佐々木智雄	君

教 育 長 和 田 修 君

子 ども 課 長 田 村 昭 弘 君

学 校 教 育 課 長 田 中 舘 和 昭 君

学 校 給 食 共 同
調 理 場 所 長 村 松 康 志 君

職務のため出席した職員

議 会 事 務 局 長 野 中 伸 悦 君

係 長 佐 々 木 睦 子 君

議 会 事 務 局 長
補 佐 川 村 清 一 君

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから令和2年矢巾町議会定例会を再開します。

これより12月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（藤原由巳議員） 日程に入るに先立ち諸般の報告を行います。

初めに、当職から議会関係報告を行います。

（議長 議会関係報告）

○議長（藤原由巳議員） 次に、町長からの行政報告の申出がありますので、これを許します。
高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（藤原由巳議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

16番 廣 田 光 男 議員

17番 高 橋 七 郎 議員

1 番 藤 原 信 悦 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（藤原由巳議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の12月会議の会議期間は11月20日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から12月10日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) ご異議なしと認めます。

よって、12月会議の会議期間は本日から12月10日までの10日間と決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承を願います。

日程第3 議案第87号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について

○議長(藤原由巳議員) 日程第3、議案第87号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第87号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の制定は、令和2年度税制改正により、市中金利の実勢を踏まえ、利子税、還付加算金等の割合の引下げが行われておりますが、令和2年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律により、地方税における延滞金及び還付加算金の割合等の見直しが行われております。本町は、地方自治法の規定に基づく町税外歳入に関する延滞金及び還付加算金の割合等について、地方税に準じる形で定めており、今回の見直しに係る法改正と同様の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(藤原由巳議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番(小川文子議員) 令和2年3月31日に出てきたという法律でございしますが、これはい

つから施行になるのか。今日の議案の決定によつての以降になるとは思いますけれども、実際にはいつから始まるのか。そして、現在は、コロナの影響で税制の猶予が行われておりますけれども、その猶予との関係はどうなるのかについて伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、施行月日に関しましては、令和3年1月1日からということでございます。

猶予に関しましてのご質問ですけれども、猶予に関しましては、何かちょっと別なところで答弁あるかと思うのですけれども、住民税の特別徴収に関しまして、こちら7者から猶予の申請が出ておりましたし、法人町民税に関しましては8者からの申請があります。そして固定資産税に関しましては、同じく8者から申請がございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 小川文子議員。

○14番（小川文子議員） このように猶予の申出があった場合には、延滞金が発生するのかについて伺います。

○議長（藤原由巳議員） 花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の徴収猶予に関しましては、1年間猶予するというふうな内容でございますけれども、こちらに関しましての延滞金はないということで制度がございますので、よろしく申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第87号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第88号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 日程第4、議案第88号 矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第88号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の改正につきましては、令和2年度地方税法の一部改正に伴い、地方税法施行令の一部改正が行われ、令和2年9月4日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

その改正の内容であります。国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、基礎控除額相当分の基準額を現行の「33万円」から「43万円」に引き上げるなどの規定の整備を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点質問させていただきます。

33万円を超えたということで、今までは33万円の基礎控除ということですが、今度は43万円の基礎控除からということで、国保の33万円以下、今までは何世帯で、今後はどの世帯になるのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

7割、5割、2割の軽減受けている世帯、今までは1,709世帯、これが1,721世帯ということで、12世帯ぐらい増えるというふうな状況になるかと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 国保税は高いという町民の方々、私自身もそう思っているのですが、今度の対象になる方は、コロナの感染もあると思うのですが、こういう状況の中で延滞金が発生する、そういう事例もあると思います。そういう方には、国の制度を活用すると思いますけれども、今までどのように対処してきたのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君） 今回の、まずコロナに関しまして、国民健康保険に関しましては、減免というふうなのがございます。今のところ13件の減免の申請がございます。金額にしても結構な金額になっておりまして、減免した金額は300万円ほどというふうな状況でございます。これ以外、延滞金に関しましての減額等はちょっとございませんので、以上お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 広報等で納税に大変な方は声を上げて窓口に来ていると思いますが、昨年度と比較して相談件数はどのように変化しているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君） ただいまの質問にお答えいたします。

相談件数としては、実はあまり、最初からまずコロナ云々ではなくて、困っている方が窓口にはいらして、それで納付が難しいので分納したいとか、あとはいずれどうしたらいいというふうな相談にいらっしゃるということで、特段コロナに関してというふうなものはございません。というか、件数を押さえているわけではないですが、実態として私ども窓口では感じていないところです。

件数ちょっと分からないのですが、原因としてというのも分からないのですが、例えば自分が退職希望していないのだけれども、会社の都合で退職するとか、そういった事例もあって、そうしたときに国民健康保険に入ってどうしたらいいというふうな相談はあるというふうな実態でございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

(「はい」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第88号 矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第89号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部
を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 日程第5、議案第89号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第89号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、これまでの町有財産の貸付けに加えて、民間事業者が公益上必要な事業を行う場合でも貸付けできるよう所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります、公益上必要であると認められる事業を民間事業者が行う場合、普通財産を無償または減額し、貸付けできるものとするものであります。また、行政財産を貸付けする場合も同様の取扱いとするため、規定の整備を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 今まで民間に貸し付けることはなかったのかについて質問いたします。

また、今回旧アイワ体育館をビッグブルズに貸し付けているわけですが、このような事例が対象になるということなのかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） これまでの事例ということですが、民間への貸付け事例は、実際のところは有償等ではございます。多数ございます。行政財産につきましては、1年単位での貸付け、目的内使用というふうな形の中での貸付けを行ってきたところでございますが、実際のところは、平成18年の自治法が改正された際に、行政財産であっても貸付けができるというふうに改正はされておりましたので、これについて対応する形をとってやるべきだということの考え方もありました。ただ、その際に、無償等での貸付けについては、明確に定めてはおらなかったところですので、それを今回の条例改正で対応させたいと考えたところでございます。

ビッグブルズにつきましては、貸付けはこれからになりますが、今のところは有償という考え方になってございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第89号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第90号 矢巾町町税外歳入等徴収条例の一部を改正する条例
について

○議長（藤原由巳議員） 日程第6、議案第90号 矢巾町町税外歳入等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第90号 矢巾町町税外歳入等徴収条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地方自治法の規定に基づき、町税外歳入に関し、必要な事項を定めるものであります。

このたびの条例の一部改正は、延滞金の額については、地方税法の規定による延滞金の額との均衡を失しないよう措置することが適当とする行政実例により、本町においては、町税外歳入についても地方税の滞納処分に準じる形で定めておりますことから、町税の状況に合致した督促状発布後の納期限、延滞金の計算起点、端数計算に関する部分など所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2点についてお伺いします。

今までの状況なのですが、この延滞金は、納税日の15日以後に発生した場合は100円ということで、そういう方々は、年間幾らで、そして令和元年度はどのくらいの税収、税収というか延滞金が町に入ったのか。

そして今後は、ここが問題なのですが、15日ではなくて10日、5日間早くなるわけなのですが、困る人たちもいると思います。給料がいつ出るか分からない。年金で暮らし

ている人たちでも2か月に1回という、そういうときもあると思うのですけれども、臨時とか、パートとか、そういう給料が一定していない、それから自営業の人も去年は収入があったけれども、今年はないとか、そういう人たちもあると思うのですけれども、町の財政としては、10日にすればどのくらいを見込んでいるのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、延滞金に関しましてのどれくらい入っているかというふうなお話ですけれども、令和元年度に関しまして、町税、町民税とか、法人町民税、固定資産税、軽自動車税合わせまして127万円ほど歳入がございます。国民健康保険税は190万円ほど、介護保険は7万4,000円ほど、後期高齢者は4万9,000円ほどということで、合わせて330万円ほどの歳入というふうになっております。

こちら15日から10日になることよっての影響というふうなところですが、どちらも何日以内というふうな感じの定義になっていまして、矢巾町ではこちら町税、これちょっと町税外というふうな話なのですけれども、町税は、まず地方税法に倣っておりますので、10日、督促状をお送りして10日以内に収めていただくということでやっております。実際町税以外では、現実として、まず督促することはないというか、督促する必要がないといえますか、そして延滞金の発生も町税以外では、まずないというのが現状です。なので、財政的に影響はないというふうな、ここちょっと町税外の歳入に関してなので、さっき町税のことを言いましたけれども、町税外に関しましては、特段延滞金の発生というのは、金額が少ないものなので、町税は金額が数万円、10万円とかなので、延滞金、すぐ発生するのですけれども、何千円とかというふうな単位での納期ごとの設定だと、延滞金というのは、ほとんど発生することがなかなかないです。ということで、こちらに関しましては、特段財政的に影響はないというふうに思っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第90号 矢巾町町税外歳入等徴収条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第91号 矢巾町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第7、議案第91号 矢巾町水道事業給水条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第91号 矢巾町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、議案第90号でご可決賜りました矢巾町町税外歳入等徴収条例の一部改正に準じ、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。督促状に指定する納入期限を督促状の発布日から起算して10日以内と規定すべく、矢巾町水道事業給水条例、矢巾町公共下水道条例及び矢巾町農業集落排水処理施設条例を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 実際の督促の状況について1点は何います。

2点目は、大体水道の場合は、3か月ぐらいます納入しなかった場合に給水停止ということになりますが、この給水停止のほかにも督促状がまず発生しているということなのでござ

います。そのことについてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問にお答えいたします。

督促の件数ということなのですけれども、すみません、ちょっと今手元に資料がないのですが、料金のほうで見ると、3%ほどを基準外ということで計上していますので、件数的には3%と考えております。

なお、給水停止に関しては、4か月をもって納入されない場合に給水停止をしております。延滞金等については、給水使用料、料金等に係る分のみとなっております。それ以外については、発生はしておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 3%ということについて、納入金額の3%が、いわゆる延滞金となるのかについてお伺いします。

あとは、はがきを出す分の100円が追加されるということでございましょうか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） 3%というのは、手元に正確な資料はないので、実際の数字というのは、すみません、この場ではちょっと正確な数字としては報告することは今の段階ではできません。

○議長（藤原由巳議員） 給水件数の3%、ではなく給水の……

○上下水道課長（浅沼 亨君） 1万数件ありますので……

○議長（藤原由巳議員） いわゆるそうなそうです。給水件数の3%、よろしいですね。

○上下水道課長（浅沼 亨君） よろしいですか。では、よろしくお願いたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございますか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点お伺いします。その水道料金の給水停止のお金、4か月支払いしていなかった場合は、給水停止を自動的にやっているのか。相談、その方と相談、面談をしてからやっているのかどうか。

そして、今後今までは4か月納入しなくても督促料金はなかった、延滞金がなかったわけですね、それがプラスになるわけですね、今度は。それが10日過ぎたらプラス100円、プ

ラス、そしてまた次の月はまた100円というような形になるわけですかということを質問します。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問にお答えいたします。

給水停止に関しては、4か月に1遍ずつ、4か月経過して納入されない場合、自動的に止めるということではなく、その前に督促状とか催告状のほうを郵送しております。それによって、例えば分割で納付したいとかというふうな相談があれば、それはその方とお話をさせていただいて、ではこの額でいいですねということで分割納付等を行っております。4か月過ぎたので、いきなりばんと止めるということはないということで考えております。

あとは、10日については1件納付書を送付することと考えていただいて結構です。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） ちょっと違う観点からなのですが、銀行振込で言葉がちょっと分からないのですが、自動支払いになっている場合と、それから振込でしている場合とあるのですが、振込件数、振り込んでいる方が延滞金発生することになると思うのですが、その件数はどのくらい見込んでいるのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問にお答えいたします。

すみません、今正確な数字等は持ち合わせておりませんので、大変申し訳ありません。後刻回答させていただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） ということで、先ほど来お話ありますように3%云々という話あります。その辺かなとは思いますが、それでは後刻よろしくお願ひします。

他に、関連ですか。

○13番（川村よし子議員） ちょっと今まで督促状、催告書、そしていろいろ電話とか、やり取りしているわけですが、そういう費用は町としては出していたわけです。そして延滞金はなかったわけです。今度は、延滞金が発生するから、町民の方々、きちっと期限内に払わなかった方たちは負担になるわけです。町の収入的にはどのように考えて、収入は今まではがきとか、催告状とか、そういうのであると思っておりますけれども、そういう歳入と歳出というのは、どのように考えているかという質問ですので。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） 督促とか催告に係る料金についてという考えなのですが、それについては、今まででも水道料金、下水道使用料等について算出する段階で、それについては見込んでおります。ただ、幾ら増えますかということについては、すみません、これについても後刻お答えさせていただければと思います。

○議長（藤原由巳議員） それでは、今の2点は後刻ということによろしいですね。
他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第91号 矢巾町水道事業給水条例等の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第92号 矢巾町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第8、議案第92号 矢巾町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第92号 矢巾町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、これまでの奨学金の貸付けに加えて、経済的に困窮しております家庭の子の学びの継続をより一層図るために、奨学金の返還の必要がない給付型奨学金を創設するための所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。奨学金の種類を従来の貸付型の一般奨学金と給付型の特別奨学金に分類し、特別奨学金の対象者として生活保護及びこれに準じる場合とするものであります。

なお、この改正内容に合わせて条例の題名も矢巾町奨学金基金条例と変更を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 今の町長説明でやっと理解できました。資料をいただいたとき、その辺も質問しようと思ったのですが、質問を変えてちょっとお話しさせていただきます。まず、今回貸付型奨学金と、それから特別奨学金ということで無償支給の形をとると、大変いいことだと私は思っております。施行が4月1日からということなので、3月の質問で間に合うかどうかの確認と、それから金額をどれぐらいの、1人当たりのマックスをどれぐらいの金額を見込んでいるのか、まずその辺から確認させていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、金額の部分でございますけれども、これまでの貸付型と同様に、大学生であれば、月4万円を考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 9番、赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 4万円、それなりの金額でいいと思います。これは、例えば大学院まで行った場合の6年間、これも6年分無償ということによろしいのか。それから、必ず無償の奨学金という形の制度をとれば、成績のいい方からというようなイメージがどうしてもつきまとうのです。ところが、成績のいい方は、それなりに所得もある方が結構おまして、進学して勉学に励みたいのだけれども、という方も結構おると思うのです。この辺の選考とか、そういう部分については、今後考えることでしょうか。それとも、もう大体構想にあるのでしょうか。その辺の運用についてもちょっと若干説明をお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、最初のほうのご質問でございますけれども、大学のほうでさらに上のほうに進みたいという場合は、その子についても給付型のほうを支給したいなというふうに考えております。

それから、今後の運用の部分でございますけれども、まずこの奨学金の制度をまず一つは、先ほどの提案理由にもございましたとおり、学びの継続というのが一番大切なところでございますので、その中で経済的な理由で進学を諦めないようにしてもらいたいというのが第一の理由でございますので、まずは経済的な困窮の部分で第一に選考、選考委員会がございませぬので、そちらのほうでは考えていきたいと思っております。

ただし、奨学金を申し込むに当たっては、ある程度の成績を各学校のほうから成績がどれくらいかというのを出していただいておりますので、その基準は、やはりクリアした上で、さらに経済的な部分で困窮している方を救っていききたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） これは3月の予算のときに質問しても、その選考とか何かのときは間に合うということであれば、あまり深くは質問しませんがということと、それから今年の場合、コロナ禍で今まで無償という部分がなくて、本当に苦労されて、今朝のインターネットニュースなんか見れば、4人に1人が退学を検討せざるを得ないというものを私今朝見て、そこまで大変なのだなどと改めて実感したような状況です。9月議会で質問したときは、今は矢巾町では、奨学金の部分について額を増やしてほしいとか、それからそういう相談は今のところはないと言っていますが、今現在でもそのようなことがないのか、この2点について確認して質問を終わります。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、奨学金の選定のスケジュールでございますけれども、例年2月から4月の初めにかけて募集を行っております。その後4月の下旬頃に選考委員会を開催して、奨学生を決定するというスケジュールでやっております。

それから、コロナの影響でございますけれども、ただいま議員おっしゃったとおり、相談の部分で実際追加で募集したりもしたのですが、そこに新しく、今は貸付型ですけれども、貸付けのほうを希望するという方はございませぬでした。ただ、たしか6月だったかにアン

ケートを取ったときには、そのときの不安としては、当時は大学がなかなかまだ再開されていないという、それで本当に今年度卒業できるのかなという不安を抱えている学生はおりました。それから、現在今奨学生ではなくて、過去に奨学金を借りた方が、今返還中の方がおりますけれども、そういう方からもやはり返済に関してご相談がありまして、その相談の中で、やはり今すぐにはなかなか返せないという状況がありますので、返済計画をちょっと作成して、それに基づいて今対応しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第92号 矢巾町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

ここでおおむね1時間が経過いたしましたので、暫時休憩といたします。

再開を11時10分とします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

浅沼上下水道課長、後刻分を報告していただきます。

○上下水道課長（浅沼 亨君） 大変申し訳ありませんでした。

まず、10月分、実例でいいますと、10月については、まず1万1,000件ほど調定を賦課して

おります。そのうち督促状については、10月ちょっと多かったのですけれども、480件ほど出しております。ですので、私が先ほど3%と言いましたが、この10月については、多少上がって4%ほど上がっております。督促手数料というのは、納期限から20日を過ぎたならば督促状を発送します。そのときだけです、そのときに1回100円を納付していただくということになっております。

なお、実例として、昨年度の督促手数料、それについては54万9,000円ほどです。その前の年度については61万2,000円ほどとなっております。

なお、いきなり給水停止するののかというのは、先ほどもお話ししたのですけれども、督促状、催告状を出して、それでどうしても返答も何もないと、そういうときになりますので、いきなり止めるということではなく、こちらのほうとしても何回か意思表示をして、相手からの回答姿勢を待つということは、今までやっておりますので、それは当然継続していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。大変すみませんでした。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

日程第9 議案第93号 矢巾町立徳田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

○議長（藤原由巳議員） それでは、続いていきます。日程第9、議案第93号 矢巾町立徳田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第93号 矢巾町立徳田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町立徳田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館の管理については、社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会が平成30年4月1日から令和3年3月31日までの3年間指定を受けておりますが、引き続き令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間管理

を行わせるべく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定については、平成18年度から5期15年間行ってきた矢巾町社会福祉協議会による同施設の管理運営が良好であり、遊びや生活の中から子どもが安心して過ごし、保護者が子育てと仕事を両立できる場として、新しい生活様式を取り入れた子育て家庭の支援を行い、子育てに不安を抱える家庭への相談対応、虐待や深刻な児童問題の早期発見の役割も担っており、地域の協力と理解を得ながら事業を展開しており、実績を高く評価しております。

今後においても、これまでの施設管理と運営の実績を生かし、適切な運営が見込まれることから、矢巾町大字南矢幅第13地割123番地、社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会、会長、藤原義一が指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定を適用し、公募によらない指定管理者の候補者として選定したところであります。

なお、指定管理者の再指定をするに当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、協定の内容の見直しを含め、町として指定管理者に対し、改善すべきところは積極的に指導をしてまいります。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 1点確認させていただきます。全員協議会で説明等を受けていましたので、それはそれとしてよろしいのですが、今の説明の中に、当然指定管理者としては優秀だという部分は、それは認めます。今回単価とかも契約等も何も変わらないで継続の3年間ということではありますが、協定というか、指定管理者と結ぶ中で、今の説明では、協議してという部分でありましたが、前回と違って要望したとか、改善したとか、そういう項目があれば、主なところでよろしいので、ご紹介いただけないでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えします。

現在まで開館時間が7時から19時までだったのですけれども、それを7時半から19時まで

に改善しております。なぜ7時半かと申しますと、小学校の開校時間が7時半になっておりますので、それに合わせたということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございますか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 全協でも説明を受けましたけれども、特に社協の職員について、非正規の方が割合が多くて、正規の職員が少ない、1人、2人のところがございます、本町でも企業誘致等に当たっては、正職員で採用してほしいというのを町から要望するというような姿勢は、ずっと今までも議会の中でも示されてきたところであり、もし非正規にしなければならないような経営状況であれば、町が契約内容を見直して正規にできるような契約内容にすべきではないかと思っておりますが、その点について伺います。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

社会福祉協議会のほうでも努力はしておって、ハローワークとか正規職員の募集をかけているのですけれども、全く来ないというふうな状況になっておりまして、しからばどうすればいいかというふうなことで社協のパートさん、これを非正規のパートさんから正職員に格上げをして対応しているような状況になっております。

今年度1人退職者が出るわけですけれども、そのパートさんを昇格させて、正職員で対応するというふうなことになっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 正規が来ないということは、給料が端的に言って安いのではないかと思います。皆さん働きたくていても、それではやっていけないというようなことであれば、応募しないわけでありますので、そういう点も含めて、ただパートから正規に上げるというようなやり方ではなく、正規の募集したときに、正規の人が来られるような金額をしっかりと町として支援をする仕組みが必要ではないかと思っておりますので、やはりこういう特にもコロナ禍で今は時間も増えたり、気を遣う点も多い、いわゆる大変な職業でございますので、やっぱり見合うだけの金額を補償するような指定管理にやっぱりしていく必要があるのではない

かと思いますので、その点についてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えします。

社協の職員は、こちらで給料を決めるわけにはいかなくて、指定管理料をお支払いして、社協の給与規程でお支払いしておるところです。したがって、社協に給料を上げてというのちょっと何かおかしいのですけれども、社協とまず協議して、社協、児童館だけ上げるということもおかしいことなので、社協全体の職員の給料の検討が必要であろうかと思われま

す。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） これ以上まだお聞きしますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 児童館の職員になるためには一定の資格が必要なわけで、社協の職員とは同列のものではないと考えますが、その点についてお伺いします。それは内部のことなので、答えられないかもしれませんが、私はそういうふうに考えますので、社協の中で十分これは検討していただくことではありますが、その中で特別職であるということも含めてご相談をしていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 申し添えていただきますので、ここで答弁はできないと思いますから、よろしいですね。

他に質疑ございますか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 児童館の運営、煙山、徳田、不動だけではなく、東もそうなのですが、学校との連携というのが非常に大切になってくるわけですが、何か聞いたところによると、あまり連携というか、取られていないようなお話も伺っているところもあります。それに放課後児童デイサービスとかとも連携も必要になってくると思うのですが、そこら辺の連携の在り方、今どのようにやって、今後どのように行っていこうとしているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、東児童館に関してまず一つお答えしますが、東児童館は、もう定期的に学校と児童館で名称はちょっと分からないのですけれども、連絡会議みたいなことを行って情報

交換しているというふうに伺っております。それから、それ以外の徳田、煙山、不動、社協さんとのことでございますけれども、今回特に、3月までは私どもの課で担当していたのですけれども、ちょうどやはりコロナの関係で学校を休業措置にするということで、その対応の中で、やはり学校と児童館というのは、本当に密接に対応しなければならないと痛感したところでございますけれども、やはり特にも煙山児童館なんかは人数も多いということで、このコロナの関係で学校の施設も使っていかなければ、なかなか密を解消していけないということも、やはり今回見えてきたところでございます、そういった部分も新しく情報を交換する中で出てきたところでございます、そういう意味でこれからはますます議員おっしゃるとおり、学校と児童館の連携というのは必要になってくるのではないかなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第93号 矢巾町立徳田児童館、矢巾町立煙山児童館及び矢巾町立不動児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第94号 矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等
に関し議会の議決を求めることについて

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第10、議案第94号 矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第94号 矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町立矢巾東児童館の管理については、特定非営利活動法人矢巾ゆりかごが平成30年4月1日から令和3年3月31日までの3年間指定を受けておりますが、引き続き令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間、指定管理を行わせるべく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定については、平成18年度から5期15年間行ってきた特定非営利活動法人矢巾ゆりかごによる同施設の管理運営が良好であり、新型コロナウイルス感染症対策や新しい生活様式を取り入れた子どもへの遊びや生活の支援を行い、家庭や学校との日常的な情報共有を通じて、心身ともに安全、安心な居場所づくりに取り組み、地域の児童福祉に貢献しております。

また、年齢に合わせた遊びや季節に合わせた活動を意欲的に企画するなど、児童の健全育成にも寄与しており、実績を高く評価しております。

今後においても、これまでの施設管理と運営の実績を生かし、適切な運営が見込まれることから、矢巾町大字西徳田第4地割1番地54、特定非営利活動法人矢巾ゆりかご、理事長半澤久枝が指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定を適用し、公募によらない指定管理者の候補者として選定したところであります。

なお、指定管理者の再指定をするに当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、協定の内容の見直しを含め、町として指定管理者に対し、改善すべきところは積極的に指導をしてまいります。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 先ほども質問したのですが、学校との連携ということはお答

えいただいたのですけれども、放課後児童デイサービス、障がい児の受入れとか、その連携について、福祉課とも関係すると思うのですけれども、今発達障がい児の方も多くいらっしゃいますし、これから今後のこともありますので、そこら辺の連携の在り方、どのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えします。

児童館と放課後デイサービスのご質問でしたけれども、児童館より、まず、児童館に行っている子どもというのは、小学生なわけですので、学校と福祉の連携というのは図られているものと思いますけれども、すみませんけれども、福祉課と学校教育課と子ども課で連携確認し合って、今後の子どもたちが、発達障がいの子どもたちを支援してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） という答弁ですが、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第94号 矢巾町立矢巾東児童館に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第95号 矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第11、議案第95号 矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等

に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第95号 矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾斎苑の管理については、株式会社J Aシンセラが平成30年4月1日から令和3年3月31日までの3年間の指定を受けておりますが、引き続き令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間、指定管理を行わせるべく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定につきましては、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条に基づき、公募を行ったところ、令和2年10月26日、株式会社J Aシンセラの1者から申込みを受け、矢巾町公の施設の指定管理者選定委員会による審査を行ったところであります。同社は、平成21年度から4期12年間矢巾斎苑の指定管理者として指定を受けており、地域の葬祭事情に精通し、施設利用者の心情に配慮しつつ、住民サービスの向上に努めております。

また、管理運営に係る内容等を熟知しており、効率的な運営を行うことが可能であります。今後においても施設の適切かつ効率的な管理運営が見込まれることから、矢巾町大字南矢幅第14地割91番地、株式会社J Aシンセラ、代表取締役、浅沼清一が指定管理者として最適であると判断し、候補者として選定したところであります。

なお、指定管理者の再指定をするに当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、協定の内容の見直しを含め、町として指定管理者に対し、改善すべきところは積極的に指導をしております。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第95号 矢巾斎苑に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第96号 矢巾町活動交流センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第12、議案第96号 矢巾町活動交流センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第96号 矢巾町活動交流センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町活動交流センターの管理については、矢幅駅前開発株式会社が平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間指定を受けておりますが、引き続き令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、指定管理を行わせるべく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定については、平成28年度から5年間行ってきた矢幅駅前開発株式会社による同施設の管理運営が良好であり、事業計画及び収支計画が適正であり、特に経費の縮減に努めつつ、活動交流センターでの各種イベントの開催、また利用促進のため積極的な情報発信などを行うなど、実績を高く評価しております。今後においても、これまでの施設管理と運営の実績を生かし、適切な運営が見込まれることから、矢巾町大字南矢幅第8地割453番地、矢幅駅前開発株式会社、代表取締役、生内英悦が指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定を適用し、公募によらない指定管理者の候補者として選定したところであります。

なお、指定管理者の再指定に当たっては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、指定管理者に対し年2回のモニタリングを通して積極的に指導をしてまいります。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 私は、2点についてお伺いします。

矢巾町の監査についてです。保養センターの指定管理のときには報告あるのですが、この活動交流センターについての報告がなかなか、決算とか予算のときにはあるのですが、そういうところがどうなっているのかお伺いします。

それから、図書室があるのですが、本の冊数が多いのですが、いろいろ近隣にも図書館があるので、いいとか、悪いとか、いろいろあるのですが、図書館司書、どのようになっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 1点目の監査と申しますか、先ほど提案理由のほうでも申し上げておりますが、矢幅駅前開発株式会社との協定の中で、当初からモニタリングということで、それぞれの維持管理を行っている部門、そして図書の部門、子育ての部門、それぞれに分かれまして、年に2回それぞれモニタリングを行っております。これにつきましては、内部で調整を図ってモニタリングを行って、それぞれ支払いの前にモニタリングを行って、その結果を基に支払いをしているというような進み方を行っているものになっております。

2点目の司書についてですが、本来矢巾の図書センターの場合は、図書館というよりは図書室になっておりますので、本来図書館であれば、必ず司書を置かなければいけません、図書センターということで司書がいなくても運営はできるというような図書センターになっておりますので、そのような形で行っておりますが、職員に関しては、それぞれその運営に携わる者の中で、それぞれ行っておりますので、スタッフにつきましては、輪番制をもって1週間の勤怠状況を行っているというような状況であります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。

付け加えてご説明させていただきますが、図書センターにつきましては、矢巾町の公民館に設置している附属施設という位置づけでございますので、図書館ではないということで、本来ご指摘のとおり図書館に設置するべく司書については、設置する義務はないのですが、現実に関心されている職員の中では資格を持っている方がいらっしゃいますので、そういった方が常駐していただいているので、そこは大丈夫かというふうに我々も考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか、司書はいると。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） その監査のことなのですけれども、屋上に太陽光の設置をされているわけなのですけれども、その収入とか、どういうふうになっているのか。その株式会社で収入になっているわけですね、町で収入になっているのでしょうか、そこら辺ちょっと。

あとモニタリングでやっているということなのですけれども、会議室の使用とか、結構会議室の使用はなされているのだなというのが分かるのですけれども、その株式の配当とかはどうなっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 基本的に指定管理者は、事業をやれば指定管理者の収入になりますので、その辺は分かっていると思いますが。

藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 指定管理は、先ほど議長さんがお話ししたとおりで独立した組織としてうちからお金を払って管理運営を行っていただくというふうな内容になっていますので、株式云々というのは直接は関係ありません。

なお、監査のお話、先ほどされていましたが、観光開発のほうは、あちらはあくまで矢巾町が出資をしている会社になっていますので、その出資のことに関してもあるので、監査でいろいろ詳しく分かるわけでございますが、指定管理のほうは、そちらのほうまで踏み込んだものにはならないという扱いでございますので、そこはご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 屋上の太陽光の施設の部分ですが、それにつきましては、やはば一くの中で需要を行っているものですので、それを販売という

か、電力に売りに出しているという施設ではありませんので、そういったところをご理解いただければと思います。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

他に質疑ございますか。

15番、山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） この前11月27日に、1階のB会議室を使って、オンラインで1時半から5時頃まで使用したのですが、何か換気装置が故障しているということで、ちょっと換気の状態が悪かったのです。それで、B会議室だけなのか、ちょっと確認はしませんでしたけれども、活動交流センター全体にそういう不具合があるとすれば、ちょっと問題だろうというふうに思ってきました。それでその後どうなったか確認はしていませんが、いわゆる指定管理者の施設運営の部分に関わってくる中身ですので、そういった不具合があった場合は、すぐやっぱり改善をすると。修繕する部分は修繕するというのでやっていかなければ、安心して使えない状況になっているのではないかというふうに思いますので、そういったことがそんなにはないかもしれませんが、今回の事象をちょっと感じた部分で、やっぱり指定管理者がそういった部分の配慮、当然そういうふうな義務もあるわけですが、そういったことについては何か聞き及んでいる部分はあるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 施設の不具合というような形のことにつきましては、その換気の部分、あとつい最近もちょっと暖房のほうは、やはりちょっと不具合があるということで、施設に関わる部分ですので、修理に関しては町のほうで行う予定で今手配をしている部分になります。その関係で、もしかすると換気の部分も不具合があったのかなと思っております。

今手配していますが、このコロナ禍の中で、換気はそれぞれの部屋で行っている部分もありますが、どうしても窓が開かないという場所もありますので、そういった部分に関しては、施設の維持管理のスタッフの中でうまく扉を開けるとか、そういった部分を行います。小破修理であれば、指定管理者が修理を行います。基本的に施設に不具合があった場合は、町で修理するというのがこのやはば一くの性質になっておりますので、備品とか、そういったものも町の備品という位置づけになっておりますので、そういう対応をこれから図っていきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 今聞いて分かりましたが、確かに暖房も効きが悪くて、寒いなという話がありました。たまたまオンラインの会議でしたので、休憩なかなか取れないという状態で、換気も一時的にはドアを開けたりはしましたけれども、窓が開きませんので、そういったことから、ちょっとやっぱり、実はこの東北沿線上各、一関から二戸のあたりまで集まってきたのです。それで、施設は立派だけれども、何だかおかしいなという話もあったので、やっぱり矢巾町としてのそういった管理に対する責任もありますので、他の市町村から見られてもちょっと胸を張って言えない部分もありますので、そういったのはやっぱり早急に直すところは直して、快適な状況で使ってもらおうということを心がけていく必要があるだろうというふうに思いますので、その辺はしっかりと対応していただきたい。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 答弁よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第96号 矢巾町活動交流センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第 97号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）
について

日程第14 議案第 98号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補
正予算（第4号）について

日程第15 議案第 99号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予

算（第3号）について

日程第16 議案第100号 令和2年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第2号）について

日程第17 議案第101号 令和2年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3
号）について

○議長（藤原由巳議員） お諮りします。

日程第13、議案第97号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）について、日程第14、
議案第98号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、日
程第15、議案第99号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、
日程第16、議案第100号 令和2年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につ
いて、日程第17、議案第101号 令和2年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について、
この補正予算5議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと
思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第97号から日程第17、議案第101号までの5議案については一括上
程することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました5会計の令和2年度補正予算につしまし
てご説明を申し上げます。

議案第97号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）について提案理由の説明を申
し上げます。

主な歳入につきましては、1款町税の個人町民税及び固定資産税、14款国庫支出金の障害
児入所給付費等負担金及び保育所運営費交付金、15款県支出金の国民健康保険基盤安定負担
金及び保育所運営費負担金、17款寄附金の一般寄附金、18款繰入金の財政調整基金繰入金を
増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、職員の新陳代謝等による人件費の補正のほか、2款総務
費の企画総務事業、3款民生費の国民健康保険事業特別会計繰出事業及び障害者自立支援事

業、障害児福祉事業、認定こども園施設型給付事業、4款衛生費の予防接種事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,044万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億7,972万8,000円とするものであります。

続きまして、議案第98号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、5款繰入金の一般会計繰入金、7款諸収入を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、4款保健事業費を減額補正し、5款基金積立金の財政調整基金積立金、7款諸支出金の償還金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,010万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,314万3,000円とするものであります。

続きまして、議案第99号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、1款介護保険料の第1号被保険者保険料及び4款国庫支出金の事務費補助金を増額補正するとともに、4款国庫支出金に保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金を新設補正するものであります。

次に、歳出につきましては、2款保険給付費の施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費、高額介護サービス費、4款基金積立金の介護給付費準備基金積立金などを増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,953万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,822万9,000円とするものであります。

続きまして、議案第100号 令和2年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、3款繰入金の一般会計繰入金を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、1款総務費の徴収費、2款広域連合納付金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ286万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,674万6,000円とするものであります。

続きまして、議案第101号 令和2年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。資本的収入及び支出のうち、支出の第1款資本的支出の建設改良費を2,840万2,000円を増額補正し、総額を5億8,503万9,000円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第97号から議案第101号までの5議案については、会議規則第39条の規定により予算決算常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算5議案につきましては、12月10日午前10時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、補正予算5議案につきましては、予算決算常任委員会において12月10日午前10時までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日2日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午前11時59分 散会

令和2年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第2号）

令和2年12月2日（水）午前10時開議

議事日程（第2号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	水本良則	君
総務課長 兼防災安全室	藤原道明	君	企画財政課長 兼未来戦略室	吉岡律司	君
税務課長	花立孝美	君	町民環境課長	吉田徹	君
福祉課長	浅沼圭美	君	健康長寿課長	村松徹	君

産業観光課長	佐藤健一君	道路住宅課長 兼まちづくり 推進室長	佐々木芳満君
文化スポーツ 課長	田村英典君	農業委員会 事務局長	高橋保君
上下水道課長	浅沼亨君	会計管理者 兼出納室長	佐々木智雄君
教育長	和田修君	学校教育課長	田中館和昭君
子ども課長	田村昭弘君	学校給食共同 調理場所長	村松康志君
農業委員会 会長	米倉孝一君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	議会事務局長 補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

午前10時00分 開議

- 議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
- 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

- 議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

- 議長（藤原由巳議員） 日程第1、一般質問を行います。
- 質問の通告がありますので、順次質問を許します。
- 9番、赤丸秀雄議員。
- 1問目の質問を許します。

（9番 赤丸秀雄議員 登壇）

- 9番（赤丸秀雄議員） 議席番号9番、一心会、赤丸秀雄です。
- 1問目の質問は、スクールバス導入による運行について伺います。今年11月から運行導入しました小学校のスクールバス運行について、以下の内容を伺います。
- 1、保護者からの調査結果、各学校の最終的利用者数は、どの程度になったか。また、当局が想定した朝晩の運行回数で対応は可能であるか伺います。
 - 2、説明では、スクールバスと従来の公共バス通学利用、どちらを選択することも可能であるということであったが、公共バス利用希望者は、どの程度の人数であったか伺います。
 - 3、通学路の距離が4キロ未満で歩道や夜間照明がないため、安全確保の上でスクールバス利用を希望する保護者からの要請はなかったか伺います。また、東小学校は、運行該当しないとのことだが、保護者調査を実施したのか伺います。
- 以上です。

- 議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

- 教育長（和田 修君） 9番、赤丸秀雄議員のスクールバス導入による運行についてのご質

間にお答えいたします。

1点目についてですが、対象地区の児童の保護者に対してスクールバス運行に係る利用意向調査を行った結果、徳田小学校25名、煙山小学校77名、不動小学校19名、合計121名の利用希望者となっております。

朝晩の運行回数につきましては、徳田小学校では、当初は朝晩共に2便を想定しておりましたが、利用希望者が少なかったため、登校時は1便のみ、下校時は学年の下校時刻に合わせて1便あるいは2便の運行回数となっております。煙山小学校では、利用希望者が多いことから、当初の想定どおり南昌方面及び流通センター方面の2路線共に登校時は2便、下校時は2便あるいは3便の運行回数となっております。不動小学校では、当初の想定どおり、登校時は1便のみ、下校時は学年の下校時刻に合わせて1便あるいは2便の運行回数となっております。

2点目についてですが、公共バス利用希望者数は、調査しておりませんが、遠距離通学費補助事業の対象児童でスクールバス利用を希望していない児童の人数は、徳田小学校4名、煙山小学校4名となっております。

3点目についてですが、煙山小学校区の保護者から吹奏楽部の活動後の帰り道は暗いため、可能であればスクールバスを利用したいという要望が1件ありました。また、矢巾東小学校においては、スクールバス運行の対象地区はないため、スクールバス運行に係る利用意向調査は行っておりませんが、今年6月に行ったスクールバス検討に係るニーズ調査は、町内の全ての小中学生の保護者に実施しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 何点かありますので、随時質問させていただきます。

まず、9月の全員協議会で説明があったときは、スクールバス希望の保護者は、小学校だけで475人、実際に運行した対象児童は、今答弁にありましたように121人とのこと。この大幅な差は、距離規定でカットしたものであるのでしょうか。また、どのような理由で調整ができたものでありますのでしょうか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、6月に行ったニーズ調査のときには、スクールバスをもし導入したら、利用します

かということでアンケートを行っておりますので、今議員おっしゃったとおり、スクールバスがあれば、希望したいというのでお答えは多かったのですが、それで今回対象地区を4キロ以上あるいは学校からの半径2キロ以上の中で、こちらのほうである程度地域を指定したということで、当然それ以外の部分の方々にも希望した方はいらっしゃるかと思いますが、どうしても今回実施するに当たって、そのように範囲を決めさせていただきましたので、そこで差が出てきたものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 2点目の部分であります。8名の方は、まだ公共交通を利用とありますが、定期の都合でしょうか、今運行して10日ぐらいたつのですが、夕方見ていると、煙山保育園前に十五、六人がたむろしているような状況、そういう方もいるので、質問させていただきました。

質問の内容は、町内の道路は、道路整備が整っていないところが多く、防犯灯の数も全くと少ないです。このような状況では、保護者も安心して安全通学を望めないと考えるが、当局は、試行実施、今回の運行を踏まえて、今後どのようなスクールバス運行をする予定であるか、その辺お考えがあれば、伺います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

やはり今回初めて小学校の中でやってみたわけですけれども、導入する前にPTAの方々ともいろいろ話をした中で、やはり今回は小学校、まずは最初に始めるに当たって、ここはやむを得ないといえますか、まずそうだろうと。この次に関しては、例えば中学生になると、冬期間、小学生に比べてクラブの帰りが遅いものですから、当然暗い時間に帰るといふことであれば、中学生のほうにも広げてほしいとお話、打合せの中でありましたので、やはり今後はそういうところを踏まえて、このスクールバスの導入に関して考えていかなければならないなと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 私は、住んでいるところが煙山小学校エリアということで、煙山小

学校の部分しか多くは分かりませんが、まず歩道があって、それなりに300メートル、200メートルに1か所街路灯もしくは防犯灯があるところはよろしいのですが、それ以外のところについては、やはり秋の夜長にもなって暗くて困るというお話が、私3月まで小学校に行く機会、多かったものですから、その辺要望されておりました。

そういった意味で、今回12月広報に掲載されておりますスクールバスのエリア等について、ここの部分でちょっと質問させていただきます。煙山小学校エリアでは、城内や南煙山、上赤林は、一部という形、広宮沢の1区も一部はありますが、このようなところ。それから、不動小学校エリアでは、白沢の一部でも当然2キロ以上もしくは3キロぐらいあるところのエリアも考えられますが、その辺の運行は、今回調査結果もしくは学校、保護者間の中、そこに指導に入った教育委員会として、何か要望等なかったでしょうか、その辺伺います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

細かい部分での要望ということは、なかなか学校とは直接した中でもなかったわけですが、やはり我々考える中で、きっちりと例えば何キロというふうに、家で何キロというのは、なかなか保護者の方にも分かりづらいなということで、分かりやすいところで大きめの道路を堺にして、このエリアというのを区切ったほうが、やはりご理解いただけるのではないかなと思って、今回は2キロの線きっちりというよりは、大体そのラインに沿った大きい道路を目印にしてエリアを選定したところでございます。これもやはり導入するに当たって、以前にもご説明しましたけれども、今月また1か月利用してみても保護者アンケートを改めて取りたいと思っていましたので、そういったのも参考にしながら今後運行エリアとかを検討する上での参考にしたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） ぜひ調査という部分、再度されるということなので、その中にちょっと1点だけ付け加えさせていただければ、今回例えば3キロで区切ってこことかといった場合、今までどちらかというところ、行政区単位に子ども会単位とか、そういう形で朝とかは特に通学していたと思うのです。ところが、私のところは1.8キロで、今まで一緒に通学していた子供が2.5キロ以上あるから、その人は該当して、こっちは該当しない。今まで仲よく通学していたのだけれども、それができなくなった。そういうところの部分が、規定は

規定としてあるのでしょうか、保護者からはっきり言えば、やっかみ的な部分が出るかと思うのです。その辺の配慮もぜひ考慮して、2キロ以内をどうのこうのというのではなく、やっぱり2キロ以上を考慮すると、前も説明されていたので、その辺も柔軟に調査のほうに入れていただきたいなと思います。

次の質問は、今回早めの導入だったので、我々も9月に説明を受けたのですが、ある自治会から地元説明会はやらないのかという部分が上がっております。特に、南昌エリアについては、7年前に路線バスが廃止され、通学に大変苦慮されて、県交通さんとも交渉しながらやっと今の路線を確保できたという部分があったと聞いております。また、町では、教育振興運動を重視して、また矢巾型コミュニティ・スクール構想では、地域住民との連携が最も重要というような形をお話しされておりますが、こういった部分について地元説明がないままにやられたということで、私のところにも何件か、議員分かっているのかという部分のお叱りも受けていますし、そういう話って急に決まるものなのという問合せもありました。そういったところの配慮が、今回ちょっと私自身も疑問視していますが、私としては、早く試行運行していただいて助かっていますが、その辺の部分の説明が足りなかったのではないかと思います、その辺についてのお考えを伺います。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 私のほうからご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、地域の方々への説明が不足だったのではないかと。そのとおりでと思います。ただ、こちらのほう調査運行ということで、とにかく早めにアンケートも取りました。その後意向調査もしましたということで、早めに運行調査をして、そしてその上でということもありました。ただ、これは地域の方々の思いもありますし、先ほども議員お話しのとおり、公共交通のほうの、そちらとの調整もあります。そういうことも含めて、私が直接伺っているいろんな形でこれからも調整をしながら、地域の方にも説明をし、この運行調査の中で1か月後、2か月後のところで開催できるように努力してまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） ぜひそのような進め方をお願いしたいものです。

次に、ちょっと確認しておきたいのですが、運行バスについて、町の保有のマイクロバス、それから足りない部分はレンタルの内容で運行を開始するという説明でありましたが、今そ

の辺の状況はどのような形ですか、ちょっと確認してから次の質問をしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今4路線ということで、4台で運行しているわけでございますけれども、今総務課、それから健康長寿課で保有しているバスが、まず基本的に空いているときは、スクールバスで使わせていただいております、プラス2台は、常時レンタルで対応しております。

なお、総務課とか、健康長寿課のバスが他の行事で埋まっている場合は、さらに単発にはなりませんけれども、レンタルのバスで対応するというふうにしております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） それでは伺いますが、町のバスについては、当然運転手を、ドライバーさんを確保しているというふうに踏まえておりますが、このレンタルについては、あくまでも車を借りた形の運行で、例えば通常は2台借りていますが、4台になったときには、町の2台も、借りた2台も、トータル的にはドライバーは全部町で確保した方でしょうか、その辺ちょっと確認します。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

そのとおり、ドライバーは町で雇用している運転手をお願いしております、今総務課におります4名のドライバーを交代で2台。それから、健康長寿課1名と、あと当課で3名のドライバーを4人で交代で2台というふうな形で対応しております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） この項の最後の質問になるかと思いますが。説明のときに、他の議員からドライバーさんの教育関係は大丈夫かという部分とか、それから今話を聞いた部分では、4台の運行に対して6人のドライバーを確保しているような話でお聞きしました。当日ドライバーさんに不都合があったときの対応と、それからレンタカーについては、多分新しい形だからいいと思いますが、町保有の2台について、当然補助席にもシートベルトとか、それからドライブレコーダーとか、その辺が装備されていて安全上問題ないのか。そのドライバ

一に関する部分、車に関する部分についてお答えをお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目ですけれども、安全教育という部分では、今回運行始まる前に、紫波警察署の交通課長においでいただきまして、安全教育ということで全ドライバーで講義を受けたところでございますし、当然それぞれのドライバーの免許持っておりますけれども、その中で当然プロ意識を持ってやっておりますところでございます。

それから、もし例えば何かあった場合、例えば体調不良とか何かあった場合の対応でございますけれども、全部で8人で回しておりますので、今我々想定しているのは、やはり朝体調不良とかでどうしても急に出勤できないといった場合は、ほかのドライバーに連絡を取る体制を取っておりますし、ほかに例えば事故が起きた場合のことなのですけれども、そのときはどういうふうに、すぐ連絡をしなければならないかということも、各バスに連絡網とか、緊急時の対応ということで、こちらのほうでマニュアルを備え付けて対応しているところでございます。

あとバスの装備の部分でございますけれども、町保有のバスには、それぞれドライブレコーダー等ついております。それから、シートベルトもついておりますし、レンタカーに関しては、シートベルトは当然ついてはいるのですけれども、ドライブレコーダーはついておりませんので、レンタカーだけにはドライブレコーダーがないという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） すみません1点だけちょっと確認させてください。

朝早い運行なのですが、これのドライバーさんの管理、通常であれば運行管理者、その辺の配置とか、ないと思いますが、2種免許ある方等については、ちゃんと前日飲んだお酒、アルコール分が残っていないとか、そういうところもチェックするのですが、その辺の朝の運行管理についてはどのようになっているか確認して終わります。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

そうですね、やはり早い方だと、もう6時過ぎぐらいの出勤ということでございます。最初の1週間は、我々の課の職員も朝バスに搭乗しておりましたので、一緒にやっております

たが、一応2週目からは、朝はうちの課の職員と一緒に搭乗しておりません。ドライバーの中には、お酒をそもそも飲まないという方もおりますが、飲酒の部分をちょっと今すぐに機械でチェックとかということはやっておりませんが、そこは当然子どもたちを乗せるという重要な、安全な大事な職務でございますので、そこは徹底してまいりたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 最後に補足をさせていただきます。議員の質問の中に、このスクールバスの導入については、子どもたちの安心、安全な通学ということ、それは例えば街灯、それから防犯灯のないところというふうなことも町として取り組まなければいけないけれども、その中の選択肢の一つとして、方法の一つとして、ではスクールバスをとということで始めたわけです。その始めたけれども、いろんな課題がございます。先ほど申し上げたように、地域の方との協力、そこが足りなかったのではないかとか、あるいは公共交通機関とのその連携はどうなのだということもあると思います。公共交通機関のほうは商売ですので、例えば私たちがスクールバスをやれば、その機関は運休するということも出てくると思います。実際県交通さんのほうから、16時10分、煙山保育園の前を通過するバスについては、運休するという通知がありました。これは、12月7日から、スクールバスでそれが補填されているからです。ただ、このスクールバスもどの時期、通年できるのか、できないのか。保護者の方々の希望は、暗いところを子どもたちが帰るのは、それはやっぱり駄目なのではないかということでしたので、私たちの考えとしては、この冬期間だけの運行で考えていきたい。ただ、これもいろんな運行の調査をして、そして保護者の願いも含めて、あとは地域の方々との連携、協議も含めて決定してまいりたい。そして、報告をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 2問目の質問は、ふるさと納税の活用策と取組強化についてです。

矢巾町を応援してくれるためにご寄附いただくふるさと納税を町民が身近に感じ、感謝する気持ちになる事業や返礼品に心に残るものを加えて、リピーターを増やす工夫が必要と考えることから、以下について伺います。

1、返礼品運用を全国的にルールが明確になった現在、運用経費が高いポータルサイト運用に委託する必要が薄れたと思われるが、当局はそのことをどう考えているか伺います。

2、納税額やリピーターを増やす工夫にどのような取組を行っているか、具体策を伺います。

3、応援いただいたふるさと納税を年度末に何に使ったか、歳出に案分する方法で事業利用した内容を決算報告で明示しています。年度ごと寄附を基金として積み立てて、翌年度の必要事業に目に見える形で活用する考えがあるか伺います。

4、ふるさと納税に係る町職員、臨時雇用の方も含めての稼働が年間どの程度発生して費やしているのか伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ふるさと納税の活用策と取組強化についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、矢巾町は現在7つのポータルサイトにふるさと納税を委託しており、寄附者の約99%がポータルサイトを經由しての寄附となっております。そのため、ポータルサイトへの委託をやめることは、寄附者の目に留まる機会が減ることであり、必要性が薄れたとは考えておらないところであります。

2点目についてですが、具体的な取組として、返礼品へのお礼状の同封があります。単に返礼品を送付するだけではなく、お礼状を添えることで寄附されている方々への感謝の念を伝えております。また、メールマガジンの送信にも取り組んでおるところであります。以前に、矢巾町にご寄附をいただいた方々に対し、新しい返礼品の紹介や季節に合わせた内容のメールを送信し、矢巾町を思い出していただけるようにしております。広告や宣伝の規制が厳しい中ではありますが、納税額やリピーターを増やすために、今後も工夫を重ねてまいります。

3点目についてですが、現在の矢巾町の財政状況では、ふるさと納税を経常経費の財源と

しなければならない状況であります。しかしながら、議員ご提案のように、目に見えるような形で活用することも必要と考えていることから、基金の創設については、今後検討をしてまいります。

4点目についてですが、ふるさと納税業務には、昨年度正職員2名、会計年度任用職員2名が携わりました。なお、年末年始の繁忙期には、未来戦略室の職員が休日を問わず対応しているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 私は、ふるさと納税関連の質問が今回で4度目でありまして、初めに質問したときの平成28年度のふるさと納税は、約330万円ほどであって、その前の年がたしか210万円ほどであった状況でした。そこで町民の雇用確保と返礼品に町産品拡大が図られるよう提言を行いました。そのときの金額を二桁ぐらい違うのではないですかと言った記憶が今でも残っております。

その後、町担当者の知恵出しと努力により、昨年は4億2,000万円、一昨年は16億5,000万円を超えました。しかし、手元に実際残る金額は16億5,000万円のときは28%の約4億6,000万円、ということは72%はポータルサイトとか返礼品に消えているという状況であります。しかし、手元に実際残る金額はそのような形で、昨年の4億2,000万円のときは、総務省の指導もあり、49%の約2億円でありました。せっかく努力していただいたふるさと納税が町財政に反映できる実際の金額が半分以下です。

そのときの答弁は、我々は後発の取組であります。後発隊でありますから、運営経費や返礼還元率を上げてでも強化する必要があるという内容でした。今回は、99%を経由するポータルサイトの運用をやめることはできないと答弁。それは、私も同じであります。ただ、私は、ポータルサイト運営をやめろと言っているわけではなく、町の独自ホームページを立ち上げて、運営経費を削減できないかと提言したいわけであります。庁内でもホームページ作成、運営に長けている方、特に町内在住の退職者への有償での協力依頼や活用を行えばよいと考えております。仮に4億円の経費、それよりは当然落ちるかと考えられますが、半分の2億円でも10%であれば2,000万円、2,000万円でそのような運営は、私は可能であると考えております。

そういう観点から、やっぱり年間目標をきっちり決めて、それをどのように取り組めばい

いのか、そのようなことを考えれば、おのずと町内もしくは県内での運用も可能と思います。それについての考えについて伺います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

まず、赤丸議員におかれましては、これまでもふるさと納税に関しまして様々のご提言をいただき、本当にありがとうございます。議員のご提言により、私たちも様々なことに気づかせていただきながら取り組んでまいりました。今のまず問いに対してお答えしたいと思えますけれども、まず、年間の目標を持っているかどうかということですが、ふるさと納税につきましては、1年間のうちどのような形で寄附が伸びていくのかといったことについては、おおよそもうトレンドができております。それに向かって私たちは、各事業者様方と勉強会を繰り返したり、新しく新規で返礼品を提供してくれないかということで地元の事業者さんの様々な開拓を行っております。そういった意味では、年間の目標を、言葉は悪いのですが、あまり特産物がないという中で、これだけの金額を確保できているのは、そういった私どもだけではなく、事業者さんの協力があるからこそ実現できているのかなと思っております。ただ、年間の目標管理が甘いというのであれば、さらに私たちも議員のご提言をいただきながら工夫をしてまいりたいと思えます。

また、もう一点ご提言ございました町独自のポータルサイトを設けることによって、一般の大手ポータルサイトに依存しない形で収益を増やしたほうがいいのかというようなお話をいただいております。実は、楽天とやっております、こちらはローカルブランディング事業の中で町独自のホームページを立ち上げているところでございます。地域商社がその運営を現在も同様の形で行っております。それは直接ふるさと納税という形では、公式には行っているものではございませんが、実はそういったところの中には、ほとんど売れないというのが現状でございます。そういったことを鑑みますと、私どもやはりそのようなことがどうかというのは、様々検討してまいりました。多くの自治体で最初そういうことをやろうと思ったのですが、今は、そこに係る運営経費のほうがはるかに高いということで撤退しております。大手というか、全国の上位を占めている事業者の中でも撤退をしているというのが現状でございます。

そうした中で、私たちがこれからできるといったことの中では、ポータルサイトの中でいかに存在感を発揮していくのかというようなことを、ちょっとこれ上限で議員ご承知のとおり5割というルールがございます。その中で広告に係る経費というものも返礼品に要する業

務ということで決まっているものでありますから、あとは自治体の職員の熱量といったようなところが問われてくるのかなと思っています。ありがたいことに私どもの若手職員が非常にポータルサイト側と一生懸命頑張ってくれて、先日無償でポータルサイトの中で取り上げていただき、そしてそれが報道番組の中で紹介され、そこで一気に寄附が伸びるというようなこともございます。

私どもといたしましては、議員ご提言いただきましたようなことは、引き続き研究してまいります。また、ルールが変わったら、変わる前にもアンテナを高くして情報収集などを行いながら努めてまいりたいと思います。そのような形でやっておりますので、ご理解いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 担当課長のほうでもその辺は認識されているようで、私も最後の言葉、自治体職員の熱意、この辺は何を調べても、やっぱりそこに行き着くのかなと、やる気があれば、少しはカバーできるみたいです。それで、ポータルサイトについては、これ以上議論しても、やった途端に9割も減ったと言われても、私も勉強不足なので、もう少し勉強もしながら再度お話しさせていただきますが、まず元年度の決算報告、3か月前にありました。そのとき、事前質問に出ております。どういう方が矢巾を応援してくれているのかという部分を見ますと、大都市圏の方々が上位7位まで占めております。そういう状況で、いろいろなポータルサイトの内容とか、自治体の取組内容を見ていますと、やっぱり返礼品にも総務省の指導も入っている関係で、ふるさと納税する方自身も意識が変わってきております。

例えば返礼品に品物ばかりではないと、今言った大都市圏の方は、ふるさとのない方おります。ふるさとがないというか、結局はっきり言えば東京都内から出たことがないとか、そういう方がふるさとがないというような話になりますが、そういう方への返礼品を考えたらどうかということで、例えば町の夏祭りへのご招待とか、この前行った矢巾町の音楽祭のご招待、あれは私も並んでチケットをゲットして聞きましたが、価値あるものでした。ああいう部分をやっぱり返礼品にご招待するとか。それから、矢巾町出身で首都圏に住んでいて、もう年もいって、親もいないから、なかなか実家に帰られないという方を、そういうところにご招待しながら墓参りをしてもらうとか、矢巾町には、ホテルも建ちました。結構いいホテルです。そういうところも活用しながら、そういう返礼品を望む意向が多くなっています。

それから、農産物が特に今年はコロナ禍という影響もありまして好評なようです。それも大根をどっと送られても困ります。そうではなく、定期便で野菜をセットにして、4回、5回に分けてやるような返礼が喜ばれているとか、米もそうです。米も人気あります。一頃は徳田米といったら全国的に有名なお米でした。そういうおいしいものもあります。ただ、これをいっぱい寄附してもらったからといって、20キロどっと送られても、都会には収納場所がないのです。5キロごとに送ってあげるとか、人数見合いで分割返礼するとか、その辺も考慮すれば、やっぱり心のこもったものとして受け止められて、リピーターになると思いますが、その辺は考えたことがあるでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

まず、第1点目です。まず、ふるさと納税を通しまして私たちはまず矢巾町をPRしながら応援していただくということが大前提でございまして、最終的には矢巾町に来て住んでいただきたいなと思うようなところもございまして。そういった意味では、定住人口の確保にやがてつながるといふ形になろうかと思っておりますけれども、それが人口でいいますと、交流人口と関係人口といったところの中で、多くはふるさと納税は関係人口として捉えられているところがございます。

議員ご指摘のとおり、第1点目でございますけれども、まさしくそのとおりだと思っております。私どものほうでは、町内ホテルと協議を行いまして、町内に来ていただいて、町内のものを食べていただいて、そしてイベントに参加してもらおうといったようなものにつきましては、検討しております。このホテルに予約という場合、町内のホテルは結構客室数が多いホテルがございますので、空きがございますので、若干の調整は可能なのですが、そのイベントと合わせてちょうどとかという難しさはあるのですけれども、どのような形で予約を受け付けながらできるのかというのは、検討しておりますので、こちらのほうについては、早い段階で実現をしたいなと思っております。

また、医大の関係なんかでは、医療ツーリズムといったような形で、今度対がん協会さんなんかもできますので、そこで健康診断をしながら矢巾町に滞在していただいて、おいしいものを食べていただくというような形での取組なども今後展開していきたいなというふうに考えているところでございます。

2点目でございます。こちら2点目につきましても、まさしく赤丸議員ご指摘のとおりだと思います。東京の方々に、例えば30キロのお米をいきなり送っても、こちらにつきまして

は、なかなか置くところもないし、収納する場所がないので、ちょっと敬遠されがちだよねというふうな話は、全くごもっともな話で、農産物に関する定期便というものが人気だというのは、事実でございます。そういった中で、私たちそういったところもうちょっと工夫していかなければいけないなと思っております、今後米なんかにつきましても小分けのものを既に実施はしておりますけれども、もっと多くの方に使っていただけるような返礼品の構築なども進めているところでございますので、私ども来年はこの農産物に力を入れながら、特に主力であります米みたいなところに力を入れていきたいなと考えているところでございまして、議員ご提言のようなことをしっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） ぜひ矢巾町には、家電メーカーも今はございませんし、特徴あるものと言えば、農産物とか、そちらのほうになるかと思っておりますので、ぜひご検討をいただきたいなと思います。

質問ですが、基金としての活用をぜひお願いしたいというのは、皆さん作った資料だから、改めて見せる必要もないのですが、今回予算執行に関する報告書の一番後ろに元年度のふるさと納税4億2,114万5,000円の内訳がありますが、これを何項目ですか、40項目ぐらい使ったような形で上げておまして、本当にお金もらっても、何に使ったか分からないと。町民も今年は随分もらったようだけれども、16億円も何に使うのだべと勘違いされている方もいるくらいですから、そういう形でなく、やっぱり基金として積み立てて、次の予算の次の年の予算に予算編成したら、こういうもの足りないよね、例えば今年の春であれば、小学校が頑張って全国大会に出ているのだけれども、楽器が足りないですねとか、それから議員のほうから生活道路整備の積滞何ぼありますかと言ったら、70件もあります。何年前からですか、古いのは10年以上もたっていますみたいな、そういう話をする。また、今はコロナ禍でICT教育の充実という部分である程度国の助成を使いながら今回はタブレット全員分をご用意いただける形で進めていますが、端末はそれでいいのです。それ以外の部分でお金がかかるのはいっぱいあるのです。そういうところに目に見えて、こういうものに使ったとかという部分が、やっぱり見えるような形だと町民も、ああふるさと納税ってありがたいなというような認識も持つと思います。

ですから、ぜひこの3月でふるさと納税を締めて、その後結果的に使わないであったのだ

けれども、9月の決算期にそういう形で3月末までの金額を計上するような形など、やっぱりここが必要だという部分に使えば、町民もありがたみが倍増するのではないかと思いますので、その辺について考えをちょっとお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） ご意見ありがとうございます。私も赤丸議員と全く同じ考えでございまして、町長の答弁ではないのですけれども、本当にそう思っています。ゆくゆくは、こちらにつきましては、基金化をしていくような形でしていきたいなというふうに考えております。やはりふるさと納税上位の寄附をいただいている各自治体の例を見ますと、きちんと議員ご指摘のとおり基金化して、それを目に見える形で運用しているところでございます。

残念ながら、若干今私どものほうでは、財政の経常比率が、収支比率が高めでございまして、なかなかいただいた部分につきまして後づけの充当という形になっているような形にはなっているのですが、ゆくゆくは金額を、皆さんに応援していただく形をふるさと納税だけというのでは無理ですので、例えばローカルブランディングであるとか、これは企画財政課だけではできませんので、商工部門あるいは福祉といった部分についても、今様々応援してもらえるという形での寄贈数がございます。矢巾町総力を挙げて矢巾町の魅力発信に努めながら、そういった形にできるだけ持っていきたいと思っています。最終的にここ何年かは、このような形にはなろうかと思っておりますので、私たちそういう覚悟でやっておりますので、ぜひご理解いただければと思っておりますし、今後ともご指導、ご支援、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） この項目最後ですが、私の愚痴とも提案とも取れないようなことを今お話ししましたが、町長からこれについて所感があれば、一言お伺いして最後の質問とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、今赤丸秀雄議員のご質問は、まさにそのとおりでございます。そこで、今矢巾町の財政も非常に厳しい状況になって、ふるさと納税も私が平成27年就任したときに取り組んでおったというか、これを早く立ち上げなければ

ならないということでスタートしたのです。もう赤丸議員もご存じのとおり、ふるさと納税は、平成20年度からスタートしているわけです。それで、そのときから取り組んでおれば、基金の創設なんかもやって、いろんな町の大型事業とか、そういうふうなものにも、いわゆる財源として充てることができる。

それで、今赤丸秀雄議員のご質問の中で、私は返礼品で競うふるさと納税も大事なのですが、先ほど赤丸議員もお話しされた、私がこれからそういう競い合うふるさと納税から、できればみんなで力を合わせて安心や喜び、幸せ、そういったことが実感できるような心のふるさと納税ができないのかなと。今うちの吉岡課長のほうからも医療のことについてもお話があったのですが、矢巾町には農業とか、商工業、そういった営み、それから例えば豊かな自然環境、そして先ほど音楽の話があったのですが、先人からの芸術文化とか、いろいろな地域での価値観のあるものがたくさんあるわけでございます。そういったものを今後発信できるように考えていきたいなということで、今考えているのは、物のふるさと納税から心のふるさと納税の転換をして、シフトしていくことが大事ではないのかなと。それがこれから魅力ある矢巾町のまちづくりになるのではないかなと理解しておるところでございます。そういったことで、今後当局も議会もみんなで力を合わせてふるさと納税に取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。よろしいですか。

それでは、時間も大分経過してございますし、ちょうど質問の区切りのいいときでもございますので、ここで暫時休憩をしたいと思います。

再開を11時5分に再開をいたしますので、よろしく申し上げます。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、休憩前に引き続き、再開しまして、3問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 3問目の質問は、予約型乗合バスのさらなる利便性を望む運行について伺います。

従前より高齢者世帯や運転免許のない町民の方中心の移動手段に予約型乗合バス利用を推進して、病気治療の通院や買い物などによる健康維持の継続を推奨しておりますが、一向に

町民の足というにはほど遠い利用状況でありますので、以下の内容について伺います。

1、町は、町民ニーズを把握して改善に努めていると答弁しているが、試行運行から1年6か月が経過し、利用者数は月平均70人前後、運行便数が1日当たり1.8回、3.1人の利用であります。この利用状況をどう捉えているか伺います。

2、停留所を町内297か所設定してあるようですが、登録制にして利用する方の自宅前町道に停留所を移設して、利用の利便性を確保する考えがあるか伺います。

3、町は、これまで道路運送法第4条や21条があるためにドア・ツー・ドアが困難であると答弁しておりました。利用者本位の利便性を考えるのであれば、登録制、利用目的、利用会社の共用等として配布条件設定の上、タクシーチケット運行とする考えがあるか伺います。

4、高齢者の外出による健康維持、高齢者は外出自体が運動でありますので、その観点から町の施設へのイベントや講話、研修などに予約型乗合バスの利用を推進する考えがあるか伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 予約型乗合バスのさらなる利便性を望む運行についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、予約型乗合バスは、7月の運行内容の見直し以降、利用者が以前より増えている状況となっております。これは、アンケートやヒアリング等で集めた町民の皆さんの声を地域公共交通会議で協議を重ね、反映したものであり、地域の公共交通ネットワークを確保できているものと考えておるところであります。

2点目についてですが、7月の運行内容の見直しの際に、地域の乗降、いわゆる乗り降りする場所の制度を導入いたしました。コミュニティからの要望に基づく乗降場所の設定であり、現在14のコミュニティの要望により32か所設定しております。今後もこの制度は、継続していくことから、乗降場所の移設は考えておらないところあります。

3点目についてですが、予約型乗合バスの利用を登録制や利用目的で限定すると、誰もが利用できる公共交通としての本来の目的が失われると考えられます。また、チケット制は、利用者の申請事務や事業者の精算事務等で手続きが煩雑になることも予想されます。さらに、チケット制は回数制限であり、利用の制限にもつながるおそれがあります。これらのことから、タクシーチケットでの運行は考えておらないところあります。

4点目についてですが、予約型乗合バスは、運行日や運行時間に制限がありますが、町内

の運行であれば、誰でも利用できる交通サービスであります。そのために特定のイベント等の交通手段として予約型乗合バスを推進する考えはありませんが、多くの方にこの交通サービスが認知されるようPRを続けてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 9月も質問させていただきまして、あまり代わり映えのない答弁で少々がっかりしておるのが実情であります。そこで私も9月に自分に宿題を課して少し勉強してきますと言っていたので、その辺をちょっとお話しさせていただきます。

まず、デマンド型交通の低調な運行には、2つの大きな要因があると言われていています。利用する方への周知の徹底であります。町では、広報、やはラヂ！、ホームページ、説明会開催、説明会開催は、夜間。それから、町内を何か所かに区切った、3、5か所に区切った説明会程度であります。これでは、まず周知ならないということであります。予約時の連絡と対応の仕方が2つ目にあります。これは、高齢者は、携帯電話を誰もが使いこなせると限らない、それから所有していない方もおります。この辺がどうしても当局の若い課長さん方では、理解しがたいところかと思えます。そして、いつの便を予約、どこで待つ、どこで乗る、どこまで乗るの一連の連絡をスムーズにできないのです、お年寄りには。そういうのができる町長のように若い方はいいかと思えますが、やっぱり本当に車の運転できない方というのは、どちらかというとも80近い、80を超えた方に多いのです。

まず、高齢者は停留所まで距離が300メートル程度が限界と言われております。全部、全部とは言いません。帰りは買い物して荷物があれば、そんなものでしょうと考えていただければいいと思います。このことが利用率向上とならない。それから、運行が尻つぼみになっていって、もしくは廃止になるような要因であるようです。

デマンド型交通の運行、運用エリアにも問題あります。どこにでも適用できるというものではございません。前も私話しましたが、中規模都市、およそ20万人以上、いわゆる県庁所在地等の都市の隣接エリアは、運行する場合は、地域限定とか、目的を明確とした対象者を選定した運行でないと、成功事例がないようです。私もインターネットを駆使して、ある程度見ましたが、どこでもうまくいっていない。直接電話かけた自治体もあります。でも、紹介できるような内容ではございませんなんて断られるところが多かったです。何ぼも聞いたわけでもいなくても、そういう状況です。

私は、このような状況であることを改めて学びましたので、本町の乗合バス導入の目的を再度確認した上で、当局とベクトルを合わせた上で、この誰もが利用しやすいように改善に努めたいと思っております。ですので、まず町では、導入の第一義は何であったでしょうか。また、医大附属病院が開業して1年以上たち、町の人々の動流が変化しております。その辺も踏まえて、本町のデマンド型交通をどのようにすべきと思っているのかまず伺います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） ご質問ありがとうございます。お答えいたします。

まず、赤丸議員におかれましては、様々な研究をなさってきたということで、私どもも分析しますと、同様の考えを持っているところでございます。まず、私ども地域公共交通網形成計画の中で目指している姿というのは、以前から問題になっておりましたさわやか号の利用率は、非常に低調であるということと、利用実態に即していないということがありました。そして、大回りであることゆえに、とても不便だということを改善するために、まず周辺部の交通の不便地域、こちらの方々をデマンド交通で中心市街地に誘導し、その中で循環バスなどを使いながら人の足、動きを確保していくというのがそもそもの流れでございます。これは、今の現状を見ているだけではなく、例えば今後さらに人口が、矢巾町の場合は3万人を目指しておりますが、行く行くは人口が減った中で、周辺地域の交通の不便地域を確保しつつ、今後中心市街地、この中の免許返納が進んでいった場合の中心市街地の循環バスは、それぞれ新たな意味を持つという形で私どもはこの公共交通網形成計画のほうを作らせていただいております。

議員からせっかくベクトルを合わせてというようなお話がございましたので、私どもでどのように考えているのかということをお答えをさせていただきたいと思うのですが、一向になかなか町民の足としてほど遠い状況であるというのは、現状を考えれば、そのようなことなのかなと思っております。私もアウトリーチ手法といって、聞き取り調査を行いまして、約70名ぐらいの方々から実際に使っていない方から、どうして使わないのかというのを聞いてみました。そうしましたところ、まずデマンド型交通、予約型乗合バスって知っているという話をしたら、ああそういうのがあるというのは何となく知っていると、何となく知っているということで、その次に使ったことがありますか。使ったことはないです。どうして使わないのですかと言ったら、ほかに交通手段があるから。要は、聞いた70名のほどの方々につきましては、現段階では自分が車を持っている、あるいは家族が送迎可能

というような形で、持っている状況では、周知をしても、実際の利用につながっていないのではないかなという現状があるのではないかなと思っております。

したがいまして、この公共交通網を少し軸足の長い面で見なければいけないのかなと思っ
ているところがございますし、あとただそうはいえ、議会の調査特別委員会から、これま
でも様々な意見もいただいております。そして、赤丸議員はじめ議員各位から様々なご意見を
いただいております。私としても非常に重く受け止めております。これまでも若干その意
見に近づけるように努力してきたところなのですが、そこでどうして、改めて沿った形にな
らないのかというのをもう一つ立ち返って考えていかなければならないなと思っ
ているところがございます。

例えば、今日今回の議員の質問からもありましたように、許可の話出てきます。道路運送
法や地域公共交通網形成計画、これにつきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関す
る法律というものに規定されております。いずれも個別法という流れになっておまして、
それらは全て基本法であります交通政策基本法に基づいて法体系が整備されているところ
でございます。基本法において、ここが問題なのですけれども、基本法においては、交通は
国民の日常生活及び社会の基盤であり、その機能確保及び向上を図られなければならないと
しておまして、すなわち私たちが今議論している議論の中では、交通弱者ということでは
なくて、交通全般の保護、育成と向上を考えているというところが大きなところで違っ
ているというふうに認識しております。

ですので、例えば議員おっしゃるとおり、もっと町民目線に寄り添った形で運行の見直し
をしたほうがいいのではないかな。私もそのとおりでと思います。しかしながら、交通体系の
中で言えば、例えばここでは交通不便地域はあっても、公共交通網空白地帯はないですし、
様々な事業者、タクシー事業者が町内で営業しておりますし、県交通も営業している、その
中で、例えばドア・ツー・ドアを実現しようとするすと、そこに税金を投入して行うとい
うことにつきましては、事業者の保護、育成という観点からは、そこを阻害してしまうとい
うことです。長期に見れば、そういった公共交通が失われるということは、非常に公共交通網
全体で考えると損失という立場からこのような法体系の中で議論しておりますので、調査特
別委員会の議員からこれまでもいただいた意見につきましては、そうした根本的な法体系の
中で議論しているところがちょっと違っていたのかな、そこが私どものいつもなかなか満額
回答にならない答弁の歯がゆさなのかなというふうに思っております。調査特別委員会か
らのご意見や議員のご意見を賜りまして、交通弱者の移動を考えている分につきましては、

この公共交通の体系の中で現状を満額回答するという事は、むしろ無理なのかなというふうに今思っております。

ベクトルを合わせるという視点では、公共交通の中ではなく、ターゲットを絞ってというお話がありましたけれども、ターゲットを絞るというのであれば、福祉政策の中で、例えば現在もタクシー券なんかをお配りしておりますし、福祉輸送などといったところを総力を挙げて、そういう視点の中でそういう方々の交通を確保していくというのが現段階では可能なことなのかなと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 法律の話をするれば、そのとおりでございまして、私も認識しております。ただ、全国では、その法律を解釈の仕方です許可をもらい、そして確かに地域交通会議の中で討議をしたという部分があります。矢巾町の場合は、タクシー会社が23社ありますが、実際に矢巾町の、例えば駅東口にタクシー会社が駐車するスペース、これは有料なのですが、そこに登録しているのは6社です。だから、6社の協力があれば、ほかのところは私は協力してくれると思うのです。それを6社を1社に絞るから協力してもらえないのかなというのがまず1つ。これについては、答弁は要りませんが、そういうことも考える必要があると。もう今日はコロナ禍でちょっと自主的な時間をいつもより5分短くという形を言われておりますので、ちょっと要所だけ話させていただきます。

まずインターネットを検索して見ましたら、矢巾町のデマンド型交通の運用の画像、映像がトップに出ています。これは、すごくよかったなと思っておりますが、上げていることを議員の何人が知っているのかという話。せめてこういうこともやっていますよとPRしてくれれば、私もあまり強く言わないかもしれないし、とにかくこの画像を作った本人は分かっているからあれですけども、藤岡さんが公民館前から保養センターに行き、その時間帯に駅西口のお客様が岩清水の自治公民館へ行くという設定の部分で、当然電話対応はすべき、受けるほうも当然、すごく理想な形でいいなと思っておりました。それが画像の一番先に出てくるのがいいですねという話です。

ちょっと時間、自主目標は守れなかったのですが、紫波町の話をしていただきます。前回は話しました。紫波町は、年末年始以外は全部運行しています。やっぱり土日、例えば今年にはコロナ禍でイベントは中止になりましたが、役場周辺に来たいとか、やはぱーくに

行きたいとかという方も利用すれば、やっぱり元気が出ます。それから、紫波町さんは、医大が矢巾町にある。盛岡に行くにも、電車利用できない方は、バス路線が全廃になりましたから、やっぱりタクシーを使わなければならないということで、盛岡まで1,100円で運行しています、片道。そういう努力もしています。それから、月1回は送迎、無料送迎をやって、町内の買い物ツアーを企画しています。それから、雫石町は、町内8ルートに定時運行をしています。これのいいのは、雫石駅に着く電車に合わせた形の運行だから、朝早いのは6時45分から運行している。それから、当然5件ぐらいの集落にも回るような形の便宜も図りつつ、変更しながら運行しています。それから、ここがいいのは、運行する会社と運営する会社が別々に契約した形で町民のニーズに応じているのです。そういうやっぱり努力しないと、何ともならないと私はつくづく思っています。

何度も言います。デマンド型交通は、ほとんどが調べてみれば分かるのですが、私調べたうちでは8割以上は登録制です。やっぱり目的を明確にした形の公共交通を維持しています。先ほど調査した話をしていましたが、あの調査は、当然車のある家に調査しても、何の役にも立たない。私一例、ちょっと時間なくなりましたが、一例、今回スクールバスの関係である自治会に行きました。そこは、車のない世帯が20世帯ぐらいあるそうです。いわゆる高齢者世帯、一人住まい、二人住まい、その方たちは、どうしようもないと。説明会があると行って、説明会まで行けないと。だから、その自治会の役員さんに聞きましたら、1軒1軒説明して歩いてくれないか、たった20軒だぞ、おらえのところはというようなイメージです。それを20軒もと考えるのか、20軒しかと考えるのか、それはやっぱり町の意気込みだと思うのです。今日は、時間ないので、吉岡町長のお話で納得せざるを得ないのですが、ぜひこの部分をまた再度町長から所見を聞いて私の質問にしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長ですから、吉岡と言いましたから、今。訂正してよろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず、結論から言えば、もう赤丸秀雄議員がおっしゃるとおり、利用者本位、これがやっぱり一番の最優先課題なわけでございます。そのことにやっぱりしっかり取り組んでいくこと。

それから、どうもデマンド型、そして今回のご質問でもあれなのですが、赤丸秀雄議員と

うちの吉岡課長とは、どうも擦れ違いがあってあれなのですが、やっぱりこれから私どもはそういった障がい者、高齢者をはじめ町民の皆さん方の、いわゆる今いろいろニーズは複雑化、多様化しておるわけでございますが、やっぱりそれにしっかり応えていくのが私らの使命なわけでございますので、だからこの辺のところをもう一度検証させていただいて、そしていずれ利用される方々が喜んで、ああよかったと言えるような形づくりをしていきたいと思っておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご苦労さまでございました。

以上で9番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。

それでは次に、12番、長谷川和男議員。

1問目の質問を許します。

（12番 長谷川和男議員 登壇）

○12番（長谷川和男議員） 12番、明進会、長谷川和男でございます。第1問目の質問に入らせていただきます。

消防救急体制の充実について。第7次総合計画基本構想について、矢巾町は、本町を取り巻く環境や社会情勢の変化がこれまで進めてきたまちづくりの転換点を迎えているとし、この計画期間の課題の取組が、本町の将来の持続に大きな影響があるという基本的考えを示しております。

こうしたことから現状を考えれば、地球温暖化に起因する異常気象による大規模災害は、いつ、どこで発生してもおかしくなく、この備えをすることが町民の生命、生活を守る上で先送りできない極めて重要なこととあります。

第7次総合計画前期基本計画では、盛岡消防署矢巾分署の消防署への昇格時期の検討を挙げ、まちづくり指標には、分署から消防署へ昇格を設定しておりましたが、未達成の状況となっています。矢巾分署は、矢巾町内に加え、盛岡市や紫波町の一部も出動エリアであり、広域においても重要な役割を担っており、その体制整備を先送りすることは、本町の安心、安全の持続に大きな影響があることから、以下お伺いをいたします。

1点目、今後の消防署への昇格についての考え方について伺う。

2点目、国では、市町村の消防の広域化に関する基本方針の一部改正を行い、その推進期限を6年延長しているが、後期基本計画において、消防署昇格の位置づけが削除されたのは、

広域化への別の動きを視野に入れたものなのか。また、今後広域化についてどう考えているのかお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 12番、長谷川和男議員の消防、救急体制の充実についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、第7次総合計画後期基本計画の中では、矢巾分署のポンプ車台数を消防庁が定める消防力の整備指針に準じた2台とすることを指標として定めており、まずはこの指標を達成することを第一とし、消防署昇格については、消防広域化促進の流れを勘案しながら併せて検討してまいります。

2点目についてですが、第7次総合計画後期基本計画からの消防署昇格の削除については、計画策定に当たり、当町が有する消防力について、消防庁が定める消防力の整備指針に照らし合わせ検討した結果、この指針が定める消防署所の数である1消防署所については満たしているものの、消防署所が有する動力消防ポンプの数が1台不足していること、またこの整備指針においては、消防署や分署、出張所といった消防署所の詳細な種類については、特別定めていないことから判断し、消防力に直結することとなる不足しております動力消防ポンプの数を満たすことを優先した結果であります。

また、今後の消防広域化の考え方についてですが、少子高齢化、人口減少の現代にあっては、公務員の減少は避けられない状況であり、消防においても例外ではないことから、消防広域化における合理化は、重要な課題と認識しているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 私は、今年の3月にも救急体制について質問しておりましたが、町長は、1期目の町政を担う基本方針最重要項目の1つに矢巾分署の本署昇格を挙げ、議会での議決を経て平成31年度に明記されましたが、今でも町長は、その意志に思いは変わりないのでしょうか。私は、変わらないと思っております。

後に、県消防学校等の改築移転の事案が出ており、町長は、スマートインター付近に消防学校を含め、一体拠点構想を打ち出していますが、今の矢巾分署の現状をどう考えているのかお伺いしたい。

また、広域連携の協力というが、それぞれの市、町の自費負担で本署、分署、出張所の経費を賄っておるわけでございます。我が町も命を守る救急体制を喫緊の課題と考えており、町長は矢巾分署の動力ポンプ車を1台増やすことを優先した答弁と私は受け止めておりますが、私の質問は、救急体制についての質問をしているわけでございます。前回救急車の出動が年間1,100回未満ですけれども、1,000回以上を超えているところでありますが、出動救急車の業務には、救急資格者を含め三、四名を必要として、現在の矢巾分署の職員の人数は26名、そして恐らく3交代で勤務されているものと24時間体制を取っているわけでございます。こういうことから見ると、大変だと聞いてOBの方、署員の方も本当に休めないと、大変な思いをしていると聞いておりますので、私はこのことから考えても、早期にこの分署の本署昇格は、かなり時間を要するというふうに判断しましたので、分署の署員の増員を速やかに検討していく必要があるのではないかと。参考までに消防ポンプ車の去年の出動、これは1年間で火災が4件、事故関係のところには12件、その他防災予防巡回のための出動は、月に二、三回しているわけです。そういったようなところから、消防ポンプ車をなぜ今早くしなければならぬとか、それより救急体制の大変な思いをしている署員の増員をするべきであるというふうに思いますので、ここのところを町長はどう考えているか、再度私はお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 町長からというふうなご質問でございますが、まずは担当の課長から答弁させていただきたいと思っております。

長谷川議員おっしゃるとおり、救急関係については、確かに増加傾向にあるかと、数字的にも表れております。ただ、なぜそうなっているのかという理由を分析いたしました。実は消防、救急車につきましては、矢巾町に限定して運行しているわけではありません。これはお互いに紫波町だったり、盛岡市だったりもしているわけですが、そういう意味では、指令システムが質的に向上いたしまして、よそにいろいろ回していくというケースをスムーズにできるようになったということもあっての件数の増加というふうに我々としては分析しております。

それから、確かに忙しいというのは現状として、そのとおりは思うのですが、一応一般的なお話とすれば、年間1,200回ぐらいが限界だというふうになっておりまして、広域消防の考え方としてはそういうふうになっておりまして、そういうわけで1,100回ぐらいだと何とか大丈夫というふうな時限であるというふうに我々も広域消防のほうも捉えていると

いう状況でございます。

ポンプ車のほうにつきましては、国の基準が、やはり矢巾町であれば2台必要だというふうになってございます。それで、消防署員の増員につきましては、基本的にはポンプ車とセットで考えるというか、チームで考えるというふうな状況にしておりますので、ポンプ車1台につき、基本は3人掛ける3交代の9名が一つのチームになることなのですが、そういったわけもありまして、今後ポンプ車を増設、増やす場合には、チームとして9名の署員を増やす必要があるというふうに捉えていますので、そういった方向で人数を増やすことで、いざというときの余力は確かに生まれてくると思います。私のところでちょっと把握していたのは、矢巾分署員は、現在21名で、これに9名足されれば30名という、現在になりますので、これで一応いろんな意味で良好に稼働できるものというふうに捉えていましたので、まずはそこを満たすこと。そして、その次に広域化の流れも見ながらの本署、分署ではなくというふうな考え方もにらんでいく必要があるのかなと思っております。

なお、広域化についてのお話を、情報を1点お話ししますが、現在盛岡広域としての司令センターがございます。それが盛岡駅の西口のほうにありますけれども、そちらにある司令センター等、機器の更新が比較的近い段階で必要になる、10年以内と聞いていますけれども、その際には、数の経済、経済的な部分を考えると、盛岡広域だけで司令センターを維持していくのではなく、岩手県全体を1センター化してはどうかという考え方もあるそうです。それは、経済的にはそのほうが有利だというのは間違いなさそうなので、そういった検討も進めているそうですし、それから隣の秋田県でいえば、県全体が一つの広域消防というふうな形に既になっています。岩手県もそういった方向には考えたいというところですが、いずれ市町村の首長なりの部分が、皆さん合意しないとそういうふうには持っていけないというふうなこともあり、なかなか秋田県のようにはすぐできそうにないなというふうなお話がありますが、いずれ段階を踏まえながら少しずつ広域化を進めていくという、恐らくそういう流れになろうかと思われま。

私からは以上とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 紫波町の本署と匹敵するぐらい矢巾町の分署が出動があるというようなことから、どう考えても、この救急体制についてももう少し慎重に消防、矢巾分署のことを考えてほしいと。これはOBの方々も現職の団員もそう思っているし、そう聞いており

ます。このことを思っておりますので、町長の所見はどういうふうに考えるのか。

また、再度町長にお聞きしたいのは、県消防学校の移転改築案等については、どの程度の話が出ているのか再度お聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、まず県の消防学校については、議員の皆さん方も関心のあることだと思います。今県では、総合防災室、鋭意検討しております。その中で矢巾町もオブザーバーの一人としていろいろ協力をさせていただくことになっておりますので、そのところを付度していただければ、大体これからのあれが分かると思いますので、それで今県内には11のそれぞれの地区の広域消防本部があるわけですが、国が今消防の広域化を進めろということで、これを今後どのようにしていくかということで、私どもといたしましては、県の消防学校と、それから今盛岡広域であれば、中央消防署に指令センター、これは奥州、金ケ崎とか、一関も入っているのですが、いずれ手狭になってきておるといようなこともお聞きしておりますので、そういうことも総合的に勘案しながら一体化をして考えていくことが一つの方向づけになるのではないかなということで、これはあくまでも県がお決めになることなので。

それから、この消防救急体制も矢巾町の場合は、岩手医科大学の附属病院が特に去年の9月から総合移転されて、救急車両なんかも矢巾分署の救急隊で対応できない、もう紫波からとか盛岡の仙北とか、それはもう指令センターで指示するわけでございますので、そういう実態にあるということもお聞きしております。だから、これからやっぱり広域消防救急体制、こういうふうなことについては、8つの市と町で区切るのではなく、やっぱり総合的に今後考えていくことが非常に大事ではないのかなということで、そういうふうなこともこれから私どももご提案をしていきたいと、こう考えておりますので、今日はその意味では、長谷川和男議員からは、的を射られた質問をいただいたなど。

私どもこういったことを受け止めて、これから盛岡地区の広域消防本部、管理者が盛岡の市長なので、こういう質問があったということもお話しさせていただきますし、また県にもお話をさせていただきたいということで、いずれ矢巾町は、今のところ防災は、県の消防学校、それから医大の災害時の地域医療支援教育センターがあるわけです。それから、病院はもう岩手県だけではなく、いわゆる北東北3県の青森、秋田まで包含した、あるいは北海道まで包含した医療体制があるわけでございますので、そういうこともしっかり私どもこれから構築をさせていただいて、消防、そして救急体制の充実強化を図ってまいりたいと思いま

すので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 2問目の質問に入ります。スーパーシティ構想の検討状況と、その財源についてお伺いをいたします。

本町では、フューチャーデザイン手法を用いた政策立案を行っており、将来に向けて常にチャレンジすることに敬意を表したいと思います。スーパーシティ構想のアイデア公募への応募は、こうした姿勢の一つだと思っておりますが、現段階での検討内容、本公募から採択に向けた今後のスケジュールについてお伺いをいたします。

また、私は事業の実施に当たり、各種補助政策の活用はよいことだと思っておりますが、仮に採択された場合、どのような財源があるのか。そして、補助政策を導入して実施したスーパーシティによる政策効果が長期的に健全財政につながるのか以下お伺いをいたします。

1点目、現段階のスーパーシティ構想の検討内容についてお伺いいたします。

2点目、本公募から採択に向けた今後のスケジュールについて伺う。

3点目、スーパーシティの財源と補助政策導入による政策効果が長期的な健全財政につながる見込みについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） スーパーシティ構想の検討状況と、その財源についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、現在人生100年時代を健康で、そして幸福に暮らせる矢巾町を目標とし、解決すべき社会課題を中心市街地と周辺地域の格差是正、コミュニティの持続可能性、健康意識の向上の3点として検討を進めております。また、スーパーシティにより課題を解決する上で検討が必要な規制といたしましては、各種情報管理や組織に関する法令、遠隔診療、服薬指導に伴う法令と診療報酬改定等を想定しております。

なお、活用するデータは、日常の運動や食事のデータを想定しており、個人ごとに運動を促すメッセージや発病の危険性の通知を行うことで健康意識を高め、健康維持の促進を図りたいと考えております。

また、最終的には、日常のデータに加え、健康診断データや医療機関の電子カルテのデー

タを連携し、オンラインによる最適な診療や服薬を可能とすることで、どこにいても医療を受けられる環境の整備を想定しております。

2点目についてですが、スーパーシティに関連しては、令和2年10月30日に、改正国家戦略特区基本方針が閣議決定され、スーパーシティ区域の指定基準、基本構想に関する住民等の意向の反映、確認、スーパーシティの実現に向けた支援措置が示されたところであり、それを踏まえて現在検討を進めているところでありますが、今後のスケジュールといたしましては、令和2年12月中、いわゆる今月中を目途に公募が開始され、3月ごろに締め切られることが示されております。その後、各応募自治体の評価が行われ、春頃にスーパーシティの区域指定がされる見込みとなっております。

3点目についてですが、スーパーシティの実現に向けた支援措置として、国は先端的なサービスの開発、インフラ整備等に関係府省庁の事業を集中投資することを示しておりますが、補助政策ありきではなく、健康維持の促進が図られ、扶助費の伸びの抑制につなげられるか、政策効果を慎重に見極めながら検討を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） このスーパーシティのことは、新時代の先取りするスケールの大きい政策構想と思われるが、本町の現状から見て、問題なく飛び込めるものなのかお伺いをします。

また、応募された全国60余の団体の中で、本町と同じくらいの町村はあるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

まず、今回のスーパーシティ構想がかなり壮大なスケールの下に行われるというような形の中で、本町が溶け込めるかどうかというようなご質問が第1点目だったと思います。こちらにつきましては、私どもが活用を考えているデータというのは、もう既に日常、結構様々なところで活用されているデータを中心に今考えているところでございます。現在このデータを使う分については、十分にもうほかの自治体も、例えば西和賀町さんなんかでももう具体的に進めておりますし、例えば弘前市さんでは、もう大規模なデータ蓄積などが行われて、それが学術分野やまちづくりの中でかなり広く反映されているという事実もございます。そ

ういった意味で見ますと、ある程度の規模の都市もあり、そして私どものような都市であっても、このようなことにつきましては、取り込めるのかなというふうに考えております。また、ここのゴールというのが、今ではなくて2030年に向けてまちづくりを進めていくという考え方に立っておりますので、そういった意味におきましては、また私どもも将来を見据えて十分受け込める可能性はあるのかなというふうに認識しているところでございます。

また、どのような自治体が手挙げをしているのかというようなことでございますけれども、例えば北海道なんかでは、人口が数千人の町も手挙げをしているところでございます。大きなところでは、例えば京都府でありますとか、そういったところ、大から小まで様々といったところが実情でありまして、ここは大きいからできる、小さいからできるということではなくて、そこの町が抱えている課題をいかに解決するかという視点に立っているかということなので、ここにつきましては、規模というものは関係なく、それぞれ様々な自治体の手挙げ、アイデア公募という中でアイデアを出したというようなところの現状だというふうに認識しております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 再質問ではございません。しっかりとこの対応を一生懸命になって、これからの矢巾町町民のために努力していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） ありがとうございます。

スーパーシティに関しましては、様々なご心配をしている方もたくさんいらっしゃるというふうに認識しております。私どもこれにやりたいということでやっているのではなくてスーパーシティは、規制改革といった中で、私たちのまちづくりの中で今阻害しているものというのを調べるとたくさんあります。そういったものを一気に撤廃することができるということと、将来に向けて国がデジタル庁を設置するというお話がありますけれども、そうした国の流れの中で、その中で私たちが町民の皆さんのために何ができるのかということは、慎重にかつ将来を見据えた形で取り組んでいきたいと思っております。長谷川議員の激励に感謝いたします。ありがとうございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、スーパーシティというと、何か大変なことではないかと、こう思うのですが、全然大変なことではないのです。そこで、今うちでは吉岡課長を中心にいろんなスーパーシティ構想に取り組んでおるのですが、これからは、先ほどもお話し申し上げたのですが、矢巾町が2030年を目指して、こういうビジョンを進めていきたいということをやっぱり町民の皆さんに参画をしていただいて、そして町民の皆さんの目線で私どももしっかり説明責任を果たしていかなければならない。だから、今まではもう国もご存じのとおり、いろいろ紆余曲折があったのですが、今年先ほど答弁にもあった10月30日に方向づけされましたので、そして私どもは、もうSDGsも2030年、誰一人取り残さないためにやる、今度のスーパーシティ構想もそういうことなのです。そして、健康で幸福に暮らせる地域づくりをしていきたいと、まちづくりをしていきたいという思いなので、これがいろんなセキュリティーの問題とか、心配なされるのですが、これはみんなに私どもの思いをお伝えすれば、分かってもらえると思うので、だから何か大きく変わるのか。

ただ、今国ではデジタル化、DX、デジタルトランスフォーメーションをはじめいろんなことをこれから取り組むというのですが、その中の健康長寿のまちにふさわしいことに取り組んでいくということなので、今までは、企画財政課が中心にやってきたのですが、これからはもう関係課みんな一緒になって、健康長寿課、福祉課、もうこういうところ全職員が一丸となって、そしてみんな職員が一丸となって、そしてそれなりの決意を持って取り組んでいきたいと思っておりますので、ひとつご理解をしていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。よろしいですね。

それでは、ちょうど正午を若干回りました。ここで昼食のための休憩といたしたいと思います。

再開を午後1時といたします。よろしく申し上げます。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開をします。

それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、3問目の質問を許します。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 第3問目の質問に入ります。全天候型多目的施設、多目的室内練習施設、スポーツ健康科学センターの検討についてお伺いします。

第7次総合計画後期基本計画において、防災やスポーツの拠点として、町民のニーズが高まっている全天候型多目的施設の設置、岩手県スポーツ推進計画での整備が予定されている多目的室内練習施設、スポーツ健康科学センターについて、盛岡広域で検討を進めていることについて以下お伺いします。

1点目、全天候型多目的施設、多目的室内練習施設、スポーツ健康科学センターについて、どのような検討を行っているのか。

また、2点目に、盛岡市は盛岡南公園に新野球場と屋内練習場の整備が進められている。来年の3月には、その工事の契約がされる予定になっておるようでございますが、屋内練習場は、大規模災害時に、約1,200人の収容可能な一時避難所として活用が予定されていると聞いております。本町が検討している防災の拠点としての全天候型多目的施設と機能が重複するが、広域での調整は図られているのかお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 全天候型多目的施設、多目的室内練習施設、スポーツ健康科学センターの検討についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、これらの3施設につきましては、総合計画後期基本計画の中で、令和5年度までに設置方針の決定を目標としておりますが、施設整備には多額の費用がかかることから、全天候型多目的施設と多目的室内練習施設につきましては、県のスポーツ推進計画に基づくスポーツ健康科学センターの方針を踏まえながら、できるだけ効率的に整備を検討する必要があると考えております。

スポーツ健康科学センターにつきましては、県の方針決定までにまだ時間がかかる見込みと伺っておりますが、これらの施設が設置された際は、町民はもとより周辺市町からの利用も多数想定されることから、どのような施設内容でどこに設置することが望ましいか、広域の関係市町も交えて検討を行い、県と連携を密にしながら進めることが望ましいと考えており、引き続き県の動向を注視してまいります。

2点目についてですが、盛岡市の屋内練習場施設について、広域での調整の議論は特段行われておりませんが、仮に盛岡市で避難者が1,000人を超える規模の大災害が発生した際は、隣接する本町も同様の被害を受け、避難者が多数発生されることは予想されます。そのような緊急時において、盛岡市に多数の町民避難者の受入れを期待することには、限界があると

考えられますので、本町におきましても、今後検討する全天候型多目的施設に避難者を相当数収容できる防災機能を持たせ、万全の備えをすることに大いに意味があるものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 3問目の再質問に入ります。

全天候型多目的施設を盛岡広域視点構想は、高橋町長2期目の当選時の談話として発表されたものであります。私は、ぜひこの事業を成し遂げて、公約を果たしていただきたいので、広域連携を図りながらも、またこれが広域の協力がいただけなくても、独自の事業目標に向けて財政の組み立てをして図っていく必要があるのではないか。全て広域、広域といっても、我が町は我が町のそれなりの目標を持って進めなければならないというふうに思いますので、独自の案も計画を立てながら、ぜひ図っていただきたいと思いますので、お伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

町長の公約を実現するべく検討しているわけですが、まずこの全天候型多目的施設あるいは室内練習場、そしてスポーツ健康科学センターの建設に当たっては、大きく4つの方法があるのかなというふうに考えております。1つは、議員おっしゃるとおり、町単費で建設する方法、2つ目は町と県の共同事業として建設する方法、3つ目は盛岡広域の共同事業として建設する方法、4つ目は盛岡広域と県とのさらに私どもの共同事業として建設する方法があるのではないかなと思います。

議員ご指摘のとおり、町単独でという話も当然検討の材料とはなるわけですから、引き続きこのような事業の可能性については検討を進めていくわけですが、一つちょっと確認しておかなければいけないことがございまして、それは国が既に閣議決定しております経済財政運営の改革と基本方針ということで人口減少社会の中で新しく造るのではなくて、賢く使うことに重点化が置かれ、そこでインフラの長寿命化計画というものが示されながら各広域なりでそのマネジメントを行うということが示されておりまして、施設の共同利用というものを前提にこれから物事を考えていくようにということが既に閣議決定されているということがございます。

そうした場合、好ましいのは、3つ目の盛岡の広域共同事業として建設する方法。そして、最も好ましいと今考えられるのは、岩手県民計画や岩手県のスポーツ振興計画で既にうたわれております4つ目の方法が今の段階としては最も可能性のある事業なのかなと思っております。

現段階でどのような検討がなされているかということですが、岩手県民計画の中では、さらに産学官ということで民間資金の活用も踏まえまして、岩手県スポーツ推進プラットフォームというものを設立して、これらの事業を進めていく、スポーツ振興を図っていくという考えと伺っております。そして、プラットフォームの設立に向けた研究会、こちらが昨年度立ち上がったところでありまして、プラットフォームがどのような形なのかというものが望ましいという方向性で検討していると聞いております。

この中で県なんかでもお話ししておりますけれども、何かここに来て矢巾町が手を挙げたからそこに行くよというのではなくて、気運が高まっているところにやっぱり県としてもやりたい。そう考えた場合に、町長が公約で申し上げましたことというのは、まさにその気運を醸成する一番最初の声を発したというふうに私ども考えておりまして、その中で矢巾町が広域の中でどのような位置づけで、そしてどのような役割を果たしていくのかということにつきましては、私ども町単独といたしましては、スポーツのまちをさらに発展させていき、そしてさらに認知をしていただく、そして医療、防災の拠点としてどのようなまちづくりをしていくのかといった中で、その防災の在り方というのについても、やはり盛岡広域圏の中の中心になるのだというような取組を成果としても現しながら、ぜひここに造ってほしいというような形で持っていくのがいい流れなのかなと思っております。

いずれにしても、様々な方法、今後可能性を検討するに当たって、全ての方法について万全を期して検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） これは、町長が発想した事案でありますので、町長の所見をお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、実は私は、この全天候型、当初はドーム構想、実は今県の水泳連盟からも、ぜひ県営プールが老朽化したので、矢巾で考えてく

れないかということで、前にもそういうお話があったのです。そして今もまた、その継続してそういうご要望もいただいております。実は、先ほど赤丸秀雄議員のご質問の中に、正直を申せば、私はやっぱり何かの事業をやるためには基金、それで私は、先ほど赤丸議員の質問の答弁の中に、平成20年度からせつかくふるさと納税の制度が創設されて、矢巾町でこれやっておらないのはおかしいということで私1期目にもうこれに取り組みたいと。ところが、なかなかエンジンがかからないであれだったのですが、ところが、財政が厳しいから、そのふるさと納税であれした皆さんからご寄附いただいたお金も使わなければ収支を合わせるができないということで、本当は、そういったふるさと納税の基金を創設して、まず10億円ぐらい1期4年間であれすると、方向づけができるのではないかとということで私も公約で打ち上げたところなのでございます。

そういったことでいろいろな過去の経過、経緯があるわけですが、ただここで、やはりスポーツのまちやはば宣言をしたからには、まずしっかり対応していきたいということで、もうご存じのとおり、音楽のまちやはば宣言で今日も日報に不來方高校の村松玲子先生が文化庁の長官表彰だと、まず私も音楽のまちやはば宣言をして、そういった成果が一つ一つ積み重ねられてきていると。今度は、スポーツのまちやはば宣言、そういった、いわゆる今日ただいま長谷川和男議員からご質問いただいているこの施設については、何としても方向づけをして取り組んでいきたいという、そういう覚悟でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。よろしいですか。

それでは次に、4問目の質問を許します。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 4問目の質問に入ります。徳丹城跡地の発掘調査も終了し、徳田小学校の改築や新築に関する文科省との取決め、2020年もはや経過しようとしておりますが、それに関して、数年前の教育行政方針の中で移転改築に触れており、さらに再質問に対して前教育長は、今後協議していくことが必要と回答している。昭和45年の9月に新築して50年余りが経過した外壁塗装の老朽化による雨水の浸水、それによる雨漏りがあるなど、至るところに支障が出ている、そういう現状を踏まえて、教育委員会として今後の方針をお伺いいたします。

2点目、町立小中学校の施設管理施策についてお伺いしますが、近年特に施設の雨漏り等が多く発生しており、矢巾北中の体育館は、昨年400万円余の補修費をかけ、屋根の修理を

されましたが、いまだに改善されず、私は根本的に見直すべきと思うが、どうか。

また、新型コロナウイルス感染症防止対策で各小中学校教職員の皆さんには、衛生面で児童生徒に特段の注意、指導をされていることに感謝申し上げます。先般感染防止は、トイレの蛇口からと題して、全国調査で学校のトイレについて自治体調査が行われ、自動水栓希望74%とありましたが、私は本当は地方創生新型コロナウイルス対策臨時交付金の中にこれを予算すべき問題ではなかったかと思ったのでございますが、今後この件に対して、どう対処していくのかお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 教育施設整備についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、徳田小学校は建築から51年経過しておりますが、外壁塗装等の老朽化が見られるものの、構造的には問題なく、施設の不具合箇所を修繕しながら学校活動を行っているところであります。平成28年の一般質問における答弁において、小中学校の児童生徒数の偏りが生じている関係で学区の見直しも含めた検討を重ね、今後の徳田小学校の方向性を示していく旨答弁しておりましたが、この基本的な方針に変わりはないものの、本町の学校数の在り方も含めた議論が必要になってきていると考えております。そこで本町全体の学校の在り方を検討するための長期スケジュールを作成し、その中で徳田小学校を含めた整備計画を策定したいと考えております。

2点目についてですが、平成30年度に矢巾北中学校屋内運動場の屋根等の雨漏り修繕工事を実施しておりますが、工事後においても風の向きや強さによって雨漏りが発生することが何度かありました。降雨時に常時雨漏りが発生しているわけではなかったことから、状況を観察していたところ、屋根板金自体が原因ではなく、屋根のつなぎ目のコーキングが原因であると判明し、今年度防水部材で覆う工事を行ったところであります。

また、学校トイレの自動水栓化につきましては、感染症予防対策にも有効であると考えられることから、他の設備的な対策を含めた最善の方法を検討し、それぞれの学校に適した衛生環境の向上に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 4問目の再質問に入ります。

1点目でございますが、徳田小学校というよりも、徳丹城の史跡指定になった昭和44年、それからもう50年というようなことで経過しているわけでございますが、移転計画の段階に先送りできない状況になっていると思います。多様な考え方があるようですが、町立小学校4校の現状でいくのか。また、徳田、不動小学校の統合も視野に考えていくのか。もちろん学区再編成ということになると思いますが、いずれにせよ計画から事業執行完了まで少なくとも七、八年はかかるわけでございますので、これをさらに速急に対策を講じていかなければ、本当に今の子どもたちが次から次と1年遅れに学校に入ってくるわけですので、非常に不便な思いをして学校生活を送っているような状況にあると思います。

私は、新しい、古いは、これは関係なく、環境的なのは、皆平等にしなければならないというふうに考えているのでございますが、この歳月が必要だという、これからもあると思いますが、1点目の質問答弁には和田教育長より丁寧にご答弁いただきましてありがとうございます。町政の一大事業であるために、これは高橋町長にもお答えをいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（藤原由巳議員） 通告にはございませんが、高橋町長、いかがですか。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、まず学校の再編、今現在県立学校の再編で不来方高校と盛岡南高校の統合、やはりこれもいろんな今議論が出ておるわけです。だから、町内の町立小学校、中学校はまだ比較的矢巾中学校、矢巾北中学校はあれなのですが、小学校はもう矢巾東小学校以外は老朽化しておると。そこで、やはり私は今先人、先輩たちの、特にも初代の村長さんでありました高橋重平さんが当時3村合併して、徳田、煙山、不動の中学校をここの役場庁舎の北側に一つにまとめられたということは、私は当時としては、大英断であったのではないのかなと、こう思っております。

そこで今後は、この学校再編を考えていくのには、やっぱり児童生徒を中心にした考え方、そしてその教育環境の整備をどのようにして充実していくかということが求められると思うのです。だから、私も和田教育長には、これから、いずれ今までの状態を先送りすることないように、有識者の方々のご意見もお聞きしながら、それから徳田、煙山、不動小学校には、それぞれ長い歴史、そして先人、先輩たちの思いもあるわけですし、またPTAとか同窓生、そういう方々の意見もしっかりお聞きして、それを踏まえながら進めていかなければ駄目なのだとすることを私常々教育長に言っておるところでございます。

もうそういったことで、今勇気ある第一歩を踏み出さなければならない時期に来ているの

だということ、そのために例えばスクールバスの運行とか、3村合併したときの中学校の生徒さんたちは、自転車、歩いて通ったと思うのです。だから、そういう今からできることを一つ一つ積み重ねながら、児童生徒、そしてご父兄、保護者の皆さん方、そういう人たちのその思いを受け止めながら学校の再編を考えていかなければならないのだということ、特にも今の矢巾町の財政では、全部同じところに同じ学校を建てるというのは、もうこれから厳しくなってくると思うのです。だから、こういうことについては、議会の皆さん方ともしっかり議論をしながら前に進めていきたいと。

だから、公共施設の、いわゆる整理統合、こういうふうなものも含めながら検討していきたいということで、その意味では、長谷川和男議員から今ご質問いただいたことについては、内部でこれから検討を始めてまいりたいと、こう思います。そして、議会とも一緒になって検討させていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「2点目の」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 2点目の再質問ですけれども、矢巾北中の体育館の雨漏りについては、雨漏りの補修をしたが修復ができず、その原因について、答弁ではあるわけですが、私は実際の調査を本当にしているのかと。というのは、これは設計構図に問題があったのではないかと。その雨漏りは、かなり前からの雨漏りであって、昨年修繕というか、補修、要するにコーティングしたと。普通は、屋根というのはハゼで押さえているのです。それにコーティングしたということは、最初からコーティングした構造ではないわけです。ですから、設計施工に私は問題があったのではないかと。

というのは、体育館の屋根に明かり取りの窓でもないし、いろいろ格好をつけた屋根を設置しているわけですが、それは理屈は分かります。雪を抑えるために角度から抑え込んでストレートに落ちないように設計があったものというふうには思っておりますが、そもそもコーキングしなければならないような設計ではないというふうに思っておりますので、私は以前にも設計業者と施工者と協議してやってほしいなということを話しておりましたが、そのようなことを検討されたのかまずはお伺いしたいと思いますが。

それから、各小中学校から要望されている懸案事項に対して、先送りせず公共施設等総合管理基金から取り崩しても速やかに新年度から、この懸案事項が出ているのを100%とは言いませんが、少なくともこれに答えてあげるべきではないかと。これは、あくまでも児童生

徒のための懸案事項が出ているわけです。そういうことをお金がないからというようなことでは駄目だというふうに思っておりますので。

それから、これはちょっと関係が飛んでしまうかもしれませんが、矢巾町の公共施設が多数ございます。それぞれの課でそれぞれの担当がいろんな修繕とかも出しますけれども、やはり私は営繕室なり、総合的に見てくれるところをつくるべきではないかというふうに思いますが、もしこれについては答弁できるのであればお願いしたいと思っておりますが、まずさきの話について教育長からお願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、矢巾北中学校の体育館の修繕でございますけれども、平成30年度に行った修繕の主なものとしたしましては、先ほど議員よりお話がございましたとおり、屋根の鋼板部分にありました雪止めの部分、このまず補修を行っておりますし、それから体育館の陸屋根部分になっているところの防水シートのふきかえ等を行ったところでございます。その後、やはり先ほど教育長答弁でもお話ししましたとおり、やはり台風のときたか、強風のときた、なぜか雨漏りがしてくるなというところで、引き続き原因を探っていたところでございます。当初30年度に行った業者だけではなくて、別な業者にも来ていただいて、いろいろ原因を探っていたところなのですけれども、この中で、ほかの鋼板の取合の部分が原因ではないかということで先ほどお話ししたとおりコーキングをしたところでございます。

議員おっしゃるとおり、そもそも設計の部分に何か問題があったのではないかという部分に関しては、当時の設計業者と、ここは詰めたところでございましたけれども、まずは今している雨漏りを何とか食い止めたいなと思ひまして、今年度この部分を修繕したところでございます。

それから、他の学校の部分の修繕も、今年度やはりできなかった部分もございまして、それも含めて来年度できるところをできるだけ箇所を多くしてやっていきたいなと思っております。それらも含めて各学校とも今要望が来ているところを少しでも減らしていきたいなと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 私のほうからも補足させていただきます。

まず、長谷川議員おっしゃるとおり、子どもたちのための学校施設、そういったものにつ

いて補修が必要なところ、修理、修繕が必要なところについては、いち早くということでございますが、私たちも努力してまいりたいと思います。ただ、学校現場にいた者として、私たちは、私なんかもそうですけれども、いろんなところが目につきます。そのいろんなもの全て町にお願いします。ただ、その中で全部がかなうとは思っておりません。ということで、できるところ、どこが一番最優先なのかというところを希望を聞きながらやっているところでございます。いずれ全力で頑張りたいと思いますので、ご意見これからもよろしくお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 営繕室を考えてはどうかというふうなことでしたが、議員おっしゃるところが、まさしく私も同じ考えているところがございます。やはりまとめて、まとめてといいますか、ある程度知見がちゃんと集まる形で、そこがもつぱら対応していく、各担当課は小破修理のみとすると。一応そういう考え方にしていきたいということで、現在第一弾で総務課の管財係のほうでそういったスタッフを今育成している段階でございます。ただ、今の人数だけではちょっとそこまでできそうにないので、もう少し今後考えていきますが、いずれ行く行くはそういった形が望ましいものと考えている点は全く同感でございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

それでは次に、5問目の質問を許します。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 5問目の質問に入ります。移住、定住の人口拡大についてでございます。

1点目、本町の人口目標は2023年度には、人口3万人を目指しておりますが、盛岡広域都市計画では、5年に1度見直しが行われているが、平成30年度に申請を行い、県、東北農政局と協議がされていると思うが、進捗状況と今後の見通しについてお伺いをいたします。

2点目に、第7次総合計画における人口目標3万人に対する見通しについてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 移住、定住の人口拡大についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、盛岡広域都市計画の見直しの進捗状況と今後の見通しは、現在岩手県と東北農政局において都市計画と農林漁業との調整措置に基づく協議を行っており、区

域区分の見直し協議に時間を要している状況であります。今後の見通しにつきましては、都市計画と農林漁業との調整措置の協議が終了となり次第、都市計画法に基づく所定の手続を進めることとしております。

2点目についてですが、本町の人口は、第7次総合計画策定時の平成28年から微増となっており、本年11月1日時点で住民基本台帳上の人口は2万7,153人となっております。計画期間が残り3年余りとなる中、目標の3万人にはまだ開きがあるところですが、本年度実施いたしました国勢調査において、本町に住所を移していない学生等の人数も反映されることによって、人口にある程度の上積みが見られるものと期待しております。

また、現在県と協議を行っております市街化区域の拡大が見られれば、本町への居住の需要が高まっている中、まとまった数の住宅の増加が期待できることから、短期間に人口増加を加速し、目標に大きく迫ることができるものと考えております。

このほか、さらなる人口増加に向け、平成28年度から実施しております個人住宅取得資金利子補給金や結婚新生活支援補助金、移住支援補助金等の事業に加え、県や広域市町と連携しながら移住、定住促進の充実を図り、目標達成に向け、少しでも前進できるように努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 5問目の再質問をします。

市街化調整区域は、土地利用の推進を図り、町民の意向を捉えて、民間企業の活力を導入するとしておりますが、昨年11月末、ただいまもありましたが、11月末には2万7,433人でしたが、今年は答弁のとおり2万7,153人と、多少減少傾向にあります。このほどの開発申請の宅地の戸数と商業区域なのか分かりませんが、医大の前のほうに申請が出されている面積はどのくらいなのかお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） お答えいたします。

今市街化区域の拡大ということで進めているところに関しましては3地区今予定されております。全体で以前から答弁しているとおおり、約22ヘクタールの面積になりますが、そこで今現在住宅用地が主であります。住宅用地につきましては、約12ヘクタールほど拡大できればいいなということで協議を進めているところであります。実際その住宅用地に、では何戸

ぐらい計画になるかというところなのですが、まだこれは国と調整中でありますので、具体的な数字は、なかなかかはられないわけなのですが、約500戸以上はできれば確保したいなというふうな形で今協議をさせていただいております。それで、商業系といたしますか、業務系といたしますか、そういった部分につきましては、医大の周辺に計画している市街化区域の拡大というところがありますが、そちらのほうに業務系が少しでも入れればいいなということで今調整を図っているところですが、ちょっとこの面積については、今国と調整中でありますので、なかなかちょっと具体的な数字は、まだ言えないところですが、できればそういった業務系の区域も設定できればなということで現在進めているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 人口問題は、全国どの自治体も大変なことで今作業はされているわけですが、ただいま町長の答弁のとおりありましたが、国勢調査における現在学生さん方が住所を移していないというのがかなりの件数があるわけですが、しかしそれはそれなりの理由があるというふうにも聞いておりますが、しかし学生さんに対する矢巾町独自の何か恩典があるような策を講じていけば、学生さん方も常にそれに応えてもらえるのではないかというふうに思いますので、単なる国勢調査の結果だけを論じているのではなく、町独自の対策を、せっかくおいでになっている全国各地から来ている学生さん方を町に呼び寄せるような特典があることをぜひ考えていただきたいというふうに思います。

年度末ぐらいには、民間から出されている申請が早く認可になるようなことに期待をしているところがございます。しかし、すぐさまそこが売却されて住まわれるというのは、今の時世になれば、非常に難しい面もあるような気がしますので、ぜひ町として努力していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

長谷川議員がご指摘のとおり、国勢調査の結果をただ見ているということではなくて、現に行っておりますのが岩手医科大学のほうと、どうやったら住所を移してくれるのだろうかといったようなところを学校とも緊密に連携を取り合いながら行っているところがございます。できれば、一番住所を移していただくというのが非常に可能、一番いいわけなので

すけれども、今回の国勢調査に当たりましては、様々住所の置いていない方々に関係するところ、調査員がかなり頑張ってくださいましたし、あと様々な方々のご協力をいただいたというふうに認識しているところでございます。数値は、まだまとまっていないところでございますけれども、そうした調査の結果というのは、やがて町の実態どのような形なのかなどというのが現状が分かるようになってくると思いますので、そういった中、引き続き分析しながらまちづくりにつなげていきたいなと思いますし、冒頭ありましたように、何とか各学校と連携しながら矢巾町に住所を置いていただく、あるいはそこに関わっていただくという流れをつくるような工夫をしてみたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、6問目の質問を許します。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 6問目の質問に入ります。

健やかな生活を守るまちづくりについてでございます。子ども子育て支援の充実について、本町は町立保育園ほか町内にこども園も含め11の施設の保育園がありますが、やはば一くの子育て世代活動支援センターの利用についてお伺いをいたします。

1点目、現在は予約制となって町外利用される方も多くなっていると聞いております。その割合についてお伺いします。

2点目、町内の利用希望者が利用できないことが起きていることについてお伺いいたします。

3点目、利用者に対して応分の負担が必要と考えるが、有料化を検討してはどうかということ質問いたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 健やかな生活を守るまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、子育て世代活動支援センターでは、有料の一時預かり事業と無料の遊びの広場事業があります。遊びの広場については、新型コロナウイルス感染症拡大以前の令和2年3月までは、午前9時から午後7時までの時間帯で予約することなく、ご利用できておりましたが、緊急事態宣言後の5月以降は、感染症予防のため、利用予約及び利用定

員の設定、室内遊具等の消毒作業等の時間確保のため、利用時間を1家族1時間として受付時間を午前9時15分、午前11時、午後3時の3回として運用しております。

なお、ご質問のありました利用者における町外、町以外の利用者の割合は67%となっております。

2点目についてですが、遊びの広場における町内の利用希望者が施設をご利用できなかった事案は承知しております。現在利用の申込みはどんぐりっこ専用予約システムにより先着受付となっておりますが、今後町民の利用を優先させる方法として、申込み枠の確保を検討してまいります。

3点目についてですが、平成28年4月のやはぱーく開館以来、利用料については無料としておりましたが、新型コロナウイルス感染症防止対策に係る消毒液等の維持経費が増加していることから、今後近隣市町の同様の施設等の状況を見極めた上で応分の負担としての利用料の設定を検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

長谷川和男議員。

○12番（長谷川和男議員） 6問目の再質問をします。

ただいまは町長から説明をいただきました。今数多くの自治体では、公共施設等の使用料金の見直しなども含め、検討されているところが多くあります。健全財政を行うため、応分の負担をお願いし、よりよいサービスが提供できるように取り計らうべきではないかと思えますので、再質問します。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

公共施設の健全な財政運営ということで、このやはぱーく、一つの施設ですが、やはぱーくにしろ、どの施設にしても、やはり良好なサービス提供のよりよい料金設定というのが一つの課題になってくると思います。その中で、今般ご質問されております子育て世代活動支援センターにつきましては、SPCという形でその運営している会社が、どんぐりっこが入っているわけなのですが、やはり運営自体、指定管理料のような運営費だけでは、やはりかなり厳しいところもありまして、いろんな工夫をしながら運営しているところではありますが、先ほど答弁でもありましたように、半数以上の町外利用者というところも踏まえれば、やは

り料金につきましては、例えば花巻市なんかでも今年同様の施設でやっておりますが、そういった施設でも500円以上の金額をもって利用されている子どもたち、親御さんという形で利用していますので、そこまでの料金は設定はできないとは思いますが、このコロナ禍において消毒だとか、あとは人員の確保とか、そういったものも考慮すれば、何らかの応分の負担をいただきながら今後運営していくということも考えていかなければならないと思っておりますので、この点につきましては、我々のほうで今後ちょっと類似の施設の状況も鑑みながら、考えながら検討していきたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 総体的な考えは総務課長、ありませんか。

藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） まさしく財政が苦しくなってくると、必然的にサービスの低下につながってしまうのであれば、応分の負担をいただくというのは、やっぱり最初に考えるべきものかなとは思いますが、私もやはば一くには最初に関わった人間でございしますが、やはり内部の遊具とか、ああいったものを徐々に当然壊れていく、取り替えていかなければならない、そういった状況が最初から想定はされましたので、やはり一定のご負担を頂戴するというのは、筋の通った話なのかなと思います。あとは、その水準をどの程度にするのかということについては、議会議員の皆様ともご相談しながら決めていくものかなと考えております。やはば一く以外につきましても同様に考えるべきものと捉えております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ございません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で12番、長谷川和男議員の質問を終わります。

ご苦労さまでした。

それでは、次の質問に入ります前に、時間も大分経過してございますので、ここで暫時休憩といたします。

再開を、あまり時間がございませんが、午後2時、14時としたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

午後 1時51分 休憩

—————

午後 2時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、10番、昆秀一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（10番 昆 秀一議員 登壇）

○10番（昆 秀一議員） 議席番号10番、一心会の昆秀一でございます。

まず最初に、医療的ケア児等への支援にどう取り組むのか質問をいたします。

医療的ケア児とは、生活の中で医療的ケアを行いながら暮らす子どものことであります。その子どもたちは、医療の進歩に伴い、全国的にも増えている状況にあります。しかし、医療的ケア児等に対する支援は、まだ追いついていない状況ではないでしょうか。その支援の遅れに関しては、新聞でも特集されていまして、昨年度からは、県で医療的ケア児等コーディネーター養成研修会を開催し、その支援に力を入れ始めてきたところであります。医療的ケア児等に関するさらなる支援の充実を図ることは、ほかの全ての障がいがある方に対する支援の基本となるものと考えますところから、この医療的ケア児等への支援の取組についてお伺いいたします。

1点目、第1期矢巾町障がい児福祉計画については、令和2年度で最終年を迎えますが、その評価をどのように行い、第2期の計画に結びつけていくのでしょうか。また、第2期の策定の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

2点目、児童発達支援センター、医療的ケア児等コーディネーターの設置、配置は重要であります。その設置、配置に関しての進捗状況はどうなっているのでしょうか。

3点目、医療的ケア児等の支援体制に関しては、チームで対応する必要性を感じます。この支援チームについての町としての見解をお伺いいたします。

4点目、医療的ケア児等に対するライフステージに応じた切れ目のない支援は、必要不可欠であります。特に学齢期に対しての支援は遅れていると感じるところであります。その見解をお伺いいたします。

5点目、医療的ケア児等については、一般に広く理解されておらず、その家族の大変さは筆舌に尽くしがたいものとお聞きしています。医療的ケア児等の家族に対する支援が重要であると考えますが、その見解をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 10番、昆秀一議員の医療的ケア児等への支援にどう取り組むかについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、令和元年度の障がい児における福祉サービスの利用人数や利用時間等々、第1期障がい児福祉計画に掲げた目標数値等の比較を行い、特に利用が低いサービスについて考えられる理由の分析に努めているところであります。併せて今年度の利用状況についても傾向を分析した上で矢巾町障害者自立支援協議会など関係機関と第1期計画全体の評価を行い、より本町の実情に即した計画となるよう、第2期矢巾町障がい児福祉計画に結びつけてまいります。

その進捗状況についてですが、障がい児福祉サービスを利用中のご家族に対し、9月にニーズ調査を目的としたアンケート調査を実施したところであります。回答いただいたご意見を第2期の計画に反映できるよう現在は、国の示した基本指針に基づき骨子の作成に取り組んでおります。

2点目についてですが、児童発達支援センターについては、第2期障がい児福祉計画の最終年度であります令和5年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1か所の設置が義務づけられており、紫波町との協働による紫波郡としての設置を協議しているところであります。センターに求められる機能としては、相談支援のほか保育所等の障がい児を預かる施設への援助や助言も含まれることから、一つの事業所で拠点整備する形ではなく、複数の事業所で機能を担う面的整備型での立ち上げを検討しているところであります。

また、医療的ケア児等コーディネーターについてですが、現在みちのく療育園や町内の相談支援事業所に計7名の養成研修修了者がおります。

3点目についてですが、医療的ケア児等への支援は、多岐にわたる分野との連携が不可欠であることから、個別の成長発達段階やライフステージに応じて保健、医療、障がい福祉だけでなく、保育、教育等も含めたワンチームでの支援が必要不可欠であると捉えており、関係機関が連携を図るための協議の場の設置についても推進してまいります。

5点目についてですが、現在在宅で過ごされる医療的ケア児等に対する福祉サービスや制度面が必ずしも充実しているとは言いがたい状況になっております。このようなことから、医療的ケア児と、その家族が地域で安心して生活できるように国の補助事業であります医療的ケア児等総合支援事業を活用し、本人とご家族の精神的及び身体的な負担を軽減できるよ

う関係機関と連携を図りながら支援に努めてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、医療的ケア児等への支援にどう取り組むのかについてのご質問にお答えします。

4点目についてですが、医療的ケアが必要な子どもが就学する際には、入学前に保護者との教育相談を行い、その子に合った学校について検討しており、特別支援学校や該当する学区の小学校の見学等を行いながら、メリットとデメリットを比較し、保護者や関係機関と話し合った上で子どもの将来にとって適切と思われる教育環境を選択していくこととしております。

また、町内の小中学校に通っている医療的ケア児等は、現在1名おりますが、学校において特別な支援が必要な状況ではなく、現時点では医療的ケアのノウハウが十分ではないと認識しております。医療的ケア児等に対する発達段階に応じた継続的な支援は、議員ご指摘のとおり、必要不可欠であると考えております。今後は、町内の医療的ケア児等の動向を注視しながら関係機関と連携し、情報収集に努め、早い段階での教育相談を実施するとともに、医療的ケアが必要な子どもが町内の小学校に入学したいという希望がある場合は、看護師等の資格を保持した職員を確保するなど、学校環境の整備にも取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 医療的ケア児等については、事前に資料をお入れしておりましたので、見てくれる方は見ているかとは思うのですけれども、よく分からない人がほとんどではないかと思うのですけれども、医療的ケア児に関しては、過去に1万人に1人と言われていたときもあるのですけれども、本町ではそれを超えた数がたくさんいらっしゃいます。今後もさらに増えていく状況はあるだろうと推測されるわけですが、特に岩手医科大学附属病院においては、NICUも完備されておりますし、町でもその関わりを持つことが多くなってくることが予想されます。ですから、その支援への充実は特に重要になってきます。その辺をどのように考えて、町として現在の医療的ケア児に対する支援を考えていくのでしょうか。

聞くところによりますと、随分と近隣市町においては、その支援の温度差があるようでございます。本来は、行政サービスというのは、どこにおいても平等にサービスを受けられるはずですが、現状はそうはなっていないというふうに感じております。本町においては、このサービスが他市町と遜色のないものとなっているのか、今一度検証していくことも必要ではないかなと思います。利用者の話からは、まだ何々市より矢巾町はましかれどもということもお聞きしますので、まだまだ足りないところがあるのだと思いますので、そこら辺、今後これからの声をしっかりと聞きながら、今後さらに支援の充実を進めていってほしいと思うのですけれども、そのことに対して見解があれば、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、医療的ケア児の方々に対する支援に関しては、正直なところ矢巾町というだけではなく、岩手県そのものがまだまだ不足しているというふうに捉えております。今盛岡広域圏でも昨年度から盛岡広域における医療的ケア児の支援の連絡会議という、まず発足いたしまして、今年度も2回会議を開催いたしました。広域内の市町のそれぞれの取組を共有したり、委員、各様々な分野から集まった会議なわけですけれども、その中で様々議論されているところでございます。

今その会議の中でも、特に当事者の方、親御さんがおっしゃるのは、早期相談体制を整えてほしいということをお話しされています。早期相談体制というのは、生まれて入院中に障がいを持って生まれて、そして入院中からNICUなり、病院のほうから連絡が行く第一報から受け手の私どもでは、まず保健師、母子保健の分野からご相談をキャッチする場合があります。その流れをしっかりと退院、乳幼児期の支援、そして就園、就学というように早く相談体制を整えてほしいというのは、非常におっしゃってございました。

私どもとしましても、そこをまず一步一步進めていかなければいけないというふうに捉えておまして、今回も2回会議を開催、私が出席したのですが、その後矢巾町役場内の各関係課も医療的ケア児に関する、やっぱり認識とか、必要性だとか、そこを共有する必要があるかなということで2回会議を持った後に、関係課集まりまして、こういう内容が話題提供になったということをお共有し合っております。先日も行ったわけですけれども、私どもとしては、医療的ケア児のみならず、先ほど議員ご質問の中にもありましたが、医療的ケア児の支援体制を考えることは、障がいをお持ちになった方々の支援をどうするか、特別な支援を必要とする方々にどう育ちを応援するかということにつながるかなというふうに捉えて

おりまして、ぜひこういうふうな仕組み、まず私たちがしっかりつながって相談体制を整えていきたいというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 庁舎内で共有を図っているということは素晴らしいことだと思いますので、今後も続けていただきたいと思います。そこで切れ目のない支援の仕方を考えてほしいと思いますし、それから医療的ケア児の保育園や学校などの受入れについてお伺いしたいのですけれども、先ほど申し上げました他市町では、大変この医療的ケア児に対する支援が進んでいるところもあるということで、新聞などで紹介されているのを拝見いたしました。ぜひ参考にさせていただきたいというところで一つ紹介したいのですけれども、これは今すぐにでもできることだと思われまますので、まず島根県の松江市では、地域生活支援事業の移動支援の対象範囲を通学も含めて、特に制限を求めず認めているということですが、そこは地域生活支援事業ですから、その地域ごとに決められていいことなはずなので、困っている方があれば、一助として大いに利用していただいてもらえる制度にしていくべきではないかと思うのですが、その辺の考え方、その移動支援のほうの制度についてどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） 地域生活支援事業における移動支援の在り方、ここに関しましては、本当に前回の9月の中でも移動支援そのものがどうなのかというお話をいただきましたが、私どもとしても今矢巾町が行っている移動支援の在り方、対象者も含めて見直さなければいけないなというふうには捉えております。実際矢巾町も今移動支援を行っている事業所、委託できる事業所が2事業所しかない現状でありまして、ここをまず拡大していかなければいけないなということも一点思っております。今年度近隣の移動支援事業、委託を請け負っているところに意向調査のようなものを行いながら事業所を拡大できないかなということもちょっと考えておるところです。

また、医療的ケア児の方々がご利用できるような移動支援の制度については、私どもももう少しいろいろ状況を見ながら、まずは受入れとしてどうなのか、事業所どうなのかということも踏まえて考えていかなければいけないことだというふうには捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 次に、医療的ケア児と支援コーディネーターについてなのですが、各障がい者支援事業所などに各1名、計7名コーディネーター養成修了者、研修修了者がおられるということですが、町内の医療的ケア児に対しては、数の上であまりコーディネーターとしての数というのは、実態があまりないと思うのですが、この研修を受けたからといって、はい、コーディネーターしますというふうには、なかなか難しいのではないかなと思いますし、もちろん町の福祉課なり、あるいは子ども課なども連携して取り組んでいく必要もあろうかと思うのですが、そのガイドラインをしっかりとまとめる必要があると考えるのですが、例えば保育園などの受入れに関して、国での医療的ケア実施ガイドラインというものがあるのですが、これを矢巾町バージョンでしっかりと取り組むことも必要なのではないかと思うのですが、このガイドラインについて何か検討しているところがあれば、見解をお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今まで保育園に入園したという実績がなくて、正直言って検討しておりませんでしたので、今後勉強して検討してまいりたいというふうに考えます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まず、そこを勉強していただいて、私も一緒になって勉強したいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ということで重度の障がいのある方、医療的ケア児も含めて、家族支援についてなのですが、調べによりますと、医療的ケア児の家庭は全て核家族ということで、祖父母の支援は余り受けられないように思います。主にそういう子どもを世話するのは、母親がほとんどだと思うのですが、今は共稼ぎなどをしないと生活が苦しいということもあると思います。特にこのようなコロナの状況であれば、正規雇用は今後難しい状況にもなってくると思いますし、そこら辺の家族支援について働きたい、働く、そういうお母さんへのワークライフバランス等も含めて、男性の育児参加も含めて、町としての見解があれば、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

家族支援の部分に関しましては、まさしくご指摘のとおりでございます。私どもも医療的ケア児の支援に関して、国の地域生活支援事業の中で任意事業ということで、総合支援事業というものがございます。その中には、先ほど話がありました医療的ケア児のコーディネーター、実際研修を学んでも、なかなか実践では難しいという部分が本当にあるかと思えます。そこで、スーパーバイズというか、助言するような調整役の人材を来年度お願いできないものかということで今様々予算のほうとか、今調整お願いしているところでございます。

一点、コーディネーターさんとうまくスーパーバイズいただきながらどうやって支えていくかというところの整えができればというふうに思っておりますし、また、この総合事業の中では、レスパイト事業、在宅レスパイト、これもできないかということで今考えておるところです。コーディネーターとレスパイト、いわゆるお家に来ていただいて、ご家族が幾らかでも休んでいただくように、通所は確かに利用できる場所あるのですが、正直なところ、皆さんのお声を聞くと、言い方が悪いのですけれども、連れていくのが大変、まして今コロナ禍ですので、そういう現状を考えたときに、家に来ていただきながら休む時間が取ればということの仕組みづくりができないかということで今考えておるところです。これに関しても紫波町と一緒に今いろいろ策を練っているところで、今進めておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まさにレスパイトというところが必要だということをお話ししようと思っていたのですけれども、それから医療的ケア児等に関する教育についてなのですけれども、医療的ケア児の進学について保護者の希望については、教育相談等でお聞きしていると思うのですけれども、例えば小学校に上がる前については、準備期間、相当年数が必要だというふうにお聞きしております。できれば、保護者本人も希望する学校に入られるように、その希望をかなえられるようにしてほしいと調整等してほしいと思うのですけれども、余り地元の学校に入りたいというか、無理に入れたいという方もいろいろある、大変なところもあって諦めてしまうというところもあると思うので、そういうところも、本当に希望する、かなえられるような受入れ態勢を、特に看護師の確保も取り組むということでありますので、しっかりとそこら辺整えていただきたいと思いますので、学校に対して安心して

医療的ケア児が学べるようにしてほしいと思うのですけれども、そこら辺のお考えについてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まさに議員おっしゃるとおりでございます。この教育相談の中で、それぞれの子どもさんの状態に応じて保護者さんと相談するわけでございますが、やはり子どもさん、その程度によって、もう最初からやっぱり支援学校かなというふうに思って、相談に来る方もいらっしゃいますし、あるいは今先ほどの教育長答弁でお答えしましたけれども、特別な支援を必要な、自分でできるからということで、まずは地元の学校というふうなことで入学している子どもさんもいらっしゃいます。やはりそれぞれに応じた相談というのは大事だと思っておりますので、例えば支援学校であれば、設備的にも手厚い部分があります。逆に地元の学校であれば、周りの同じ地域の子どもたちと一緒に学べますとか、それぞれのいいところというのがございますので、それらを相談の中で一緒に考えていきたいなと思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 学齢期の支援というのは、なかなか保護者としても不満のところも多いようなので、先ほど申し上げました入学や通学、それから看護師の配置もそのとおりですので、いずれ医療的ケア児の普通学校への入学については、非常に高い壁はあるというふうに感じておりますけれども、医療的ケア児に関わらず障がいのある児童生徒が共に学ぶということは、多様な人々の偏見や差別感情は、育ちの中で経験によってつくられるものであるそうですので、自分とは違う人が身近にいれば、実感を持った公平性を学ぶこともできると。障がいのある方にとっても、障がいはマイナスではなく、違いなのだ実感することで不要な引け目を感じずに生きるきっかけになるという方もいらっしゃいます。ぜひそのような考えの下、インクルーシブ教育の観点からも医療的ケア児の普通学校の受入れは積極的に推進していただきたいと思うわけですが、このことに関して見解があれば、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

やはり我々も今持っていないノウハウをどんどん蓄積して、受入れ体制とかも考えなければ

ばいけないと思っています。先ほど福祉課長がお答えしましたけれども、庁内でのそれぞれの担当課での打合せも始めて、切れ目のない支援というのが大事だというのは、改めて確認しているところでございますし、学校、それから我々委員会としても不足している知識をどんどん蓄えて、いろんな体制整備に努めなければならないなと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） この医療的ケア児のいるお母さんの声だったのですけれども、医療的ケア児等コーディネーター養成研修会において、いろいろな講師を招いて研修が行われているわけです。医療や福祉、行政などの方がお話をするのですけれども、その中に教育関係の方がいらっしゃらないというのはなぜかというお話をされました。ぜひ教育関係の方も講師などに招くなどできないものか。そのお母さんがお話をされていまして、ぜひそういう声があったということスキルアップの機会でもいいですし、研修年2回行われているようですので、その機会に本町からも県側にもお伝えしながら、いずれ医療的ケア児など障がいのある方について高等教育や社会教育の支援の考え方というのは、余り感じられないと思いますので、医療的ケア児とその親の学びたいという気持ちを踏みにじることはないように支援をしていただきたいと思っておりますけれども、見解があれば、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど申しあげました盛岡広域圏の会議のメンバーの中には、医療的ケア児のコーディネーターを研修企画する部署も参加しておりますので、今のお声を反映して、よりよい、本当に実践でできるような形、それから一番やっぱり私も様々なお声を聞いた中で、相談をどこでも断らないでほしい、本当に受け止めてほしい。そして、つなげてほしいといことを切にお話しされておりましたので、ぜひ生かしていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 次に、自然環境の保全をどうしていくのか質問いたします。

菅首相は、10月の所信表明演説の中で、地球温暖化対策として2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすると話し、脱炭素社会の実現を目指すと宣言しました。本町では、昨年の請願を受けて、今年9月に気候非常事態を宣言しています。異常気候は、もちろん日本だけではなく、世界各地にその影響を及ぼしていますし、昨今の台風の異常発生や洪水などを引き起こす温暖化は、私たちの想像をはるかに超えるものとなっています。その原因は、私たち人間の経済発展や生活の利便性を追求し過ぎたために、石炭や石油などから作られるエネルギーの大量消費によって二酸化炭素などの温室効果ガスを大量に出すことにより、地球の温暖化をもたらしてきたところがあります。本町としては、今後さらなる自然環境の保全に取り組み、町民一人一人からその活動を全世界に広めていってほしいと考えますところから以下お伺いたします。

1点目、町気候非常事態宣言の中で、再生可能エネルギーの普及拡大に努めるとありますが、目標をどのように持っているのでしょうか。また、自然環境の保全にも努めるとありますが、具体的な目標を持って取り組む必要があるのではないのでしょうか。

2点目、公共施設のエアコンの設定温度、ウォームビズ、クールビズ、O A機器の電源のオン、オフ、アイドルリングストップなどの小さなエネルギーの節約の徹底をすべきと考えますが、その現状と今後については、どうなっているのでしょうか。

3点目、本町としての温室効果ガスの削減目標をどう掲げて、具体的にどのような計画で進めていくのでしょうか。例えば電気やガスなどのエネルギーを現在どれだけ使用していて、どれだけの削減を目指しているのでしょうか。具体的に数字を設定してチェックしていく方法を取ったらどうでしょうか。

4点目、町民に対して節電などによる脱炭素生活の推進を図っていくことで地球温暖化に一人一人から取り組むことを強くアピールしていく必要があります。それをいつも町広報紙やホームページ、やはラヂ！でPRしていくことを言われますが、それだけではPR力が弱いと感じますが、その見解をお伺いたします。

5点目、現在の子どもたちは、あまりにも便利になり過ぎて、それが当たり前になってきています。町内の学校では、環境保全などがなぜ必要であるかということなどをどのように教育の中で学び、実践しているのでしょうか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 自然環境の保全活動をどうしていくかについてのご質問にお答えをい

たします。

1点目についてですが、矢巾町気候非常事態宣言において、再生可能エネルギーの普及拡大、自然環境の保全という大きな方向性を示したところであり、2050年温室効果ガスゼロを目指すため、国や県の動向に基づきながらワークショップ等で町民の意見を取り上げて、町民が取り組める具体的な内容を今後定めてまいります。これまで再生可能エネルギーの中心であった太陽光発電をはじめ、バイオマス発電など、新たな技術の確立も踏まえながら矢巾町の条件に合った再生可能エネルギーの導入推進を検討してまいります。

2点目についてですが、公共施設のエアコンの設定温度、クールビズ、ウォームビズ、アイドリングストップなど、省エネにつながる行動については、矢巾町地球温暖化対策実行計画において、省エネルギー行動の具体的な取組内容として定めております。暖房の温度については、環境省の示す基準を遵守するほか、庁舎における冷房機器の温度設定については、矢巾町役場庁舎冷房機器稼働基準で最高気温28度以上が予想される日において、事務室内の温湿度計で気温28度以上、また湿度60%以上を目安にエアコンを稼働することを定めており、計画においても同様の基準とすることとしております。

なお、現在は、新型コロナウイルス感染症対策のため、換気を徹底する必要があることから、体調管理をしながら推奨温度を目指す方向で取り組んでおります。今後庁舎内でのエネルギーの節約の小さな活動を皮切りに、町全体における省エネルギー行動へとつなげていきたいと考えております。

3点目についてですが、温室効果ガスの削減目標については、町内全体の現状を把握しておりませんが、町の事務事業によって使用された電気、ガス、灯油、重油等の使用によって排出される温室効果ガスの数値について算出しております。地球温暖化対策実行計画の目標として、令和6年度までに平成30年度比で8%削減することを目標としており、今後も毎年度の数値を把握し、目標に向けて取り組むよう努めてまいります。

4点目についてですが、地球温暖化対策としての節電など、脱炭素生活の推進の取組について、広報やはばや町ホームページ、やはラヂ！を利用して広く町民の皆さんに伝えることが初めの一歩であると考えておりますが、これらの方法だけではPR力が弱いということは、議員ご指摘のとおりであります。今後町のイベントの機会にも周知活動を組み合わせて実施するほか、事業者の活動においても省エネ対策に力を入れていただくよう周知するなど、地球温暖化対策の取組を強化してまいります。

昨今の自然災害の原因は、地球温暖化が原因とされており、悲鳴を上げている地球をみんな

なで守るには、お一人お一人の温暖化対策が重要と伝えてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 引き続き、自然環境の保全活動をどうしていくのかについてのご質問にお答えいたします。

5点目についてですが、小中学校における環境教育は、理科や社会科、技術家庭科など、様々な教科の授業において横断的に実施しております。内容としましては、地球温暖化やごみの問題、リサイクルといった身近な環境問題に関する学習のみならず、快適な暮らしを求め、これまで人類が行ってきた生産活動が水や大気、土壌といった自然環境にもたらす影響と、その仕組みについて学び、自然環境に優しい取組を日常生活の中で実践できることを目的に事業を行っております。授業で学んだからといって、すぐにできるわけではありませんが、学校教育活動全体を通して節水や節電といった身近にできるエコ活動など、自然環境に配慮した生活の工夫について理解を深めております。

また、不動小学校では、5年生を実施対象として、深刻化している海洋プラスチックごみ問題について、笹川平和財団海洋政策研究所と東京大学が共同実施している海洋教育パイオニアスクールプログラムに参加しております。7月には、日本キリバス協会代表理事のケンタロ・オノ氏を招いて海洋教育・環境教育講演会を実施し、キリバスの文化や生活のほか、地球温暖化や海洋汚染など、子どもたちの未来に関わる問題について学習し、現在課題研究に取り組んでおります。

3学期には、東京大学大学院教育学研究科附属海洋教育センターの特任講師を助言者としてリモートによる質問交流会や課題研究発表会を予定しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 環境問題に関しては、大変大切なことだと本町だけで取り組んでもあまり効果は上がらないものです。けれども、小さいところからコツコツとやることしか物事が始まらないというものでありまして、そこで一人一人に対しての意識づけをすることが大切になってきます。そのところは、町においてできることになってくるわけでございます。PR力が弱いというのは、そのところはあまり考えられていないのではないかなと思われる節があるからでございます。音楽のまち、スポーツのまちなど、宣言時は、イベント

を大々的に行って力を入れてきたようですけれども、このコロナの時期ですから、そういうイベント的なことはできないにしても、もう少しアピールする意欲があってもいいように感じます。

私が思うに、環境の問題というのは、もう待ったなし、本当に非常事態ではないでしょうか。その辺の意識があまりにもみんなが足りないように思います。今すぐという意識がほとんどないように思うのですけれども、我々の子どもやひ孫、孫などに影響が大きく出てくるのが考えられます。だからこそ自分の時代のことばかりを考えるのではなく、しっかりとそのことを伝え、今できることを始めていかなければ手遅れになってしまうと思いますので、しっかりと伝える大切さ、町としては、どのような考えの下、このように一人一人に伝えていくつもりなのか、どうそれを強化していこうというおつもりなのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田 徹君） ただいまの質問にお答えいたします。

PRということでございましたけれども、これまでの繰り返しにはなりますけれども、広報、ホームページを使ってPR、やはラヂ！を使ってのPRというのはもちろんでございますし、あとはこういう昨今でございますので、イベントとかの開催はちょっと難しいところもあるのですけれども、極力そういうところでも周知を図っていきたいと思っております。なお一層周知を図っていきたいと考えてございます。

さらには、先ほどの教育長答弁にもあったところではありますけれども、それ以外にも私どものほうで、これまではいつも冬1月とかに学校のほうに出向いて、ごみ分別教室ということを開催してございましたが、今回今環境学習ということで、ごみ分別も含めての環境学習、温暖化防止も含めた環境学習ということで趣旨をそのように変えて実施しようとしているところでございます。それにつきましては、今のところ小学校3年生をターゲットにしてやろうとしているところでございますけれども、開催に向けて今調整しているところでございますが、結構引き合いといいますか、手応えがあるような感じですので、そういったところも含めて子どもから家庭へというところも含めて周知に努めてまいりたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 私からも追加してお答えをさせていただきたいと思っております。

まさしく議員がおっしゃったようなことというのは、SDGsの目指す世界であると思っております。現在私どものほうでは、SDGsプロジェクトというものを全庁横断的に立ち上げておまして、まず今年度は環境という部分について深く取り組んでいき、次年度以降経済、そして社会といったような形で、いわゆるSDGs景気を達成していくフォーメーションを作っていこうというふうに考えているところでございます。

この取組なのですけれども、役場職員だけが頑張っても全く意味がないこととございます。ただいま特に経済のほうであれば、商工会の若い皆さんが経済をどう、SDGsを達成するために回し、そしてなおかつそれが環境にどのように役に立っていくのかというようなことを進めておまして、それと連動する形で私どもも職員も参加してワークショップなんかを進めているところであります。私どもの流れとして、SDGsの理念は誰一人として取り残さないというところでございますので、そういった民の力も連携しながら町を挙げて取り組んでいくことなのかなと思っておりますので、先ほど町民環境課長が答弁いたしましたことにつきまして、さらに民間に輪を広げて取り組んでおりますので、そうした流れにつきましてご理解をいただければなと思えますし、今後とも進めていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 子どもたちへの環境に対する教育というのは、非常に大切だと思いますので、今後も続けていっていただきたいと思えます。

子ども会でも資源回収等、親とともに一生懸命頑張っておる姿を見ます。SDGsに関しては、町内小中学校で宣言して、積極的に取り組むことを誓っておるようですけれども、それから杜陵高速印刷さんとも協定を締結して、環境学習などの構築に取り組んでいるようですけれども、この取組、現在どのように行っているのか。今後もどのように取り組んでいくのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、各学校で毎年度学校の様々な教育内容につきまして、環境の部分で環境教育指導計画というのを作成しております。この計画の中で、それぞれの小中学校、内容は違いますが、環境の、先ほどもありましたけれども、いろんな教科の部分で取り組むというのを

計画で盛り込んでおりますが、教育長答弁にございました。中でもやっぱり不動小学校は今年度海洋教育の部分に特にも取り組みたいというところで学校からも相談がありましたし、委員会としてもぜひ取り組んでほしいなと思って、これもぜひバックアップして、今年度やっておるところでございますので、それぞれの学校で環境に対して学校側としても興味を持って子どもたちに伝えていきたいというところを支援していきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田 徹君） SDG s の件でございましたけれども、先ほど企画課長からありましたとおり、プロジェクトチームを組みながら今後進んでいくわけございまして、まだ具体的な動きがないのですが、杜陵高速印刷さんとの協定なんかを結んだところでは、いろんな講師の派遣とか、いろんな広報物とか、そういうものの版とか、そういったところで助言をいただけるものというふうに捉えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 新型コロナウイルスに関しても地球の生態系からの影響も考えられると言われております。そういう関係性からも、この地球を守ることは大変重要であります。徐々に少しずつですけれども、その意識の高まりは感じつつある段階には来ているように思うのですけれども、まだまだ私たちの生活の中で環境保全という意識は低い。もっともっと世界レベルで考えていかなければならないと思うのですけれども、そこで防災についての意識は、非常に高まっているように思うのですけれども、そこも同時に意識していかなければならない、実践していかなければならないことなのではないかなと思うのですけれども、どこまでいっても、防災の上をいく災害がこの地球環境の保全をしていかないと起こってくるものが考えられますので、今も環境の保全には努めているのですけれども、もっともっとさらに保全に努めていく必要があるのではないかと思うのですけれども、その辺の防災との対応に絡めた環境保全については、どのようにお考えなのでしょうからお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田 徹君） 防災との観点からも絡めた環境保全ということでのご質問でございましたけれども、まさに昆議員さんご指摘のとおり部分があると思います。その件

に關しましては、非常事態宣言の中でも防災意識を高めるといふこともうたっているところ
でございますけれども、やっぱり自然環境の保全、CO₂の削減等自然環境の保全という
ところも関わってくるのかなというふうに考えているところでございます。そういった部分を
併せながら、そういった防災とかもにらみながら自然環境の保全、CO₂の削減、そうい
ったところを訴えていきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 本町では、クリーンエネルギー導入推進を目的にして、住宅用太陽
光発電システム設置補助をしていますけれども、まず現在まで補助金の交付状況、これから
の利用計画、この補助はいつまで行われるのか。もしかしたら、そろそろ頭打ちになって補
助があまりなくなってきているのではないかなとも考えられますけれども、今後もっと太陽
光発電の普及を進めなければならないと考えるのですが、どのようなお考えをお持ちなのか
お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田 徹君） 太陽光パネルの設置の補助に関してのお話でございましたけ
れども、今手持ちの資料でお話ししますれば、令和元年度になりますけれども、年間で34件
ほどの申請がありまして、最高6万円の補助ということでもありますけれども、全部で200万
円ほどの支出があったところでございます。そして、今後の動向ということでございますけ
れども、まだ見通し、今後どういうふうに進めるかというのは、今のところ現状のまま補助
のほうの事業を進めさせていただければなと考えているところではございますけれども、た
だ今後太陽光パネル以外にも蓄電池だとか、そういったものがちょっと出てくるのかなとい
うところもあります。そういったことを考えれば、予算の限りもあることではございまして、
配分というか、シフトというか、そういうところも検討していく必要があるのかなというふ
うには感じているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まさしく蓄電池等も必要になってくると思いますし、ほかにもバイ
オマス、ペレットストーブとか、まきストーブでもいいです。太陽光ばかりではなく、低炭

素社会の実現に向けて、これらにも補助を考えていく必要もあろうかと思うのですが、現在太陽光以外の補助についての考えはどのようなになっているのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田 徹君） 現在のところは、一般的に導入しやすい太陽光発電を中心に考えているところをごさいます、今議員の質問にあったような個人へのペレットとか、そういうのに関しては、今のところは計画はないところではございますが、そういったものに関しては、個人の導入もありますけれども、大規模な事業所とか、そういうところの導入もあつたりすれば、そういうのの導入についてお手伝いできるように努めていきたいなというふうに考えているところをごさいます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） ちょっと角度を変えてお聞きしますけれども、町としては、随分と早くから環境基本条例を制定してエネルギービジョンを策定して、地域とも協働しながら進めているようではございますけれども、地域の取組状況をさらにお伺いしたいのですけれども、資源回収コンクール、コロナ影響でできないところも多いとは思いますが、子ども会の資源回収など、非常に有効だと思うのですけれども、地域の中でも、特に事業所ごみというものが多くいわれているわけではございますけれども、この事業所のごみを出さない、ごみとしないという取組は、どう周知されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田 徹君） ただいまの質問にお答えいたします。

事業所のごみとなれば、地域の資源回収とか、そういうのはまたちょっと切り離れた分野になると思います。これまでも何回か質問、一般質問や予算、決算の質問のときにお答えしてきたのですが、事業所のごみに関しては、事業所のいろんな事業所の組合とか、そういったところの会合の場で減量化の周知、そういったものをお願いしてきているところがございます。分別の周知をお願いしているところがございます。そういったことを今後もさらに継続しながら、さらに伝えていく必要があるというふうに考えているところがございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 家庭生活や社会生活、産業活動においても省エネルギー推進と併せて3R、いわゆるごみの排出抑制、再利用、再資源化、それにプラスしてリフューズ、ごみの発生回避にも積極的に取り組む必要があると思うわけですが、特にも海洋汚染の原因となるプラスチックごみについては、私毎年北上川の河川の清掃にも参加して感じるころなのですけれども、川にレジ袋や肥料袋などのビニールごみのほうが、それからペットボトルなど、すごく多く捨てられていると感じます。ですから、そういうごみが北上川から海に行くということも考えられます。そういうことも町として徹底してごみを出さないように周知していただきたいと思うのですけれども、何か手だてを考えられているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田 徹君） 今昆議員さんの質問にございましたとおり、北上川の河川清掃、4月、10月、毎年行っているわけでございます。今年はコロナの影響もあったり、あと天候の影響もあったりして、4月はたしか開催できないような記憶がございますけれども、昆議員さんおっしゃるとおり、私も参加させてもらおうと、レジ袋、ごみ袋が結構目立つ、こういうのがいわゆる行き着いて海洋汚染につながっているのだなというのは痛感するところでございます。

さらに言いますと、それ以外にも、今年はちょっと開催できなかったのですが、去年とかであれば、森林管理署と共同で南昌山トンネルとかの清掃活動に携わったときがあります。そういうときちょっと感じるのは、おっしゃるとおりコンビニなんかの買い物袋に入ったごみ、ペットボトル、そういうのが割かし多い。そして、不思議なことに橋の上から捨てられることが多い。いろんなごみの苦情も聞かれると、通報があるのを聞くと、南昌トンネルだけではなくて、橋の上から河川に向かってごみが散乱しているという結構通報があるなというふうに感じているところでございます。

今現在まだ具体的な対応というのはないわけですが、そういうところを勘案すれば、そういった橋とか、そういうところ、河川とかに不法投棄の看板といいますか、そういった呼びかけを強化していくことも防止に、抑止につながるのかなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まだ町長の声を私お聞きしていなかったもので、最後にお聞きしたいと思うのですけれども、グリーンリカバリーという言葉聞いたことがあるでしょうか。このコロナ危機で停滞した社会を、気候変動を抑え、生態系を守りながら立て直そうというところでございます。グリーンリカバリーの政策は、各国で発表されておまして、町としても既にやっていることもありますけれども、二酸化炭素の排出量の少ない燃料の使用、短距離便の減少、小電力発電の優遇措置などなのですけれども、これもすぐできるようなところもあると思うのですけれども、そういうところの推進についてどのように町長はお考えでしょうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、まず最初に、昆秀一議員から将来世代へのつけは残すことは私ら許されないことなのです。基本はそこなのです。そこで、そのことにやっばりのっとして私どもがどういう行動をしていかなければならないかということで、そこで私は環境というどうしても廃棄物から入りたくなるのですが、廃棄物も総合的な廃棄物、リサイクル対策、こういうこともこれまでも何度も言われてきたことですが、やっぱり今実現するためには今行動、立ち上げなければならない。過去には、例えば廃プラの問題の対策はどうなのかという質問もあったのですが、ごく最近まであったデポジット制度とか、こういうようなもの、そして私が環境施設組合でお世話になっていたときは、新しい製品が、これは電化製品でも容器でも何でもそうですが、何年後にこれがごみとして出てくるか、だから私どもはその比較的粗大ごみ、いわゆる大型ごみですね。電化製品など開発されたときに、これは何年後に出てくるということで、対策を講じておったわけです。それが、そういう対策を講じるというのは後ろ向きなのです。もうこれからは、そういう製品が開発されて、いつ廃棄されるかということではない、フィードバックをさせて、ごみとして出さないようなシステムづくりをしていかなければならない。だから、今コロナでも言われておるのですが、やっぱり経済との両立を、環境とどのようにして図っていくか。必ず私は、対立と調和、この環境問題を解決するためには、必ず対立があるのです。しかし、これを乗り越えれば、必ず調和のもうみんなで行こうというあれが出てくるわけです。だから、私は、そういったことをこれから訴えていかなければならない。

それで、根っこの部分は何といても、小さいときの教育、環境教育なのです。私は、だから時間がかかるにしても、今できることは、子どものときからの環境教育、それがもう今言われている2030年までに17のターゲットを目指して取り組んでいるのですが、そういった

2030年、そして2050年問題、これを解決するためには、もう時間がかかってもいいから教育、そして対立と調和、そしてその調和は、必ず環境と経済の調和を図っていかなければならない。そのために高橋昌造は、いつも何々のまちやはば宣言が好きだと言われるのですが、その意味では、私は議員の皆さん方と一緒にあって、今まさに脱炭素のまちやはば、これを目指していかなければならないと思うのです。そのためにみんなで知恵を出し合って乗り越えていきたいと思しますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、時間も大分経過してきましたので、ここで暫時休憩に入りたいと思います。

再開を3時15分といたします。よろしくお願ひします。

午後 3時03分 休憩

午後 3時15分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を継続します。

次に、3問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 次に、子どもたちのいじめ、自殺、不登校、虐待をなくするために質問いたします。

平成27年7月5日に町内で起こった悲しい出来事以来、このことは絶対に忘れてはいけないという思いとは裏腹に徐々に風化しているという現実を感じます。しかし、町として、学校として、教育委員会として、あの出来事以来様々ないじめ防止策を講じてきております。先日全国のいじめに関する調査結果が出されていましたが、その認知件数は、大変な伸びを見せております。資料にもお示ししておりますけれども、町内の学校でも、その伸びは顕著であろうと思われまふ。これは見逃しゼロにすることが重要であるという考えから、その数よりもいかにいじめを発見してなくするかということの問題にしているからとのことです。

そこで、そのいじめをなくする方策について現在どのような取組をしていて、今後どういじめに向き合い続けていくつもりなのでしょう。また、いじめだけではなく、自殺、不登校、虐待などをなくするために子どもを取り巻く環境を改善していく取組を推進していく観点

から以下お伺いいたします。

1点目、いじめについて町内全体で考えていく機会をもっとつくっていく必要があろうと考えますが、その見解をお伺いいたします。

2点目、いじめに対するアンケートの実施は、現在までどのように行っているのでしょうか。その中でここ最近の傾向についての見解をお伺いいたします。

3点目、命を守る教育を現在どのように行っているのでしょうか。その現状をお伺いいたします。

4点目、不登校に対する支援をどう行っているのでしょうか。

5点目、児童虐待に対する防止策をどう図っているのでしょうか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 子どもたちのいじめ、自殺、不登校、虐待をなくするためについてのご質問にお答えします。

1点目についてですが、現在のいじめ対策は、学校での認知及びその対応を中心としたものになっており、この問題について町民全体で考えていくという環境づくりには至っていない状況であります。今後児童生徒や保護者だけではなく、町民全体で考えることもいじめを根絶していくきっかけになると思いますので、例えばコミュニティ・スクールにおける熟議の議題にすることなども考えてまいります。

2点目についてですが、いじめに対するアンケートについては、学校ごとに回数は違いますが、生徒を対象に小学校で年3回、中学校では8回から11回、保護者を対象に小中学校とも年2回実施しております。また、最近の傾向としては、オンラインゲームに起因した言い争い等のトラブルが報告され始めており、今後増加していくのではないかと考えております。

3点目についてですが、命を守る教育として、精神科医による中学生を対象とした心の授業を毎年開催しており、今年度からは不動小学校においても開催し、命の大切さやストレスがたまったときのリフレッシュの方法等を学んでおります。また、児童生徒だけではなく、小中学校の教職員を対象とした心の授業研修会及びゲートキーパー養成講座を開催し、生徒が発するサインに気づき、適切な対応を取ることができるように取り組んでおります。

4点目についてですが、各学校において、本人及び保護者との面談や必要に応じた家庭訪問を通して登校できない原因を把握し、その原因を解消するための本人への指導や他の児童生徒の協力づくりを行っており、対応策としてタッチ登校や別室登校から始めることも行っ

ております。また、学校だけで解決が難しい場合には、スクールソーシャルワーカーの派遣など教育委員会と学校が協力して対応することとしております。

なお、どうしても学校に入れない児童生徒に対しては、その対応として教育研究所に設置しているこころの窓への通級につなげ、個々の問題を克服しつつ、徐々に通学できるような支援を行っております。

5点目についてですが、地域において児童虐待の関心を高めるため、公共施設へのポスターの掲示やリーフレットを配布して周知しております。特に11月の児童虐待防止推進月間においては、児童虐待かもと感じた場合に、児童相談所や町の窓口へ相談や連絡していただくことをお願いするリーフレットを町内全世帯へ配布しております。

さらに、広報やはばや町ホームページ、やはラヂ！により周知しているほか、関係機関に対し、子ども家庭総合支援拠点窓口のリーフレットやシンボルマークのオレンジリボンを配布し、児童虐待は、社会全体で解決すべき問題であることを呼びかけております。

また、矢巾町要保護児童対策地域協議会において、児童家庭相談や乳児家庭全戸訪問等で把握された児童虐待のリスクが心配される家庭についての情報を共有し、子どもに関わる関係機関の連携を強化し、家庭の状況に応じた支援を行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 児童虐待についてなのですけども、第7次矢巾町総合計画前期基本計画の評価の中に児童虐待相談件数目標値がゼロ件に対して、令和元年度52件で達成度がDとなっております。被害防止という点では、相談窓口が機能し、予防効果を発揮している一面もあると考えられると評価もされておりますけれども、この相談件数に関して、いじめ認知件数と同じように見逃しゼロを目指すべきで虐待を発見することが大事になってくると思います。この通報件数というのは、どうなっているのでしょうか。

そして、それをどう解決していくのか、ここでいろいろあると思うのですが、その上で相談件数が多いというのは、相談しやすくなって虐待が表面化してきたという傾向ではないかと考えられるのですが、そのところの考え方については、町としてはどう思っておられるのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、この統計の取り方なのですけれども、過去5年遡ってみますと、平成27年度は9件、平成28年度5件、平成29年度11件、平成30年度39件、平成31年度、ただいま議員ご指摘のとおり52件というふうな実績になっておりまして、平成30年度から急に前年の3倍以上になっていたということなのですけれども、今児童虐待で一番多いのが、ネグレクトなのです。児童虐待は4種類あって、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待というふうになっていまして、これは全国的な傾向なのですけれども、身体的虐待が減少して、ネグレクトが増加傾向にあります。ネグレクトの一番の原因は、ドメスティックバイオレンス、親のドメスティックバイオレンスを子どもたちが見たというふうなことでカウントされるのですけれども、そのカウント方法が平成29年度までは1世帯1件というふうにかウントしておったのですけれども、子ども1人1件になったのです。なので、今まで1世帯1件だったのが、3人子どもがいれば3件というふうにかウントの方法が変わって、平成30年度から急激に伸びたというふうなことであります。

あとは、今政府公報とかでもあるわけなのですけれども、虐待通告が世の中に浸透してきているというふうなこともありまして、それも一因となって増えているものと思われまして。あと要対協の関係機関もあるわけなのですけれども、そちらの意識も高まってきておりまして、アンテナが高くなってきているということもありますし、あとは政府でも公報しているわけなのですけれども、たとえ謝りであっても、誤報であっても、通報してください。あとは、匿名の通報も受け付けるようになってきておりましたので、急激に増えてきているものと捉えております。

あと、支援の内容ということだったのですけれども、虐待を受けた通報があったと。そうした場合は、私どもではその子どもの安否を確認しに、24時間ルールというのがあって、24時間以内に子どもの安否を確認するというふうなことをまずしております。最初にまずそれをやります。そしてあとは、虐待通告の緊急受理会議というのを要対協には代表者会議、実務者会議、あと特別検討会議というのがあるのですけれども、個別検討会議を緊急に召集して、緊急虐待通告受理会議を開催して、そこで支援の内容を決めて、そして動くというふうな取組をしております。

あとは、虐待が起きるといのは、昆議員ご指摘もあつたのですけれども、いじめの把握件数も増えているということなのですけれども、同じような感じで通告をしていただくことは、自分としてはいいことだと思っておりますので、事態が重大化する前に、これを防止すると。そしてあとは、再発を防止するというふうな観点から取組を強化しておるところでござ

います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） そこで予防というものも必要になってくるのですけれども、親としての心構えというところがなく、期せずして子どもができてしまったということも中にはいるかと思えますし、そういう方が親になっていくための教室というか、そういうふうなものも開いて参加してもらったり、まずその前の段階、それこそ中高生くらいの子どもたちに対しても、しっかりと親になるということはどういうことなのかを学んでいけるようにしてほしいと。やはり環境もそうですけれども、教育というものが重要になってくると思いますので、これはただ単に児童虐待だけではなく、少子高齢化の問題にも関わってくるものでございますので、できれば町としてもそういう機会を、親になるすばらしさということを伝えていっていただきたいと思うのですけれども、考えがあればお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、特にも中学生の保健の授業とかで今おっしゃったような内容のところを取り組んでいきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） それから、いじめに関して、インターネットのいじめについては、まずそういうものを学校としては、児童生徒に携帯電話等を持たせないという方針だったので、現在町内小中学校においての携帯電話の取扱いはどのようになっているのか。文科省のガイドラインでは、登下校中には携帯電話の所持を一部解除となっていて、親の責任にも言及しています。学校が携帯電話等の情報機器の向き合い方の指導を積極的に行うとしまして、学校、教育委員会が、このガイドラインに沿って2019年、昨年度中にルールや方針を定めて児童生徒や保護者に周知することとなっておりますけれども、本町では、携帯電話等の所持については、どのようなルールとなっておりますのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、文部科学省のほうでは、一部ルールを緩和していくという部分も示しておりますけれども、本町も、岩手県でも、ここに関しては、これまでどおり基本的に携帯は保持しないというルールは変えていないところでございます。その中で、やはりこれは学校とも協議いたしますけれども、やはり教育の観点で、このルールは変更しないほうがいいというところで教育委員会だけではなくて学校現場とも協議の上、決めたところでございます。

それから、実際、ただ統計的にこれは取ったわけではございませんけれども、先ほどちょっとご紹介ありました心の授業とかで講師の先生が、何げに今携帯を持っている人と聞いたら、結構な数の手が挙がったとあって、それを見た学校が逆にびっくりしているという現実もあります。教育委員会では、学校のほうでは、持たせないというふうなルールを決めていても、現実には持っているというところがありますので、そういう意味でも様々な授業とかを使って児童生徒の指導を行わなければならないなと思っています。

特にも、ゲームの部分でございましてけれども、精神科の先生のお話の中で、やはり実際心といますか、このゲームを自制できるというのがあって、二十歳ぐらいにならないとできないというふうなお話がありました。ということは、小学生、中学生は、まだまだ成長段階でございまして、それを自分ではなかなかできないということもありますので、学校、それから保護者にもお願いして、こういったところは取り組んでいかなければならないなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） それから、インターネットのいじめに関しては、インターネット上のいじめや誹謗中傷に関する書き込みなど、今年度より学校ネットパトロールということ職員が試行錯誤して実施されているということですが、現時点ではどのような事案があったのか。

私もたまにインターネットの掲示板を回ってみるなど、いわゆるエゴサーチをしてみるとときがあるのですが、これは学校ではないのですが、いまだに以前のいじめに関する、ここでは言えないようなひどい書き込みがありまして、学校ばかりではなく、いじめ、誹謗中傷に関わる書き込みは今後そういうことも子どもたちのいじめにも深く関わってくると思われますので、誹謗中傷につながる書き込みは、しっかりそういう関係のものを見

て、削除依頼をしていく必要もあると思うのですけれども、そこら辺の考えについてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

当課の職員がパトロールで見えておりますけれども、やはり恐らく議員が見たのと同じものだと思いますけれども、それを現時点で発見しております。今のところ直接町内の小中学校の児童生徒に対するものというのは、今見つけていないところでございます。直接インターネット上というか、今先ほどの答弁の中にもありましたけれども、今のオンラインゲームというのは、通信機能がついているそうでございます。私ゲームやらないので、分からないのですけれども、その中でチャットでのやり取りがあるというところで、そういうところで今いろんな学校での言い争いとかの報告が増えてきたなというふうに感じているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） そこでネットの関係について、不登校についても関係してくると思うのですけれども、文科省の昨年の調査では、全国の小中学生で前年度から約1万人増えて18万人の不登校がいるそうです。その要因としては、本人の不安や無気力、友人関係、親子との関わりなどのようですけれども、また先日教育委員会議でも、最近になってネット絡みでの不登校が増えてきているということもお聞きしていますので、そういうところ、不登校の現状について支援を必要にしていくということでもありますけれども、その中でオンライン学習というのを昨年の調査では、そのところまだ出ていないのですけれども、今年に入っている程度オンラインで学習する、そして出席するのならば認めると、そういうことを認めるという方針も出ているようですので、町としても不登校者のオンラインの学習について、どういうお考えをお持ちなのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今の議員のおっしゃるとおり、不登校の要因というのは、やはり友人関係とか、やっぱり家庭生活の問題、それから今年度特にゲーム依存によって昼夜逆転して、なかなか日中学校に来られないという要因が増えてきているところでございます。オンライン学習の部

分につきましては、まさに来年度からGIGAスクール構想による端末の導入もありますので、そういったおっしゃった部分も検討していかなければならないなと思っております。

それから、教育研究所のほうでこころの窓というのをやっているわけでございますけれども、その担当の先生のお話の中で、実際こころの窓でいろいろ通級しているわけでございますけれども、この後高校に実際に行ったときに、やはり苦労する子がいると。何かというと、やはりそこは学校生活の中で友人との対面でのやり取りがなかなか上手にできない、そういったことがあるので、高校に入るだけではなくて、高校に入った後、友人たちとどういふふうに関わっていくかというのも大事ななというのを伺っておりますので、こういう部分もやはり当然オンラインとかで学習をやっていくことも大事ですし、人間関係の部分をつくっていくというのも大事ではないかなと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） そこで大事になってくるのが相談体制というところになってくるのですけれども、ネットであれば、気軽にラインなどで相談できるところもあると思いますし、ほかにも電話なども考えられるのですけれども、命の電話、今すごく人材が足りなくなっているという、相談員というのは、非常に難しいものがありまして、専門家であっても、慣れもあると思うのですけれども、その相性というものも、いろんなタイプの相談員が必要になってくると思います。

以前専門の臨床心理士という方と相談して嫌な思いをされた方もいましたけれども、その相性のところも大事だと思うので、そこのところもよく考えて相談体制も構築していただきたいと思うのですけれども、その点について見解があれば、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） 様々な児童生徒、それから保護者からのいろんな相談、まずは学校で受け止めるのが第一かと思っておりますが、その中で学校だけではなくて、違う人との話をやっぱり聞きたい。スクールカウンセラーあるいはスクールソーシャルワーカー、それに加えて当町の教育委員会で配置している相談員、いろんな窓口を選択肢を広げております。その中で、やはり保護者などが相談しやすい体制というのを今後も維持していきたいなと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 相談体制の整備については、今までの虐待、いじめ、不登校、自殺についても、そういうことが起きる前に誰かに相談、解決できればいいと、それにこしたことはないのですけれども、いずれは一人で生きていけないということがある、誰かと関わって生きていかなければならないということを人間同士関わっていかなければならないということも多くあるはずです。そこで、いろいろなことが起こって、そういう虐待だったり、いじめ、不登校などが起こってくるのだと思いますけれども、そのときにすぐにいろんなそういうソーシャルワーカーだったり、相談員だったりにすぐに誰かに相談できればいいのですけれども、相談できなくても、相談員、専門の相談員でなくても、その人のそばにそっと寄り添っているという存在があれば、安心できると思いますので、できれば町としてもそういうそっと寄り添えるような存在というものを目指して行政運営、教育行政運営をしていたらいいと思うので、心から願う次第でありますけれども、ご所見があればお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） まず、お答えさせていただきます。

アンケートというのが、先ほど答弁の中でお話をさせていただきました。このアンケートに対する答えが変わってきております。前は、子どもたちではなく、自分からのものが多かったのです。いじめられているというふうなこと、自分から言う。最近では、あれはいじめではないかと、心配だということが多くなってきました。それから、保護者の方々から、うちの子どもがこういうことを聞いてきたということで学校のほうは分かっていますかというふうなアンケートの結果が出てきています。ということで、いじめに対するみんなの目が自分ではなく、ほかの人もと、これは見逃しゼロということを学校を通じて、みんなでそれを合い言葉として言っていることの成果ではないかなと、そう思います。

議員のほうから提出していただいた資料ですけれども、全国的には飛躍的に伸びています。矢巾町は、実はもう以前に伸びたのです。それは、平成28年度に、その年から平成29年、平成30年というふうに伸びて、その後は横ばいです。というのは、見逃しゼロという合い言葉の下に認知件数が増えているのです。その中で先ほど申し上げたとおり、子どもたちの意識、それから保護者の意識、当然学校の職員の意識も変わってきています。ただ、変わってきていますが、職員の場合には入れ替わりがあります。そのときのために、私は4月の新任者に対する挨拶のときに、平成27年のその事案を出して、今矢巾で取り組んでいること、ほかの

市町村では取り組んでいないこのことについて、そこで先生方をお願いをしています。そして同じ気持ちで、このいじめに対しては取り組んでほしいということをお話をしています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、4問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 次に、エッセンシャルワーカーへの支援について質問いたします。

エッセンシャルワーカーとは、人々が日常生活を送るために欠かせない仕事を持っている人のことでもあります。新型コロナウイルス感染症によって世界中で外出自粛やロックダウンが相次いでいます。日本でもまだ収束の気配が見えておりません。エッセンシャルワーカーは、緊急事態下においても簡単にストップすることのできない仕事に従事する人々に対し、感謝や尊敬の念を込めた呼称として使われるようになっております。

その中でも医療や福祉の分野では、医師や看護師、介護士などが人々の生命や健康の維持に日々努めてくれています。しかし、まだこういう方々への偏見であったり、苦勞が絶えないところから、本町としての支援の取組をお伺いいたします。

1点目、医療、介護、福祉関係の人材育成をどう図っているのでしょうか。

2点目、医療、介護、福祉関係の労働環境や待遇の改善にどう取り組んでいるのでしょうか。

3点目、エッセンシャルワーカーに対する今後の具体的支援は、どうしていくのでしょうか。

4点目、エッセンシャルワーカーを支えるために社会的理解を促進する仕組みづくりが必要であると考えますが、教育の中では、どのように考えているのでしょうか。

5点目、エッセンシャルワーカーを含めた各機関との必要な連携をどう構築しているのでしょうか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） エッセンシャルワーカーへの支援についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、医療関係の人材育成については、医療関係学生の養成に係る臨地

実習や見学学習の受入れを行っているところであり、特に岩手医科大学とは地域政策、教育分野における連携に関する協定に基づき、地域の健康課題を取り上げる授業等への協力をしております。また、介護、福祉関係の人材育成については、現在策定中の第8期介護保険事業計画において介護人材確保に関する取組を盛り込むとともに、人材確保等の直接的な支援について国や県への要望を行っております。

2点目についてですが、労働環境や待遇の改善については、人員配置基準や介護報酬によるところが大きいため、適切な介護報酬改定による介護職員の処遇改善等を国や県に要望してまいります。

3点目についてですが、マスク等の衛生資材が不足している医療機関、介護保険施設及び事業所に対して町備蓄のマスク及びガウンなどを提供してまいりましたが、今後も継続して医療、介護、福祉事業へ従事するエッセンシャルワーカーが安全に業務従事できるよう支援をしてまいります。

また、本町では、フライデーオベーションを通じてエッセンシャルワーカーへの感謝と尊敬の念を表しているところでもあります。

5点目についてですが、各医療機関とは、現在紫波郡医師会を通じて感染症の同時流行への対応と新型コロナウイルスワクチン接種体制の確立に向けた連絡調整を緊密に行っております。

また、矢巾町地域包括支援センターや紫波郡地域包括ケア推進支援センターとの連絡調整会議、矢巾町ケアマネ連絡会、地域密着型サービス事業所連絡会等において情報提供及び情報共有を図っておるところでもあります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 引き続き、エッセンシャルワーカーへの支援についてのご質問にお答えいたします。

4点目についてですが、各小中学校では、キャリア教育の一環として職場訪問を行っており、体験を通じて様々な職業の世の中における役割、重要性及び必要性を学んでおりますが、エッセンシャルワーカーを支えるための社会的理解を促進する仕組みづくりまでには至っていないところでもあります。

また、新型コロナウイルス感染症対策の取組として、教職員及び児童生徒が学校生活を安全、安心に過ごすことができるように各小中学校にスクールサポートスタッフを1名配置し、

消毒作業などを行っております。まずは、身近なところで必要不可欠な作業をしていただいている方に対し、常日頃から感謝する心、敬う気持ちを持つよう朝の会などで指導しているところでもあります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 介護福祉士をはじめとした介護サービスに従事する職員に対しては、コロナの対応に当たられた方には、最大20万円の慰労金として給付しているわけですが、コロナウイルスの感染リスクと隣り合わせで働いている看護師等に対しての支援というのは、町としてはどのように考えているのか。あまり考えているようには思われませんが、金銭的に。ぜひこのようなコロナに感染するかもしれない、もしかしたら家族にも持って帰ってしまうことも考えられるわけですから、例えばそういう方々は、家に帰らずともホテルのシェルターのように安く泊まれるところとかというのも支援も連携して、県とも連携し考えていく必要があるかと思うのですが、そここのところの支援はどうなっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

今昆議員からは、支援が足りないのではというご指摘があったわけですが、町といたしましては、先ほど町長答弁にもありましたとおり、主に物資面での支援ということが中心になっているわけですが、そういう感染のおそれの部分とかにつきましても、介護事業所との連絡会やら、そういうケアマネ会とか、そういった部分でもご心配な部分については、すぐ迅速に情報提供いただいて、早期の検査なり、体制に努めるということで対応してございますので、今後の今ご指摘ありましたそういったことも参考にさせていただきますながら、総合的に対応してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） エssenシャルワーカーと呼ばれる方には、役場の職員も入っているわけで、日夜多忙な業務に当たられていることと思われそうですが、役場職員の皆さん全力で地域住民の生活を守るために働いておるとおもいます。いろんなことを考えておられる

と思います。コロナ禍の暗い社会環境の中、こういう業務の多忙化が進んでくると、精神的にきつくなってくる方がおられるでしょう。そこのところもしっかりとケアしてやりながらやっていかないと、このコロナ状況、いつまで続くか分からないわけで、職員一人一人お互い、上司も部下もいつ誰がどうなるか分からない状況だと思うので、注意深くお互いに見ていく必要があると思うのですけれども、そこのところの見解があれば、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 役場職員に対してもそういった留意、お気遣いいただきまして、大変ありがたいところでございます。町としては、まず我々自身が極力感染を受けないような行動をするというのが、それが第一義だと思って行動しておりますが、いずれ正直申しますと、最近ひたひたと周りにご家族とか、友人だとか、職場の同僚だとかというところで検査を受けるケースがまま見られます。いつうちの職員自身が陽性になるかも分からない、本当に明日にでもなる可能性もなきにしもあらずでございます。それで、今それにつきまして、職員のモチベーションの部分も確かにそうなのですが、いずれ町民の皆様にご迷惑をおかけしないような対応を事前に考えられるところはシミュレーションしておいて対応すべく日頃からいろいろ内部での協議等進めて準備してございます。大変お気遣いいただきまして、ありがとうございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） そこで会議なんかもあると思うので、3密を防いで直接対面している会議もあると思うのですけれども、安全策を取るならば、オンラインでの会議を極力しているところは進んでいってほしいと思うのですけれども、先日も私会議に参加してズームを使ってゆったりしておったのですけれども、これからの時代、こういうことが続いてくると、会議の形も変わってくると思うのですけれども、どうしても対面でやらなければならない会議というものもあるのですけれども、このオンライン、積極的に使っていくべきだと思いますし、例えば今やっていない町の懇談会なんかもオンラインなんかでできるのではないかなと思うのですけれども、そこら辺の町としての考え方をお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 昆議員のおっしゃるとおりの部分が多々あると感じてございます。どうしても従来の対面でのやり取りというのが最初に頭に浮かぶところでございますが、何年続くか分からないみたいなこういう今のような状況になってきますと、

それはもう常識ではなくてというふうに考える必要があると思っています。ただ、どうしても対面で集まってというふうなことが必要になるものもまだありますので、そういったものはそのとおりとしましても、より積極的にオンラインでの会議等ができるようにしていきたいと思っております。

それで今月に自宅で仕事ができる環境を整えるということでPCの準備ができる予定になっていまして、それからいろいろ実験しながら進めていこうと思っていまして、そういった方法でまず環境づくり、そして実際の運用というふうに進めてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） エssenシャルワーカーに対する感謝する心ということでフライデーオベーションしておるのですけれども、今まで私が申し上げてきた支援という方法もあるのでしょうか、同時に感謝は別だとは思っているのですけれども、大事なことは、コロナがいつ収束するか。そして、その新しい生活様式はきっとこれからおしまいということではなく、続けていかなければならないでしょうし、エssenシャルワーカーをはじめとした全ての人に対する負担は続くものと思われまますので、今後のエssenシャルワーカーになりたいと思えるような教育というか、そういう将来的な支援については、町としてはどのようにお考えになって、どのように実践していこうと思われているのか。そして、どこへ向かおうと思っているのか最後にお伺いして終わります。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

介護人材の確保の問題につきましては、本当に全国的な課題で、特にも保育士とか、様々な業種によって、製造業もそうですけれども、なり手がいないという中において、特にも介護は厳しいということでございます。看護職でさえも求人倍率が15倍という報道が先日なされておりますし、やっぱりこれからも2025年、2040年、少子高齢化で、人口は減るけれども、高齢者の割合はもう高くなり続けるということでございますので、やはり自分自身の健康をいかに、エssenシャルワーカーの育成ももちろん大事ですけれども、やはり8期計画におきましても、どうやって介護保険を使わないで、平均寿命だけではなく、健康寿命をどうやって延ばすか、そのためのいわゆるフレイル予防、認知症予防、そしてそれを運動習慣の関係で健康チャレンジ事業も今600人ぐらい登録になっておるわけでございますけれども、そ

ういった運動習慣を続けながら切れ目がない健康づくりというか、介護予防ということや
っていかなければならないですし、やはりそういうエッセンシャルワーカーのなり手が本当
に厳しい状況なので、やっぱり小さいうちからの教育が大事だという昆議員のお話、ごもっ
ともだと思imasuので、これはもう一所属ということではなく、もう組織横断的に教育委員
会も一緒になって対応させて、矢巾町のあるべき、安心して矢巾に、介護が必要になっても
安心して住み続けられる持続可能な町として続いていくような対応をしてまいりたいと思
います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で10番、昆秀一議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

ここでちょっと中途半端な時間とはなっておりますが、休憩をいたします。

再開を4時10分といたします。よろしくお願ひします。

午後 3時58分 休憩

午後 4時10分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

先ほど米来倉農業委員会会長さんが着席いたしてございます。

それでは次に、5番、村松信一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（5番 村松信一議員 登壇）

○5番（村松信一議員） 議席番号5番、矢巾明進会、村松信一でございます。

1問目の質問、本町におけるスーパーシティ構想の考えについて町長にお伺いをいたしま
す。今般の新型コロナウイルス感染症拡大によるコロナ禍では、行政サービスや民間事務手続の煩雑
さやサプライチェーンの偏りなど、様々な課題が浮き彫りになりました。こうした中、国で
はウィズコロナ、ポストコロナの新しい社会をつくるため、デジタル庁の設置や大胆な規制
改革を行うことを掲げており、そこで改めて注目されているのが国家戦略特区であるスーパ
ーシティであります。スーパーシティは、AI及びビッグデータを活用しながら社会課題を
解決するための最先端技術を投入し、国民が住みやすいと思うよりよい未来社会を包括的に
先行実現することを目指すものであります。

本町は、内閣府のアイデア公募に応募しており、議会においても同僚議員の質問に対し、スーパーシティの取組を表明しておりますが、その検討状況やスーパーシティに対する基本的な考え、またそれに伴い実施される本町のデジタル化へ向けた構想について以下お伺いをいたします。

1点目、本町において検討が進んでいるものと思われませんが、スーパーシティは国家戦略特区であり、その指定を受けるに当たり、解決したい社会課題はどのようなものを想定しているのか。また、それに対する規制改革などをどのように検討しているのか。

2点目、規制改革と同時にAI及びビッグデータの活用がスーパーシティの要件として挙げられておりますが、どのようなデータ活用を考え、またその安全性を確保する仕組みは、どのように考えているのか。

3点目、スーパーシティの指定を受けるに当たり、住民の合意をいかに図っていくのか。

4点目、スーパーシティの取組によって、今後行政のデジタル化が進むと考えられますが、役場の中を見れば、申請書等の紙が多く存在し、行政内部のデジタルトランスフォーメーションには大きな課題があると考えられます。今後のウィズコロナ、ポストコロナにおいてビッグデータ資源とデジタル技術を活用して町民サービスの向上をどのように図る考えなのか。

5点目、行政のサービス資源を活用する上で新しいシステム構築が重要であると考えられますが、本町における今後の情報システム改修を含めた今後の施策展開をどのように考えているのか。

以上、5点につきましてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 5番、村松信一議員の本町におけるスーパーシティ構想の考えについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、現在人生100年時代を健康で幸せに暮らせる矢巾町を目標に解決すべき社会課題として中心市街地と周辺地域の格差是正、コミュニティの持続可能性の維持、健康意識の向上の3点について検討を進めております。また、スーパーシティにより課題を解決する上で検討が必要な規制といたしましては、各種情報管理や組織に関する法令、遠隔診療、服薬指導に伴う法令等診療報酬の改定等を想定しております。

2点目についてですが、日常の運動や食事のデータを活用し、個人ごとに運動を促すメッ

セージや発病の危険性の通知を行うことで健康意識を高め、健康維持の促進を図りたいと考えております。また、最終的には、日常のデータに加え、健康診断データや医療機関の電子カルテのデータを連携し、オンラインによる最適な診療や服薬を可能とすることで、どこにいても医療を受けられる環境の整備を想定しております。

なお、データの取扱いにつきましては、国が新たにデータ連携基盤を構築し、そこにおいて活用されますが、データは海外の事例のように蓄積させて管理するのではなく、現在と同じく分散管理することで安全性を確保する仕組みとなることが示されております。

3点目についてですが、住民合意についての手続きは、法令で規定されており、スーパーシティ型国家戦略特区の指定を受けた場合に設置される区域会議において、基本構想を作成する際に、合意手続きを行うものであります。具体的には、区域会議が議会の議決や町民、いわゆる住民を対象とした投票等から適切な方法を選択、実施することになっております。

4点目についてですが、行政のデジタル化につきましては、町民サービスの向上のための大きな課題として、各種行政サービスの本質的な見直し作業が必要と考えているところであり、国における様々なデジタル化の対応を鑑みながら本町のデジタル対応を明確化していく予定としております。

なお、デジタルトランスフォーメーションは、社会全体の変革であり、本町を取り巻く環境や本町の持っているデータ資源などの潜在能力をできるだけ生かした施策をポストコロナの時代に合わせて立案をしてまいります。

5点目についてですが、デジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXのように社会全体の変革に対しては、行政の変革も必然であり、新しい情報システムを再構成しなければならないと考えているところでもあります。今後は、国の政策展開を受け、可能となる行政上対応能力を発揮できる情報施策を立案したいと考えており、本町の持っているデータ資源の把握や行政事務に係る本質的な検討などを順次進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） まず、答弁では、コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で整備いたしますWi-Fiがあります。今も現実的に工事されていると思いますが、これについては、説明がございませんでしたが、スーパーシティにどのように関係するのか。その位置づけについて分かりやすく説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

まず、コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして整備を行いますWi-Fiですけれども、こちらにつきましては、密を回避して過疎の疎をいかに活用していくのかというのを具体化するために整備する通信インフラでございまして、ウィズコロナ、アフターコロナの新しい生活様式を実現するものであります。一方、いたがいて、こちらスーパーシティの構想とは全く関係ないということでございます。関係ない部分でこちらWi-FiはWi-Fiとして今後活用する方法を見直していく、模索していくという形になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、2点目の再質問であります。AI、それからビッグデータにつきまして、どの分野のデータを活用するかという考えをお答えいただきましたけれども、全ての町民が必ずそのデータを利用しなければならないのか。また、その選択の余地があるのか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

できるだけ多くの方に利用していただきたいというふうに思っておりますけれども、答弁いたしましたとおり、データ分散型の管理ということで、データの管理といたしましては、これまでと何ら変わることはございません。スーパーシティは、国家戦略特区の中で位置づけられておりまして、規制を撤廃する仕組みでございまして、唯一それが許されないのが個人情報保護の関係の特例は一切許されないという範囲になっております。いたがいて、その範囲の中で、その合理性に基づきまして運用するということになりますので、当然のことながら選択が可能というふうに理解しております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、その解決すべき社会課題、それとして中心市街地と、それから周辺地域の格差是正、そして3点目にコミュニティの持続可能性の維持、健康意識

の向上というこの3点を掲げておりますけれども、スーパーシティになると、なぜこれらの課題を解決するのにつながるのかお伺いしたいと思います。

そして、ちょっと関連しておりますので、2問続けたいと思いますが、また各種情報管理や組織に関する法令、それから遠隔診療、それから服薬指導に伴う法令等、それから診療報酬の改定等を想定すると、そういうことがありましたけれども、町が改定することは、これは可能なのでしょうか。

以上、お伺いたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） まさに1点目、2点目関連することになるのですけれども、まず1点目ですが、中心市街地と周辺地域の格差是正、あとコミュニティの持続可能性といったようなところの問題につきましては、これまでも様々議会の中でも議員各位からご質問いただいているところでありまして、本町の大きな課題なのかなと思っています。

なぜ課題を解決できないのかなと思っていますと、これ車の話もそうだったのですけれども、規制があって解決することができないという話になりますので、その規制を一気通貫に解決できる、撤廃できるというのが、この国家戦略特区のスーパーシティの枠組みですから、そういう視点において、社会課題の解決につながるという位置づけと考えております。

また、厚生労働省がやるべきような規制を矢巾町ができるかどうかということでございますけれども、まずスーパーシティ型国家戦略特区に指定されますと、私どもが課題として挙げる規制撤廃事項というものが内閣総理大臣の集約された形の中の区域会議で、これまでの国家戦略型ですと、個別省庁との対話になっているのですが、これは一挙にその解決につなげていく方向性でつなげていくという形になる仕組みでございます。したがって、本町が提案した規制の撤廃の内容というのは、内閣総理大臣の下議論されてという話になりますので、最終的には厚生労働省が認可をするわけですが、その規制撤廃については、矢巾町が提案できるという位置づけになっております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） ちょっと分かりにくかった遠隔診療、服薬指導に伴う法令、それと診療報酬の改定、これは本町ではできるのですか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） これ提案事項として国に相談しておりますけれども、撤廃可能というふうに聞いておりますので、そういった部分につきましてオンライン診療がなかなか進まないのは、診療報酬が安いからだということも一つの要因と聞いております。そういったものも併せて提案することによって実現可能になるものではないのかなと理解しております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 次の質問ですが、スーパーシティで解決したい社会課題として3点を掲げて検討していると、こういう答弁をいただきましたけれども、政府の20年3月の公表、構想案によりますと、10分野あるわけです。移動とか物流、それから支払い、それから行政手続、それから医療、介護、それから教育とか、それからエネルギー等あるいは環境、ごみ、それから防犯、それから防災と安全、このうち少なくとも5分野以上でAI及びビッグデータを活用する生活が先ほども町長答弁しておりましたけれども、2030年頃の実現することと、こうしておるわけです。そして、住民が参画し、住民目線でよりよい未来社会が実現するようにネットワークを最大限利用することとしております。スーパーシティは、生活全般にわたるものとされておりますが、医療、それから介護分野でのオンライン診療以外の先ほどの10分野ございましたけれども、どの分野でどのようなテクノロジーを実装するつもりなのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

まずスーパーシティにこちら指定になるためには、今後12月の国の補正予算が成立後に募集が開始されるというふうに伺っております。その中で具体的な募集要項が示されるという話を聞いておりますけれども、現段階で私どもにつきましては、これを主に中心に掲げて応募したいなというふうに思っております。最終的な5分野というのは、国家戦略特区のまず評価されて、ここ指定しますよといった後に区域会議が示されます。その中では、まさに町民の皆さんの合意を得るために様々な意見の集約、もちろん当然議会の皆様方からも、こんな規制改革があったらいいのではないかと、こんな町にしたらいいのではないかとというような話の中で丁寧な意見集約をしながら、国も交えて、そこで初めて計画が策定されます。

その中で5分野というものを、以上というものが改めて明確になっていくものと認識しております。現段階では、ここを中心に考えているところではございますが、少なくとも行政のデジタル化というものは既に進めなければいけないというふうになっておりますし、キャッシュレスだとかというものも、もはや一般的になってきておりますので、そういった部分につきましては、提案の内容、今後どのようにしていくのかというのは最終調整をしてみたいとは思いますが、そういった位置づけで今後決定していくものと理解しております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） ただいま区域会議ということがありました。それで、住民の合意につきまして、その区域会議が合意手続の方法を選択すると、こうあります。そうしましたら、仮に議会の議決のみを選択する方法もあります。それで議会の議決のみを選択した場合、直接住民に問うことなく、これは合意したとみなされるわけでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） そちら辺については、具体的にこの答弁に当たりましては、内閣府が公表している資料を基に作成しておりますけれども、基本的には住民に直接何らかの方法をもって聞くということを前提としているというふうに伺っております。

したがって、議会の議決というような選択という部分については、あまり想定していないという可能性があるというふうに今の段階では、私どもの情報収集している段階では理解しております。

また、住民投票という言葉も一般的に踊っておりますけれども、これにつきましては、地方自治法に基づく住民投票ではなくて、例えば自治会に出向いていつかの意見集約であるとか、そういったもので構わないというふうに、そちらのほうが前提と考えているというようなお話を情報収集としては聞いておりますが、いずれにしても、これにつきましては、公募の段階で正式な情報が今後示されるのかなと思っておりますので、現段階で私どもが承知している内容につきましては、以上でございます。

お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 私、先ほどの質問の中でウィズコロナという言葉を使用しました。これは、コロナ禍から始まって、ワクチンや特効薬などでコロナに対応できるまでの期間として使用しました。それから、ポストコロナにつきましては、コロナ以降に様変わりした社会の在り方として使用しました。

それでは、1問目の最後の質問になりますが、現段階での検討事項は理解できました。それで、最終的に今後スーパーシティに公募に手を挙げるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 最終的に手を挙げるのかということにつきましては、まず社会課題について本当に解決すべき事項として撤廃する規制があるかどうかというものも慎重に検討していく必要があるかなと思っています。残りわずかな時間になっておりますけれども、併せてこれに伴って一緒にやっていく事業者というものも公募しなければならないことになっております。果たしてこの地域課題に寄り添って一緒になって解決してくれる企業がどれだけあるのかといったことも一つ前提になってくるでしょうし、当然長谷川議員からの質問でもございましたとおり、財政のことというのも大きな課題となってくると思います。これは、何かの交付金を目当てにするという意味ではないという仕組みだと聞いておまして、あくまで規制撤廃という話になりますので、そうした中でいかなる財源、国では、指定すれば1億円を交付すると、裏なしの100%、1億円を交付するという話はしておりますけれども、そういった財源の措置はあるにしろ、慎重に検討してまいりたいと思っております。

つきましては、公募の内容を見て改めて応募する際には、議会全員協議会などで、まず公募指定、改めてこの指定を受けるということではなくて、手挙げするという事などについても議会の皆様に丁寧な説明を行いたいと思っておりますのでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、2問目の質問に移りたいと思います。コロナ禍における第7次総合計画後期基本計画の取組状況について、町長、農業委員会会長様にお伺いしたい

と思います。

第7次総合計画では、まちづくりの基本理念として、希望と誇りと活力にあふれ躍動するまちやはばを掲げ、和といたわりと希望のまちの実現を目指し、取り組んでおります。後期計画もスタートしてからはや8か月が経過いたしました。住民との協働によるまちづくりという目標達成に向け取り組んでおりますが、コロナ感染症防止対策の中で各種計画事業の現状について以下伺います。

1点目、コロナ感染症予防策により、今年度実施予定の各種事業が中止や延期また規模縮小されるなど、まちづくり指標として掲げた多くの事業が制約を受けております。計画に掲げております各項目の達成度を上げるためにコロナ収束後の取組についてどのような対応を考えているのか。

2点目、第7次総合計画後期基本計画の中でまちづくりを推進する上で必要となった場合、計画の見直しをすることがありますと明記されております。また、この計画は、本町の行財政運営の基本指針となりますとも明記されております。このように総合計画は、町の諸計画の上位に位置づけられておりますが、コロナ感染症防止対応期間中は、各計画事業を練り直すよい機会でもあると考えます。コロナ感染症対策の影響による計画の修正や事業内容等の変更などの考えはあるか伺いをしたいと思います。

3点目、国はスムーズな行政運営には、利便性の高いオンライン手続が必要で、そのためにはマイナンバーカードの普及が最優先であるとしております。また、医療体制の充実のため、重複受診や過度なサービス利用を適正化することが求められております。医療、介護等のデータ分析をしていく必要があることから、国は来年3月からマイナンバーカードで薬剤情報、健康情報を確認できるように準備しております。健康づくりの推進や健診等での効果的な指導に役立つと考えられます。本町の健康づくりの推進や医療体制の充実また地域福祉、生活福祉の推進にも効果が期待できます。このことから、町としてもマイナンバーカード発行に全力で取り組むことが必要であると考えますが、交付率をどのように高めようとしているのか、今後の取組の考えについて伺います。

4点目、スポーツ・レクリエーション環境の充実について、施策の方向としてスポーツのまち推進を掲げ、スポーツ・レクリエーションを通じて交流を図ることができる環境をつくとあります。この内容に合致する南昌グリーンハイツへのスポーツ施設の誘致は、遊休施設の有効活用の面から、また西部地区の開発、活性化の面からも有効であると考えます。町では、この誘致がもたらす効果をどう捉えているのか。さらに、付近の開発の在り方の基本

的な考えについてお伺いをいたします。

5点目、医療体制の充実の中で、施策の方向について感染症予防の強化に定期予防接種の接種率向上に向けた取組を推進するとあります。さらなる接種率向上に向けた考えをお伺いしたいと思います。

6点目、青少年健全育成について、地域全体の教育力の向上を図りながら青少年の健全育成に努めるとありますが、教育力の向上に努めるための施策は何か。また、教育振興運動の実践の現状値である42地区の後期計画における教育力についてどのような向上を図る考えか。

7点目、適切な空き家等対策の所有者による適切な管理と空き家バンクを通じた利活用について、農地付空き家の取得許可を円滑にする事業、これは地域再生法というそうですが、農地取得下限面積見直しは、関係機関とどの程度協議が進んでいるのか、進捗状況を伺いたいと思います。

8点目、農林業の振興について、集落営農の法人化推進、農業生産力及び農業所得の向上を図り、経営近代化を図るとありますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を行い、販路回復、開拓、始業継続、転換、人手不足解消などのため、農業者向け経営継続補助金の申請が本町農業関係者から多数あったようではありますが、その状況について。

以上、8点お伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） コロナ禍における第7次総合計画後期基本計画の取組状況についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、本年度に予定しておりました事業の中には、議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、イベント、会合の中止や延期、あるいは規模縮小により実施に支障が出ているのも一部あるところであります。しかし、その一方で、イベントの際に3密を避ける工夫やインターネットを用いたオンライン開催など、従来に代わる新しい手法が次々と開発され、社会に普及しつつある一面もあり、本町でもそのような手法を適宜活用しながら事業の実施に努めているところであります。

現在のコロナ禍がいつ収束するかは、いまだ定かではありませんが、今後は社会全体が新しい生活様式へと移行し、様々な事業の実施方法もそれに見合ったものへと徐々に変化していくと考えられておることから、本町といたしましても、社会情勢を注視し、その時々で適切な方法を取り合いながら総合計画の推進に努めてまいりたいと考えております。

2点目についてですが、総合計画に盛り込まれた施策の方針は、いずれも町民の皆さんの切なる願いと認識しており、基本的にはコロナ禍の有無にかかわらず達成に向け努力すべきものと考えております。このことから、現時点で新型コロナウイルス感染症対策の影響を理由とした計画自体の修正は考えておらないところでありますが、事業内容については、毎年度社会情勢の変化や計画の進捗状況に合わせて、より高い効果を発揮できるよう柔軟に見直しを行いながら施策を推進してまいります。

3点目についてですが、当町のマイナンバーカードの交付率は、10月末現在19.6%となっており、今年度に入ってからマイナポイントを付与するなどの国の施策により、3月末に比べ5.8ポイント交付率が伸びている状況であります。町では、マイナンバーカードの普及を図るため、広報やはばや町ホームページでの啓発、さらに10月は町内6か所の会場でマイナポイントの申請手続を支援する取組を行ってきたところであります。また、マイナンバーカードの活用に関しても証明書のコンビニ交付など、利便性の向上を図ってきたところですが、来年3月から健康保険証として利用できるようになり、利用者においても保健医療情報を活用することによるサービスの充実や手続の簡素化などが見込まれます。

また、今後は運転免許証としての活用も国から示され、利用範囲のさらなる拡大による利便性の向上が期待されております。これらのメリットを広報やはばや町ホームページ、出前講座などでさらに周知しながら利便性の向上と安全性の確保を理解していただけるよう努めるとともに、窓口での申請サポートと交付体制を充実させ、全ての町民の皆様への交付を目指して取り組んでまいります。

4点目についてですが、今回の運動施設の誘致は、町内の観光や運動施設の運営主体が撤退するなどにより、地域の衰退が課題となっていることから、遊休施設の再生及び再利用を図ることによってこの施設が観光、運動施設の拠点として西部地区の活性化に寄与するよう整備を行うものであります。

この誘致により、もたされる効果としては、この周辺は、南昌山自然公園として位置づけられており、環境を生かした観光運動スポットである煙山ダム、城内山、煙山ひまわりパーク、稲荷街道松並木、町営キャンプ場、総合グラウンド、ペタンク場、ゲートボール場など、エリア全体が魅力である地域であることから、観光や運動の総合的な情報を発信しながら人を呼び込む地域づくりを進めていくことができるものと考えております。また、温泉地を利用した健康保養施設としてクアオルトなどの事業も推進し、近い将来この地域が健康づくり推進地域などにできるよう速やかに推進してまいります。

5点目についてですが、定期予防接種のうち乳幼児や学童を対象に必須とされているものにつきましては、出生時に予防接種券を配布し、乳児訪問や健診の際に、保健師から適切な接種時期を説明しており、乳幼児期以降の予防接種については、学校や保育所などからの周知に加え、個別郵送で接種を勧奨しております。

また、インフルエンザにつきましては、広報やはばや医療機関内での掲示による周知のほか、肺炎球菌については、接種対象者へ個別にて通知をしております。ワクチンの種類が増え、保護者や被接種者が混乱しないよう接種券の用紙を工夫することに加え、接種が可能な医療機関の拡充なども医師会と調整を図りながら、今後とも接種率の向上に努めてまいります。

6点目についてですが、教育振興運動を通じて青少年の教育課題について、子ども、家庭、学校、地域、行政の5者が一丸となって取り組む体制を強化していくことで地域全体の教育力向上に努めてまいります。例えば昨今であれば、IT機器の普及により青少年とメディアとの関係性が問題視されております。この課題については、家庭のみ、学校のみでの取組では解決することが非常に困難であります。このような青少年を取り巻く様々な教育課題に対し、地域全体で問題意識を共有し、全体で連携し、取り組む体制を強化することにより、地域の教育力向上に努めてまいります。

また、教育振興運動の42地区の教育力向上についてですが、町では、教育振興運動の一環として各地区で地域の実情や特色を生かした挨拶運動や触れ合い運動を行っております。これらは、青少年がこれからの社会を生き抜く力を醸成するためにも地域全体の教育力の向上を図る上でも欠かすことのできない取組であります。このほか、その時々々の社会情勢を注視し、どのような活動が効果的かを研修等を通して情報提供し、42地区にそれぞれの教育力のさらなる向上を目指してまいります。

8点目についてですが、経営継続補助金については、農協等の支援機関の伴走支援を受けながら実施する事業であります。一次募集には、本町から22件の申請があり、10月中旬に採択が行われたところであります。また、11月19日が締切りとなっておりました2次募集には、18件の申請があり、今後採択後の実績報告や補助金受領といった手続について支援機関の伴走支援を受けながら取り組んでまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 米倉農業委員会会長。

○農業委員会会長（米倉孝一君） それでは、7点目についてですが、農地取得要件の50ア一

ル要件について、岩手県農業会議と協議を続けており、先般矢巾町としての考え方を示しました。特に農地付空き家の農地の取扱基準について、今般近いうちに方向性を示せるよう、より一層岩手県農業会議と調整をしております。

以上、お答えいたします。

会議時間の延長

○議長（藤原由巳議員）　ここで皆様方に申し上げます。

会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、その時間までに本日の日程が終了しないのであれば、午後5時を過ぎる場合は、同条第2項の規定により、会議時間を延長することをあらかじめ宣告しておきますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　それでは、再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員）　それでは、1問目の1点目の再質問とさせていただきますが、本町でもインターネットを用いたオンライン開催の実施事業や活動内容について具体的には、どのような面で活用されたのか伺います。新しい手法を活用した事業とは何でしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

私どものほうで最近では、遠隔地との打合せなど、これまで集まってやっていたわけですが、今それらにつきましては、ほとんど原則オンラインという形に移行しております。大分もう定着してきて、企業側も、あるいは自治体間同士でもそのような形になりつつあるのかなというふうに思っております。新しい事業といたしましては、先日11月に盛岡広域で行いました移住促進イベント、これにつきましては、全てオンラインで行っておりますし、個別相談につきましてもオンラインで実施しております。オンラインの機能は大分進んでおりまして、今まではただ会議をするというような形でしたが、今ワークショップができるような形まで進化しておりまして、そうしたものはどんどん活用していきたいなというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、次の質問です。

実施計画の中で計画期間は、基本計画と同様としますと、こうあります。前年度に次年度の内容を精査することとし、まちづくりの動向や財務状況に対応して実効性の確保に努めると、こううたわれております。答弁では、計画自体の修正はしない。そして、事業内容について柔軟に見直しを行うということでありまして、それでは、伺いますが、いつ、誰が、どの場所で見直しを行うのでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

事業につきましては、コロナ禍ではございますけれども、できる限りのことをやっているところではございますが、改めて事業の見直しにつきましては、毎年度総合計画の進捗状況を見て、各担当課のほうで次年度の実施事業の見直しを行っておりますので、それに今後も併せて行っていきたいなというふうに考えております。

仮に見直しが必要なものがあれば、当然事業のやる、やらない、やるとか、追加、そして予算が必要であれば、その予算のほうをお願いするという形で進めていきたいなと思っておりますが、スケジュール的なもの、誰がいつという話、スケジュール的には当初予算の編成時に行うのは、やはりちょっと難しいと思っておりますので、年度末の進捗状況を見ながら次年度の補正の中で行う形、今年度も行いましたが、そのような形で進めさせていただければなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは次の質問に移りたいと思いますが、マイナンバーカードの普及を図るために町内6か所でマイナポイントの申請手続を行ったということですが、これにより何件のマイナンバーカードの交付につながったのか伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

マイナポイントはマイナンバーを持っている方のあれになりますので、直接交付につなが

ったという形ではございませんけれども、マイナポイントの活用につながった方は6件でございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田 徹君） ただいま企画財政課長から説明があったとおりでございますけれども、マイナンバー自体の交付件数が4月から7月までのおおよそ大体平均して150件くらいからマイナポイントが始まった8月以降、正確には7月以降に手続ができるようになったわけですが、それ以降、8月以降は、おおむね300件前後、2倍くらいに増えてございます。これはマイナポイントが始まったことの影響だと思います。そういう方に対するの答弁でも答えたとおり、利便性向上のPRができたのかというふうに感じているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは次の質問に移らさせていただきます。社会保障制度の充実といたしまして、平均寿命が延びたことによって生涯を通じて医療を受けることが増えたこともあり、1人当たりの医療費の割合は年々増加傾向にある中、適切な医療環境を保つために、ジェネリック医薬品の利用促進を図るとあります。本町の現在のジェネリック医薬品の利用状況と、今後の利用促進に向けた考えをお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

直近の状況をご報告申し上げますと、令和2年7月診療時点での実績でございますが、85.2%という状況になっております。また、普及、今後の利用促進に向けた考えということで、直近の取組状況でございますけれども、広報やはばの12月号、21ページのほうに「保険・医療のススメ」というコーナーがあるわけございまして、その中で「使ってみよう！ジェネリック医薬品」ということでジェネリック医薬品の有益性等について町民の皆様にお知らせをしておりますし、あとは国民健康保険の保険証をお送りする際に、ジェネリック医薬品でお薬代をもっとお得にということで、このようなシールを一緒に同封させていただきまして、このシールは保険証あるいは薬局でそれこそ処方箋を用いるときに一緒に出すお薬手帳のほうにも張っていただいて、ジェネリックの利用促進に向けた取組の一環として行って

おるところでございますし、今後さらに様々な場面での周知、啓発を行っていききたいというふうを考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 次の質問です。答弁にありました町内の観光や運動施設の運営主体が撤退したと、こうありました。この運動施設の撤退、それから運動施設とは、どこの何でしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。

旧南昌グリーンハイツのプール施設でございました。こちらにつきましては、30年3月末日をもって残念ながら施設の老朽化により閉館させていただきました。指定管理でそれまでお願いして運営もお願いしていた関係でございましたので、撤退という表現をさせていただきました。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 撤退とあるので、普通説明を受けていましたときは、使えない状態だということやむを得なく閉鎖したということなので、その閉鎖しましたというような言葉でしたならば質問はしませんでしたけれども、今撤退したということで言葉で理解しましたので、これはあまり意味がない質問でした。

次に移りますが、後期基本計画では、西部地区の観光施設の来場者を10万人から13万人にするという目標を掲げているわけでありますが、観光活性化の一つとして城内山展望台が私は有効と考えます。11月に現地の確認をしてきましたが、例年の整備か、あるいは今年か分かりませんが、散策道や、それから展望台はきれいに整備された状態で、ここ数年の間では最高の状態でごみ等一つも見当たりませんでした。南昌山の元旦登山、1月1日、麓から約5時間以上はかかりましたけれども、ご来光を見るために南昌山に登りましたけれども、具体的には曇りで太陽は見られなかったわけでありまして、南昌山登山道や頂上も整備されておりまして、以前私が一般質問をしましたときに、5合目の案内看板がとてもさびついて腐っておりますと、それでこれを交換したらどうでしょうかという5合目の案内看板

につきましても、全て新しくなっております。それから、城内山、それから南昌山とも登山道、散策道として大変現在は申し分ないと思います。

そこでお伺いしたいのは、どなたがこれを整備されているのでしょうか、それが1点です。特に城内山は、短時間で展望台に到着できるわけでありまして。身近な散策道として魅力があるため、城内山の展望台から観光用写真コンクール、こちらのほう矢巾町内が一望できるわけですので、写真コンクールなどを企画しまして、その魅力を発信する観光の場として宣伝してはどうかと。それで、そのすばらしい場所の宣伝として、コンクール写真の作品を矢巾町の広報の前面の表紙に使用したら、すごい効果があると思うのです。恐らく行ったことがない人は、では行ってみようというようなことになるのだらうと思います。この2点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） まず1点目ですけれども、城内山と南昌山、こちらの整備のほうなのですけれども、誰がやっているかということで、城内山につきましては、矢巾観光開発のほうに管理を業務委託しておりまして、年間18万円ほど支払って、それぞれ草刈り等、山道の整備等をやっているところでございます。

南昌山につきましては、こちらは矢巾町の山岳協会、こちらのほうに年間約5万8,000円ほどの委託料をお支払いしまして、登山道の倒木があった場合には、それを取っていただいたり、あとは破損箇所だったり、あとはロープ、コースによってはロープを使う場所もあるのですけれども、そういったロープの修繕とかもやっております。

今村松議員のほうから城内山、南昌山、それぞれ魅力があるということで着目いただきまして、大変ありがとうございます。町といたしましても、城内山につきましては、今後森林整備をコーディネートしている団体と今整備を検討してございまして、国の補助をいただきながら城内山に新たに登山コースを設けたりとかしながら城内山の魅力をさらに向上できるような形で整備を考えてございます。

また、城内山の途中から眺めが見られるような形で、その下のほうにフラワーパーク、今は煙山ひまわりパークがあるわけですけれども、今度は和味のほうにもそういった花が見える場所を造りまして、登山を楽しみながらそういった山の中腹から花が見れるといったような計画も今立てているところでございます。

かつては、城内山から撮った写真が、当時はちょうど田植前の水を張った状態で、そういった幻想的な写真を町勢要覧なんかにも使ったことはありました。そういった眺めもいと

いうようなところがありますので、そういった魅力を発信できるような今ご提言がございました写真コンクール、こういったこともひとつ参考にさせていただきながら、ぜひともこういった観光のほうに役立てていきたいと思っておりますので、今後ともご指導のほどよろしく願いしたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、西部地区の活性化の部分につきまして、グリーンハイツに関する新しく出るスポーツ施設なのですが、ここの営業について、現在具体的に、恐らくその業者といろいろと打合せなどをされていると思いますが、契約するまでの間にいろんなことは打合せされていると思いますが、具体的にはどのような施設運営になるのか。どのようなスポーツの器具とか、そういったものが設置されるのか。

それから、以前は、あそこには食堂があったわけでありましたが、そういった食堂などは、そこにまた併設されるのか。そして、もし答弁にもよりますけれども、ない場合は、あそこら一体に何のお店もないものですから、例えば敷地内にコンビニなんかあったら、すごくよくなると思いますが、その誘致をしてはどうかということでの質問であります。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。

まず、今回のグリーンハイツ、運動施設の基本的な設置のコンセプトについてご説明申し上げます。このようなコロナ禍の中で子どもたちが家庭内にもしかするとひきこもりになってしまったり、あるいは外出が制限された状態が続くということで子どもたちの体力とか、健康面が損なわれる心配があるということで、安全な環境で伸び伸びとした元気あふれる新しい、楽しい運動が行える場所を提供したいと。それから、全身運動ができる安全、安心な設備がある運動場を提供したいというのがコンセプトでございます。

具体的には、こういった設備が入るのかということでご紹介させていただきたいというふうに考えてございます。現在、プールの部分があったところの飛び込み台とか、滑り台とかというのがありますが、それらを撤去いたしまして、大体5センチ床を挙げまして、フラットなアリーナ状の床になります。その上に1メートルくらいの高さの設備が導入されることとなります。そこには、まず競技用のトランポリンが2基入ります。それから、空中感覚を養成するためのジャンピングしながら様々な飛び方で基礎体力や運動、要するに空中感覚を養えるようなトランポリンが入ります。それから、動体視力運動としてジャンプし

ながら電光掲示板を見ながらボールを当てながら動体視力を高めるような設備も入ります。それから、空中姿勢制御運動といいまして、ジャンプしながらボールを投げたりするような設備のものも入ります。もう一つです、それから当初はグリーンハイツの北側の壁一面を壁で埋めまして、そこを一面ずっと高さ4メートル、幅20メートル程度のボルタリングの設備を入れるということで動いていたのですが、開設当初については、安全要員の確保だとか、そういったことでちょっと危険な部分もあるので、当初はその壁は設置しますがけれども、ボルタリングは設置しないで、小型のボルタリング設備を設置するというので大体高さが3メートル、横が6メートルの設備を導入すると。それから、スラックライン、これはバランス感覚を鍛えるライン状の上に乗ってバランス感覚を養う設備のようです。スラックラインも入れると。それから、平均台を入れまして、ちょっとレジャー的になるのですけれども、平均台の上でお互いに向かい合って落とし合ったり、そういったものをするといったような、そういったレジャー的なものの要素があるものも入れたいということで、子どもたちが全身運動できて、安全、安心に活動できる場所にしたいということで現在動いているという状況でございます。以上、お答えいたします。

失礼いたしました。それから、食堂の併設ということでございますが、基本的に食堂については、併設はいたしません。2階の部分については、ヨガとか、そういった軽運動ができる部分に改築いたしまして、広場的な使い方をしたいということでございます。

それから、少し自動販売機とかは設置したいということでございますので、ちょっとした軽食は可能ということでございます。

それから、コンビニの誘致については、こういったお話もありました。この業者ではございませんが、西部開拓道沿いはかなりのトラック、交通量が多いのですが、一切コンビニがないということで、もしグリーンハイツ近くに設置したならば、かなり入るのではないかというお話もありましたが、この業者とは別に、そういった相談も実は私のほうにありましたので、実際にそういったお話、本当にやりたいということであれば、担当課のほうと相談させていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、次の質問に移りたいと思いますが、青少年の健全育成についてであります。コミュニティ・スクールなどを通じて学校と地域の連携体制を確立する

とあります。今まで以上の連携とは、どのようなものでしょうか。今までと何が違うのでしょうか。また、挨拶運動や触れ合い運動を行っているということですが、私たちどちらでもそうだと思いますが、矢巾町で人と会ったときに、道路ですれ違ったときに、普通の場合は、挨拶を交わすということは、当たり前でやっているわけであります。ということならば、触れ合い運動、あるいは新しいという何かどのような運動を行うのか。そういうことを聞きたいと思います。

それから、42地区同時に取り組むというような取組ですが、地域それぞれに特色があり、これは答弁にもありましたけれども、一律では難しいのだらうと思います。だから、取りあえず事例をつくる、成功事例をつくるという面からも、地域を絞ってまず実践してみてもうやうでしょうか。ここに書いている向上だとか、そういったことは当たり前のことでもうやっているのです。ですから、何が向上なのか、何を新しくするのかと、そののところを伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。

町長からの答弁でもございました教育力という言葉が出てございました。我々のほうでは教育力というのは、その子どもそのものの教育力というよりは、子どもを支える地域、自治会、その地区の子どもを支える力と、あるいは見守る力というふうに捉えて活動したいというふうに考えてございます。

質問でございました何が新しいのかということですが、コミュニティ・スクール、学校運営協議会の中で様々な学校の活動、それから子どもたちの課題など検討されているという状況でございますが、その中で教育振興運動推進委員会というのがございまして、これ地域あるいは学校の代表、それから自治会、それからPTAなどの代表の方なども入っていただいて検討しておりますけれども、このコミュニティ・スクールの課題と、それから地域のそういった教育力、子どもを支える課題などのそれぞれの意見交換がちょっとまだできていなかったのかなと私たちは捉えておりました。そこら辺をしっかりと捉えさせていただきまして、子どもを当然学校も支える、地域も支えるといったような活動を新しい形でもっと発展させられないかということで検討していきたいということで新しいものをやりたいというふうに考えてございます。

しからばどういったものが新しいものかといいますと、今年については、このとおりコロナ禍の中で様々な活動を制限されてできておりません。そういった中で、皆様から様々なご

指導をいただきながら、学校、コミュニティ・スクール、そして地域と推進協としてできることというのを模索しながらやりたいというふうに実はまだ考えている最中でございます。

それから、その他新しい何か活動、どのような活動をやっているのですかということですが、日々の活動が重視されているのかなというふうに思っております。挨拶運動については、挨拶をすることによって地域で、ああこういった子どももいるのかなと、こういった近所の人もいるのかなというふうな相互理解の部分につながるという考え方もございますし、地域では、挨拶啓発運動については、地域でのぼり旗を揚げたり、それから子どもたちの資源回収のときには、各戸を回って挨拶をしながら顔を見せ合うような活動と、これもやっておりますけれども、これらの継続活動などで地域と子どもたちを結びつけるような活動を継続したいというのも一つの活動というふうに考えてございます。

それから、強化地区を絞ってやるべきではないかという話も、実際これも推進委員会の中で話題になっておりました。強化的にここと、ここと、ここというような、あるいは学校区ごとに絞ってやってみてはいかがかというお話もありましたが、なかなか推進委員の皆様も2年で役員が替わられると。それから、自治会の役員方も替わられるということで、なかなか次に続かないという問題もございましたので、そこら辺は、我々事務局のほうでしっかりと説明させていただきながら、ご質問、ご指摘のあったとおり強化地区というのを設けて、しっかりと推進できるような体制を考えていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、農地の取得要件のことについて伺いたいと思いますが、農地取得要件の50アールにつきましては、農業会議との協議の中で下限面積を考えて交渉しているということでもありますけれども、仮で結構ですけれども、今どれくらいの下限面積で、それぐらいだと駄目だよとか、もう少し下げて、もう少し、上げて下さいとか、そういう交渉はやられていると思うのですが、まさしく50アールではやっていないと思うのです。下限ですから、それは前に私全国視察のときに、1アール要件もありますということで実際に1アールで対応できている行政もありました。ということで、大体下限面積ってどれくらいで今交渉されているのでしょうか。そしてまた、結果が出るとなれば、いつごろどういう予定なのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 米倉農業委員会会長。

○農業委員会会長（米倉孝一君） 5反歩要件につきましては、農地付空き家と町全体の農地と別に考えていきたいと思っております。分離して考えていきたいと思っております。よろしく願います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋 保君） 具体的数字につきましては、私のほうから答弁させていただきます。

まず、県内の状況を見ますと、100平米、1畝で設置しているところが多いですので、これが一つの参考数値になると考えております。今現在矢巾町の基準を農業委員とともに、今検討、協議しておりますし、そのことにつきまして県の農業会議から指導を受けております。それらを網羅して調整しながら設定をしていきたいというふうに考えております。

あともう一点、いつ頃かというところでございまして、毎年農地取得要件、別段面積につきましては、3月の農業委員会の総会で決定をしておりますので、今年度の3月をめどに方向性を示したいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 100ではないわけです。100もあるし、1もあるということですね、1アールから10アールの範囲とか、そういう可能性があるということでもよろしいですか、はい、分かりました。

それでは、次の質問に移りたいと思っておりますが、過去の答弁で5反歩要件の緩和について農地法の遊休農地が相当数あることが条件でしたが、矢巾町の場合は、これに該当しないということで緩和要件については、前進しなかったわけでありまして。現在、この要件の緩和がなされ、前進できることになったわけでありまして、活発な動きをされているから、こういう形に進行しているのだらうと思っておりますが、3月の要件緩和に向けて質問時、農業委員会、私が今年の3月に質問したときには、農業委員会の担当者の方、それから道路都市課長でしたかの答弁は、大変難しい面もあります。しかし、実現できるように一生懸命取り組みますという答弁をいただいております。それで結構早くこういう状況は、期待以上のものがありますが、そのかいあって実現しそうですが、ここまで進展した何かの動き、この取組の経過をちょっと説明いただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 高橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

ちょっと確認をさせていただきます。今まで議会の中でいろいろ議論をいただいていたものにつきましては、遊休農地が0.0何%で矢巾町は推移しているというものが1%を切っているということで、これは遊休農地が相当数あることには該当しないと。今まで農業会議から指導を受けていたのがずっと続いておりました。その間、昨年度地域再生法の一部改正による農地法の特例が出まして、それは空き家対策の一環として、農地付の空き家の下限面積につきましては、農業委員会の公示、農業委員会では決めなくても、町の決める計画について農業委員会が同意すること、そしてそれを国、内閣総理大臣に上げて、内閣総理大臣がさらに農水省の大臣に意見を求めるという、こういった一連の流れを見ますと、かなり時間も要しますし、事務手続もかなり複雑になってくるという、実はそういった内容が特例でございまして、これにつきまして農業会議のほうに法的課題の提言をちょっとさせていただいた経緯があります。しかしながら、農業会議のほうでは、これは法律の改正の政策要望だということで回答は受けたところであります。

そういったところでありましたけれども、今まで何回か農業会議のほうに足を運びまして、指導を受けてきた中で、農業会議のほうから逆に矢巾町の状況をもう一回確認したいというお話をいただいたところで、その中で今までの議論の状況とか、町民の要望とか、空き家の対策問題の流れとか、そういったものを改めてお話をしたところ、全国農業会議、そして県の担当課、こちらのほうと協議をしていただいたところ、この遊休農地の相当数の定義はないというふうに言われております。

つまり、その町の様々な状況によって、その数値を決めてもいいと、複合的に考えて決めてもいいという方針をいただいております。これを基に、今回この農地付空き家の設定を進めるものでございます。こういった流れで、ちょっと一歩前進したのかなというふうに思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 今回ほど実現に近い答弁をいただいたことは本当にありませんでした。かなり動いてくれたということに対しまして感謝を申し上げたいと思いますが、現在の調整区域の空き家件数は、過去の答弁では非常に少ないということだったと思いますと把握しておりますが、現在の登録件数と空き家であると認識されている件数は何件くらいあるのか。そして、今後50アール要件が緩和された場合、空き家の登録件数を増加させるためには、

どのような手だてを考えているのか。そしてまた、農地付空き家の売買に伴う一連の業務を視察に行きましたときには、やっぱり民間の業者に委託しているというふうなこともございましたが、本町の場合は、民間に委託する方法もあると思いますが。その考えについて、2点お伺いをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 現在の市街化調整区域の空き家件数ですが、市街化調整区域につきましては、74件ございます。空き家であると認識している件数というのは、地元の調査あるいはアンケートで把握しているのが74件ですので、認識はしているのですが、実際に相談がある件数というのは、今のところ調整区域につきましては、4件となっております。

もし50アール要件が緩和されるというような場合ですけれども、先ほど農業委員会の局長のほうから5反歩要件と農地付の空き家の計画とは、またちょっと違う観点になりますが、そういった、もし緩和されてある程度の同意を、緩和された数値で同意が得られるようであれば、担当課と連携しながら新規就農者などに情報提供ができますし、緩和要件などを空き家の所有者に情報提供することによりまして、空き家バンクの登録件数が増加するであろうというふうに考えております。

また、農地付空き家の売買に伴う一連の業務につきましては、住宅の売買と併せて農地取得のための専門知識が当然必要になってくる業者さんとかが必要になってきますので、経験のある業者へ民間委託につきましては、今後の一つの手法として検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、最後の質問となります。経営継続補助金につきまして、一次が22件、それから二次の募集が18件となっておりますが、これは採択された件数だと思います。それで実際は、申込みというのですか、受付というのでしょうか、そういったものがどれぐらいあったのか。採択された件数だと思いますが、募集となっているのですが、これは採択された件数ではないかと思えます。

実は、この状況こそ矢巾町の農業の支援の在り方としては、この内容を知ることが最大の支援策になると思うのです。何も言われなくても、自分はこうありたい、こうしてほしいと

かということを書いて補助金の申請をしているわけです。それぞれが出しているわけです。私が聞くところによりますと、140件ほど出したというような、そういう定かではありませんが、そういう情報も直接聞きました。ですから、この内容をできれば町長にお伺いしたいのですが、最後に、今の農業者は、何を求めているのかというのが把握と理解できると思いますが、それで今後の農業政策の支援策にこの内容をよく把握していただいて、それを支援策としていただく、そういう考えを町長に最後にお伺いしたいと思いますが、さきの実際の申込みの件数だった件と、それから最後に町長にお伺いする件でこの質問を終わりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 町長から答弁がありました一次募集22件というのは、これはあくまでも受付件数でございます。実際採択になったものは、22件のうち採択になったのは14件、率にしまして64%の採択率となっております。何で全て採択されなかったかといいますと、やはり目的が、質問にもありましたコロナ感染症の拡大に伴って販売回復、開拓、信用継続、転換、人手不足解消というような目的があるのですけれども、その目的の条件に、申請段階で合っていなかったということで、この採択率64%となっております。

今後の、今二次募集しておりまして、町長答弁にありました18件、こちらの18件につきましては、まだ審査中でありまして、どのぐらいの採択率になるかというのでちょっとまだ分かってございません。今町長から答弁これからあるかと思えますけれども、この経営継続補助金につきましては、先ほど村松議員からありましたとおり、非常に今後の農業経営に当たりまして参考になるような、こういった申請内容を見ますと、経営状況とか、いろいろ今後の農業経営に関わることを書かなければならない部分、いろんな条件が入っておりますので、非常に参考になるというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長、大きくひとつお願いします。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、今佐藤課長が答弁したとおりでございますが、村松信一議員もご存じのとおり、食料、農業農村基本計画、これは5年ごとの見直しで今年見直しされたわけでございますが、いずれ今回の計画の見直しでは、多様な担い手、こういう今までは大規模化とか、そういうそして、もう大型、そしてなおかつ専業とか、そうではなく、いろんな大規模であっても、小規模であっても、また専業であろうが、兼業であろうが、いずれ多様な担い手、そういったことを考えていかなければならないと。

そして、もうご存じのとおり今回の計画の中では、食料自給率に合わせて自給力と、これ

が示されたわけです。この自給力をこれからしつかりやっていくためには、やはりこれからの農業、これまでも農林水産省がやってきたのですが、地域政策と産業政策、これをしっかりと組み合わせながら進めていかなければならないということで、話が変わりますが、この間農林水産省の大臣官房の久保山参事官がおいでになりまして、いろいろなご講話をいただいたのですが、その中でやっぱりDX、デジタルトランスフォーメーション、農業にも。ただ、農業のデジタル化というと、大きく構えることはない。やはりできるところからやってくださいということで、いずれそういったことでこれからの矢巾型農業の在り方を農業者の皆さんとしっかりとタックを組んで提携しながら取り組んでいきたいと思っておりますので、ただいまご指摘いただいたことをしっかりと真摯に受け止めて対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

本当にありがとうございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で5番、村松信一議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。
大変ご苦労さまでした。

午後 5時32分 散会

令和2年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第3号）

令和2年12月3日（木）午前10時開議

議事日程（第3号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	13番	川村よし子	議員
14番	小川文子	議員	15番	山崎道夫	議員
16番	廣田光男	議員	17番	高橋七郎	議員
18番	藤原由巳	議員			

欠席議員（1名）

12番 長谷川和男 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	水本良則	君
総務課長 兼防災安全室	藤原道明	君	企画財政課長 兼未来戦略室	吉岡律司	君
税務課長	花立孝美	君	町民環境課長	吉田徹	君
福祉課長	浅沼圭美	君	健康長寿課長	村松徹	君

産業観光課長	佐藤健一君	道路住宅課長 兼まちづくり 推進室長	佐々木芳満君
文化スポーツ 課長	田村英典君	農業委員会 事務局長	高橋保君
上下水道課長	浅沼亨君	会計管理者 兼出納室長	佐々木智雄君
教育長	和田修君	学校教育課長	田中館和昭君
子ども課長	田村昭弘君	学校給食共同 調理場所長	村松康志君

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	議会事務局長 補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、12番、長谷川和男議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。
直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。
これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

3番、小笠原佳子議員。

1問目の質問を許します。

（3番 小笠原佳子議員 登壇）

○3番（小笠原佳子議員） 3番、公明党、小笠原佳子です。通告に従いまして一般質問いたします。

1問目の質問は、コロナ禍の心の健康について行います。鬱病は、心の風邪と言われるように、誰でもかかる可能性があります。しかし、鬱状態の方の実態は把握しにくいものと思われます。鬱病のきっかけとなるストレスは、環境の変化などでも生じるものであり、コロナ禍の今、特にいろいろな面で危惧されております。町では、町民の心の状態の把握に努めるべきと思います。そのことから、以下についてお伺いいたします。

1、鬱状態が考えられる方の昨年度と比べての今年度の相談件数の動向についてお伺いいたします。

2、相談に訪れた方への対応は、どのようにされているのか伺います。

3、町の自殺予防対策の取組についてお伺いいたします。

4、担当職員には、どのような研修が実施されているのかをお伺いいたします。

5、ホームページにメンタルヘルスチェックができるコーナーとしまして、矢巾町で「こ

ころの体温計」を開設する考えがないかお伺いたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 3番、小笠原佳子議員のコロナ禍の心の健康についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、鬱状態が考えられる方の相談件数は、昨年度は17件でしたが、今年度の10月末時点では24件と増加傾向にあり、感染拡大が収束しない中、今後もコロナ禍による心への影響が懸念される状況にあります。

2点目についてですが、相談に訪れた方の困り事や悩み事を傾聴し、家族などの協力を得ながら個々の状況に寄り添った相談対応を行っております。生活上の悩みや不安を抱え、追い詰められ、深刻な状況にある場合は、関係機関や専門医療機関へつなぐよう受診支援を行い、必要に応じて福祉制度の情報提供や利用手続についても相談支援を行っております。

3点目についてですが、矢巾町では、平成30年3月に策定いたしました矢巾町自殺対策計画に基づき、「いのち支えあうやはば 誰も自殺に追い込まれることのない矢巾町をめざして」という基本理念の下、全庁的に連携し、計画的に取り組んでおります。

具体的には、地域におけるネットワークの強化など5つの基本施策を踏まえ、本町においては、子ども・若者、働き盛り世代、生活困窮者・無職者、シニア世代・高齢者への対策を4つの重点施策として取り組んでおります。

4点目についてですが、精神保健や自殺対策に関する研修は、今年も例年どおり盛岡圏域で開催され、コロナ禍における自殺対策の実践についてのご講話や圏域の取組状況の意見交換を行うなど、実践のための研修を受講し、本町の取組に生かしております。また、民間団体のオンライン研修を受講し、コロナ禍における心の健康について最新の動向や対応方法について知識を深める研修を積極的に受講しております。

5点目についてですが、岩手県における「こころの体温計」の実践状況について、導入自治体の情報収集を行っており、本町としても次年度以降導入することも含めて検討をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 再質問いたします。

その前に、こころの体温計というサイトについて簡単にご説明いたします。ビジュアルは、水槽のところを黒い猫が金魚を狙っているという感じのイラストが入っているのです。赤い金魚が自分自身のストレスを表しています。黒い大きい金魚が対人関係のストレスを表しております。あと水槽にひびが入っていたりするのが、住環境のストレスを表している。それから、水のことが落ち込み度、水の色がどういう色かということで自分自身の落ち込みの度合いを表しております。本当に簡単にパソコンでも、スマホでも、こころの体温計と入れたら、すぐどなたにも見られるものですので、ぜひともこれを機会に議員の方、それから皆さんも見ていただいて、ご自分のストレス度ってどうなのかなということを見ていただければいいと思います。それをただ矢巾町がサイトとして入れたときの利点があるので、そのことについてご説明したいと思います。

私の身近な知人に自営で結婚式の写真の撮影をされていた方がおられました。コロナの影響で仕事もなくなり、やっぱり困難な状態が続けられました。経済的にも厳しく、やっぱり自宅にずっといるということは、やっぱりすごく苦痛なことかなと思います。また、小学生のお子さんもおられたりして大変な状況です。このように新型コロナウイルス感染拡大によりまして、ふだんの生活が送れない日々が続いたことで今までに経験したことのないストレスを感じていらっしゃる方が本当に多いと思います。

ストレスというもの自体は、本当にどなたにも、誰にでもあることだと思います。ストレスがない方はいないことだと思います。また、これを全てストレスをなくせばいいのかというと、そういうこともないと思います。ストレスがあって当たり前で、またストレスを乗り越えていくことで人間的な成長も図られるということだと思います。このストレスの度合いを調べられるというのが先ほどお話ししましたこころの体温計というものです。自分の体とか、病気とか、それから対人関係のストレス、家庭環境のストレス、また社会的なストレスと、そういうストレスの度合いを視覚で見ることができます。これによって、やはり自分の状況を正しく判断していただければいいと思います。

なかなかやっぱり、では病院に行くかということ、とてもその部分はハードルが高いのかなというふうに思います。そして、行政としましては、そういうふうに少し、ちょっと心が落ち込んでいる方を見つけるということも、やはりすごく難しいことで、先ほどお聞きしましたように若干増えているといっても24件の相談件数でしかありません。やはりそれをこのサイトを矢巾町が取り入れることによって、名前は入らないのですけれども、こういう年齢

の方がこういうふうに登録して下さったということが分かります。

こころの体温計は、鬱病を診断するような指標ではありません。インターネットを利用することでインターネットの利用料だけで無料でパソコンやスマホから手軽にメンタルヘルスを確認することができます。東海大学の医学部で監修しましたもので、セルフチェックになっておりますので、ゲーム感覚で若い方にも興味を持っていただけるのではないかと思います。そして、これは家族モードとか、赤ちゃん、ママモードとか、そういうふうにもモードを変えてすることもできます。そして、先ほどから申し上げているように個人を特定するようなものではありません。ですから、普通自治体のホームページとか、町の広報などに何も興味のない方も情報を発信することが可能となると思います。

そして、鬱と密接な関係のあります自殺死亡率は、矢巾町ではおおむね岩手県の値は下回っておりますが、全国の値と比べると、やはり上回っております。岩手県は、自殺死亡率減少傾向にあるものといえましても、全国でワースト1位から4位と聞いております。今回来期導入も検討されているというご回答をいただきましたので、ぜひともそのことを再度「こころの体温計」の早期導入についてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員からお話がありました「こころの体温計」の件ですけれども、私どもも導入できないかということをご検討していた時期にご質問いただいた状況です。今県内でも5市町でこれを取り組んでいるということで、私どものほうでも直接その自治体のほうに取組具合とかお聞きしながら、今来年度に向けて取組ができないかということを考えております。

なかなかコロナ禍で、本当にコロナ禍の中で何が不安かという、見えない不安だと思っております。そこをいかにして私どもがご本人も含めて気づくか、自殺対策の取組の大事な1点目が気づきです。気づきをご本人も、ご家族もどうやって気づくか一つのツールとしてストレス度とか、落ち込み度をチェックするものということで活用できないかというふうに捉えております。

県内の状況ですけれども、私どももコロナ禍による相談の状況とか確認してみましたが、県央保健所管内、それから県の精神保健相談センターがあるのですが、そちらほうでは、コロナ禍によつての相談がぐっと増えたというふうには、今のところ岩手県捉えていない。ただし、これ11月の中旬ぐらいだったのです。11月に岩手県がぐっとクラスターが何件か発生しておりますので、この状況がまた変わってきているかなというふうには捉えておりますが、

精神保健センターのほうでは、コロナによる精神保健相談の開設を行いまして、看護師さんを1人配置して、今県のほうでも対応しております。私どものほうでも今後気づきの部分、そしてつなぐという部分を町だけではなく、関係機関と調整しながら図っていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、2問目の岩手県対がん協会移転に伴う通学路の安全対策についてお伺いいたします。

現在ホテルルートイン矢巾前交差点が、矢巾東小学校児童が右折する車両に注意しながら通学をしなければならない状況であります。医大への通勤の車だけではなく、来年4月からは、県内より地域になじみのないドライバーである対がんセンターの健診者が1日当たり100人来られると聞いております。ルートイン交差点付近に車両が増えるわけですが、町では、具体的にそのことについて何か対策をしていただけないかと思ってお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 岩手県対がん協会移転に伴う通学路の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

ホテルルートイン矢巾前の交差点につきましては、現在紫波警察署を經由し、岩手県公安委員会に歩車分離式信号機、右折矢印または音響式信号機の設置を要望しているところであります。また、矢巾東小学校の児童、岩手医科大学附属病院の職員を含めた周辺施設の職員と合同で同交差点における交通安全啓発活動を行い、通行するドライバーへの呼びかけを行うなど、交通安全意識の醸成を図っております。

また、令和元年度子ども議会においても、矢巾東小学校の児童から逼迫した通学環境の改善を求められていることから、引き続き岩手県公安委員会に要望を継続するとともに、地域の皆様や児童生徒が安全、安心に通学できる環境整備に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 昨年12月、谷上議員より右折信号機設置の要望、また通学路の安全については、既にほかの同僚議員からも質問があります。やはり大事な、大切な子どもたちの安全のための通学路を確保したいという思いは皆さん一緒だと思います。今回答弁をいただきましたが、来年の春の対がん協会の移転については、特に残念ながら何か特別なことはないのかなというふうにちょっと感じた答弁でございました。本当にそれでよろしいのでしょうか。まず、ホテルルートイン矢巾前の交差点は、本当に分かりづらくて、横断歩道を歩いていても、車の信号機を見てしまって、当初療育センターに行かれる職員の方ですら、あの信号機の見方が分からなくて、渡っていいのと言って、いや信号、あれは車で、こっちは歩行用ですから、どうぞ行かれてください、大丈夫ですよという感じで、本当に分かりづらいのです。皆さん、ちょっと通っていただければ分かると思います。そのような状況の中で右折する車が横断歩道の真ん中で本当に止まることが多くて、青信号になっていて、子どもが渡っているのに、その信号の真ん中で止まってしまった車が発進するのです。え、信号赤ですよという感じなのですけれども、本当にそういう危険なことを度々見聞きいたします。

そしてまた、信号機の場所が悪いのだと思うのですけれども、右折しかかった車が信号が何なのか分からなくて、前進するのに後ろを見ながら、信号が何なのかを確認しながら通られるというような、本当に見ているとはらはらするような、そういう交差点であります。ホテルルートイン側の横断歩道では、ボランティアの男性と東小学校の校長先生が信号機の右折の矢印が出ない代わりに子どもたちを止めて、車が右折レーンにたまったら流しているのです。そういう形で本当に渋滞が今少し解消されているのかなということの場所でございます。

これから道路の凍結等、今朝も雪が降りましたが、環境も悪くなります。私もない頭で横断歩道はできないし、どんなことができるのかなとちょっといろいろ考えた中で、やはりすごく医大と矢巾町はとても友好的にいろんな話のできる関係性なわけだから、あそこ右折から全職員の車を全部駐車場に入っていたかなくて、例えばスーパーアークスの交差点だと、4カ所ばかり信号があるのです。ですから、少しはそちらに車を流してもらおうようなことをするとか、子どもが通る7時半から8時ぐらいは、あまりまだ診察の方は来ているという印象はないです。やっぱり職員の車が多いのかなというふうに思いますので、アークスの辺りは、割とまだ空いております。あと矢幅駅から、私はそこはちょっとよく分かりませんが、直進したところにドクターヘリ側の車両が入れるところがあるのです。

そこには医大の職員の方がばっちり2人警備してくださっているのですけれども、そちらのほうに少しまた流すとか、本当に児童の安全を守るために、今以上に、本当に対がん協会が移転することによって混雑することがもう目に見えておりますので、何とかそういうことの方策をしていただけないか伺いたします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 小笠原議員おっしゃられること、全く私も同感に感じておるところでございます。直接的な交通規制関係につきましては、公安委員会の所管ということで矢巾町としてできることといたしますと、課題があるので、解決のためにいろいろお願いしますということで要望は毎年出させていただいております、2年度につきましても、今年度につきましても、26か所ほど具体的に要望させていただいたのですが、つい先日、先々週回答が来まして、残念ながら今回のルートイン前については、まだ手をつけないと。理由は、何か周辺の開発が終わっていない今の状況だと手をつけられないというふうな、そういう趣旨の理由でございました。

そういったこともあるものですから、ではそれまで手をこまねいていないで、今ご提案いただきましたけれども、特に対がん協会さんの関係で増えるという部分がいろいろ課題があるとすれば、我々のほうから対がん協会さんに対して申入れをさせていただいて、医大さんがドクターヘリのほうで規制しているように、対がん協会さんのほうでも何らかの手当を考えていただけないかといったことは、こちらから申し上げて、何とか協力をしていただけるように働きかけたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、実は、この場所に私も交通安全活動、運動の啓発で実際、紫波警察署の署長さんも一緒に活動させていただいて、今まず信号機の設置場所のお話もあったし、私も実際現実を見て、町の交通安全対策協議会としても、紫波警察署を通して県の公安委員会にお願いしているのですが、この間、その回答が来たので、私それを見てちょっと激怒したのは、現場を見れば、もう小笠原佳子議員おっしゃるとおりなのです。非常に危険な状況にあるのです。それで、あそこでは一生懸命スクールガードとか、学校の先生方、関係者または交通安全の安協の人たちが一生懸命やってくれているから、今事故が起きないのであって、だから私もこの間そういった回答があったことを受けて、やはりこのことについては、もう医大、それから対がん協会、学校または消防学校から、そして地域の皆さんと一緒に、この運動をやりたいということで、私も実際、子ど

もたちが横断歩道を渡ったらいいかどうか、毎日歩いている子どもさんたちでさえ迷っているのです。それで、運転する方々も右折するのに迷っている。もう本当に危険な場所なのです。それで、私もそのことについては、前向きに検討してくれるのではないのかなという回答を待っておったところですが、いずれこのことについては、防災安全室とか道路住宅課も含めて内部でもどのような取組をしてお願いをしていったらいいか再度検討して、また紫波警察署を通して、県の公安委員会に強く要望していきたいと思いますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 交差点自体の安全対策につきましては、町長、総務課長の申し上げたとおりなのですが、私どものほうでも対がん協会のほうにちょっと情報収集をさせていただいて、職員につきましては、大体120名ほど、ただ半数ほどが早朝にもう検診車で出るということで、なおかつ今消防学校の北側に駐車場がありますが、そちらのほうは職員の駐車場ということで、職員については、そんなに問題ないかなということで、実際に検診に訪れる方々につきましては、大体最大で100名ほどというふうに聞いております。ただ、対がん協会のほうでも、その時間予約をしてそれぞれ受け入れているということですので、集中してその時間帯、7時半とか、そこに集中してくるというようなことはないようであります。我々のほうから医大が開院した当時の車とかの混雑状況の情報提供をさせていただいたところ、こういった時間帯は相当混みますねということで、その予約時間も、今設定している予約時間を変更して、少ない時間帯にずらすというようなこともこれから検討するというので回答をいただいておりますので、集中して、その時間帯に対がん協会自体の来訪者が集中するということはないようです。

ただ、先ほど言いましたように、元々危険といえますか、混雑している場所ですので、道路構造的にも我々もいろんな対策を講じながら考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 今のお話を聞いて、対がん協会が来ることについて何もして下さっていないということは取り消したいと思います。

2点目なのですが、開設が4月ということで、新1年生がいるということもすごく心配なところかなと思ひまして、先日本当にたった20分ぐらいの間に救急車が2台通過した

のです。信号も青なのです。何かお聞きした話によると、もう最初医大が開院したときに、やっぱり信号が青だから渡ろうとした児童がいたということも聞いております。本当にこのように、大人にしたら考えられないことなのですからけれども、やはり本当に今まで幼稚園で親と一緒に常に歩いていた子が一人で学校に行くというのは、やっぱりハードルが高いのかなというふうに思います。本当に今でも1年生のお子さんと登校される親御さんは、やっぱり数人は必ずいらっしゃるのです。やはり安全面で気になられるのかなということを考えております。やはり新1年生に対しての対応もちょっとお伺いしたいところでございます。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、各小学校では、4月の新学期ですけれども、新入生の1年生に対して、やはり登下校の指導等は必ずやっております。特にも東小学校は、今年度もそうでしたけれども、周辺の道路の混雑というのがありましたので、ここは徹底しております。先ほどのホテル前の交差点もそうですけれども、その他の交差点も教員が朝、それから夕方も立って指導しておりますし、1年生たちは、やっぱりほかの学年以上に指導しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 3問目の質問をいたします。

子宮頸がんのワクチン予防接種の郵送による個別通知についてでございます。本年9月会議の一般質問で子宮頸がんのワクチンの予防接種の周知について質問をいたしました。その後、もう一步踏み込んだ10月9日付で厚生労働省からの通知があったことから、費用助成期間が1年やっぱり、半年、どんなに最低でも予防接種を受けるのにかかるものですから、そしてなおかつ予防接種は、経験がないということで受けないと意味がないので、高校1年生相当の対象者に通知することが一番いいのかどうかもちょっと分からないのですが、とにかく必要な情報を届けることを目的としまして、郵送による個別通知の実施をしていただきたいということでお伺いいたします。

1、9月会議の答弁で町内中学校を通じて中学1年生を対象に個別通知を送付しているということでしたが、学校を通じて。この方法では、保護者に届いていない可能性があるとい

うふうにと思いますが、いかがでしょうか。

また、当町には、来春高校1年生相当の女子は何人おられるのでしょうか。また、郵送による個別通知を行い、新しい厚生労働省のパンフレットを同封した場合の経費は、幾らかかるのかをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 子宮頸がんワクチン予防接種の郵送による個別通知についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、子宮頸がんの予防接種について、本町では中学1年生の女子生徒を対象に学校を通じて個別通知をしており、対象生徒の保護者宛の内容であることから、通常の学校からの通知と同様、保護者に届いているものと認識しております。また、さらなる周知を図るため、町ホームページでも周知を行っております。

なお、接種に関する保護者からの相談につきましては、悩み事などの不安解消に向けて寄り添った相談対応を行っております。

2点目についてですが、本町の来春高校1年生に相当する女子の人数は、約140名となっており、郵送に係る経費はおよそ1万3,000円と見込まれます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 3問目の再質問ですが、接種に関する保護者からの相談に対応しているというご答弁をいただきました。このことについての件数と相談内容についてお知らせください。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

件数につきましては、今のところ10件までは来ていないような状況でございます。

なお、昨年度までの接種者は、大体2名ぐらいずつで推移していたのですが、今年度はやはりそういう国の周知もあってか、今年度は1回目を受けた方が5人、2回目を接種された方が4人という状況になっておりまして、若干ではございますが、増えておる状況でございますし、議員ご指摘のとおり今後その周知啓発に向けては、町としてはホームページのみの広報だったわけではございますが、個別通知につきましても、来年度に向けて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

というのも、接種が3回ということで、今回につきましては、10月に来て、その後3回というのは、非常に間隔的に、その学年中に終わるといのは難しい状況ですが、年度初めであれば、そういう余裕を持って接種していただくような体制もとれるかと思しますので、工夫の上検討してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 今推移をお聞きしたいと思ったのですが、若干でも増えているということでよかったかなと思うのですが、本当に9月の一般質問をさせていただいたときには、接種率が70%からもう今1%未満に下がってしまって、本当にリスクが定期接種以前に戻ったということでお話しさせていただきました。新聞なんかにもすごく、日経とか朝日新聞とかいっぱい出ているのですが、一応朝日新聞の11月5日の記事によると、ワクチン接種を続けた、今まで積極的な勧奨をしていたときと、それから今それをしなくなったときとの比較を大阪大学の先生が記事として載せていらしたのですけれども、結局子宮頸がんにかかる人がやっぱり1万7,000人、そして亡くなる人が4,000人、今もずっと1%未満というところに、どこの市町村もそうだと思うのですが、そういうふうになっているという記事が出ておりました。このことについてちょっとどう思われるのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

同様の新聞報道につきまして、日報さんでは10月23日付で同じ内容が載っております。特にも2000年から2003年度生まれの女性ではということがあるわけございまして、本町に置き換えますと、約580名の方々がいらっしゃったということでございまして、やはり接種によるリスクと、接種しないことによるリスクという部分で国の制度運用も流動的になっている部分はございますけれども、やはり早期の情報発信ということで、本町といたしましても、町民の皆様の健康と大切な命を守るために最大限の周知啓発を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 今おっしゃったとおり、最終的に接種する、しないは、やはりご

家族と、その当事者とで決めていただくことだと思っておりますが、つい二、三日、やはば一くに行ったら、こんな本がありまして、今年の9月に出た本なのですが、やっぱりワクチンを接種しないことで大人になった娘さんが子宮頸がんになってしまったと、どうして打ってくれなかったのと親御さんを責めるという状況も現実には起こっていると。だから、正しい情報と知識を得て、やっぱりメリット、デメリット、両方を判断して、ぜひそういう情報として行政では出すべきだということを思いますので、今先ほどお聞きしましたら、高校1年生にもし出した場合、高校だと学校を通じて出すということではできないわけですから、高校生には郵送するしかないわけなのですが、本当に100円足らずの経費でできるということをお聞きして、もうぜひともやっていただきたいなということを思いました。

また、近隣市町村では、奥州市は10月に厚生労働省から通知が来ましたので、すぐ対象者に個別にリーフレットを郵送したと聞いております。花巻市では、今年の春に小学6年生と高校1年生に個別にリーフレットを発送したというふうに聞いております。ぜひともそういう正しい情報を得ていただけるように、学校を通じてではなく、個別の郵送をお願いしたいと思っております。再度お考えを伺いたいです。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

まさしく正しい情報を適切に早くお伝えしたいというふうに考えてございますので、新年度については、早い時期にそういう周知啓発を図れるように、あと町民の皆様にとって接種を受けるメリット、デメリット、受けないメリット、デメリットについてもQ&Aのような形で分かりやすくお伝えするよう対応してまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、4問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、4問目の質問をいたします。

紙おむつのリサイクルについて。使用済みの紙おむつを固形燃料や段ボールなどにリサイクルする取組のほか、殺菌処理をしまして、再び紙おむつを作り出す水平リサイクルも行われているそうです。町でもSDGsの観点からも積極的に紙おむつのリサイクルを推進すべ

きと考えております。以上の点をお伺いいたします。

1、町では、可燃ごみの中に使用済みの紙おむつがどのぐらい入っていると想定されているのでしょうかお伺いいたします。

2、現在町での使用済み紙おむつは、焼却処分されているのかをお伺いいたします。

3、焼却処分されていた場合、紙おむつがリサイクルされるようになれば、焼却処分場の助燃剤、重油の負担軽減と焼却炉の延命にもなるのでしょうかお伺いいたします。

4、持続可能な資源利用に向け、可能な限り3Rを推進し、廃棄紙おむつを少なくするような考えをお伺いいたします。

5、本年10月23日付の日経新聞に30年までに全国10か所以上でユニチャームが自治体と提携し、リサイクル設備を設けると掲載されておりました。この再生事業に応募される考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 紙おむつのリサイクルについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、一般的に可燃ごみのうち使用済みの紙おむつの量は、約5%を占めると言われており、矢巾町の令和元年度の可燃ごみが約9,300トンであったことから、紙おむつは465トンほどであったと推定されます。

2点目についてですが、現在使用済み紙おむつについては、全て可燃ごみとして焼却処分をされております。

3点目についてですが、使用済み紙おむつには、尿に含まれる水分や塩分などが多く含まれることから、焼却することで炉へ負担がかかるものと認識しております。使用済み紙おむつがリサイクル化された場合、コークスなどの燃料使用が抑えられるほか、塩分による炉への負担が軽減され、炉の寿命にもつながると考えられます。

4点目についてですが、町では常日頃から分別でごみ削減、使えるものは再利用、資源として再生をモットーに3R、いわゆるスリーアールの推進に努めております。今後少子高齢化が進む社会情勢からも使用済み紙おむつの量が増えることが考えられることから、使用済み紙おむつのリサイクルは、検討すべき重要課題だと捉えております。

5点目についてですが、今年度町では、これはローマ字で書いておりますが、NIPPON紙おむつリサイクル推進協会の会員となり、先進地視察を行うなど、紙おむつのリサイクルを検討しているところであり、あらゆるリサイクルの手法がある中で協会と連携して、ユニチャーム社の再生事業への応募についても候補の一つとして検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） NIPPON紙おむつリサイクル推進協会の会員になられた経緯をお伺いしたいと思います。ホームページを見させていただきますと、鹿児島の日置市の市長も出ておまして、本当に日置市というところは、ごみのリサイクルで有名なところなのですが、どういう経緯でこの推進協会の会員になられたのかお伺いたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

紙おむつのリサイクルに関しては、こちらの答弁でもお答えしているとおり、今後の検討事項として私ども認識してきたところでございます。いかにして紙おむつのリサイクルを進めるかということを考えたときに、いろいろな情報収集している中でこの協会があるということが分かりまして、そちらのほうに関しましていろいろ調べたところ、そこに所属して研究することも一つの紙おむつの今後の施策の方法の推進につながるのではないかとということ踏まえましていろいろ検討して、こちらのほうに加入して検討を進めようとしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） やはりリサイクルの方法は、本当に幾つもあります。一番本当に先進的なのが紙おむつから紙おむつ、聞いたときびっくりしたのですけれども、これがユニチャームがやっている水平リサイクルで世界初なそうです。一般的に聞くのは、紙おむつから固形燃料とか、紙おむつから建築資材とか、植栽のポットとか、固形燃料というふうな形だと思います。先ほど言い漏れたのですが、この紙おむつについても代表質問で廣田清実議員からも出ておりました。矢巾町としましては、今研究中ということでどういうふうな形になるのかですが、本当に使った紙おむつは、尿を吸収して燃えづらいですし、使用前の約4倍も重くなっております。そのためには、運搬にも焼却にも一般的な廃棄物よりも労力もコストもかかると思います。そのことによって処理されるときはCO₂の量も多くなります。本当にみんな紙おむつ、どなたもやっぱり本当に介護には欠かすことのできない商品であると思います。また、子どもを育てるときにも、本当にありがたく紙おむつを使いました。高

齢化が進む今、本当に紙おむつの需要は、これからもますます増えると思います。それに伴って処理するための費用も、やっぱり本当に大事なお金を使っていかないといけないということは明らかであります。今回使用済み紙おむつを適切に処理しまして、次の世代への負担軽減になっていくようにしていただきたいなということで再度矢巾町でのお考えをお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、紙おむつについては、これまでのリサイクルの中でもいろいろな課題を抱えておるわけです。それで、環境負荷と、それから私どもとするとコストの問題、それで特にもリサイクルやるのにコスト、いわゆるお金のかかるリサイクルであれば、私はやるべきではないと思うのです。だから、この環境負荷とコスト、この両立がうまくできるようなシステムを考えていかなければならない。

私もユニチャームに足を運ばせていただいて、実は恥ずかしい話ですが、私も紙おむつ、ユニチャームに行くときに、実際はいてみたのです、1週間。ところが、皆さん、非常に温かいのです。冬なんかは離されなくなります。それで、そのときに、いや、実際排尿とか排便はしませんが、実際はいてみたので、誤解のないようにひとつお願いしたいのですが、そのときに思ったのは、できれば、製造工程で、いわゆる汚物、おしっことかうんちのところはもうこれは、いわゆる下水道の下水処理で、そして昔の紙おむつのカバーを私考えてみたのです。昔は、おしめは何回も再使用したのです、洗って。それでおむつカバーがあったと。その構造から考えた場合に、製造工程でそういうことができないものかと、そしておしっことかうんちのところは、もう水洗トイレに流して、それ以外のところをリサイクルできないかと言ったならば、もう最初から相手にされませんでした、そういうことを言って。

そこで、今トンネルコンポストというシステムがあるのです。このコンポストに非常に今私関心を寄せて、今担当にぜひ行ってこいと、現場を見てこい。そのときに、紙おむつを破碎しているシステムであれば、これはアウトだと。もうごみを破碎するくらい愚の骨頂はないのです。だから、そこのところをちょっと調べて、私鹿児島県の志布志市にも行ってきたのです、正直なところ。紙おむつは、いずれ私お世話になっていたときから、絶対これは問題になるぞと。志布志市に行ってきて、何を収穫、得てきたかという、今ここの盛岡紫波地区環境施設組合でやっているシステムをそのままやっているのです。それで全国で市で一番とか、すぐ近くの町では、町村で、向こうに行って花が咲いているのです。これで私ものがっくりに帰ってきたのです。

だから、もう一歩推し進めた、先ほどから申し上げております、いわゆる環境負荷とコストの問題、これをしっかり調査して進めていきたいということで、これは必ず解決できる問題だと思うので、みんなでアイデアを出し合ってやっていきたいということで、そして今のところ、いろんな方々からも、いわゆるリサイクルのことばかりでない、実際お使いになっている人とか、また実際そこで汚物を処理している、そういう方々の意見を集約することも大事ではないのかな。今もうコンポスト化とか、リサイクル化とか、そこに焦点を当てているので、そうではなく、全体的にアンケート調査をやっていきたいなど。あとこれは、うちの町民環境課の担当が、どのくらい本気度でやるかどうか、もうそこにかかっていると思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で3番、小笠原佳子議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

一般質問の途中ではございますけれども、ここで時間が間もなく1時間になろうとしてございますので、暫時休憩を取りたいと思います。

再開を11時5分といたしますので、よろしく申し上げます。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、6番、廣田清実議員。

1問目の質問を許します。

（6番 廣田清実議員 登壇）

○6番（廣田清実議員） 議席番号6番、町民の会、廣田清実でございます。

1問目の質問をさせていただきます。1問目は、人口3万人構想の対策についてをお伺いいたします。

人口3万人達成するために、現在本町においても定住促進、移住促進の対策は手厚く行われていると思われま。しかし、視察して歩いても、全国的にもどこでも行われております。なかなか本町では3万人に足踏み状態であります。本町においての問題点は、住宅地の確保、

働く場の確保が大きな要因であると思われることから下記をお伺いいたします。

本町の誘致企業の方針と、今後の候補地の確保の考えをお伺いいたします。

2に、現在住宅地の確保が進まない中で、町営住宅の集約化の考えをお伺いいたします。また、集約を進める上で、民間のアパート等を町で賃貸し、町営住宅とすることも有効と思われませんが、その考えはないかお伺いいたします。

3問目、住宅問題で空き家の有効利用も考えられる。そのことから、現状把握として空き家の固定資産税の納税状況はどうなっているのかお伺いいたします。

以上、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 6番、廣田清実議員の人口3万人構想の対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、人口3万人達成のため、企業誘致及び雇用確保対策は、町の重要な施策の一つとして位置づけており、企業立地奨励条例の周知をはじめ企業立地セミナーの参加など、企業情報を収集しながら企業誘致に向けた諸施策を展開しております。また、町内の市街化区域には、まとまった企業団地が見いだせないことから、国道4号沿線の市街化調整区域に地区計画制度を導入し、企業立地が進むよう今後も地権者及び企業との調整を図ってまいります。

さらに、企業誘致を推進するため、条例改正による対象業種の拡大を検討しているほか、土地利用調整による候補地の確保を進めてまいります。

2点目についてですが、現在老朽化が著しい高田住宅と矢巾住宅を対象に町営住宅の集約などを前提としてPFI事業の導入可能性調査を実施しており、その余剰地活用を含め、検討を行っているところであります。

また、民間アパートを町が賃貸し、公営住宅として住宅困窮者に提供する可能性も含め、建築、金融、不動産分野等、各分野からご意見をお伺いしながら併せて検討をしております。

3点目についてですが、固定資産税の賦課段階においては、空き家の把握を要しないものであり、現時点において空き家を理由とした滞納はなく、納税相談も受けていない状況となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 私、企業誘致の方針として聞いたわけなのですが、矢巾町のほうでは、ここにありますが、対象を拡大するという意味でその方針でありますけれども、私が聞きたいのは、矢巾町としてどういう企業が必要なのか、そういう方針を持っているのかということを知りたいので、やはり大きく来るものは拒まず、去るものは追わずというより、去るものは追っていったらいいのではないかと、私の考えは、今矢巾町にどういう企業が必要なのかという方針を考えているかということをお聞きしたかったので、それについての答弁をお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今町のほうで積極的に企業誘致を進めているのは、企業立地条例の業種の中にもあります製造業、卸売業、貨物運送業、あとは情報サービスとなります。特に、矢巾町の場合は、なかなか土地が生み出せないというところもございます。そういった意味で、今情報サービスとか、盛岡広域でも一生懸命進めておりますけれども、その辺を中心にやはり今後とも誘致していかなければならないのかなというふうに思っております。ただ、やはり今そういったことを言っている場合でもなくて、やはり来ていただくところにはぜひ来ていただきたいということで先ほど答弁にもありまして、これらの業種をさらに拡大していきながら、積極的な雇用促進につながるような企業を誘致してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） その点は分かりました。私たち誘致、私たちがテナントさんを募集するために、いろんな部分ありますが、今何が矢巾町に必要なのか、それを絞らないと、なかなか企業って来ないと思いますし、絞った中で企業に直接当たって見なければ、そうしなければ、企業が移りたいかなという希望は、ちょっとは持っているという部分があっても、なかなかテナントさんであれば、ダイレクトメールを出して、100出して10ぐらいは引かかるのです。やはり企業誘致というのは、矢巾町に何が必要なのか。一番何が必要なのから順序を追って行って、全てをではなくて、まず製造業であれば製造業をまず当たってみて、それがなかったら次の部分、そういう部分で1社1社を当たるということをしなないと、なかなか企業って来ませんし、企業誘致にはならないと思います。

その中で、今4号線にあるのは、ただ土地を用意しました、だから来てくださいで、やはり無理なのです。今流通センターは、もう満杯状態です。藤村さんが言っているとおり、本当に空いた状態があったのだけれども、今は流通センターは満杯です。それは、交通の利便、矢巾のインターもできたことからでしょうから、やはり企業に聞いて、どういう土地が必要なのか、そういう部分をやることによって、企業を誘致できると思うのです。今のままでは、土地を用意してから来てください。ですから、私は前からあったように4号線だけではなくて、それこそ立地とすれば、流通センターの南側、それからスマートインターの沿線、これは企業とすれば、実現はしませんでしたけれども、大型店が開店をするための調査はしたはずで、しました。そういう部分もあって、やはり矢巾町に何が必要かを再前提の方針を決めていただきたいと思いますと思うのですけれども、その考えはないか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 廣田議員がおっしゃるとおり。矢巾町としてどういった企業が必要なのか、そういった方針を持って企業誘致を行うということは、非常に重要なことというふうに捉えてございます。今現状では、来てほしい、要望のある企業に対してマッチングをしているような形で、土地と企業とのマッチングをしているような状況でして、国道4号沿線、市街化調整区域の部分についても、こちらから来てくださいというよりも、今進めている部分については、マッチングをして、こういう土地があります。来たいのだけれどもということで、こういう土地がありますということでご紹介をやりながら今進めているのがひとつございます。

そのほかにも、やはりどういった企業がどういった土地を求めているか。そういったニーズに応えながら進めていかなければならないという上では、やはり廣田議員がおっしゃるとおり、町の方針というものをしっかり持って今後やっていく必要があるのかなということでご指摘いただいたとおりに進めてまいりたいというふうに考えてございます。

スマートインターの付近の企業誘致も確かに必要かと思えますけれども、今のところ、市街化調整区域に当たるものですから、そういったものについては、今までかつて工業団地を造成する際にやってきた手法もございます。例えば西部工業団地とか、下田工業団地は、今もう市街化区域に入っておりますけれども、そういった手法もございますので、そういったまとまった団地形成も踏まえながら今後の企業誘致のほうに進めてまいりたいと思えますので、今後ともご指導方、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） そのとおりなのです。今あるコーラさんだって、こういう土地が欲しいからということで花巻から本社を移してきたのです。ということは、逆に言えば、企業さんから聞いて、これからは来るのを待つのではなくて、どういう土地が必要ですかと、そういうことによって、結局、ああこういう土地が欲しい、そういうことによって目標で、ここだけでも開発してほしいみたいな部分ってできるのではないですか、目的として。現実にならない部分もあります。でも、その中で一番早いのは、企業がどこを求めているかということ調査するという、それは今の段階では電話でもいいと思うのです。企業を訪問しなくても、こういう業種が矢巾町に欲しいのであれば、そういう業種を当たってみればいいのです。1社1社電話してみればいいのです。それで何か引っかかってくるものがあつたならば、そこを積極的にいけばいいのでしょから、まず一番最初は、本当に矢巾町が欲しい企業を絞って、段階的にやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。前向きな答弁をいただきましたので、次の質問に移ります。

町営住宅の集約化の関係で、既に矢巾町の銀行団によってPFIの勉強会を行っております。その勉強会の中では、もうこのPFIで住宅をやっているところが結構もう事例がありますので、金融団としてもぜひやりたいと。建設業も建設して、それから管理する。町のほうの負担は、今やっているとおおり、やはぱ一くと同じですけれども、町の負担は一時ないと。そして、今は家賃で何とかできるようなシステムでみんな動いているわけなのですけれども、今PFIで検討しているとは言いますけれども、民間のほうは、もう既にやる気は満々なのです。それをどういうふうにやっていくか。

私が言った民間のアパートの関係の賃貸の話なのですけれども、それは永久的ではないのです。一番最初に、今の50年前の住宅に住んでいる方が、環境をよくするために民間、一時移ってもらわなければならないではないですか、何するにしても、壊すにしても、何するにしても、開発するにしても。そのために、民間の住宅を借り上げて、そこに補給して、今50年前の建物ですから、環境的にいいとは私は思いません。それを今民間でも、矢巾町のほうでもやはり老朽化とは言いませんけれども、やっぱり家賃が高いところは賃貸はなっているのですけれども、結構そういう部分では空いている部分もあるし、そういう部分を一時移すという形で賃貸をしたほうがいいのではないかと。一番問題になるのは、建てるとか、どういう手法でもできるのですけれども、問題は、今住んでいる方に納得してもらって、一回一時移ってもらうということが一番大変なことなので、それをやるためには、やっぱりPFIの方

法を進めながら、今いる人たちに今の環境よりいいところに移ってもらうという部分も必要だと思うのでお伺いしたのですけれども、実はもうだから民間のほうは、もうやりたくてしようがない部分なのですけれども、なかなか町のほうが県営住宅とか、そういう部分があるのでという話ですけれども、これ進まないのです。でも、もう50年もたっていますから、これを修繕する費用は相当かかると思いますし、それから一時何か災害があったときは、燃えますよ、あれだったら。そういう部分も踏まえて、積極的にPFIを利用した集約化をする考えはないかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 廣田議員仰せのとおり、現在の町営住宅は老朽化が激しくて、著しくて、建て替えを必要としている住宅が多々あります。今現在集約ということで先ほど答弁したとおり、矢巾住宅と高田住宅については、他の住宅については、外壁だとか、建具だとか、そういった部分の改修に国費を入れて改修している住宅になっております。そういった手を加えていない高田住宅と矢巾住宅をまず集約化していきたいなというふうに町では考えております。

その集約する場合の矢巾住宅を壊して、矢巾住宅のところに建てるのか、高田住宅のところを壊して高田住宅のところに集約するか。片方の余剰地をどうするかというようなところも含めて、今PFIの導入可能性調査ということで現在進めているところです。

そのほかに、あるいは別な場所に建てて、それでそこに動いていただいて、高田も矢巾もどちらも余剰地を活用するというようなことも含めて、いろいろ検討している最中でありませう。年明け1月、2月頃には、大体の町の方針が出てくるかなと思っておりますので、その際は、議員皆様方のほうにもご説明したいなというふうに考えております。

やはり先ほど廣田議員おっしゃったように、今住んでいる方々が引っ越すというのが、やっぱり一番の苦労だと思います、住んでいる方々の。それで、特にも高齢者の方、年配の方々がたくさんいますので、例えば2回引っ越すとかというようなことよりは、1回で済むような方法を何とか考えたいなということで、その点も導入可能性調査の中では、いろいろ検討しているところです。それで、最終的に、いざ方針が決まって建てるといった場合には、その動き方も含めてコンサルティングを行いながら、どういった部分だと一番住んでいる方々に負担をかけないで動けるかということも考えながら今やっているところですので、もう少ししたらお示しできると思いますので、そのときまでちょっとお待ちいただければと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 昨日長谷川議員さんが言って、今度開発になるのが500戸という部分で500戸が先なのか、住宅の集約化が先なのか、ちょっと見通せないような状況になっておりますので、PFIの場合は、資金的な部分、それから建物管理、それから引っ越しの部分の民間が活用して、町のほうでやることというのは、申請に近いだけのところがあるという部分も私たちも視察で見えてきましたので、やはり役場のほうも人員的に厳しい状況と思えますし、資金的にも厳しいということであれば、まずどうやってやれるかをぜひ前向きに検討していただければと思います。

それから次に、空き家の固定資産税の滞納がないということで、ということは、固定資産税の関係で空き家だという部分は分からないと。ただ、やっぱり横の連携の中で、固定資産税を払っていただいているということは、必ず連絡が取れるという部分であると思うのです。昨日村松信一議員さんが、この空き家の要件が緩和されたということで、これはやはり矢巾町は岩手県の中でも、どちらかといえば都会のほうですけれども、矢巾町のやっぱり農家の、というか、畑があるところに住みたいという人たちは結構いると思うのです、逆に言えば。都会でもあるし、農村でもあるし、そういう部分で、その横のつながりを大事にしないと、せっかく空き家バンクとかある。空き家は確かにありますよ。そのところは、もしも納税していなかったら、これは全然連絡つかないのだなという部分でありますけれども、ちゃんと納税をしていただいているということは、横の連携をつなげれば話ができることだろうし、固定資産税払っているということは、何とか活用したいと思うのが当然ではないでしょうか。そういう部分で納税の関係で、もしも空き家になっている、こういうところで空き家になっているけれども、納税しているというのであれば、やっぱり積極的に活用していただくようなことを横の連携でやっていくべきだと思うのですけれども、答えは何かお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 空き家の平成29年に一度空き家のアンケートを取っております。それから3年ほど経過しておりますので、今回は、今年度再度アンケートを取る予定にしております。所有者の方々は、ほぼ把握しているのですが、やはり引っ越したとか、いろんな状態で連絡が取れないという方も中にはいらっしゃると思います。そういった方々には、今おっしゃったように納税のほうから情報をいただける範囲で情報をいただいて、その所有者の方々と連絡を取って今後の意向を確認しながら、空き家バン

クに登録するだとか、何か欲しい人いませんかというようなことで情報を連携しながらとっていきたいと思っておりますので、内部でも当然連携をとってやっていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋 保君） 農業委員会のほうからもお答えをいたします。

昨日村松信一議員にお答えしましたとおり、今年度の3月に矢巾町基準を示す予定とお話をさせていただきまして、それと一緒に、いわゆるフローチャート、農地付空き家があった場合、農業委員会で農地であるよという証明とか、指定とか、そういったものも必要になってきますので、その辺フローチャートを示しながら道路住宅課長がお話ししたとおり、連携をとりながら進めていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、まず今廣田清実議員からは、人口3万人構想のお話をなされて、それでまとめれば、まず昨日の長谷川和男議員の1番目は、これはまず市街化区域の拡大と、これは今500戸あれなのですが、私ども今日廣田清実議員から出ている2つ目、3つ目、2つ目は、まず私らがスピード感を持って対応できれば、対応できることなのです。それから、今の3つ目の空き家もそのとおりです。まず、1番目は、これは東北農政局との協議も必要なので、あと2番目の町営住宅の在り方、3番目の空き対策の在り方は、私らの取り組む姿勢によって前向きに対応できることなのです。だから、今後職員をやはり督励して、スピード感を持った対応。

そして今私のはらはら、どきどきしているのは、国勢調査、これは町民の皆さん方お一人お一人のご協力をいただいて間もなく結果が出るわけです。最終的なあれは年度末か年度初めに出てくるのですが、やっぱり私ども町としては、人口3万人構想、やっぱりその構想を掲げているからには、できることから迅速に、スピーディーに取り組んでいかなければならないと、まさにそのとおりでございますので、そのことは、今日またしっかり受け止めて、今後の住宅政策に反映してまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 西部地区の観光開発の取組についてお伺いいたします。

グリーンハイツの利用が決定したことで西部地区観光の拠点として機能することを期待しております。そのことから、今後の町の観光開発の考えを下記にてお伺いいたします。

1、城内山の観光スポット、健康増進のスポットとしての考えはないか伺います。

2、観光計画については、町民等の意見を取り入れるべきと思われることから、観光計画プロジェクトチームの創設の考えはないかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 西部地区観光開発の取組についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、南昌山自然公園の中心部に位置する城内山については、この麓の散策道にヤマユリが咲くほか、四季折々の豊かな自然の景色を楽しむことができ、山道の傾斜も比較的緩やかなことから、幅広い年齢層の方々からトレーニングやハイキングで利用できる里山となっております。

また、頂上の展望台では、昔からある田園風景と東部地区の変わりゆく町並みを一望でき、まさに町の象徴的な、まさにシンボリックな風景を眺めることができます。このような資源を生かし、ウォーキングや散策を楽しむ森林セラピー事業の実施など、健康増進と観光振興の双方を推進し、今後さらに多くの方に足を運んでいただけるよう地権者の方々のご協力の下、地域関係者や利用者の声をお伺いしながら登山道の新設などの環境整備や啓発等に努めてまいります。

2点目についてですが、現在観光ビジョン及び振興計画の策定に取り組んでおり、今後の事業の実施に当たり、ご提案いただきましたプロジェクトチーム創設は必要であると考え、前向きに検討してまいります。特に西部地区の活性化については、多方面からご提案をいただいているところであり、多様なご意見を集約し、柔軟な発想で事業提案できるよう地域関係者及び団体のほか専門的な知見を持っている有識者等を構成員としてのプロジェクトチームを発足し、西部地区の活性化に向けた事業に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 1問目のこともどっちかといえば、これから前向きな明るい矢巾町

が見えてきたなという部分で前向きに捉えて頑張っていたきたいなと思います。

この2問目なのですけれども、ちょっと一番先に確認したい部分がありまして、観光施設として拠点になるのは、グリーンハイツなのですけれども、ちょっとこの質問は考えていなかったのですけれども、グリーンハイツの利用が決まりましたけれども、その契約内容において、実は駐車場が使えるとか、使えなくなるのではないかなという部分もありますので、グリーンハイツの賃貸に関しては、有料賃貸なのか、それから無料賃貸なのか、指定管理であるのか、そこら辺をまず先に確認したいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。

基本的には、有料賃貸と考えておりますが、9月議会でもご議決いただきました一般寄附、条件はつけないで一般寄附を入れていただく業者の方から多額な寄附をいただいております。具体的には2,790万円納入していただいておりますので、それらを加味し、それから子どもたちが、その運動場で低料金で活動できるような料金設定もしていただけると。それについては、矢巾町の子どもたちについてという条件がついていますので、そういった部分も加味しながら実際には、その業者が軌道に乗るまでにはどの程度の料金の設定なのか、あるいは最初1年くらいはまずは料金は賃貸はしないで、3年目からその経営状況によっては料金いただくかというような状況をこれから、4月オープンという予定で動いておりますので、これから詰めさせていただきたいというように考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 2,700万円ぐらい寄附をいただいたということで、ただ地方創生臨時交付金の2次の部分が入って5,700万円ぐらい入っているのです。それも考えると、やはり有料賃貸にしながら駐車場は観光の施設としての駐車場として使えるという部分を、貸しました。私たち全部借りましたので、駐車場使えませんよみたいな話になったら、ここは大きな問題になるのです、この西部観光の推進のためには。そこら辺も気をつけていただいて契約していただきたいと思います。

その部分を確保しながら、やっぱり駐車場がないとなりませんので、そこら辺も有料も町の財政として有料の部分をちゃんとしっかり担保しながら、それは1年ぐらいは猶予をつけてもいいと思いますけれども、そこら辺は、相手から相談されたときにまた考えればいいこ

となのでしょうかけれども、やはり優位的に立っていただいて、初めからそういう町の施設としてやるのであれば、指定管理なのですからけれども、今回の場合は、そういう部分でありませんで、民間だってもう必ず試算をして、どのくらいでもうかるか、ペイできるかという部分は考えていると思いますので、そこら辺をちゃんと見極めてやっていただきたいなと思います。

それで、ちょっと今度は違う観点から、実は城内山なのですからけれども、交付金が入って、5年前から入って、実は昨日村松議員さんがきれいになったねと言った部分は、道路とか、施設ではなくて、私の理解しているところでは8割方というか、あそこの山は町有地、本当にちょっとしかない、一部しかないのです、それ以外のところは、町有地でなくて、個人の持ち物なのです。それで、私ちょっと資料をもらった部分で、こういう黄色い部分は、もう実は交付金の中で下刈りをして、山としていきいきとしているのです。残りは少しありますけれども、展望台の中で、私はすごい観光スポットになると思うのです。

そこでお伺いしますが、まず先に矢巾町で交付金、これ長い名前なので、ちょっと交付金と言わせていただきますけれども、矢巾町で去年1年間でどれくらいの交付金の面積をやったのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 昨年度城内山の交付金を入れてやった整備につきましては、昨年度は実施していないはずなのですけれども……

（「いや、矢巾町全体で」の声あり）

○産業観光課長（佐藤健一君） 全体で。

（「はい」の声あり）

○産業観光課長（佐藤健一君） 交付金というのは、森林山村多面的機能支払交付金のほうでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○産業観光課長（佐藤健一君） この件につきましては、把握しているところでは、昨年度はちょっと実施しているかどうか確認取れていませんので、確認次第、後刻答弁させていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） いいです。実は、私知っておりますので。矢巾町で100町歩やっております。事業は1町歩に対しての国の補助金が12万円、県の補助金が2万円、町の補助金が

2万円です。それで100町歩やっておりますので、矢巾町で出しているのは200万円出しているのです。それは完了していないという部分でまだ支払いはしていないはずなのですが、そういう部分できれいになっているのです。一番身近なところであれば、矢巾斎苑のところ、すごくきれいになったではないですか。あれは、多面的機能の交付金を使ってやっているのです。城内山のところも、実はもう5年前からやって、すごくきれいになっているのです。それで、前までは5年前のときは、頻繁に作業をしているときにも熊が出たそうです。今は、やっぱりきれいにしたら、熊も出てきづらくなっているという部分であるそうなので、これはやっぱりこれを利用しながら観光スポットとしてやっていくべきではないかなと思っております。

この多面的機能、長いので後から皆さんにはお知らせしますが、これ去年で終わって、来年度からまた3年間あるのです。これは今度町民以外、町民でもそういう健康増進、それから観光スポットとするために使える資金であります。これ来年度、1年間でまず1,000万円、町の負担が8分の1です。今まで多面的機能で山の斜面とかを切ってきた部分の費用を使って、8分の1ですから、全くそういう部分では使えると思いますし、それが今、ただ草刈りをして、そのままで観光スポットにはなりません。1回切っただけでは、もう次観光スポットとなるわけではなくて、誰も行かなくなってしまうので、そこをちょっと考えていただきたいのは、私も今はこっちからは城内山の展望台は見えませんが、そういう部分で城内山は、本当に観光スポット、それから西部地区の観光スポットにするのであれば、やっぱり大きな開発をしなければならないと思うのです。でも、やはり町長が言うとおりに、お金がありません。その中で、この多面的機能はどうなのかなという部分をちょっと可能性を調べてみたら、この1,000万円を3年間流用してやればできる、観光スポットとしてもできる。私から、皆さんは眺望から矢巾町を見るという部分で考えておりますけれども、私は東側に医大の棟があって、西側にライトスポットした城内山ができることがいいのではないかと思いますし、ただそれにはいろいろ問題がありまして、ちょっと聞きたいのですけれども、東側から登れる道路の確認はしているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 城内山東側となると、和味のほうになりますけれども、そちらのほうにつきましては、今道路住宅課と協議をしつつ、今道路を、山道を造るということで進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 東側のほうに町道、昔の林道というような形の位置づけだとは思いますが、そういった部分で町道として認定している路線も何本かあります。それで、その中で東側から登っていけそうなルートを、めぼしいところをつけております。さらに、そういった部分から登っていったときに、どうしても民地、先ほど廣田議員おっしゃったように民地、ほとんど民地ですので、やはり民地の買収といえますか、そういった部分も含めながらちょっとルート選定を今考えているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 確かに東側から、前は地区から出て草刈りをしてやったという話もちょっと聞きましたので、あるのです、きっと。ただ、一部頂上付近に行くところはちょっときついで、迂回を造らなければならないかもしれませんが、その中で、まずこの多面的交付金を使うためには、実は町民の声と、それからここ民地ですので、ほとんど。町のほうで地権者の集約をしていただく。それから、その現地をやる人間とか、それから申請するのは、やる人たちはもう慣れているからやるということ聞いておりました。

その中で、やはりこの交付金をいただくためには、その業者だけでも駄目なのです。それで、町だけでも駄目なのです。1回そういう部分の大きなビジョンを3人でも4人でもいいから、初めプロジェクトチームをつくってやることによって、実はそれもう2月初め頃に申請をしなければ、プロジェクトチーム、大々的な部分はだんだん増やしていけばいいと思うのですけれども、その考えを3人なり、4人なりのプロジェクトチームをつくりましたと、そして申請をして、必ずそのお金をいただきながら開発するべきだと思うのですけれども、そのためには、必ずプロジェクトチームって必要なのですけれども、そのプロジェクトチームを早期に立ち上げてくれる考えはないか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 当初の一般質問のほうでは、観光計画に関わるプロジェクトチームということで、今のお話あったのは、城内山に関わるプロジェクトチームという理解でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○産業観光課長（佐藤健一君） その辺の部分についても早急に立ち上げまして、こういった

交付金を活用できるように取り組みたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） まず、城内山、よろしくお願いたします。これは、矢巾町の観光の大きな目玉になると思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、3問目、地方創生事業が終わることでの今後の対応についてお伺いたします。地方創生において行われた、立ち上げられました事業は、今後どのように対応するのか、下記にてお伺いたします。

矢巾町まちづくり会社コンソーシアムの現状と今後の活動予定、経営状況はどうなっているのかお伺いたします。

2、矢幅駅に隣接する町の施設ハバタークの利用状況と今後の利用予定をお伺いたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 地方創生事業が終わることでの今後の対応についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、まちづくり会社として設立された一般社団法人、矢巾地域まちづくりコンソーシアムにつきましては、本年7月に役員が交代し、地域おこし協力隊の2名が理事として法人運営を引き継いでおります。地域おこし協力隊の2名は、現時点で町職員の身分であるため、役員就任以来法人としての対外的な事業は一時停止しているところですが、今年度末までに2名とも卒業を迎える予定であり、その後の事業展開に向けて準備を進めているところと伺っております。

来年以降につきましては、町から独立した法人であることから、経営陣の判断で独自に運営が続けられるものと認識しておりますが、協力隊の2名は、卒業後も本町への残留を希望し、何らかの形でまちづくりに関わっていきたいという意向を示していることから、今後協力隊OBを中心とするまちづくり会社という新しい形で地域の活性化を期待しているところであります。

法人の経営状況については、資金面の余力が3か月程度と伺っており、今後は何らかの形

で収益を上げていく必要があると思われませんが、協力隊2名は、これまでの経験で培った技能や人脈を生かし、矢巾町に軸足を置きながら町外や県外にも進出して事業を展開したいという意向を伺っております。町といたしましては、法人に対して特別の支援は考えておりませんが、ビジネス的な観点から次年度以降に行う施策や事業の中で行政のニーズとうまくマッチするものであれば、業務委託などの可能性はあるものと考えております。

2点目についてですが、矢幅駅に隣接する地方創生センターハバタークにつきましては、地方創生事業の一環として、平成29年度から令和元年度まで、主に起業、創業希望者の活動拠点として運営してきたところであります。現在は、これまでの地方創生事業を継続、発展させる形で町の直営の下、起業も含めた地域活性化の担い手の育成、活動拠点として施設を運営しておりますが、今年度はコロナ禍の影響もあり、利用人数は1日当たり3人から4人程度で、本年度企画しておりましたワークショップ等もなかなか開けない状態が続いております。

今後につきましては、施設の利用が伸び悩んでいる中ではありますが、町として将来のまちづくりを考えたとき、現在の担い手である中高年世代が一線を退いた後を見据え、今のうちからできる限り様々な分野で元気とやる気のある若者を発掘して、関係性を築いていくことが重要と考えており、そのために家庭でも職場でもない第三者の居場所として、このような日常的に集える活動拠点が必要と考えておりますことから、少なくとも今後2年程度は、本施設の運営を継続してまいりたいと考えております。

また、矢幅駅という立地から、観光情報の発信や駅周辺の活性化の役割も求められておりますので、新たにその機能も備えつつ、駅利用者など交流人口も巻き込みながらにぎわいの創出を図ってまいりたいと考えております。

このような取組を続ける中で、人材の発掘や育成を図りながら、様々な活動を通して起業やコミュニティビジネスに関心を持つ方も増えると考えられ、また若者が活躍できるまちづくりや中心市街地活性化といった総合計画に示された課題の解決にも資するものと考えますので、長期的な観点から事業継続にご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） やっぱりこれは大変な問題なのです、きっと。だから、5枚あるのは、答えになっていない部分があるのです、実は。では、簡単な質問をしますけれども、そ

このコンソーシアムの事務所ってどこにあるのですか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

まず、お答えするに当たって、廣田議員からこのような質問をいただいたということ、ご心配をおかけしていることにつきましては、本当に申し訳なく思います。また、私のところにもかなりのご意見をいただいております、同様の危機感を持っているということをもってまず回答させていただきます。

事務所的には、現在矢幅駅のところのハバタークにある状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 簡単に答えていただければいいのですけれども、今コンソーシアムのほうでは、ハバタークを利用しているわけなのですけれども、ここに賃貸が発生していると思うのですけれども、賃貸料は払っているのですか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

今町の管理になっておりますので、こちらについては、賃貸はありませんが、昨年まではここを運営するという形での運営委託という形でコンソーシアムのほうにお願いしておりました。その分については、委託料というものはございました。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 一般企業ですから、本来であれば、その事務所を使うのであれば、賃貸としてお金を払わなければならないと思うのです。ちょっと私が聞いたことに答えていないのですけれども、前は町の職員が2名入っていたのですけれども、理事2人は地域おこし協力隊が入っているというのは分かりました。今組織図って町長をはじめ組織図って全部あるではないですか。このコンソーシアムの組織図の中では何人社員というか、関係者がいるのですか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

理事長1名、理事1名の2名になっております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 前は、一番初めのときは、町の職員が理事として入っていましたけれども、それはもうなくなったと。そして、その後私が質問したときには、職員は関わっているということでしたけれども、今職員は全く関わっていないということによろしいのですか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

コンソーシアムの運営につきましては、相談事項についてのことはございますけれども、こちらの運営には現在のほうは直接的な関わりを持ってございません。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） コンソーシアムの資金が3か月あるという答弁でした。町としては支援はしないと。ですけれども、書いていることは、町のほうで何か仕事を見つけて、そういう部分でやっていくと。もう4か月何も仕事をしない中で、本当にこの法人、1法人が必要なのか、私はちょっと疑問に思うのです。もう地方創生終わってしまって、今の段階では、地域おこし協力隊の2名の方は、すごく素晴らしい人だと私も認識しておりますし、コンソーシアムに置いておいて、コンソーシアムを存続するためにOBになってもらってまた使うというような内容の答弁でありますけれども、これはただ存続するためにいてもらう、私は逆に素晴らしい協力隊の方々は、臨時職員でもいいからこっちのほうに残っていただいたほうがいいのではないかなと。今の段階では、コンソーシアムの当期の目的がなされていない。

今までこの前の決算のときに聞きましたけれども、今までやって創業支援したのが4名、その中で一つは自分の会社、コンソーシアムを建てるのにやりましたよ、あり得ないではないですか。資金のやり取りもできない、こういうことで起業者を育てるということはないと思いますし、そういう部分では商工会だってあるし、それに補助金も出しているのだから、そういう部分でやるべきだと思いますし、コンソーシアム自体を存続する意味が、ちょっとこの中には書いていないのです、実は。現状があって、なぜこれから2名ありました。4か月休みました。だけれども、協力隊が2名なるので、何とか存続できます。資金的には3か

月あります。こんな厳しい話。それでお金は出しませんよ。だけれども、仕事はちゃんと見つけますよという話ですよね。これ私、なぜ存続しなければならないのかちょっと分からないのですけれども、そこら辺をお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お話、全くごもつともだと思います。まず経緯をちょっとだけ説明させていただきますと、7月の理事会の段階でこのコンソーシアムについては、議員ご指摘のとおり、前理事につきましては、この存続の意義というものをやはり自分たちでも考えておりまして、廃止するという方向で動いておりました。廃止した後、当然そこで一旦は精算するという形になるところだったのですが、現協力隊の2名が、当初はコンソーシアムという形の器は使わないという形だったのですが、こちらは役所から、私どもから何か言ったということではなく、住田町などを視察に行って、こういう器があったほうが自分たちは活動がしやすいというふうな自分たちの認識の変化がございまして、その中で新たに理事長に就任して活動にチャレンジしてみたいという経緯がございました。

そうした意味で、このコンソーシアムが生きたという形になっておりますが、いずれにしましても議員ご指摘の構図というものは全く変わっておりませんし、私どももその中につきましては、非常に危機感を覚えているところでございます。この点につきましては、本当に何を言われても弁明の余地がないような状況であることは、みんなから見てそのとおりでございしますので、この点は真摯に責任を持って考えていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） コンソーシアムに関しては、自分たちのハバタークをつくるときにコンセプトとして、設計として60万円とか、そういう部分で三セクに近い部分があるので、ここで一旦精算する必要はあると思うので、やっぱり考え方は、町民が本当に知っているのかと言えば、知らないと思います、私。だから、町民に使うお金、そこに使うお金があったら、町民に使っていただきたいなという部分で、この考え方、もう一回考えていただければ、今の状態では会社としては成り立ちません、全く。そういう部分で町のほうの負担は、また増えるということなので、ちょっと考えていただきたい。

それで、ハバタークのことについてお伺いいたします。ハバタークは、地方創生で1,100万円円で改装しました。ただ、町の持ち出し分が660万円、そのうち250万円ほどが設備にかかっ

ております。その設備なのですけれども、調理、前私が聞いたときには、やはぱ一くの調理場だけでは町民にとって不便なので、調理器具を入れたという答弁をいただいておりますけれども、調理場として利用があったのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

ハバタークの調理施設につきましては、開催しますワークショップなどで活用したということがございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 実は、私も同僚議員も広報を作っているときに、ハバタークという意味も分からなかったし、何をやっているか分からない。今は、何か内部を見られるようになりましてけれども、やはりその施設も有効利用する考えを持ったほうがいいのではないのでしょうか。逆に言えば、私駅前の賃貸で、もしも事務所とするのであれば、本来であれば12万円ぐらいの家賃取れるところでありますけれども、そういう家賃とかとは言わないけれども、矢巾町民が知って、ここにあればいいなという部分にさせていただきたいと思うのですけれども、私から言えば、町民センターが990万円でしたか、そこでできたので、あそこ1,100万円かかっているのです、町の負担が660万円です。やっぱり考えなければならぬと思うのです。

これに関して、やっぱり交付金の使い方、今度三次があるのですけれども、この平成28年度の地方創生事業の交付された額の91%は県外に出しているのです。やっぱり問題なのです。三次の臨時交付金、今回のコロナに関しての三次交付金は12月、まだ金額とかは出ていませんけれども、必ずあるはずなのですけれども、そういう部分で、やはり交付金が来たら使うのではなくて、必ず必要なものに交付金を持つという姿勢を持っていただきたいと思うのですけれども、その考えをお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

まさに交付金といえども血税が基になっているお金はわかりません。国税、地方税問わず、そういったものを原資にしているものですから、その活用については、あるから飛びつくとか、もらえるから何かやってみるといふ姿勢は、私ども厳に慎まなければいけないと思っ

ています。これまでの経緯なんかも見まして、ご批判をいただいている部分につきましては、議員のみならず、本当に様々な方からいただいていることは事実でございますし、広くそうしたお金を活用する場合は、皆様に納得していただけるお金の使い方をしなければいけないと思っておりますので、今後ともそういう意識を持って仕事をしてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、4問目の質問を許します。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 防犯対策についてお伺いいたします。

岩手医科大学と附属病院の開学、開院に伴い交流人口が増加していることから、犯罪等の増加もあり得ることから、防犯対策の必要があることから下記伺います。

犯罪の抑止、防犯対策として防犯カメラが有効である。本町においても、本町の防犯カメラを把握しているかお伺いいたします。

今後の防犯カメラの設置計画はないのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 防犯対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、岩手県警察の統計において、本町の刑法犯認知件数は、本年10月末現在で62件となっており、特にもJR矢幅駅周辺における自転車盗難被害が多数発生しております。議員ご指摘のとおり、防犯カメラ等の設置は、防犯対策として極めて有効であることから、施設管理を目的としたカメラをJR矢幅駅駐輪場に増設して防犯対策を講じているところであります。このほか本町では、JR矢幅駅南側の南矢幅地下道に2台、サザンタウンやはば内に5台の防犯カメラを設置管理しております。

なお、民間事業者などの他の事業者が個別に設置管理している防犯カメラの設置位置や台数について町では把握しておらないところであります。

2点目についてですが、街頭犯罪が発生しやすいとされる不特定多数の方が出入りする施設については、施設管理者の自助努力等により、防犯カメラ等が既に設置されている状況にあります。

したがって、本町において新たな防犯カメラの設置計画はございませんが、今後の犯罪発生状況等を踏まえながら必要に応じて設置を検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 防犯カメラの把握はしていないということなのですが、やはりこれから町のほうで設置するという部分は難しいと思います。それは私もそうかなという部分で認めますけれども、防犯カメラの設置している場所を町のほうで把握するというのは必要だと思えます。

それから、防犯カメラ、私も地下道を通りますけれども、防犯カメラ、民間のほうにも防犯カメラ作動中という部分のステッカーなり、矢巾町のほうで作ってやることによって犯罪を未然に防ぐという効果は大きいと思うのですが、その検討をしていただけないのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） ステッカーを貼ってはいかがかということのご提案でございます。今までは考えていなかったところですが、検討させていただきたいと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 把握もしてください。把握をする計画もよろしくお願ひいたします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 把握につきましては、あくまで民間施設のご協力の下にやることだと思っておりますので、ご協力いただけるように努めながら把握させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で6番、廣田清実議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは、時刻も12時を回りました。ここで昼食のための休憩といたします。

再開を1時10分、13時10分といたします。よろしくお願ひします。

午後 0時10分 休憩

—————

午後 1時10分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

それでは、休憩前に引き続きまして一般質問を行います。

1番、藤原信悦議員。

1問目の質問を許します。

（1番 藤原信悦議員 登壇）

○1番（藤原信悦議員） 議席番号1番、町民の会、藤原信悦でございます。通告に従いまして順次質問させていただきます。

質問1につきましては、史跡徳丹城の復元整備並びに史跡公園としての今後の在り方についてでございます。徳丹城跡は、国の指定史跡であり、歴史上または学術上価値の高い史跡に位置づけられております。しかし、昭和44年8月に国の史跡指定を受けてから半世紀が経過するも、いまだ史跡としての価値を次世代に確実に伝えるまでの整備状況に至っておりません。今後全体史跡としての価値を高めるためにどのように整備を計画され、次世代に伝えるお考えか、以下のとおりお伺いいたします。

1つ目は、本年度より5か年計画で史跡の外郭西辺北半区、歴史民俗資料館東側と4号線の間、北半分ですけれども、の整備が始まっています。その狙いと内容についてお伺いいたします。この質問は、過去にもしておりますけれども、実際動いておりますので、より具体的に説明をいただきたいと思っております。

2つ目は、これまでの徳丹城の整備は、柱跡等の平面表示、要はプレート表示と案内板の設置のみですが、それだけでは史跡の内容や価値を理解いただくには不十分だと思っております。目で見て理解いただく方向に整備すべきだと考えます。具体的には、史跡の重要な構築物である政庁、櫓を含めた西側の丸太木材塀、工房跡の中の一部、井戸跡等の復元をする必要があるのではないかと考えております。

東北には、蝦夷征伐というか、征討のための施設というのはいっぱいありました。同時代の胆沢城、盛岡の志波城、秋田の秋田城、横手の北側にあります美郷町の払田柵は、重要な構築物の一部を復元整備しております。私もこの質問をするに当たりまして、横手はまだ行っていませんでしたので、払田柵も見てまいりました。やはり実物を見ますと、史跡の構成、それから規模も一目で分かりますし、なぜその場所に建てられたのか、立地背景もよく分かります。

例えば今回行ってきた払田柵は高台にあります。南を見ると、当然鳥海山が見える秋田の

南部、そこから北を見ると仙北、あちらのほうははっきり見えます。そういう立地の建て方で正殿を建てております。それぞれやっぱり見て感じるということは大切だということを確認させていただきました。

なお、復元については、これまでいろいろ制約がありましたが、令和2年4月17日の文化審議会文化財分科会で史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準というのが出されて、これまではどちらかというと、復元だけがメインで、なかなか基準も厳しかったのですけれども、復元的整備という項目がつけられて、ある程度推測できるものについては、再現、復元を許すという方向に動いております。もし、これができるのであれば、これにより史跡の観光資源としての価値も高められ、周辺域を含めた開発整備もしやすくなると思いますが、町としてのお考えを伺います。

最後3つ目です。これまで徳田小学校等の行事や徳丹城春まつりの際は、史跡の一部を駐車場として使用許可いただいております。本筋では、ちょっとなかなか難しい部分があるのですけれども、お借りしておりました。しかし、このたびの整備事業等により、遺跡保存の観点から今後使用できなくなるのではという地域の方々の声もございます。今後の史跡としての将来を考えると、駐車場の確保というのは不可欠と考えます。町としてのお考え。

以上3つについてご質問いたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 1番、藤原信悦議員の史跡徳丹城の復元整備並びに史跡公園としての今後の在り方についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、現在史跡徳丹城跡においては、第2次史跡整備基本設計に基づき、令和2年度から5か年計画で、外郭の西のほうの北半分地区の整備を実施しております。今回の整備についてですが、今まで未整備となっていた国道4号の西側を含むエリアを整地し、芝張り等を行うことにより、当時の低位段丘等の地形を再現することとしております。また、井戸跡におけるレプリカの設置や工房跡などの遺構の平面表示、そして並びに西の門から政庁に向かって通っておりました東西道路を復元することとしております。これらの整備により当時の様子を現地で体感できるようになるとともに、町民の憩いの場となる史跡公園として大きく生まれ変わる事となります。

2点目についてですが、政庁をはじめとした重要な構築物の復元につきましては、それぞれの構築物の構造等についての資料が十分にそろわないため、当時の内容で復元することは

難しい状況となっておりますが、史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準においては、学術的な調査を尽くしても、資料が十分にそろわない場合は、多角的に検証して再現するといった復元的整備についても定義されていることから、これまでの調査結果に基づき検証を行ってまいります。

3点目についてですが、徳田小学校の行事等の際に、駐車場が不足している状況であることは、町としても理解しております。しかしながら、文化財保護法の規定により、史跡の保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化庁長官の許可を受けなければならないとされており、小学校のための駐車場の設置は、史跡を管理運営する上で必要なものではないと判断されるため、許可を受けることは難しい状況となっております。このことから、現在購入交渉中であります史跡指定区域外の矢巾町歴史民俗資料館に隣接する土地をはじめ引き続き駐車場用地を確保できるように進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 再質問として1つ目です。今回実施の北側区域の整備に関することですけれども、その北半分の復元整備は、徳丹城史跡の中でどういう位置づけで行われるのかを1つ。

それから、土地自体、その敷地の中には、昔の田んぼのために用水路が走っています。これはいかように処理されるお考えなのか、それも確認いたします。これが2つ目。

それから、どうしても今回の整備では、芝生、それから草地が多くなります。今後のこれの管理については、どのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。

今回の整備につきましては、徳田小学校前の政庁跡については、既に整備調査済みということで、その西半地区に当たる正門前に係る当時の湿地帯だったと言われておりますが、そこに係る低位段丘を復元するという。それから、当時の植生、それから地形の構造などを復元することによって、当時の城柵の在り方を目に見える形で地形に現して整備したいということで整備するという位置づけでやらせていただいているものでございます。

2点目でございます。ご指摘のとおり、従前の用排水路が今回の整備地区の真ん中にも走っております。これは、やはり憩いの場と、それから皆さんが集まれるような公園的な利用

をするに当たっては、やっぱり段差があって転んでしまったり、あるいは暗くなってしまっ
てからであると、歩行するにも危険な状態というように、確かにおっしゃるとおりでござい
ますので、今回の整備期間、令和2年から令和6年の間に、今回の整備計画には入っていな
かったわけですが、変更して西側のほうに一回水路を切って、水路を1本にまとめるか、あ
るいは令和6年以降に新たな水路の方向に切り直すかというのは、ちょっと検討させていた
だきたいというふうに考えております。いずれ安全に皆さんが集まれるような公園整備、そ
れから史跡公園跡というふうに整備してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、3点目でございます。芝生の管理、整備でございますが、現在は地元地区の皆
様にもご協力いただきまして環境整備していただいております。今年度ですが、町におい
ても、大型の芝刈り機を買ってございますので、新たな地元の皆様の有志の方がいらっしや
れば、そういった皆様のご協力もいただきながら芝の管理もさせていただきたいと思っ
ておりますし、当然町の職員においても、当課においてもしっかり芝の管理はさせていただき
たいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 史跡の復元整備については、ご検討いただけるということですので、
大変期待をさせていただきます。もう既に50年たっておりますし、あの地区からは48世帯く
らい立ち退きをしておりますので、地元としては強く望むところでございます。

関連しましてですけれども、その復元というのはなかなか時間がかかると思うのです。こ
れは1つの提案なのですけれども、このたび私御所野遺跡にも行ってきたのです。世界遺産
を目指しておりますので、それでどういう展示方法をとっているのか確認してきました。博
物館があることは、これは事実でございます。そこでお見せします。そして、その奥に皆さ
んが写真等で見る竪穴式住居があるのです。ところが、それが実際行ってみると、ぽつぽつ
ぽつとしかないのです。ただ、そこのエリアは全部で800といいましたか、時代を超えて800ぐ
らいの世帯があったような格好なそうです。それではやっぱり足りないということなのでし
ょう、タブレットを使って、その場所に行くと、そのタブレットでイメージ画像が出て、案
内が出る仕組みを今作っているそうです。それを博物館長の高田さんという方に、たまたま
会って話を聞く機会がありましたので、そういうふうにしますよと、平面表示もいいのだけ
れども、もし復元が難しければ、そういう方法もあるよというアドバイスもいただいてきま

したので、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。

ご質問の趣旨、私もそのとおりだと思います。やはり現地に赴いて、実際に肌で感じることというのが一番大切だというふうに考えております。実は今回の第2次整備の際にも、整備地区にございました正門の復元というようなお話も史跡徳丹城跡整備活用指導委員会の中の委員の皆様の中のお話でもあったそうです、実は。あそこはちょうど湿地帯ということで、その下に埋もれている、埋蔵されているものが木とか、そのまま残っているということで、歴史民俗資料館の中にもその当時の正門の丸柱の一端が保存されて展示されておりますが、直径40センチの丸柱ということで、すごい正門が建っていたのだなということも肌で感じることができます。そういったものを現地の史跡跡に建てたいなという意見も確かにございましたが、実際にそのような建物を建てると、やっぱり1億円以上はかかるということで、そういったものもありまして、今回整備計画には盛り込めなかったという事情もございました。建てた後のやはり維持管理もありますし、それを永久に保管するためのいろんな技術も必要だということで、ちょっと今回は断念したということもご了承いただきたいというふうに、ちょっとずれましたが、そういったこともございました。

今回ご指摘のとおり、やっぱりその場所に行って、本当にこの史跡がすばらしいのだなと感じるためには、そういった現地で感じられるものが必要だということで、ご指摘のとおり、例えばARとか、あるいはQRコードで電子媒体で現地でそれを読み取ると、こういったのがあったのだなという画像で見られるような、そういったものも検討しなければならないのかなということで、そういった国の補助金も実はございます、2分の1で。そういったものもありますので、そういったものも活用しながら今後どのような形がいいのかということで検討させていただいて現実化できるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 史跡と併せましてもう1件、建物の関係で確認したいのですけれども、歴史民俗資料館の展示室って40.5坪ぐらいしかないのです。ですから、この狭いスペースに徳丹城史跡から出るものもあるし、ほかの以前にも質問しました蝦夷森古墳群のものも

あるし、いろんなものがあるので、展示しているというよりは、何か物不足に並べている感じなのです。建物を建て替えるのは大変だと思いますけれども、ほかの空間を潰すとか何かいろいろ見せるという、そういう展示の方法なりができれば、本当は建て替えてほしいのですけれども、そういうのがひとつありますし、佐々木家曲家も人が住んでおりませんので、茅はどんどん腐っております。やっぱりあそこはあそこなりの活用の仕方、語り部を入れて、昔の話をさせるとか、何かちょっとした昔の小物を作ったりとか、草履を作ったりとか、そういう勉強する場の活用ももう少し既存の施設を活用することも考えていただきたいのですが、お考えはいかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。

歴史民俗資料館の展示の仕方、内容については、ご指摘のとおりしっかりと受けて、改善できるものについては改善させていただきたいと思っております。

蛇足ですが、今月から補正予算に計上させていただいておりますけれども、資料館、トイレなんかもまだ和式のトイレなわけです。来館者にもご不便をかけていましたので、ご議決いただきましたならば、そういった改修もさせていただくと。それから、佐々木家曲家につきましても、やっぱり昔の建物だからしょうがないのだと言われることもありますが、展示物が見られないくらいの暗さだということで、やっぱり構造だとか展示されているものとか、説明資料が見えるくらいのしっかりした照明を今回設置したいということで整備したいというふうに考えてございますので、たくさんの方々が資料館と曲家に来ていただいて歴史を感じていただけるように工夫させていただきたいと思っております。

それから、曲家のほうでは、文化スポーツ課の実施事業として様々な事業も今年実施させていただいておりますが、さらに場所をただの展示物にすることではなくて、実際に活用して、泊まることはちょっと難しいかもしれませんが、様々な方々に来ていただけるような事業を展開させていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 最後になります。駐車場用地の確保、以前からお話出ておりますけれども、大変失礼ですけれども、見通し的にはいかがなものでしょうかということと、駐車場のスペースだけではなくて、何かほかの使い道もあると思うのですけれども、そのことに

ついでに活用なんていうのは、ある程度固まっていらっしゃるのでしょうか、質問でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えしますが、この駐車場用地については、今まさに構想中で、それでいわゆる徳丹城史跡の用地買収とまた違うわけでございますので、そしてたまたま今所有なされている方が津志田の方でございますして、私も知っておる方でございますして、今あまり大きい声では言えないのですが、当たり前前の価格では、なかなか買えないので、何とか勉強してほしいということで、今水面下で価格交渉をさせていただいております。それが正直なところでございます。そして、相手方もその当時、やはりかなり高く買っておるといようなこともありますので、そういうふうなところの折り合いを見つけ出していきたいと。

それから、もし用地買収がうまく成立したのであればということで、今そのことも踏まえながら、できるのであれば、国土交通省の道の駅に手を挙げるができないかということで、このことについては、今県というか、岩手県の河川国道事務所に今度また行ってきますが、足を運んで道の駅としてお認めしていただくことができないか、今交渉中でございます。そういったことで、これまでよりも一歩なり二歩前進しておる状況ですので、地域の皆さん方にも本当によかったなという報告ができるように今一生懸命頑張っておるところでございますので、ご理解をさせていただきたいと。

それから、先ほど午前中の廣田清実議員の西部地域の活性化、そして徳丹城も、やはりあそこの場所で医大また大学のキャンパスなり附属病院が来たことによって、やっぱりあそこの場所も皆さんの憩える場所として使っていただくことが私は非常に大事なことだと思います。そして、あそこに行ってみたいなど、春夏秋冬の花とか、今そういうふうなものも芝も張って春夏秋冬の花を植えたり、そして皆さんが喜んで集える場所にしていきたいということで、今日藤原信悦議員のご質問にもあったのですが、もう国指定の史跡を受けてから半世紀たっているわけです。これまで遅々として進まなかったのですが、これまで地域の皆さんに用地を提供していただいた方々が、俺たちが元気なうちに復元を含めたいろんな整備を考えてもらいたいというお話もいただいているということもお聞きしておりますので、ここでしっかり足元を見つめてやっていきたいと。

だから、埋文の保存もそうですが、これからあそこの埋文、新たな文化財として整備させていただくようなことをこれから文化庁としっかり協議していきたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） それでは、2問目でございます。収束の見えない新型コロナウイルス禍での町の商工業支援対策についてお尋ねいたします。

11月に入り、ご存じのとおり新型コロナウイルスの感染は拡大しております。収束は、さらに先送りになっております。現在進められております国、県、町も一部ありますが、緊急経済対策は、おおむね令和2年度で終了をし、その後については、話はありますけれども、具体化はまだしておりません。しかし、今後とも何らかの支援がなければ、緊急経済対策を頼りに事業や雇用を継続してきた商工業者も廃業という選択をしなければならない局面になると思います。

東京商工リサーチのちょっとデータが古いのですけれども、10月のデータでしたから9月ですが、新型コロナウイルスに関するアンケートを実施しておりまして、回答数は1万3,085ですけれども、9月の売上高が前年同月を割り込んだ中小企業は80.2%。4月以降6か月連続で8割ダウンです。そして、資金繰りも厳しく、資金繰り支援策の利用率は、9月で57.9、これもずっと継続していたわけでございます。支援があつてどうにかやり繰りができているというのが現状でございました。

また、雇用問題が絡みますので、総務省統計局の労働力調査を見ますと、4月の完全失業率は2.4%でしたけれども、その後徐々に増加しまして、8月、9月、これは9月末時点ですけれども、8月、9月で3.0、過去のリーマンショックの5.5には達しておりませんが、このコロナ禍第3波が入っておりますので、先々については分からない状況となっております。

また、事業者の廃止届につきましても、本町におきましては、1月から9月までは、前々年より少ない16件にはとどまっておりますけれども、やはりこれもそういう支援があつてどうにかもっている状況かと思っております。国でも様々な経済対策を行っておりますが、現段階におきまして、町の支援対策、先々も含めて何かお考えか伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 収束の見えない新型コロナウイルス禍での町の商工業支援対策についてのご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商工業者に対して、町では国や県による資金繰り支援や給付金、設備投資及び販路拡大に対する支援策に上乘せをするなど、さらに充実されるべく町単独の支援策を実施しております。具体的には、資金繰りの支援策として県の融資制度の一部において、利子及び保証料の助成を実施しており、11月17日現在39件承認しております。また、事業者の家賃に対する補助として、町単独で追加した業種も含め、11月17日現在で42件実施しており、事業者における持続的経営の強化につなげております。

商工業者に対して助成や給付という支援だけでなく、地域のにぎわいを創出し、地域経済を活性化することで事業者を支援するという目的の下、10月11日に矢幅駅周辺エリアで初めてや市というイベントを開催しました。今年は、コロナ禍でイベントの中止が続いていた影響もあり、約7,000人の方々が来場し、町民及び事業者からもこのような地域一帯でのにぎわいを待ち望んでいたとの声が聞かれました。今後の商工業者の支援策については、情勢を見極めながら事業者からの聞き取りを行いつつ、矢巾町商工会と連携して取り組むほか、雇われる側の労働者の生活及び雇用の安定に向けた相談体制を今まで以上に強化し、国の雇用保険制度や雇用対策を活用しながら、安定した雇用環境を構築できるよう町としても支援をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 事業主、雇用主の方々への支援については、ぜひロードマップを作られて、的確に支援をお願いしたいと思います。それで、先ほどにぎわいづくりのや市の話が出ました。確かに私も行ってみまして、にぎわいがあって、すごくいいなと思いました。ただ、本来はや市以外にもこういうことは幾らでもできると考えております。町の行事として名物行事になるように催事なり、行事なりを捉えて、ぜひ企画、展開していただきたいと思っております。

矢幅駅前、町の顔で入り口なのですけれども、朝夕は混みますけれども、日中は閑散としております。ぜひそれをしていただきたいのですが、そういうお考えはあるのでしょうかお尋ねいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 藤原議員につきましては、や市のほうに実際来ていただきまして、そのほかにもご提言まで承りまして大変ありがとうございます。その際にもいろいろ

と宿題をいただきまして、その解決に向けて今後のや市の開催に向けて、少しでも解消して皆さんににぎわいを持っていただくように努めてまいりたいというふうに思います。

今お話ありました日中閑散としていると、やはりそういったイベントを今後ないかというふうに私質問と捉えましたけれども、今後につきましては、やはりや市という名前が今後定着すれば、それを単発ではなくて、やはり季節に合わせた中で開催していくとか、もしくは材木町のよ市、もしくは神子田の朝市、あのような形でにぎわいを創出できる環境を町としても考えまして、商工会、商工業者と、その辺はタックを組んで、今後コロナに負けないような支援対策をやっていききたいというふうに考えてございます。

また、皆様からもいろいろなご提案ありましたならば、町としてもそれを受け止めまして、いろいろ参考としながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 質問の3つ目は、総合計画策定の意義と評価についてでございます。

総合計画は、将来のまちづくりの枠組みを定めるものであり、町民、行政が共にその内容を理解し、評価し、さらによりよい施策につなげ、町民の暮らしをよりよくしていくものと認識しております。しかし、今回の前期基本計画の評価を見ますと、具体的に何を根拠にその評価となるのか分かりません。本来は、実施計画があれば分かるのですが、示されておられませんので、どのような方法で評価されたのか伺います。

また、2つ目ですけれども、重点施策マネジメントシートを使って評価するというものになっておりましたけれども、いただいた資料には4段階の評語、達成、おおむね達成、それから何かあと2つ、最後は未達なのですけれども、4つの段階で区切られております。コメントには、達成可否の原因、なぜうまくいったのか、なぜうまくいかなかったのかというコメントはありません。次につなげるためにはどうしなければならないかという改善策もありませんでした。目標を上回ったから達成、現状維持で達成度Cとなったというコメントからは、次につながる話はなかなか出てこないと思います。改善策も出ません、真相究明の姿勢も見えませんということでございました。その辺についてどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 総合計画策定の意義と評価についてのご質問にお答えをいたします。

本町の総合計画は、議員のお考えのとおり、住民の皆さんの暮らしをよりよくしていくための施策を推進する指針として策定をしているものであります。現在評価を実施中の第7次総合計画前期基本計画における施策評価に当たっては、個々の事務事業の成果の積み上げではなく、あらかじめ施策の進捗度合いを測るため設定されたまちづくりの指標の進捗をもって当該分野の施策進捗とみなす構成となっております。

評価方法につきましては、岩手県の総合計画に当たる岩手県民計画を参考に、達成から遅れまで4段階の評価基準を設定し、そこに各指標の実績を当てはめて判定した定量評価となっております。

また、達成可否の原因追及や改善策については、総合計画のPDCAサイクルを回していく上でも必要なプロセスであると考えますが、評価段階では、できるだけ客観的なデータを用意し、それを基に多角的な視点から、また観点から議論や検証を行うことが望ましいと考えておりますことから、評価書の中では、必要最小限の補足を除き、個別の施策についての原因や改善策についての考えは記載をしていないところであります。

このような考え方の下、本件に関しては、今後の議会での議論等も踏まえ、計画や事業等に修正などが必要と判断する場合は、随時対応しながらPDCAサイクルを継続してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 今のご回答に対しての質問でございます。なぜ今この話をいろいろと出しているかといいますと、私も知らなかったのですけれども、平成23年8月に地方自治法の一部が改正されまして、それまで義務づけられておりました基本構想、総合計画の一番上部の構想です。これの策定義務の規定が削除されております。基本構想は、まちづくりの基本理念、将来像、まちづくりの基本目標、基本方針を示すものですから、これは総合計画の幹ですから、幹が外れるということは、総合計画はまた別につくらなければならないということでございます。それなのですけれども、なぜか継続してまたつくり続けられていると。それは、なぜなのだろうというのがちょっと私には疑問なのです。

国が基本構想を外した理由をいろいろな資料等を見ますと、結局はこういう理屈になっています。背景としてあるのは、人口が増加して、経済も右肩上がりであるときは、行政は税

収、これは純増しているわけですがけれども、これを政策経費の配分調整をする機能として重視されて、それをするために新規の施策や事業を立案して計画にかけていると、総合計画をつくと。ですから、極端な言い方をすれば、箱物さえ造って、それが造られれば目標は達成なのです。ところが、もうご存じのとおり、矢巾町も平成10年を境にして工業出荷額も小売業の金額も落ちております。ピークは過ぎているのです。世の中はそういう状況になっているということは、人口もそうですけれども、町の経営資源である財源は落ちます。職員の方々にもいろいろな制約が入ってきます。要員であるとか、それからその一方では解決すべき課題、問題は抱えています。1つの問題も表面的な問題ではなくて、本当に深刻な内容になっています。かつては、網羅的な計画でよかったのですけれども、今求められるのは、選択と集中、限られた人、物、金を何にかけるか、これを集中してやらないと、課題はいつまでも先送りになるということと私は理解しております。この辺の考え方についてはいかがでしょうか、お考えをお尋ねいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 議員ご指摘のとおり、以前は地方自治法改正前は、2条第4項で基本構想が議会の議決、総則による議決ということになっておりました。そのほか議会の議決はご承知のとおり96条の議決の事件があるわけで、改正法前は2つの議会の議決事件があったということになります。それが議員ご指摘のとおり平成23年の改正でなくなって、本議会においては、96条の2の規定をもちまして、その後もつくって、町のグランドデザインを示していくという方向でこの考え方、総合計画があるものと認識しているところでございます。

まさに地方分権そのものの議論だと思うのですけれども、そうした中で選択と集中というのも当然のことだと思います。そうした中で今回出した評価の中がAからBというものが非常に分かりにくい、そして何が原因なのかというものがこれでは追跡できないのではないかとということにつきましては、全くそのとおりだと思います。こちら答弁で申し上げましたように、岩手県民計画になぞらえて作ったものとなっておりますけれども、こちらのほうは行政評価と言われる、いわゆる概念で行ったものでございまして、それは業績のチェックだとか、達成度、そういったもののみを記載して、そこを見るという方法でございまして。

一方、議員ご指摘のものにつきましては、俗に言う、いわゆるニューパブリックマネジメント、民間的経営手法をもちまして選択と集中をいかに考えていくのかということだと今お話を聞いていて認識しております。まさに、私もそのとおりだと思っております。

私ども先般山崎議員のご質問に対しまして、重点施策マネジメントシートの活用ということについて、私どももそれに向かって取組を進めているところでございます。そういった意味で、今行われているのは、行政評価、事務事業評価と言われるところでございまして、その上に施策評価と政策評価といったものを乗っけていかなければいけないと思っております。そういう意味では、まだそこに至っていないというのが現状でございまして、まず全てを事務事業評価の中で見て、そしてその中から選択と集中というものを議員ご指摘のとおり考えていきたいと思っておりますので、まさに評価は政策の質を高めていくということでは考え方は一致していると思います。まだ至っていない部分については、ちょっとスピード感を持って対応していきたいとは思いますが、そういう考えで進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） それでは、政策というか、計画の中でちょっと立て方に疑問がある部分がありますので、質問させていただきます。

総合計画、今までは8年、前期、後期合わせて8年です。世の中がどんどん変化している中で、当然立てた計画というのは、対象にならなくなる可能性もあるし、新たに付加されるものもあるわけです。8年の間をかけたって、中身入れ替わるわけです。だから、普通企業であれば、中長期計画というのは長くても5年です、3年から5年。なぜか、世の中が変わるからです。会社の要件も変わるからです。だから、やっぱり先ほど吉岡課長さんおっしゃったようにスピードなのです。選択と集中とスピード、プラスして、これをやはりしなければならぬのではないかと考えております。

もう一つ気になるのは、評価の期間の問題です。いろんな資料を集めて、それで多角的に、いつやるのですか。8年後ですか、4年後ですか、1年後ですか。これもやはり精査しないと、もう終わってしまった話を精査してどうするのですかと、変えようがない話になってどうするのですかということになるかと思っております。その辺について、ちょっと設計の仕方についてお尋ねいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

まず、計画期間が長いのではないかというようなお話だと思います。以前はこちら5年、

5年の10年という形であったものが4年、4年の8年になったというようなことと認識しておりますが、役所の長期計画の中での最も地方分権の中で議論の中で即さないと言われていたのが、基本構想を立て、そしてそれを5年、5年あるいは6年、6年、12年という場合がありますけれども、そうした長期の中で、では実際何が求められているのかというものをなかなかグランドデザインとして示していくことができないのではないかとというのが当時の文献の中の議論でありました。まさしく議員ご指摘のところもそこだと思います。

そういった意味では、この4年、4年の計画のとり方というものは、短くなったとはいえ、社会の反映を十分にできるかという、決してそうではないと思います。しかしながら、この枠組みでつくるとすれば、この中での評価のスピードというものをもっと上げていかなければいけないのかなと思っています。今の現状では、1年間実施をし、そして半年後に議会で評価をいただきというような形になっていると、実際4年半の計画期間のうち実施から評価までのワンサイクルが1年半経過していることになります。そういった中では、なかなか難しいなと思っていますので、そこはもう少し時間をかけさせていただきたいところがございます。十分に評価が評価のための仕事にならないように、そして日常業務の中で自然に見直す短いサイクルができるように、こうした2つの流れを併せ持った形で作り込まなければ、それ自体が仕事になってしまいますと、限りある資源の中で有効な仕事が、もう本末転倒になってしまいますので、まさしくご指摘のとおりだと思いますので、できるだけその評価のサイクルを短くするという視点で今後取り組んでまいりたいと思います。

それに合わせて評価の期間というのを同じような考え方になろうかと思っています。できるだけ事務事業の見直しといったものは、短期のサイクルで行えるように、組織の中で見直しのシートを作っておりますので、そういうものに関しては、使うところは1か月に1回それを使って評価をして見直そうとかと言っているところもあります。一方では、1年後に言われたときにやらなければいけないというときには、実際こういうのが現状であります。それを実際の道具として使えるような組織風土に持っていけるような取組も併せてしていかなければならないと思いますので、評価期間につきましては、そうした事務事業の見直しも含めた上で全体像を設計していきたいと思っています。悠長に構えてたくさん時間をくださいと言っているわけではございませんので、できるだけこちらにもスピード感を持って対応させていただきたいと思っています。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） ぜひそのようにしていただきたいと思います。再三、前回のときもP D C Aサイクルの話をしましたけれども、P D C Aサイクル、これは改善手法なのですけれども、これをうまく回しているのが、皆さんご存じのトヨタ生産方式です。私も会社で3年間、これに携わってきましたけれども、このときにみんなに言うのは、Pがあって、Dをした瞬間にCとAは並行するのです。とにかくやりながら改善するのです。トヨタの改善方式はそうです。ですから、見える化とか、あんどん、看板方式というものもありますけれども、これも同じ流れです。1つのラインは1つの工程として見えています。そこで誰かが組み立てが失敗した、ランプを点灯する、みんなそこに集まる、これはどうしてそうなったのと、なぜを繰り返しながら原因追及して、その場で即対応策を立てるのです。先ほどスピード感と言いましたけれども、P D C Aサイクルを回されるのであれば、ぜひスピード感は欠かされないものですので、ぜひこれはちょっと意見ですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、藤原信悦議員の私、今日の3番目最後の質問の総合計画策定の意義と、それから評価について、逆に宿題を出されたような思いをしておるのです。それで、地方自治法に基本構想とか、総合計画のお話があったのですが、これまでは私ども行政は、護送船団方式で、そして夢を語って、それを8年とか10年のスパンでやってきたのがこれまでのやり方だったのです。まさに今回の議員さん方からのご質問の中にもいろいろ出ている、その中にも昨日長谷川和男議員さんの施設整備のことも含めた在り方も出されて、そして私は今職員には、朝令暮改型だと、朝に命令出して、またもうすぐ変わっていると。ところが、今1年は、昔の10年に値するから、めまぐるしくもうどんどん、どんどん状況が変わってきているのです。

だから、今日も私にすれば、忸怩たるものがあるのは、もっと早くスピード感を持ってやれないのかと。そして、評価は、私らがやるのではなく、町民の皆さんにやっていただくと。そして、計画とか、策定とか。意義なり、評価は、これはもう小学校の高学年の児童の皆さんでも分かるような形にしていかなければ、誰からも理解してもらえないのだと。

今うちの吉岡課長が、フューチャーデザインとか、いろんなことを言っているのですが、今日その答弁があるのかなと思っただけだったので、私が代わりに、このフューチャーデザ

インというのは、先取りなのです。将来こういうことが考えられると。だから、今の立ち位置でいいのかということなのです。だから、もう質問にもあった次の世代につけは残すことはできないのだと、そういうことなのです。

だから、私は、総合計画の意義と評価については、やっぱり私ども職員180人が一人一人みんなどうこれからの町政運営をやるべきか、その町民の皆さんの目線に立ったまちづくりをどうしていくか、これをしっかりしたものを持って、ポリシーを持っていかなければ、これからの計画は。

そして、計画があれば、必ず実行、実行すれば、よかった、悪かったというのは必ずあるわけです。それをきちんとサイクルを回してやっていくのは、8年であろうが、10年であろうが、1年であろうが、だから職員のやっぱり意識を変えていかなければならない。そして、スピード感を持って。そしてもう一つは、町民の皆さん、今ワークショップやっているのですが、町民の皆さんが今何を考えているのか、何を求めているのか、そういうことをしっかり受け止めていかなければならない。だから、私は今町民懇談会もちょっと中座しているのですが、あれをもうちょっと変えていきたいと。もうちょっとそしていろんな形にして、それを見える化していくことを考えていきたいなど。

だから、今日のご質問の中で総合計画の意義、評価、冒頭申し上げたように、私どもに出された宿題だと思いますので、これはもう一度職員間でしっかり勉強させていただいて、早く結論を出して、これからよそのまねごとではない、矢巾町は矢巾町らしい町政、そういう運営をできるようにしていきたいと。そのためには、やっぱりコミュニティデザイン、コミュニティがしっかりしなければ駄目だと。そのために企画財政課には、そういったコミュニティ組織の担当係も設けたわけでございますので、そしてこれからいづれ町民の皆さん方と膝を交え、胸襟を開いて、しっかり計画に取り組んでいきたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で1番、藤原信悦議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは、ここでおおむね1時間が経過しましたので、暫時休憩をいたします。

再開を午後2時15分、14時15分といたします。

午後 2時05分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

4番、谷上知子議員。

1問目の質問を許します。

（4番 谷上知子議員 登壇）

○4番（谷上知子議員） 4番、令和やはば、谷上知子でございます。通告に従いまして以下質問いたします。

1番、子育て世代、若い世代が魅力を感じる観光活動とまちづくりについて。

第7次総合計画前期基本方針にある観光のまちづくりの成果と若い人たちや子育て世代が魅力を感じる観光のまちづくりについて伺います。

①本町で開催されるイベントの集客数の集計方法と特産品開発の計画について伺います。

②西部自然公園の一角で淡水魚の養殖の計画はないか伺います。

③徳丹城跡及びその周辺に遊園地や博物館の要素を加味し、子育て世代にとっても、大人にとっても魅力のある公園になるよう設計してはどうか伺います。

④若い世代が芸術、芸能の多様なパフォーマンスが発表でき、さらに相談機能も備えた青少年活動交流センターの設置の考えがないか伺います。

⑤プロバスケットボールチームの練習場貸出しにより、期待できる観光効果について伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 4番、谷上知子議員の子育て世代、若い世代が魅力を感じる観光活動とまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、各種イベントの開催や観光スポットでの集客数の確認は、来場者を目視でカウントする方法や一定の面積内での人数カウントから割り出す方法など、イベントの規模に合わせて算出しております。また、この集客数については、県及び広域市町村で共有し、広域的な観光の各種施策や協議会負担金の算出根拠となるものであります。

また、特産品の開発の計画については、昨年度開発を手がけたキクラゲ佃煮と野菜だしの商品化が進行中であり、町内外の販売店でテストマーケティング、いわゆる試供をさせてい

ただいております。そして、食品成分検査を実施しております。今後も特産品開発事業補助金の活用など、町内外の事業者へのPRに取り組み、特産品開発の推進と支援に努めてまいります。

2点目についてですが、以前に温泉水を活用した魚の養殖について事業者から提案がありましたが、実現には至りませんでした。一方、淡水魚に関する事業としては、昨年度岩手医科大学付近の岩崎川河川敷においてサケの稚魚の放流事業を実施しております。近い将来サケが遡上する川として観光PRにもつながるスポットとなるよう、継続して事業に取り組んでまいります。

3点目についてですが、徳丹城跡につきましては、史跡公園という性質上、遊園地的な整備については、その目的に合致しないことから、難しいものと考えております。しかしながら、令和2年度から5か年計画で進めている整備において、管理用道路を兼ねた遊歩道や休憩施設の設置並びに緑化などを進めることにより、老若男女問わず楽しめる憩いの場として生まれ変わり、子育て世代に対しての魅力のある公園として機能するものと考えております。また、隣接する矢巾町歴史民俗資料館においては、徳丹城跡の出土品も展示されていることから、今まで以上に連携を強化し、事業を進めていきたいと考えております。

4点目についてですが、議員ご指摘のとおり、青少年の積極的な社会参画を促したり、相談したりする場所は、青少年の健全な育成に寄与するものと考えております。町では、青少年活動交流センターを新たに設置する考えはありませんが、地域住民の交流や学習場所であります公民館など、既存の公共施設の活用や役場に既にある各種窓口を充実させるとともに、岩手県青少年活動センターの利用を周知するなどの対応をしてまいりたいと考えております。

5点目についてですが、プロバスケットボールの練習場貸出しによる観光効果について、現時点で直接的な効果は見込んでおりませんが、選手が練習場とすることや児童生徒を対象としたバスケットボール教室を行うことで交流人口が増加し、近隣の飲食店などの利用が増加するものと考えております。

また、観光以外にも地元中学生の部活指導による教育的効果や地域にプロスポーツがあるという社会的、心理的な効果が期待されるほか、将来的にはふるさと納税の返礼品提供や町とタイアップしたスポーツイベントの開催なども検討できるものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

- 4番（谷上知子議員） イベントについてですが、今まであったベーシックな矢巾町のお祭りとか、全てに関わると焦点がぼけますので、ひまわり畑に特化して何点かご質問いたします。

経済的効果に結びつかない、第7次総合計画の反省に書いてあります。ずっとそういうものが流れております。それで、来場者数2万5,000人とずっと毎年出ておりますけれども、この数え方は、先ほどお答えしていただいた来場者を目視でカウントする、一定の面積での人数カウント、これにひまわり畑が開催されている間の日数を掛けた数なのでしょうかお伺いします。

- 議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

- 産業観光課長（佐藤健一君） 議員お見込みのとおりでございます。

- 議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

- 4番（谷上知子議員） 経済効果を上げるには、やはり市場調査が必要かと思われま。それで、新しくプランを考えたり、イベントの内容を作成するに当たっては、現在ある来場者の属性を含めて、男性、女性、年齢別、それから曜日とか時間とか、そういったものをきちんと調べないと、次の段階で、ではどういうイベントをしたらいいのか、何曜日の何時頃はこういうものを売ったらいいのか、そういったことが出てこないような気がするのです。それで、やっぱり何か町主催のイベントは、何となく税金でやるので、もうからなくてもいいとか、そういうことではなくて、極端な話ですけども、やっぱり1円でも収益を上げるといふような方法にしていかないと、町民は実を望みますので、とってきれいだっただけでも、あのヒマワリの種食べるのかとか、油にするのと、こう聞かれます。いや、そんなことないよ、あれを見てとても気持ちよかったですでしょう、それが狙いだと思うよと言いつつ、やっぱりお金を少しもうけたいなど、私自身は思うのであります。

マーケティングの方法として、市場調査の方法として細分化、標的化、立ち位置の明確化、SPBと呼ぶそうですけれども、その後にPDCAとか、SOWT分析、これが来ると書いてあります。ぜひこういうものを毎年、毎年やる必要はないと思いますけれども、1回でもきっちり調べて、そして次につながる計画を立て、幾らかでも町にお金が下りるよう、さらにイベントをするときに、ここで出たお金は幾らか、幾らかというのは失礼ですけども、得た収益は、例えば慈善活動に使うのだよとか、それからどこどこ地域のこれを建てようと

か、町の、例えば文化財のこれを建てようとか、そういう目的を持って行くと、やっぱり町の人たちは、ちょっとぐらいお金、寄附出しても何とかしたいよねという人も中にはおりますので、そういった気運が高まることによって、さらにひまわり畑、そのほかのイベントも活性化するのではないかなと思います。そこで、この市場調査、それについてお伺いしたい。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 非常に痛いご指摘ということで、うちのほうでもひまわりパーク、何も金を生み出さないのではないかということで、非常にうちのほうでも憂慮してございまして、来年度はキッチンカーを呼んだりとか、周りに屋台を置くとか、何かそういったもので幾らかでも地元にお金を落としてもらって、なおかつ誘客に広がってくれるような施策をただいま検討中でございます。

もちろん今お話ありました市場調査、こちらもしながら進めてまいりたいと思いますので、いろいろとまたご指導ありましたらばよろしくお伺いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 特産品開発のことについてお伺いします。今現在あるものも私好きでちょっと買う機会があれば、食べております。昨年度はだし、それも使ってみないかと言われて、自分で使ってみて、とても使いやすいし、だしも出て、近所の人に振る舞っても、おいしいけれども、どこで売っているのという答えが返ってきましたけれども、よくご努力されているなと思います。

さらに、それに付け加えて、今若い人たちが言うジャンクフードというのですか、ひまわり畑ならひまわり畑の間だけ食べる軽い食品、例えば矢巾ジェラードとか、それから矢巾チップスとか、ジャガイモとズッキーニとリンゴなんか入ったのを混ぜて、季節限定で売る、そういったものもあってもいいのではないかなというふうに思います。そして、そのネーミングですが、特産品のネーミングですが、私が産業建設常任委員の一員として行かせていただきました石川県、富山県の町で最初に行ったところだったと記憶しておりますけれども、何だか座ったらお茶と何だか、サツマイモだえかなと思って、じっとそればかり見て、説明も半分ずつ、食べ物もじっと見たら、梅昭議員にころ柿って書いてあるよというから、えっ、これがころ柿なのと思って衝撃を受けました。サツマイモのような感じなのです。ところが、岩手県の三陸町にあるころ柿は、くるくるっとむいて、本当に見た感じからころっ

としています。全くあれと形態が別なのです。本当にサツマイモにへたをつけたような感じで。何でこれがころ柿なのかなと思って、私も最後は質問しようと思って、どうしてこれをころ柿って言うのですかと言ったら、柿が干し柿になるまでに中が柔らかくなるように転がすのだそうです。そうすると、柔らかくなって、どうしてもサツマイモのように細くなってしわしわになると。てっきりサツマイモだと思っていたのですが、そういうふうにもそれでもすごく昔からある特産品として非常に高価なお金で売れていると。こういったことで、品物には、やっぱりネーミングというのがすごく大事なのだなということも思いましたし、ただ見た目だけではなく、その製造過程の手法によってころ柿というのが一般化するのだなということに驚きを感じて帰ってきましたけれども、そういったネーミングについても、これからさらに工夫してつけたらどうかということと。

もう一つは、やっぱりこれから矢巾町は、いろんな意味で矢巾町っていいねと、医大も来ているし、人もどんどん増えているでしょうということから、ううんと言って、私も言葉に詰まるのですが、誰か東京のほうからお友達が来ても、どうなの、矢巾町って。すごいいいところだよと言っても、いざ、ではどこに連れていくかということ、なかつたりするのですが、これからどんどんやっぱり矢巾町というものを全国にも、岩手県はもちろんのこと、発信するためにも、まず私たちがひまわり畑の時期にヒマワリの花のついた洋服を着て、それから町長さんたちも着て、ヒマワリ議会というようなものを提案したいなと思っています。そうすることによって庁舎も、そのときだけかもしれないませんが、明るくなるし、本当に観光に力を入れているのだなと、そういうふうな感じでもよろしいのではないのでしょうか。この軽食品ネーミング、ヒマワリ議会についてご質問いたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） まさしくネーミング、これは人を引きつける何者でもないかというふうに考えてございます。頭の固い役場職員ではなかなかネーミングを考えろと言っても、ちょっと難しいところはありますので、もちろん考えることが一番脳の活性化につながりますから、いいことなのですけれども、今度は、今食品関係のアドバイザーというものを今度新年度からお願いする予定でございまして、そういった方からこういったネーミングも含めて特産品開発については考えていきたいというふうに考えてございます。

ヒマワリ議会につきましては、直接産業観光課が関わるものではないのですが、やはりこれも観光の呼び水の一つとして議会等に提案をしていきたいというふうに考えてございます。よろしくお願いたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、いずれ谷上知子議員のご質問は、的を射られたご質問で、まさにそのとおりなのです。だから、ただヒマワリ議会のお話は、町の花がユリの花なので、やきもちを焼かないものかどうか。ただ、時期を限定して、例えばこれはもう議会の皆さんとも協議しなければならないことですが、何、9月議会、定例会9月会議をヒマワリ議会にして、そうすると、傍聴する方も増えるかもしれません。そのときに、ヒマワリの花を皆さんにお配りするとか。よく沖縄なんかに着るものにいろんな創意工夫をなされておるので、そういうことも含めて、そのヒマワリの花ひとつでもいろんなメッセージが発信できると思うので、やっぱり今日は。

そして、もうヒマワリからあれなのであれば、油も取れるし、いろんなことに転用もできるのです。一つのことだけではなく、今谷上議員がおっしゃっているのは、一つのことだけではない、それをいろんな波及効果をさせるような取組を考えてみたらどうなのかと。そして、それには名称、ネーミングのこともあるよと。その取組方もあるよと。私らに対していろんな示唆を今いただいていると思うので、このことについては、やはり観光の担当であります佐藤課長のところだけではなく、庁内でちょっと検討させていただきたいなということで、今日はすばらしいご提案をいただいたと思います。感謝申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 議会のほうは、追って議員の皆さん方と相談して進めていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 淡水魚に関する事業についてなのですが、こういう考えは一体なかったのかなと思って、昭和46年の矢巾町の新総合開発計画から第7次総合計画までひもたかせていただきました。最初のほうの3回目までは、やはり5年おきに新総合開発計画というものを立てていますし、第4次からは、第5次、第6次、第7次というふうな名前で総合計画を立てております。それで、まだ私も矢巾町に嫁に来ない頃なのですが、昭和46年の新総合開発計画の中には、フューチャーデザインにあるような煙山ダムの釣り、ハイキング、ボート、展望台、キャンプ場、様々、冬もスキー、スケートとか、カヌーとか、とんでもないほどバラエティに富んだ施策が載っております。それは、56年には特性のある料理の開発ということで、キノコ、魚、畜産物、魚はイワナやヤマメということも記述しております。

それと同時に、ちょっと項目が違うのですけれども、ブナの原生林の保全、それから森林

の保全、水涵性のある森林の保全ということも載っております。森林と河川の水、それからあとは魚、これのつながりは、もちろん森林は、腐葉土を含んだ原生林や広葉樹なんかが多いのですが、根元にまずスポンジのようなものがあって、水が多いときには吸ってためていて、水が少なくなると、ぐっと絞って川に流すと。そこにはプランクトンもある栄養のある水が流れていって、やがて小魚が育つと、こういう流れになっているとよく聞きます。

その実践で有名なのは、気仙沼のカキ養殖をしている畠山さんという人が中心になって取り組んでいるのですが、気仙沼湾の舞根湾というところらしいのですが、赤いさびの水になったときに養殖ができなくなったときに、なぜなのだろうと、北海道大学の先生に相談して、川の水がやっぱり汚れているし、プランクトンが少なくなっているからだよということから始めて、現在はNPOとして岩手県の一関市の室根山の麓に植樹をしているという活動をしております。新総合開発計画には、そういった内容の項目としては載っておりませんが、森林を、原生林の保全を国にお願いするという項目が2回ぐらい載っておりますし、淡水魚もその頃はできるかなと思っていたのではないかなと思っています。

その後、バブルもはじけたり、経済も下がってきたのかどうか分かりませんが、あまり南昌山の麓の西部開発についての詳しい内容は載っていないのですが、サイクリングロードにしる、何にしる、フューチャーデザインを追い越すような内容が非常によく載っているのです。大変私も参考になりました。

それで、過去50年、現在、それからフューチャーデザインまで含めて、それぞれ内容は違うのですが、なぜ川で魚の養殖が実現しなかったか、分かっている範囲でお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 町長の答弁にもありましたとおり、温泉水を活用したということで、矢巾温泉の温泉水とか、いろいろあるわけでございますけれども、ここでは、まずトラフグをやってみたいというような秋田の業者がありまして、一応そういった話が持ちかけられたのですが、いろいろあって実現に至らなかったというふうになってございます。

あとは、弊懸の滝とか、いろんところでニジマスの幼魚を放流したりとか、いろいろ試してはいるのですが、なかなか育たないというか、やはり県内の内水面でなりわいとしてやっているところ、業者を見ていると、やはり湧水、湧き水とか、豊富な水が流れているといったところがやはり多いのかなというふうに考えております。先ほどありました気仙

沼のほうにつきましても、例えばあの辺も住田とか、ああいうふうな山側から来ている水、豊富な水、あとは岩泉なんかでも、やはり山側から来ている水、豊富な水が来たりとか、あと八幡平のほうについては、あそこは分水田とかあって、やはりあの辺も豊富な湧き水なり、水があるということで、そういったやはり環境、そういった育成できる環境があつてのそういった淡水魚を養殖として、なりわいとしてできるのかなというふうに考えてございます。

ただ、そういった環境とは別に、やはり全く考えないわけではなくて、矢巾町も水が全然流れていないわけではなくて、流れておりますし、煙山ダムという貯水もありますし、また岩崎川、そういった周辺の河川もございますので、そういった防災、災害だけで振り回されるのではなくて、生きた川の使い方というものを考えながらこういった養殖についてもいろんな事業者、もしくは皆さんからご提案をいただきまして、うちのほうでも研究をしながらそういった事業につなげられるような方策を考えていきたいと思っておりますので、決して総合計画にだんだんトーンが下がってきて書いていないということで、やらないというわけではなくて、そこはやはり逆に見えないところで私たちは頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、実は、これまでも例えば温泉水を使ってカジカの養殖にも挑戦したこともあるのです、私らの先輩たちが。もうそういった過去にはそういう取組もやってきたのです。そこで、今ブナ林のお話、原生林のお話があつたのですけれども、これもご存じのとおり、南昌山の周辺、ブナ林、もうやっぱり林野庁もいろいろ経営が厳しいということで伐採した時期もあつたのです。だから、私はこれからやっぱり今議会でも言われているセラピーのこととか、森林保護また森林をうまく使った町おこしとか、やっぱり先人、先輩の皆さん方がいろんな創意工夫して、そして取り組みしてきたことをやっぱり継承していかなければならないと。だから、今の時代にマッチングしたものをみんなで見つけ出してやっていきたいと。だから、今お話あつた淡水魚のことでもいいし、森林保護のことでもいいし、また南昌自然公園の中にあるいろんなものを使って、地域おこし、まちおこしをしていくと。

西部地域には、煙山ダムもそうなのですが、いずれいろんな史跡もあります。例えば南昌病院、皆さん分かっていらっしゃるかどうか、南昌病院のすぐ後ろには、五日森と言って、あそこのところ森になっているのです。そこなんかにも和尚さんのそういった、ここで修行してやられたという史跡もあるのです。だから、私らが知らないところでいろんな地域には

宝があるのです。だから、それを先ほどから何回もお話ししておるとおり、掘り起こして進めていきたいということで先輩たちがこういうことを、先人の人たちがこういうことを取り組んでいきたいと、これをもう一回今のあれに合わせた形で検討していきたいということなので、今日いちいち全部お話しするというには大変なので、過去のそうやった計画とかをしっかりと検証しながら今の時代にマッチングした形で見える化を図っていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 文化財の徳丹城跡のことについては、先般藤原信悦議員が詳細にご質問しましたので、1点だけお聞きしたいなと思っております。

徳丹城跡の跡には文化庁の様々な規則があって、様々な建物等にすごい規制があるということは、みんな承知しております。ただ、ちょっと考え方を改めて、文化庁で指定している徳丹城跡よりもぼんぼんと3歩ぐらい離れたところに新しく子どもたちが遊ぶ小動物の公園でも、それから東屋があったりするようなのができないもののでしょうか。

それから、もう一つは、保存記念館の中でなくてはいいいのですが、例えば佐々木家の中に、私もいつも思うのですけれども、矢巾町の近代史、現代史、矢巾町がどうやって発展したかとか、そのときどういう人物がいたとか、それから町の人たちはこういうふうな苦勞をして今があるのだよとか、そういったのももう少し分かりやすく展示することも、いわゆる博物館的なもの、そういうのもあってもいいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。

ご質問、ご指摘のとおり、徳丹城史跡指定地エリア以外であれば、そのような用地を確保して、そのような例えば資料館のような建物を建てるようなことも可能でございます。ただ、大体その西側については、農地でございますので、それなりの手続も必要になってくるということでございます。

それから、佐々木家と、それから資料館の中にそういった矢巾町の歴史といったものについて年表などについても設置することも可能でございます。企画展といった形でそういったものについても今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 青少年の健全育成のことなのですが、全く観光とは及びもつかないような質問でびっくりなされたのではないかと思います。今は生まれた子どもたちや保育園、小学校、中学校あたりまでは、たくさんの法律もあり、様々な支援もあり、本当にこんなにやってもらっていいなと思うぐらいやっただき、さらに提案もすぐ実行に移していただいているのですが、私個人的には、やっぱり思春期から中学校から18歳前、高校生になるまで。それから、青年期、18歳から昔はもっと若かったのではないかと思いますけれども、30歳ぐらいまで。その思春期から青年期までの相談場所とか、そういうものがやっぱりもっとあってもいいのではないかなと。

平成21年に子ども若者育成支援推進法というのができました。そのときに、その内容を見ると、とてもいいなと思いますし、それをやっぱり少しずつ実践していく必要があるのではないかなと思うのです。子どもが小さいときは、何たって親の言うことを聞くから、相談施設に行ってお勉強しようねとか言う、はいはい行くのですが、やっぱり大人になって中学生、それから高校生、社会に一旦出た青年たちで好きな言葉ではないのですが、引き籠もっているような青年たちを相談機能に連れていくということもなかなか難しいですし、大変家族も将来のことにわたって苦労しているのだろうなというふうに思います。

なぜこういうふうなひきこもりとか、そういうのが多くなったかという分析は、就職氷河期を境に、昔であれば学校を出て職場で働きながら先輩に様々な教育をされ、そして大人となって社会の中で活躍していくという期間が割ときっちり決まっていた。ところが、今は、就職氷河期以降は、学校を卒業しても就職先がない、非正規だったり、そのうちの自分の自尊心がどんどんなくなっていく。親のところにて引き籠もっているという状態が多く見られるので、今は40歳ぐらいまでも引き籠もっている方もいるとお聞きします。

そこで、これから人口減少の社会が確実にそこまで来ているのですけれども、どんどん人口を増やす施策も大事ですが、現在いる青少年にやっぱりもう実行のときだと思います。何かやっぱり手だてをする。こちらから行って訪問して、お話を聞く機会も増やしたり、もう最初は顔も見ないと思います。でも、何回か訪れているうちにそっちのほうで聞いていて、あの人は分かってくれそうだなという感覚で少しずつ、少しずつ心を開いてくれると思います。それで歩けるようになったら、ここでは青少年交流センターという何か固い名前をつけてしまったので、自分でもここヤングタウンのほうがいいのかなとか、ヤングシルバーセンターのほうがいいのかなと、いろいろ考えたのですが、青少年交流センターというものがあ

って、先ほども町長さんがおっしゃったように、ファーストスペースでの家庭、セカンドスペースとしての学校や職場、それからサードスペースとしての居場所、若者の居場所、コミュニティができる場所がどこかにあって、そこで自分が今の状態がどうであろうとも、そこに足を運んで、いろんな人の話を聞いたり、それからいろんな人とコミュニケーションをとれるというふうなシチズンシップというのですか、社会との関わりを持つ練習ができるような場所がすごく急がれると思います。

それで、もしそこに可能であれば、やはラヂ！などもサテライトスタジオ化して、今の子どもさんたちは、非常に映像とか、音響とかというのは、物すごく優れていますので、一緒になってやはラヂ！をつくり出すとか、時々参加して、自分がなかなか人とコミュニケーション取れなかったけれども、今こうやって来ているよというようなのをやはラヂ！で放送し、周知、啓蒙するとか、それから同じような苦しみを持った仲間と語り合うとか、そういった先輩のお話を聞くとか、そういった場所が何も立派なのがある必要ないのです。空き家でいいと思います、空き家を改修して。ぜひ今私は何よりも急がれるのではないかなと、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。ご質問の内容が青少年活動交流センターということでしたので、私どものほうで答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、こういった交流センターが町内にあれば、大変いいなと我々も思っております。活動を支える場であったり、それから交流、そういった青少年の交流を支える場、それからいろんな情報を提供する場と。それから、何か困ったときは相談するといった、そういうふうな思いで、そういった総合的に青少年を支えるような活動交流センターがあればいいなというふうに我々も思っています。

公民館がこれらの機能全て担保するかというと、なかなか難しい面もございます。町長答弁でもございましたが、福祉、それから健康長寿課、それから文化スポーツ課、それから関係課一体となって、それぞれの立場でその青少年、何か困ったときは支えられるように、そしてご自宅にひきこもりがあるときは、こちらからアウトリーチというのですか、出向いてご相談するような、そういった体制もしっかり対応させていただければなというふうに考えてございます。

なかなか建物云々というお話になりますと、ちょっと固い話になりまして、厳しい話になりますが、全町を挙げて取り組みたいというふうに考えてございますので、ご理解いただき

ますようよろしく申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきます。答弁するほうにも壁があって、何かそういう答弁で大変恐縮なのですが、いずれ若者、青少年のことについては、おっしゃるとおりなのです。そこで谷上議員がおっしゃっているストーリーのとおりなのです。今私お聞きしていて、もうこれでこのストーリーにのっとなってやれば解決できるのではないかなということ、そこで場所も、例えば町の中心部にあるのであれば、やはぱーくという立派な施設もあるわけですから、新たに青少年のための活動交流センターを設ける必要はないわけです。また、地域であれば、自治公民館もあるわけです。だから、そういったやる気さえあれば、どこの施設を使ってもできるわけです。

だから、今ひきこもりの問題は、矢巾町も大変です、正直なところ。家族の方々、そして親御さんたちにすれば、自分が亡くなった後、ひきこもりの子ども、今社会的な現象で8050問題、80歳の親が50代のひきこもりを心配して、もうこれが社会的な現象になっておるのです。だから、これはいろんな要因があると思うのですが、私ら小さいときは、大家族でみんなで悪いことをすれば、そういうことをしては駄目なのだと、おじいさん、おばあさんもいる、兄弟も兄たちがいるとか、今核家族ですから、そういうところのかゆいところに手が届かないところもあるのですが、ただ今それをここで論じても、解決ができることではないので、このことについては、特にも私はひきこもりのことについては、和田教育長も思いがあると思うので、和田教育長からも答弁させますが、いずれ町長部局だけではなく、教育委員会も一緒になって取り組んでいきたいと思っておりますので、和田教育長からひとつお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長、町長から指名でございます。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） ご指名をいただきましたので、私のほうからも一言お話しさせていただきます。

まず、町長が話をされたように谷上議員さんがおっしゃったストーリー、本当にそのとおりだと思います。ただ、現実問題として、小学校、中学校、その時代からひきこもり、これはいろんな原因があります。家庭の原因もあれば、子ども自身の持っている、その資質もあったりとか、でもそれを小さい頃から矢巾町が町として、そして教育委員会だけではなく、町全体として取り組んでいるということも現実ございます。そういう中で、1日でもいいか

ら学校に、あるいは1日でもいいから担任と話ができるように、そういったところで社会性を身につけて、そして社会とつながっているということで成人を迎えてほしいと。いつでも社会は迎え入れますよということを矢巾町全体がそういう仕組みをつくっていけば、子どもがそのときに行きたいなど、やりたいなど思ったことを支えられる社会をつくっていれば、いつか必ずひきこもりの子どもたちも出てこられるのではないかなと、そう思っています。

ある研修会に出たときに、ひきこもりを40年やっていたお子さんが40代になって、50代になって、ある地区のお祭りに手伝ってくれないかという一言で、それをきっかけにひきこもりから回復したということもあるそうです。いつ、どう回復するか分かりません。私たちは、常に働きかけて、そういう素地をつくっておくというのが、私たちの責任ではないかなと、義務ではないかなと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） ただいまの質問を観光のほうから出すのは、ちょっとどうかと思いますけれども、愛知県の新城市では、条例を設けまして、若者活動条例みたいなものを設けまして、きちっと予算を組んで若者をまちづくりに参画されております。その活動の内容の中に結構これが観光とか、イベントとか、そういったものの項目が多いのです。若者の発想と行動力、これは物すごく観光にこれから役に立つという言い方は失礼ですけれども、資源として認め、私たちはやっぱり応援したいと思いますので、この件に関しましては、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 私のほうから答弁させていただきます。

まず、条例化ということについて、今新城市の例のお話がありました。条例というと、団体意志としてそこにある程度の力がありますので、果たしてそれがいいのか、悪いのかという議論は深めていかなければいけないことと思いますけれども、地域がやはり発展していくということに関しましては、若者がいかにまちづくりに参画してくれるかということだと思います。

一方で、主体的にそうした公的なまちづくりの場面に参画したいという人は限定的であるというのも現実であります。ごく少数の人たちが携われるまちづくりということではなくて、広く促すという意味では、理念条例的なものというものは、ある程度意味があるのかもしれない

ませんが、実効的ではないという側面もあることが指摘されています。そういったことを鑑みますと、こういった議論を深めていく、矢巾町には幸いにしてコミュニティ・スクールをはじめ、そしてそこで地域で若者たち、子どもたちを育てていくという風土が根ざしつありますし、学校も多くあります。私どもといたしましては、まちづくりの中でそうした方々を巻き込みながら、一人でも多くそういった参画してくれるような人たちが増えるようにしていきたいなと思っています。

ひとつ具体策としては、各大学と連携協定を結んでいるのですが、その中でまちづくりに対する提案コンペなんかも実施しながら、若者が主体的な参加できるようなことをまずトライアルでやってみたいと思っています。そうした中で、今後また議論を深めていければいいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 5番のプロバスケットボールの練習場貸出しによるという項目であります。交流人口の増加が、やはり観光というふうな捉え方もできると思います。先ほどから何回も出てきますが、この間のや市に私も参加して、気楽に近所の子どもたちも参加しているのを見て、ああとてもいいことをやってくくださったなと、そういうふうに思っております。イベントの内容について伺います。どういったことを計画していますかということです、プロバスケットチームが来て、矢巾町の観光をメインにしたイベント。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。

観光という位置づけでいきますと、ちょっと私のほうから苦しい答弁になりますが、まず岩手ビッグブルズのプロ専用の練習会場ということで、通常は選手たちの練習会場、トレーニング会場ということになります。それプラス地域の皆様、特にその地域に隣接している自治会の皆様との何かの交流の場、何か行事があったとき自治会と一緒にやりましょうといったような企画は組むということで、それぞれお話も進んでございます。

あと矢巾町のほうと連携いたしまして、例えば何かのスポーツのイベントに対して、体育館で一緒に球技をやってみましょうというようなことも企画する予定にはなっておりますし、あと小学生、中学生の皆さんと一緒にトレーニングの仕方とか、それからスポーツに触れ合うことが楽しいのだよというような体育協会と連携した、そういった活動も計画はし

てございます。

ただ、実際に体育館を使用していただくのが1月以降ということになってございまして、そういったお話も実は先月から詰めさせてはいただいている状況でございます。ただ、こういったコロナ禍の中で岩手ビッグブルズの役員の皆さんも心配されているのですが、中学生、小学生の指導もやりますと。それから、地域の交流もぜひやらせてくださいということではあるのですが、プロの皆さん、公式試合で年間40試合、全国を動きます。そうすると、必ずコロナという問題がひしひしと迫ってまいりまして、プロの選手の皆さん、それから役員の皆さんも2週間に1回、皆さんPCR検査を今受けているそうです。

そういった中で、その地域の皆さんとか、子どもたちをその体育館に来て、全国を回っている選手とか、トレーナーの皆さんと触れ合わせて本当にいいのかということ投げかけられまして、ユースの選手の皆さんも今一緒に中学生とか、高校生、練習しているのですが、必ず親御さんから同意書をとっているそうです。こういった事情で万が一のときはごめんねということですね。同意書をとってまでもということになると、ちょっと厳しい部分もありますので、コロナ禍が落ち着いてからというような表現になると、大変厳しい表現にはなるのですが、ただ体育館の使用、中学生の体育館の使用については、週2回ということで間隔もとって使っていただくことは確実に行いますが、そういったイベントとか、そういった企画ものというものについては、ちょっと慎重に対応させていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 来年度のイベントの関係なのですけれども、今構想として考えているのは、夏まつり、秋まつり、春は徳丹城まつり、冬はスミつけ祭りとおあるわけなのですけれども、秋まつりのほうを会場を駅の西側に予定してございまして、駅の西側ですと、恐らく会場は、ユニバース、サンデー辺りを会場にして、その付近には当然ビッグブルズの練習場である体育館でございますので、その辺ビッグブルズも巻き込んで、まだ正式な要請はしておりませんが、ビッグブルズを巻き込んで何かできないかなというような構想は今出ているところですので、詳細が決まり次第、また皆様のほうにお知らせしながらビッグブルズの関係事業につなげた展開を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、2問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 女性の社会進出についてお伺いします。

行政区や自治会をはじめとする役員に女性の進出が望まれています。役員のみならず手不足解消になり、コミュニティ活動の活性化を進展させる女性の社会活動進出を促すクォータ制を啓蒙させてはどうか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 女性の社会進出についてのご質問にお答えをいたします。

町では、男女がともに尊重し、あらゆる分野で躍動できるまちづくりを目指すため、平成18年度から平成27年度まで田園都市やはば男女共同参画プランを、平成28年度からは、田園都市やはば第2次男女共同参画プランを策定し、各分野別課題について、毎年進捗状況を確認しております。このことにより、固定的な役割分担の意識が少しずつ解消しておりますが、議員ご指摘のとおり、行政区や自治会の役員に女性のなり手が不足しているのは顕著であります。このような状況を改善するため、各自治会等において、女性役員を選出し、地域活動の企画、実践において女性の活躍を推進していくことが効果的であると考えております。

町といたしましては、地域活動への女性の参加促進等について、引き続き取り組むとともに、クォータ制を含めた女性の社会進出に関する啓発を行い、岩手県男女共同参画サポーターの町内受講者の増加を目指し、サポーターから地域に男女共同参画の必要性を共有していただくことや町ホームページ等を活用した情報発信などに努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） あまり男女共同参画は、今一般的になってきましたけれども、このクォータ制というのは、ちょっと踏み込んだ内容で、私自身も勉強させていただきましたが、非常に幅広く活用できる制度であります。適用範囲が広い考え方で、ダイバーシティの仕組みとして取り入れることができるのではないかなと思います。

例えば少数弱者と言われる性的マイノリティとか、障がいのある方とか、それから人種、民俗、こういった方々も参加できるための幅広い制度であるということを考えたときに、今女性を特化して出しましたけれども、行く行くは、やはりいろんな人の形があって、いろんな人の生き方を自治会、それから行政区等に反映できるような制度をつくっていかねば、

少子高齢化はもちろんのこと、世界やアジアに通用するような矢巾町になってほしいと思いますので、ぜひこれを啓蒙して、勉強する機会なども設けて、誰もが楽しく、幸せに生きられるのだということを自治会活動を通じて発信できるような仕組みをお願いしたいと思います。

それで、ではどういうふうにして啓蒙すればいいのかなということなのですが、朝日新聞の11月5日の欄に経済界のことなのですが、なかなか女性の3割を経営者にすることが実現できないから、もう数値化して、30年までには3割にするように強く求めるという記事もありましたけれども、でも、そう言いながら、なかなか実現しておりませんが、やっぱりここは行政も先頭に立って、女性のクオータ制、それからそのほかの少数民族等のクオータ制についても啓蒙するようにお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。

クオータ制については、私も議員からご質問ございましたので、勉強させていただきました。何かクオータ制というと、4分の1を定数を女性にすればいいのという単純な発想になるのですが、そうではないと。ある一定数についての理解を求めて男女ともに働きやすい社会をつくるのだよということで、ある程度の定数を必ずそうしなさいというわけではないという理念のようです。

ご指摘でもあったとおり、クオータ制は何かノルウェーでそういった考え方が生まれたということで、2020年度までに国会議員や民間企業の管理職を30%以上にするというのを目標に実際に掲げてやっている国もあるということで、日本でもそのようになっていくのかなというふうに考えてございます。

町長答弁でもございましたとおり、矢巾町では、田園都市やはば第2次男女共同参画プランというものがございまして、こちら各課から男女共同参画に基づく様々な実務上の事業についてまとめていたものでございます。具体的な目標といたしましては、男女共同参画の理解促進をしましょうとか、あるいは男女の様々な分野への参画プランの推進をしましょう。それから、職場における多様な働き方の促進をしましょう。そして、男女間のあらゆる暴力の根絶ですよといったことで各課、町の業務としてやれることをしっかりと数値目標を出してやりましょうということで、この計画が平成28年3月に策定いたしまして、10年計画ということで、ちょうど今年が見直しの状況となってございました。

国においても第5次の計画が3月に案として示されておりますので、そういった国の計画、

それから町の各課からの見直しの内容も来ておりますので、こういったクォータ制という言葉が計画の中には、今まで盛り込まれておりませんでした。理想的にはございましたが、言葉としては、記載されておりませんでしたので、しっかりとそこら辺も踏み込んだ形で今回3月までには見直しをさせていただいて、そしてしっかりと町民に周知できるように、様々な媒体を使って周知させていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 高齢者世帯への相談体制について。高齢者の人口比率が急増しています。万が一の際に、必要とされる行政をはじめ民間の金融機関等への複雑な提出物への対応は、高齢、ここでは高齢と書きましたが、80歳以上ぐらいの方が対象と考えたらいいのかなと思います。高齢の独り暮らし老人（老人世帯）においては、責任の伴う大きな出来事です。提出先へのアクセスの費用も高額なものになります。現在町のサービスは、民生委員さんなどの活動を通じて手厚く行われていますが、気がつけにくい実態から、現在のサービスにさらに手を加えた相談サービスが急がれると考え、以下について伺います。

①オンライン化等により、届出や手続の簡素化をできないか伺います。

②独り暮らし老人世帯の増加に対応し、合葬墓の検討に関する進捗状況を伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 高齢者世帯への相談体制についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、現在町民環境課の窓口においては、戸籍、住民基本台帳事務、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療保険の保険証の手続、さらにはお亡くなりになった際の農業者年金の手続などを一元的に行っております。国民年金や後期高齢者医療保険など、制度により所管する行政機関がそれぞれ異なるため、現状においてオンライン手続による簡素化は難しいと認識しております。

しかしながら、今後国では、デジタル社会を目指し、行政のデジタル化を推進することとしており、法改正や国、関係機関で手続に係るオンライン化が進められるものと考えております。併せて町の窓口での手続についても、記入箇所を減らすなど、効率化、簡素化に向けて取り組んでまいります。

2点目についてですが、現時点において合葬墓に対する要望や問い合わせはなく、また本町に所在する墓地は、宗教法人が経営する墓地と古くから地域にある共同墓地の大きく2つの形態に分かれ、直営の施設がないことから、町として具体的な検討には至っておりません。しかしながら、最近では、改葬や墓じまいに関する問い合わせが多くなっており、代々続くお墓の継承が難しくなっている例が増えてきていると感じております。

また、昨今では、首都圏のみならず、継承者の有無に左右されない生前に申し込むことができるなど、様々な形態の永代供養墓園に対する需要が増えてきていると認識しております。町では、今後第8次矢巾町総合計画において、矢巾斎苑の移転の有無も含めた長期的な展望に立って、永代供養合葬墓や墓地公園など、複合的に備えるエリアの整備など、今後の在り方を検討し、方向性を示せるように進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 矢巾町の福祉計画などを読んでも、もうこれ以上ないというぐらい住民に対する、高齢者に対するサービスが行き届いておりまして、例えば規制はありますけれども、布団のクリーニングとか、そういったことまで、ああこんなところまでやっているのだなということを調べてみて、すごいなとは思いましたが、これが地元に戻って、今核家族という若い人のことを想像しがちですけれども、私たち年代、さらにその上の80代ぐらいまでは核家族の人が多くて、どちらかが亡くなると、一人残されるという方は結構あるのです。だから、核家族は今の時代だけでなく、前にもあったということで、その方が運転免許があって、意志がはっきりしているというのは失礼な言い方ですけれども、話が分かりましたという方であればいいのですが、民生委員さん並びに行政区長さんたちの苦労は計り知れないほどでありますし、親切が仇になるような感じのところもあって、なかなか踏み込めない状況があるのです。

それで、実は私も6月議会の際に、まだ夫がおりましてけれども、帰ると、おばあちゃん、今日で2回目来た、3回目来たという近所のおばあちゃんがいらっしやいまして、旦那さんが亡くなってごみを捨ててほしいと。何で私に来たかということまでは聞きませんでしたけれども、こういうわけでちょっと私はそういうことできないのだけれどもと言っても、また来るというので、これではいけないなと思って、行政区長さんにも相談したり、民生委員さんにも相談して、また浅沼課長さんにも相談して、今度ばかりねということで夫が先に

立ってごみを捨ててあげました。だめなのだよということすらも分からないという状況で独り暮らししているのです。こういううんとサービス心があるけれども、現実にはこういうものがあるという、このギャップを埋めるために、やっぱりアウトリサーチとあって、こっちから行って相談するという形もあるでしょうし、NPOなんかを育てて、有料と言っては悪いのですけれども、届出とか、買物とかやってあげられるようなのをちょっと増やしていかないと大変かなというふうに感じておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

谷上議員おっしゃるとおり、サービスがあっても、必要なサービスを結びつけれなくても、本人さんが抵抗されたりとか、なかなか理解していただけないとか、様々な事案がございます。自治会長さんなり、民生委員さんなりのほうでもいろいろ苦慮されている事例も今後ますます増えていくのかなというふうに思われます。

私どもといたしましては、町の健康長寿課、福祉課、子ども課が福祉関係の部署でございますし、あとは地域包括支援センターとかもございますので、いずれ担当課にご一報いただければ、私ども特にも難しい事案とか、初めてのそういう方については、地域包括支援センターとうちの保健師で同行訪問をするなりして、サービス提供に結びつけたり、その本人がサービス利用に至らない場合にあっては、例えば親族の方とか、ご家族の方、別居しているご家族の方とか、いずれキーパーソンになる方の、いわゆる理解につながるような影響力の強い方をキーパーソンということで、その方を通じて行ってもらったりとか、様々な対応を工夫しながら対処してまいりますので、ぜひそういった場合は、ご一報いただければと存じます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○4番（谷上知子議員） 合葬墓の件です。なかなかお墓がなくて、親族の遺骨をどこに持って行っていいか分からないということを出して相談するということは、相当抵抗があることで、何でお墓も用意できなかったのかみたいな感じで受け止められることもありますし、またそうではなくて経済的にお墓を買うことができても、子どもたちがいないとか、継承者がいないとかということもあるのですが、非常にセンシブルな問題で、家にお骨を置いているという人も何人か聞きますし、全く役場のほうに相談がないということで、前回聞いても

そうだったのですが、恐らく届ける人ってないと思うのです。そこで、ではその人たちはどうするかということは、私もなかなか答えを出せないのですが、お寺さんも知っている人がいて、何だか石投げられそうで、私もこの問題を出すのもちょっとはばかられるところともあるのですが、でもやっぱり町はそういった手の届かない人のために一生懸命になるということが政治とか行政の役目ではないかなというふうに思います。

かつて私の尊敬する先輩に羊飼いが羊を飼うときに、たった1人の少年と犬ぐらいで大量の羊を連れて歩きます、丸こくなって。なぜあれできるか分かるかって聞かれて、いや分からないですねと言ったら、真ん中に、誰が教えたわけでもないのしょうけれども、弱い羊というのですか、歩くといっても、何だって大変な羊を真ん中に置いて、その周りを強い羊たちが囲んで移動するのだよと。このことに尽きるなど、そういうふうに思います。

この問題は、今すぐとかということではないですが、第8次矢巾町総合計画においてということで、大変進展があったと喜んでおります。今後ともどうぞよろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 今の再確認の答弁をお願いします。

吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田 徹君） ただいまのご質問というか、ご意見に対してお答えしたいと思いますが、今申されましたような谷上議員の実情とか、そういうのも勘案しながら結果としては、最初の答弁で申し上げたとおり、第8次総合計画のほうに方向性を示すように努めていきたいと思っておりますし、それまでの間にもそういったような事例ありましたならば、私どものほうにも情報提供していただきたいと思っております。それに伴いまして、今現在でどういった対応ができるかとか、そういったところも勘案しながら今後の在り方、いきなり町直営の合葬墓というのは難しい話ではあるのですけれども、それに至らないまでもどういった対応ができるかということも研究させていただきながら対応を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で4番、谷上知子議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

ここで時間も大分経過してございますので、暫時休憩に入ります。

再開を3時40分、15時40分といたします。よろしくお願いします。

午後 3時27分 休憩

午後 3時40分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

15番、山崎道夫議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（15番 山崎道夫議員 登壇）

○15番（山崎道夫議員） 一心会の議席番号15番、山崎道夫でございます。4問について町長に質問をいたします。

まず、質問1、質問事項については、今後の財政見通しと令和3年度の予算編成方針についてお伺いをいたします。

岩手県における新型コロナウイルスの感染者が11月中旬から一気に増加し、12月に入って、ついに200人を超える状況となってきています。さらには、クラスターが多発し、亡くなられた方も4人になるなど、いつ、どこで、誰が感染するか、全く予測ができない状況になってきており、県民の間に大きな不安が広がっております。このように新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で地域活動をはじめ社会的、経済的活動への影響が続いており、特にも長引くコロナ禍による地域経済への打撃は、深刻な状況となっております。こうした状況にあって、令和3年度は、町税の収入が相当落ち込むことが予想されますが、今後示される国の地方財政対策の中で調整が図られるとしても、来年度以降数年は厳しい財政運営が強いられるのではないかと懸念せざるを得ません。以上の観点から、以下お伺いをいたします。

1点目でございます。今年度11月時点でやむなく中止または規模縮小などの措置を行った町主催の行事やイベントなどはどのくらいあったのか。また、中止等により、財政支出は縮減されたと思いますが、どの程度なのでしょう。今年度後半の見通しも併せて示されたい。

2点目でございます。新型コロナウイルス対策等で町単独による支援事業が行われております。当初の計画以外の予算措置が生じていると思われませんが、今日まで実施してきている町単独の支援事業と予算額を明らかにされたいと思います。

3点目でございます。コロナ禍における経済活動の停滞などにより、個人、法人問わず経営状況が厳しい状況にある中、本町における令和3年度の税収の見通しと財政計画についてお示しされたい。

4点目でございます。令和3年度以降、矢巾町第7次総合計画後期基本計画に基づき、さ

らに魅力あるまちづくりに取り組むことが求められておりますが、同時に町民の安全、安心を確保し、命と健康を守るための取組や町内経済の回復を目指す取組など、多くの課題がある中、どのような考えの下、令和3年度の予算編成を進める考えなのか方針をお示しされたい。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 15番、山崎道夫議員の今後の財政見通しと令和3年度の予算編成方針についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、令和2年11月末時点で中止した町主催の行事、イベントは、夏まつりや秋まつり、敬老会などがありますが、規模縮小を行った事業も含めた全体の縮減状況や今年度後半の見通しについては、現在精査中であります。

2点目についてですが、新型コロナウイルス感染症対策等で実施する町単独の支援事業は、令和2年11月末時点で乳児特別定額給付金給付事業や新型コロナウイルス感染症対策資金利子等補給事業など10に上の事業であり、予算額は約1億5,800万円となっております。

3点目についてですが、コロナ禍が及ぼす現時点での経済活動への影響は、リーマンショック並みあるいはそれ以上ではないかと考えております。加えて法人税法改正による税率の引き下げ、固定資産税の評価替え及び軽減措置等の要因により、全体的に町税収入は減少するものと見込んでおります。本町は、経常収支比率が高い上に、財源不足を補填する基金残高が少なく、町税等の減収は、臨時的経費、特に普通建設事業等の財源不足に直結するため、今後減収の期間、規模に応じて事業規模の縮小や延期、事業費の削減など、歳出計画の見直しが必要と考えております。

4点目についてですが、令和3年度の予算編成は、新型コロナウイルス感染症による町税等の減少に加え、基金残高の減少と経常経費の増大による財政の硬直化が深刻となっている現状を踏まえ、既存事業の見直しによる経費の抑制を基本方針としながらも、第7次矢巾町総合計画後期基本計画における施策の実現に向けた事業や感染症対策、町内公共施設等で感染者が発生した際に必要な経費、ウィズコロナ社会において、町民の皆さんの生活や企業活動を支援する取組は、緊急性、必要性を検証した上で確実に実施するよう指示しており、歳入に見合った歳出規模で最大限の効果を上げる予算編成を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 何点かございますので、まず1点ずつ質問させていただきます。国は、地方財政調整制度の中で地方交付税法による歳入歳出総額の見込額の提出と公表する義務がありますが、毎年8月に策定され、翌年2月に閣議決定されることになっております。国も厳しい財政事業にある中、現段階での見込みはどの程度になるのか見通せないのが現状だと思いますが、今日段階で何か情報があるのかお聞きをいたします。

本来地方財政調整制度の役割は、1つには、地方自治体が標準的な行政水準を確保できるようにすること。2つには、国家財政、国民経済などとの整合性を図ること。3つには、地方自治体の毎年度の財政運営の指針を示すとされておりますが、その役割がしっかりと果たされるのか、コロナ禍の中でどのように示されるのか注視をしておりますが、町当局としてどのように捉えているのか2点についてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

地方財政計画については、議員ご指摘のとおりスケジュールでありますけれども、例年8月という話でございますが、現段階では国のほうでは、約1か月程度遅れながらの調整を進めているというふうな情報を得ております。その中で地方財政計画に盛り込まれる金額といたしましては、今年度の令和元年度の地方財政計画の額を上回らない額というふうな形をとろうというふうに情報では得ておりますので、今年度を上回るようなことは、地方財政計画として示されることはないと認識しております。

その一方で、臨時財政対策債の枠につきましては、約2倍の枠を準備しているという話を伺っておりますので、交付税につきましては、かなり厳しい金額が示されるのではないのかなと思いますし、その部分を臨時財政対策債で賄うようにというふうな形での予算編成を強いらられるような見込みを抱いております。これが第1点目となりますし、2点目につきましては、そういうことを鑑みながら、私どものほうでは縮小型という言い方をしておりますけれども、各予算編成に当たっては、縮減を求めながら経常収支比率の改善であるとか、そういったところを見ながら、あまり基金の出動に頼らないような財政運営を心がけるよう令和3年度に向けては考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 臨時財政対策債、2倍にするというようにお話でございます。結果的には、これも将来は返さなければならないということでございますので、そこをやっぱりしっかりと予算編成の際には加味をして、いわゆる将来的な負担を大きくしないというようなことは当然考えるでしょうけれども、そういった点で、何に対して、そういった部分の着眼点といたしますか、そういうのを求めていくのかということをお聞きをしたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

現在本町におきましては、組織横断型で財政健全化プロジェクトチームというものを立ち上げて検証しております。その中で、まず1点、先ほど臨時財政対策債の話がございました。私どもは経常収支比率をここ数年で95%前後、岩手県の平均より2%高いほどの水準まで見直したいなと思っておりました。とりもなおさず経常収支比率が高いということは、財政の硬直化を示しているものでございます。

一方、臨時財政対策債というのは、地方交付税と異なりまして、経常収支比率を上げる要因となるものでございます。したがって、臨時財政対策債が、こちら借りられるから予算を組むという形ではなくて、やはり経常収支比率をいかに削減していくのかということに鑑みますと、経常収支、経常費用の部分についていかに削減できていくのかといったところに着眼をして、予算の編成を行っていきたいと考えております。

こちらには、今年度予算の編成には、事業の見直しシートというものを各担当の各課に作成していただいております。それらに基づきながら、それを参考としながら経常経費の削減に努めていく方針でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 今の答弁は、理解できました。

2問目の質問に入ります。新型コロナウイルス感染症対策等で実施しております町単独の支援事業、答弁にありました10事業で予算額は約1億5,800万円とのことでありますが、新型コロナウイルスの収束が見通せない中であって、さらに町単独による支援事業の検討が必要となる状況が出てくるというふうに、今の状況でも予測されるわけですが、その際、どの程度の予算措置まで可能として、いわゆる支援事業を考えていくのか、その点についてお

考えをお伺いいたしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

まず、コロナ対策につきましては、財源といたしまして町単独で答弁したとおりでございますけれども、そのほか国からの交付金ということで一次、二次ということで交付をいただいているところでございます。答弁では、こちら今精査中ということでございましたけれども、今後の財政出動につきましては、第三次のコロナ交付金もあるというふうに伺っております。ただ、使途の限定ということで補助裏に使うというような使途の特定がされる可能性もあると聞いておりますので、まだ流動的ではございますけれども、真にコロナウイルス感染症対策というところにつきましては、困っている方々にきちんと行き届くように、あるいはコロナウイルス感染症の拡大をしっかりと抑えるといったようなところに適切に投資をしてみたい、費用を充当してみたいと考えているところでございます。

この経費の範囲、基本的にはコロナ交付金の範囲を限定できれば、そちらを考えながら対策を取っていききたいと考えておりますけれども、今後第3波と言われるものがどのような状況になるのかというのは、なかなか推測ができないような状況でございますので、その範囲をお示しすることは現段階では難しいのですが、適切な予算措置をしていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） これは第三次補正がどの程度で国から示されるのかということに尽きると思いますけれども、ここの分については、町内でもコロナウイルスによってかなり疲弊している、特に商工業者、商売をやっている方たちは、特に大変な状況になっていると思いますので、そこら辺をしっかりとカバーできるような検討をしながら支援事業に取り組んでいただきたい。

次に、3番目の質問ですが、コロナ禍が及ぼす現時点での経済活動への影響は、リーマンショック並みあるいはそれ以上ではないかと答弁がありました。リーマンショック時における町財政への影響はどのくらいだったのかお伺いをしたいと思います。例えば税収がかなり落ちただろうとは思いますが、その税収や、あるいは地方交付税などの額がどの程度になっておったのかお伺いをしたいと思います。

また、法人税率の引き下げ、固定資産税評価額及び軽減措置などにより全体的に町税収入は減少するとしておりますが、具体的にはどの程度減少すると捉えておられるのか、現在における見通し等についてお示しをされたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、リーマンショックのときの話をさせていただきたいと思います。リーマンショックは、平成20年度の9月、10月頃に発生したわけなのですが、実際に本町に影響が出てきたのは、平成21年度の課税分からということで、税に関してですけれども、歳入の金額でいいますと、個人の町民税が平成21年度は平成20年度比で2,000万円減、法人町民税が同じく4,000万円ほど減という形でした。法人町民税は平成22年度から持ち直しましたけれども、個人の町民税に関しましては、その後平成23年度までさらに減少しまして、減少前の平成20年度に比べて1億円近く下がったと、当時はそういう状況でした。

固定資産税に関しましては、リーマンショックに関して優遇措置みたいなものはなかったものですから、特段変化というものはなかったと思うのですが、一部の償却資産におきましては、その平成22年度と平成23年度に前年度比で数百万円減少があったというのを確認しております。これは、やはり新規の設備投資というのを抑えたということで若干償却資産に関して下がったのではないかというふうに予想しているところです。

来年度に関してのお話なのですが、ちょっと交付税はすみません、吉岡課長なりにお話ししたいと思いますが、税のほうの話をさせていただきますが、実際今実額に関しましては、ちょっと調整中なので、具体的なところを申し上げるのは難しいのですが、法人町民税に関しまして、税率が下がったというふうなお話をさせていただいているのですが、法人税割に関しまして、まず12.1%から8.4%に改正されていることから、まずコロナに係る、しないに関わらず法人税割に関しまして3分の2ぐらいに減る予想がまずございます。これにプラスコロナの分というところになるかと思いますが、まず、法人町民税はそういった形。

個人のほうに関しましては、ちょっとリーマンの関係にほぼ近い形で数年間影響があるのではないかということで、こちらすみませんが、実額は今ちょっと調整中でありまして申し上げることはできないのですが、給与支払報告書の提出等の状況を見極めまして、ぎりぎりまで予算のほう見極めたいと思っているところであります。

そしてあと固定資産税に関しましてなのですが、令和3年度の課税分に限りまして、

中小企業を対象にコロナによって減収が30%以上50%未満というふうな、まず中小企業があったとして、そちらに関しましては、その事業用の家屋と償却資産に関しまして、固定資産税の課税標準額に関しては、申請によるのですけれども、2分の1になると。50%以上の減収でゼロにするというふうな減免措置がございます。町内に中小企業多々あるので、こちらに関しまして、申請をいただいてももちろん減免なわけなのですけれども、かなりの減収になるのではないかと。こちらもすみません、今ちょっと調整中なので、実額申し上げられませんが、相当数の減額があるのではないかとというふうに考えているところです。

以上、私のほうからお答えさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

リーマンショック時の地方交付税の落ち込みということで私から答弁をさせていただきたいと思います。

まず、平成20年の段階の地方交付税ですけれども、19億5,800万円ほどとなっております。こちらリーマンショック時の経済の影響というのが二、三年にわたって影響を及ぼしたという話になっておりますが、こちら例えば2年後に当たります平成22年度でいいますと、20億7,600万円ほどの交付税が入っております。そうした意味では、このリーマンショック時の落ち込みという部分については、国全体の税収の落ち込みといたしましてはあったわけですが、地方財政計画の中における影響というのは、かなり緩和されていたのかなというふうな考え方ができるのかなと思っています。

一方、このコロナの影響というのは、リーマンショックに匹敵する、あるいはそれ以上のものと推測されておりますが、その質自体が違っているのかなというふうに分析をされているところでございまして、そのリーマンショック時ぐらいの費用の落ち込みというのは見込めますが、その影響度というのは、ちょっとまだ推測しかねるものでございます。したがって、答弁といたしましては、地方交付税といたしましては、リーマンショック時は、それなりの額、要は平成20年に起きたときから平成22年、平成23年とも、実は上昇した形で交付されておりますので、そういった意味では影響がなかったのかなと思いますが、今般のコロナの影響につきましては、もう既に臨時財政対策債が2倍の枠になっているというようなことを鑑みますと、リーマンショックをはるかに超える影響があるものかなというふうに推測しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 分かりました。蓋を開けてみないと、なかなかこれは分からないというところもありますが、あまり大きく影響がなければいいなということを願うばかりですけれども、4点目に移ります。総務省は、コロナの影響で地方税収は大幅に減少し、所得税の課税標準額の見通しも大分厳しいものがあると言っておりますけれども、それに対する所見。これは、今出た部分もありますけれども、また、地方交付税の算定は、基準財政収入から基準財政需要額を差し引いた財源不足額となっておりますが、本町における来年度の算定額を算出されているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） こちら算定に当たっては、地方財政計画が示されるまでには、正確ではないのですけれども、標準財政規模自体につきましては、大きくなるのではないのかなと思っております、現状を考えますと。したがって、それが大きくなるような形で縮減を図っていくということも必要なのかなと思っておりますけれども、そういった意味では、答弁、直接のお答えといたしましては、今後策定していく状況になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 今の部分は、分かりましたと言うしかないような感じですが、まずそういうことで厳しさがどういうふうに出てくるかということが非常に懸念されているわけですが、次に5番目として、本町は経常収支比率がまだ高いという先ほどからのお話もありました。平成30年度決算では98.5%、県内最下位。令和元年度はさらに悪化するとしております。このことは、投資的経費を抑えても、なお一般財源の捻出が困難であることを示すものであるだろうというふうに思いますが、したがって、不必要な経費をあぶり出し、ありとあらゆる経費の妥当性の検証を行いながら削減に向けた取組を進めなければならないと思われるということが今までの中で予想されるわけです。しかし、義務的経費は、いわば聖域であり、手をかけられない状況でやれることと言えば、答弁にあります事業規模の縮小や延期、新規事業の見合わせ、継続事業の縮減を図ることなどが考えられますが、現段階における事業規模の縮小や継続事業の縮減などについて対象となるものがあるとするれば、ど

ういう事業なのかお示しをされたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

先ほども若干触れさせていただきましたけれども、現在財政健全化プロジェクトというものを立ち上げて事業の見直しを進めているところでございます。その中で、先ほど申し上げました経常収支比率を95%程度、要は岩手県の現段階の平均より2%程度上回るぐらいの水準まで改善していくためには、今年度経常経費の中で約7,000万円ほど削減しなければいけないという見込みを立てているところでございます。議員ご指摘のとおり、なかなかもう義務的経費を含めて削っていくものというのがなかなかないぐらいまで削減をしているというのが実際のところでございます。この中からどの事業をとという話の中では、もうここは思い切って一旦中止して、先ほど藤原議員からもありましたように、選択と集中をしていかなければいけないのではないかとといったようなところを、ただ単に私ども企画財政側が一律何割削減とかということではなくて、政策の効果がどのように見込まれるのかというような形で、今年度は、そのプロジェクトの中で有効性を確認し、予算編成の中でできるだけ各課と議論をしながら確保していきたいなと考えております。

そういった意味では、厳しい中でも効果のある投資をしたいなと思っておりますので、そういった視点で予算編成を今後していくということしか現段階では申し上げられないのですが、そういった視点で予算編成に取り組んでまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 分かりました。いずれ財政健全化に当たっては、いろいろ苦労はあると思いますけれども、町民の求めているといいますか、ニーズといいますか、そういうものと合致をさせて、どの程度の部分をどう削減していくのかということが問題だと思いますので、その辺については、しっかりと説明をいただいて、もちろん議会にも提示されるわけですが、そういった取組をしていただくように、これはお願いをしなければならないと思っております。

次に、予算編成方針についてお伺いをしたいと思います。町税の減少と基金残高の減少、現在基金は、これは5億3,700万円ぐらいだと思っておりましたが、経常経費の増大による財政の硬直化が深刻になってきておりますが、あるいはコロナ禍によって、それが増大をして

いくという状況になっておりますが、既存事業の見直しによる経費の減少だけで対応するには限界があるのではないかというふうに危惧をしております。具体的な対策についての考えがとおりになるのか所見を伺うとともに、第7次総合計画の後期基本計画の実現に向けて事業やコロナ感染対策などの取組は、当然歳入に見合った歳出規模で最大の効果を上げていくということになると思いますけれども、先ほど言ったように、町民の安全、安心、命と健康を守るため、そしてニーズに応えるため、あるいは町内の経済の回復を目指す取組など、相当大きな課題があります。そうした中で財政調整基金については、有事の際に積み立ててはおりますが、先ほど言ったように、現在5億3,700万円の残高でございますので、大変厳しい状況にあると言わざるを得ません。今後の対応について、その部分の所見をお伺いするとともに、現実には不足財源に対する具体的な対応策、これは厳しいとは思いますが、その考え方、先ほども出てはおりますけれども、もう一度お聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

まず、財政調整基金が非常に厳しいという、どれだけ厳しいのかなといったようなところというのは、実は基準というものは無いのです。一つ示されているのという、標準財政規模の10%ぐらいというような言い方がされたりもしますし、様々な考え方が示されています。そうしますと、大体6億ちょっとぐらいがあれば、一般的なのかなという話になります。逆に財政調整基金、不思議なことにあり過ぎて駄目だというのが国で今言っていることで、適正な額を持つということが必要なのかもしれませんが、そういった意味でどんな策があるのかといったところがございます。まず、近年の傾向を見ますと、大きな投資が続いておりますので、単年度収支が赤字になっているという現状がございます。そうした意味で単年度収支をできるだけバランスよくしていくということ、できるだけ黒字化していくということがまず第1点考えられると思います。そうした中で、できることというのは、当然経常経費の削減だとか、事業の見直しということになっておりますので、そのところを徹底できれば、ここ何年かで財政再建というのは、全く不可能だということではなくて、むしろ道筋はきちんとできているのかなというふうに理解しております。

ただ、その中で議員ご指摘のとおり、安全、安心だとかといった部分についてないがしろになってはいけないのではないかというのは、全くそのとおりでございます。財政が優先されるのではなくて、財政出動はあるべき町の姿を当然実現するためにするものでござい

すから、そういった部分の投資というのは、必要なものとして理解しております。その中で最大限単年度収支を黒字化し、経常収支を改善していくという考え方の中で予算編成に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） それでは、2問目に入ります。畜産農家が新型コロナウイルスに感染した場合の支援策と対応についてお伺いいたします。

畜産農家において新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、県では発生農場の業務を継続させるための代替要員の派遣や家畜を公共牧場等に避難させるための経費等を支援するための予算措置を行っておりますが、本町における支援策と対応策についてお伺いします。

1点目、国や県からの予防や感染時の指導等は、具体的に行われておるのか。

2点目、畜産農家に罹患者が出た場合の本町における支援策と対応マニュアル等を示されたい。

3点目、支援策や対応策について関係団体や家畜農家への周知等は、どのように行ってきたのか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 畜産農家が新型コロナウイルスに感染した場合の支援策と対応についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、発生時の対応や業務継続に関するガイドライン及び支援事業について、国や県から示されており、町ホームページや農協からのお知らせを通じて周知が行われております。

2点目についてですが、畜産農家に罹患者が出た場合の具体的な支援方法について、盛岡広域振興局や盛岡市、紫波町、農協と協議を重ね、11月上旬にマニュアルを作成したところであります。内容については、農協系統の畜産農家であれば、初期対応として農協に連絡をいただくこととし、状況、必要な支援の内容について聞き取りを行います。家族や従業員がPCR検査等で消毒作業を実施できない期間は、町と農協が協力し、消毒作業に対応するほ

か、代替要員の派遣依頼がある場合は、代替要員による飼養作業を実施します。このほか周辺農家や関連農場、出入り業者に対し、速やかに注意喚起を行うことにより、感染拡大の防止に努めることとしております。

3点目についてですが、マニュアルの作成に伴い、新型コロナウイルス感染症発生時の経営継続体制に向けたアンケート調査を10月に実施しているほか、新型コロナウイルス感染者が発生した場合、速やかにご相談いただき、必要な支援を受けられるよう畜産事業者向けのチラシを作成し、12月上旬に配布する予定としております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 町内における畜産農家、これは養鶏も含めてのことなのですが、養鶏農家もあると思いますが、戸数はどの程度でしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 農協の系統内につきましては、100戸以上ございますし、系統外につきましては、10戸未満ということで、10戸未満につきましては、牛以外の養鶏、養豚を含むものでございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） この100戸、110戸ぐらいの畜産農家のいわゆる周知、支援事業の周知、これはやられているということですが、確実にこれは各畜産農家にはしっかりと浸透しているということを確認していいのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 10月にもアンケート調査を実施しておりますけれども、それ以前にマニュアルを作成しまして、町長答弁にもあったとおり、農協の系統出荷については農協のほうから周知をしてございますし、それ以外については、町から直接通知により周知をしているところでございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） これは確認になりますけれども、ウイルス感染が例えば蔓延して、畜産農家がかかなり厳しい状況になっていくと。そうした場合、代替要員というのは十分に対

応できる体制になっているのか、これをまず確認しておきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 蔓延の程度にはよりますけれども、今考えているところは、振興局とかも入りますけれども、中心はやっぱり農協の系統の部分が多いですので、農協の職員ないし町の職員でその辺はウイルス感染した際には、代替要員ということで答弁のほうには飼養管理の代行というふうにお話をさせていただきましたけれども、飼育、その辺のバックアップをしていきたいと思います。決して、蔓延の状況にもよりますけれども、今の状況では十分とは多分言えないと思いますけれども、それに向けた対策は、やはり準備はしていかなければならないというふうに考えておりますので、今後さらに検討、検証してまいりたいというふうに思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） それでは、3問目の質問を行います。旧矢巾中学校跡地の利活用に向けた取組についてお伺いいたします。

旧矢巾中学校の跡地約3ヘクタールの利活用については、前町長時代からの大変大きな課題であり、多くの町民の関心が高い事案でもあります。平成28年2月に旧矢巾中学校敷地利用基本方針検討委員会が20人の委員で設置されましたが、同年3月23日に第1回会議の開催以来、1年間にわたってまちづくりワークショップやまちづくり懇談会、町民アンケートなどの取組を行い、平成29年3月22日の第7回委員会において旧矢巾中学校敷地利用基本方針答申が出されました。

答申の基本方針は、立地条件に恵まれ、多岐にわたる可能性を持ち合わせた空間であるとともに、旧矢巾中学校で学び、部活動を共にした卒業生や父兄にとっては、思いで深いシンボルでもあることから、次世代に次ぐ夢のある町有地として存続することが望ましいと考えますとした答申が出されました。また、利活用については、4項目にわたって提言されており、本来であれば、この答申を尊重し、それに基づいた跡地利用の活用策を検討し、町としての方針を町民に示すべきできなかったのか。なぜそれができなかったのか、まずその点を明らかにされたい。

また、答申が出されてから3年経過した今年3月25日に、矢巾町公有財産利活用等検討委

員会が新たなメンバーで開催されました。跡地利活用について再度検討してもらうことの狙いと目的は何でしょうか。

さらに、今後の検討委員会の開催スケジュールと検討する期間は、どの程度を想定しておられるのか。いずれ検討結果は、意見書として提出されると思いますが、3年前に出された答申との整合性をどのように図っていく考えなのか。

また、町として活用策を町民や議会に対していつ頃示す考えなのか、スケジュールも併せて明らかにされたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 旧矢巾中学校跡地の利活用に向けた取組についてのご質問にお答えをいたします。

まず、平成28年度の答申を基に町として検討しなかった理由ですが、当時は、岩手医科大学附属病院の開院、移転による状況の変化の見極めが困難であること、また答申の4項目にあるとおり、将来の新たな行政需要に弾力的に対応できるような利用形態を期待する町民の声が多く寄せられていたことから、当面は検討を留保すべきとの判断によるものです。その後、令和元年9月に岩手医科大学附属病院が開院したことから、状況変化が形となった時期と判断し、土地活用の方針決定に向け、公有財産利活用等検討委員会を立ち上げました。平成28年度当時の委員会は、主に町民の方々を委員とした構成で、町民の皆さんの求める土地活用の方針を取りまとめていただきました。今回の検討委員会は、岩手医科大学附属病院が開院した後の状況変化を踏まえ、より客観的で多様かつ広い観点から土地活用の可能性の検討が必要であると判断し、委員の構成を産業団体、学術機関、行政機関、金融機関、労働団体及び報道機関の各関係者、不動産に関する学識経験者及び町長が必要と認める者としてコミュニティ関係者及び公募委員とし、検討することといたしました。

また、土地活用の方向性の議論においては、平成29年当時の答申、今年度の検討委員会からのご意見、議会からのご意見を踏まえつつ、岩手医科大学附属病院開院後の現在の社会情勢、経済情勢において、適切な方向性を選択してまいりたいと考えております。

今回の検討委員会ですが、今年の3月に会議形式で1回目を、6月は書面提出形式で2回目を開催し、その後町内部で方向性の原案を検討することとしておりましたが、議会からのご意見も加えた内容での原案作成が必要と考えたことと、コロナ禍の対応を優先し、内部検討を進められずに、現在に至っております。会議等の開催が難しい状況ではありますが、本年

度中には、検討委員会での答申を取りまとめていただき、町としての方向性を定め、皆様にお示ししたいと考えております。

お示しした段階においては、その内容について議会でもご検討いただき、その結果を踏まえて方向性を確定させ、その後具体的な活用策を詳細に検討し、令和3年中には、最終案をお示ししたいものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 矢巾中学校、私も3年間お世話になりました。ここにいる議員もかなりの同僚議員たちも矢巾中学校卒業者が多いというふうに思います。開校以来、昭和34年4月1日ですので、61年経過しているなというふうに思っておりました。そして、新しい矢巾中学校が移転改築をして完成してから、いわゆる移転してから8年経過しております。この間いろんな議論があって、医療関係の学校、専門学校で使いたいとか、いろいろ話がありましたけれども、最終的には、やっぱりもう少し時間をかけて長期展望を持って使い方を検討するべきだというのが当時の矢巾中学校建設調査特別委員会での、その当時長谷川議員が委員長でございましたけれども、そういう答申といたしますか、委員長報告がございました。

そして、その後先ほども質問したように、平成28年度の答申が、これは町民の皆さんの委員で答申が出されたわけでございますけれども、これがやっぱり町民の皆さんの求める土地利用の、いわゆる願いといたしますか、こういうふうに使ってほしいなという、そういう要望も含めた答申だったというふうに思っておりますけれども、それがなかなかいろいろ社会情勢の変化とか、あるいは岩手医大の附属病院の移転とか、社会情勢あるいは経済情勢の変化はありましたけれども、本来であれば、そういう検討委員会での答申を尊重して、やっぱり町としての展望を、いわゆる答弁にもありますけれども、原案の作成をしながら町民に示し、そして議会にも示すというのが我々とすれば期待をしておりましたけれども、なかなかそれはできなかつたと。

そのまま8年経過したわけですが、今年新たな検討委員会が立ち上げられまして、そしてその中で、コロナ禍でもありますので、会議はそのぐらい開いてはいないだろうというふうに思います。答弁にもありましたけれども、1回やって、2回目は書面でやっているというふうなことでございますけれども、それがまず3月段階では、意見書として出されると、そういうスケジュールになっておりますけれども、元々矢巾町のまちづくりの観点から長期展

望に立った跡地利用というのは検討してこなかったというのが、やっぱりちょっと私にしては、何かやっぱり放っておいたなというふうに思わざるを得ないと。

そういうことを考えると、今かっこうグラウンドは、非常に冬になってきますので、あまり使用はできなくなってくるかもしれませんが、春から秋までは、相当やっぱり子どもたちも含め、大人も含めて利用しているということで十分に活用はされていますけれども、旧校舎の部分は全く、それでも今日もバスも3台だけ止まっておりまして、それなりに駐車場的な使い方はしておりますし、いわゆる産業まつり等では、駐車場として使って、町民は近いところにそういう場所があつていいなというふうな思いではいると思いますけれども、一つには、町内部での方向性の原案を検討はするということでしたけれども、現実にはやられていないと。今後のスケジュールですけれども、先ほどの答弁では令和3年度中に最終案をお示ししたいということですが、原案の作成というのは、どのような形でやられるのか。それとも、原案というのは、もうつくらないで、もう利活用のいわゆる方向性を一発で示すつもりなのか、その辺のお考えはどうなのでしょうからお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 原案をどのような形でというふうなご質問かと思いますが、これは以前の議会でも同様の答弁をさせていただいたと記憶してございますが、基本的には、町が主体として原案を策定すべきというのは、そのとおりでございますが、最終的な決定の段階では、当然に議会の皆様の意向といいますか、了解というか、そういったものがないと、何も決められないという、これは厳然たる話だと思います。そういった意味合いがありましたものですから、一方的に町の側がこれが原案ですというふうに出す以前に議会のほうからも何らかのご意見があれば、それをぜひ伺って、それもテーブルに乗せた上での原案策定としたいというふうな趣旨で議会の皆様からのご意見もお願いしたいというふうに答弁したような記憶がございますけれども、そういった意味合いで、議会にボールを投げたというわけではないのですが、ぜひご意見をちょうだいしたいなと思っている状況に変わりはありません。

なお、やはりここでコロナの状況もあつて、これは一つには、どういう使い方をするのかにもよって変わってくる部分ではあります。何らかの投資をして、お金をかけて使い道を変えていくとかというふうなことになりますと、現在の財政状況ですと、なかなか難しいものがあるだろうというふうには想像しております。

それから、全く違う観点でいいますと、売却も視野に入れてというふうな形を考えれば、

それはそれでこういったコロナの状況下でも売却がスムーズにできるのかというふうな部分も懸念もあつたりするものですから、やはり原案は決めて議会の皆様のご了解をいただいて決定していくというプロセスは尊重しつつ、やはり慎重さも求められる部分だろうと我々は考えています。コロナの影響もありまして、これまで最初の平成28年度のとときの委員会のご意見、それから今年度に入ってからからの委員会のご意見も全部総合的に勘案して、町としての方針を、それから議会の皆様のご意見も、全て同じテーブルに乗せた上で原案を策定したいと思っております。

なお、その原案につきましても、本来であれば、一つ、1本これというふうにお示しするのが筋なのかなとは思いつつ、それを絞り切れないというふうなこともちょっと正直あるのかなと思っております。その場合は、幾つかの案をお示しして、選択していただくというふうな形もあろうかと想定しております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） まだ示す方向性が藤原課長の話からいけば、絞り切れていないと。

これは、コロナ禍の関係もあると。そこで、いろんな使い道はそれぞれの町民から聞くと出ているわけですがけれども、当然平成28年当時の委員会も答申が出ていますし、それから今度の新しい検討委員会も出されるわけですがけれども、私は盛岡周辺を見ると、例えば矢巾町と他の市町村を比べてみると、若い人たち、子どもを育てる世代の人たち、あるいは老若男女集って過ごせる、ゆっくりと過ごせるような場所が現実にはないというのがあります。そして、そういうのを必ず言う人がいます。例えば西バイパス沿いに大きな公園があります。あれは、土日などは家族連れで相当子どもを連れてきていると。あるいはイオンの近くにも同じような、似たような公園があると。それから、近くでは津志田小学校の南側にも大きな公園がある。ああいうのを例にとって言われると、そのとおりだなというふうに思います。

先ほど課長の話では、いわゆる予算措置をしながら財政を投入してやれるような、いわゆる箱物というような、例えばそういうのはかなり厳しいと、特に財政状況も厳しいし、コロナの関係もありますので、そういったことがいろいろありますけれども、いわゆる町民のニーズをどう捉えるか、そしてあと矢巾町の将来、人口減少の社会では、確かにそのとおりなのですが、3万人を目指してうまくいけば、新しいいわゆる住宅団地ができると、そういったことを鑑みていけば、やっぱり矢巾町としては、そういった中央にある、いわゆる貴重な

教育財産をそういうゆったりとした気持ちで過ごせる場所、あるいは万が一災害のときは使えと。例えば自衛隊なんか来ても、車が止められるような場所でもあると。そういったことを考えれば、そういった考え方もあります。

それから、町長が昨日話された県の水泳連盟からの、いわゆる要望、誘致をしてくれないかと、誘致運動をしてほしいという、これなども考えると、かなり大きな土地を用意しなければならないわけです。そういうことを考えると、ここにはちょっと造ってもぎりぎり造れるかもしれませんが、もっと考えれば、小学校、いわゆる東小学校を除けば、全部老朽化をして、耐震性は問題はないわけです、耐震工事やりましたから。それは問題はありませんけれども、老朽化をして雨漏りをしたり、あるいはあちこち修繕をしていかなければならない状況が出てきて、本当に近い将来ではなくても、近い将来建て替えを検討しなければならないとか、いろいろあるわけです。

それから、中学生議会の皆さんからは、矢巾町は体育施設がないからということで、何とかそれを中学校の跡地に建てられないかという話もありました。これは、財政との関係もありますので、なかなか厳しいかもしれませんが、いろんな世代からいろいろそういった問題提起あるいは要望もあります。先ほど私言ったような、そういった町のいわゆる教育施設をはじめとした、そういった老朽化対策、小学校を一本化して、この中央、役場の近くでも建てるとなれば、大きな土地を準備しなければならないということもありますので、そういった展望をいろいろ総合的に勘案して原案をつくっていくことが私は求められているだろうというふうに思っています。

したがって、議会に投げられても、今私が言ったような議論の経過の中で絞り切れないだろうというふうに思います。したがって、私の要望するのは、町として、その原案をつくる際に、以前の検討委員会、そして新たな検討委員会、それから今の矢巾町が置かれている現状、そして将来展望、いろいろなものを総合的に勘案して、2つか3つ案を出してもらうのが私は非常に検討もしやすいし、それからあらゆる面から検討できるということを考えておりました。そういったことで、もう一回案をつくる際の考え方をお示しをいただきたいと。これは町長に聞いたほうがいいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、今総務課長からは、慎重な答弁があったから、そのとおりなので、まず何といても旧矢巾中学校の跡地は、いつも申し上げているとおり、当時の町民の皆さん方の浄財、特にも固定資産税の標準税率でない、上乗せを

させていただいて、まさに町民の皆さんの財産なのです。そして、そこに3村の各中学校あったのを一つにまとめ上げたということで、やはり貴重な財産なわけです。そこで私どもといたしましても、過去にいろんないきさつがあったことは、重々私どもも承知しておるわけでございますので、ただいつまでも先送りは、これは許されない。

そこで正直なところ、私どもといたしましては、例えば今南昌病院もできれば、駅西口に、今のケアセンター南昌のところか、どこかもししいところがあればと、そこで中学校跡地も、ただ今なかなか病院経営が厳しいので、取得するのに大変だというようなお話もいただいております、正直なところ。だから、そういった病院の移転の問題、あるいは今お話あったとおり、このところはもう周りが住宅密集地になったので、ここにいろんな学校とか、スポーツ施設を造っても、もう今かっこうグラウンドで野球やっても、少年野球のあれでさえうるさいと苦情が来るのです。だから、もうそういうことを考えたときには、もう思い切って戸建ての住宅とか、または企業の誘致、それもいわゆるもう今であれば、先ほども廣田清実議員からは企業誘致の、やはり企業誘致もしっかり方向づけをした誘致を考えるべきではないかと。今マザーズの上場企業からも県を通して本社移転をしたいというようなお話もいただいております。だから、これが実現できるかどうか、これからなのですが、いずれ今私どもとしては、もうこのところは、処分と言えればあれなのですが、思い切った政策をお示ししていきたいと。そして、何よりも選択と集中、学校も将来は、この中学校の統合のように考えていく時期にもう来ていると思うのです。だから、そういうことを一つ一つ積み重ねてお示ししていきたいと。

そこで議員さん方にもお願いなのは、駄目だ、駄目だではなく、一緒になって当局が暴走する嫌いがあるときは、ブレーキをかけていただいて、そして一緒になって町政の方向づけをお願いしたいと。だから、そのための原案は、私どもがお示ししていきたいと、こう考えております。

それで今、例えば国道4号盛岡南道路、南運動公園には、市と県の野球場ができると。そうすることによって、いわゆるスポーツの、今日今回の議会でもあれしたのですが、スポーツ健康科学センター、今県はお金がない、ないない尽くしの話ばかりするのですが、そして医大も盛岡にある土地を集約して矢巾にスポーツ施設を考えたいというような構想も持っていたらっしゃるようなのです。だったならば、そういうことを県とか医大とか、うちの吉岡課長が4つの案を示したのですが、いろんな選択肢があると思うのです。

だから、そういうことをやはりこの財産を、土地の財産をいろんな形にして、スポーツ

施設とか、学校施設とかに使わせていただく貴重な財源にできないのか、もうそういったことで今考えているのは、戸建て住宅とか、企業誘致とか、または病院に来たいのであれば病院とか、その上場会社に来たいのであれば、そういうことでもいいではないですか。そして、私は、そのお金でこれからの町の発展を考える。学校建設とか、スポーツ施設とか、そういうふうなものを。もう老朽化しておりますので、これ以上もう先送りはできないところまで、いわゆる施設の限界点に達しておるわけでございますので、そういうことも今度の後期計画の中で皆さんとしっかり膝を交え、そして腰を据えて、次の第8次の総合計画に道しるべを示していきたいなど、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 初めてそういった状況について町長の口から直接聞くことができました。まず、議会としての判断は、それぞれあるかもしれませんが、今の話を聞きながら、出された原案について、やっぱりこれからの将来、自分たちの子や孫あるいはさらにその次の世代、その世代も考えながら、やっぱりしっかりと使い道を検討していかなければならないなということで、今思ったところであります。そういったことから、しっかりと検討をして、町民にも説明をしながら理解をしてもらえるような原案の作成をお願いをしたい。ここについては、答弁はこれ以上要りませんので、次の質問に移ってよろしいでしょうか。

会議時間の延長

○議長（藤原由巳議員） それでは、ちょっとその間に皆さん方に申し上げます。

昨日も申し上げましたが、会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、その時間までに本日の会議が終了しない場合は、午後5時を過ぎることも含めまして、同条第2項の規定により、会議時間を延長することをあらかじめ宣告しておきますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） それでは、4問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） それでは、4問目の質問をいたします。学校施設の修繕整備の実施計画などについて質問いたします。これは教育長に対する質問でございます。

令和2年度学校施設工事要望箇所及び実施箇所一覧について示されたわけでございますけれども、予算要求72か所、プラス22か所、合計94か所となっております。大変多くの要望箇所があることを再確認をいたしました。以下、今後の修繕整備に向けた計画についてお伺いをいたします。

1点目です。令和2年度実施予定で未施工箇所の発注済み以外の施工予定時期について示されたい。

2点目、先送りする判断の根拠を示されたい。

3点目、学校内で優先順位再検討の対応は、安全面や衛生面、予算面等からの判断と推測いたしますが、再検討する際のプロセスを示されたい。

4点目、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、保育園、幼稚園、小中学校の手洗い自動水洗化工事の検討を進められたい。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 学校施設修繕整備の実施計画などについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、当初予算で発注を予定しておりました工事については、全て発注しております。

なお、まだ工事すべき箇所があることから、令和2年度一般会計補正予算第9号において工事費を増額計上しており、ご可決賜りました際には、速やかに発注を進めてまいります。

2点目についてですが、優先順位を決定するに当たり、基本的には危険度や緊急度、影響度を判断し、優先順位を決めておりますが、多額の予算を要する規模の大きな改修工事のほか、工法を変えることで応急的ではあっても速やかに対応できるものについては、学校と協議した上で先送りとしております。

3点目についてですが、学校からの修繕要望は、予算編成時期である10月に取りまとめを行っているものをベースとし、毎月の校長会議や学校からの連絡を随時受け、現場確認を行った上で比較検討し、優先順位の見直しを行っております。

なお、学校からの要望のほかに設備等の点検の際に、不具合箇所を指摘される場合もありますが、こちらも同様の過程を経て、優先順位を決めております。

4点目についてですが、マスクの着用や換気のほか、手洗いも感染症予防対策の一つとし

て挙げられております。保育園及び小中学校において、手洗いの励行を徹底するために、手洗い自動水洗化は有効な手段の一つであることから、それぞれの施設に適した手洗い環境の向上に向けて検討を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 修繕要望箇所94か所、この中には、矢巾中のサブ体育館、これが入っておりましたので、これを除くと93か所になりますが、そのうち54か所は、いわゆる修繕済み、あるいは発注済みということになっております。そういった意味では、かなり力を入れているなということは、理解できました。

ただ、この先送りの26か所については、例えば北中の小便器のセンサー部の交換工事とか、あるいは徳田小のプールのシャワー水槽の床補修工事、プールサイドの改修、プール本体の防水改修工事、あるいは不動小のプールサイドのシートの張り替え工事、確かに予算がかなりかかる部分もあるかもしれませんが、これは例えば小便器のセンサーの取替えとか、これもう一つ北中の屋外トイレ入り口部分の補修工事とか、そんなには予算かからないようなものもあります。そういったものに対しては、多分これは推測ですけれども、例えば北中は、これだけの予算ですと、これとこれは補修工事発注しますと。そのほかにはちょっと検討する部分、あるいは先送りしなければならないというふうなことで、多分校長先生たちは、その辺を勘案して先送りしてもやむを得ないなという判断をしているような気がしてならないのですが、これは今回は先送りになりましたけれども、できるだけ早くこれについてもやっぱり修繕工事をやるべきだろうというふうに思います、これに対しての考えは。

それから、前から懸案事項なのですが、煙山小と不動小のグラウンド、排水対策、これは全面的に暗渠工事をやるとすれば、相当かかるのだらうというふうに思いますが、何か工法を考えながら排水対策を何とかやれないのか。あるいは土だけ足していいのか、ここら辺も入替えしていいのか、これも分かりませんが、そういったことを検討しながらできるだけ煙小、不動小のグラウンドの非常にぬかるんで大変な状況になりますので、この辺の検討も併せてやっていただくように要望しますが、その答弁をお願いをして、あとは自動水洗化工事については、これも相当お金もかかりますので、例えば保育園をやるとか、あるいは幼稚園をやるとか、あるいは小学校1、2年生使っている分やるとか、いろいろ考え方はあると思いますけれども、これは恐らく検討されるということですので、そこは分かりまし

たので、先ほど言った2点について答弁をいただいで終わりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今年度の予算の中でもなかなかできなかった部分については、来年度も引き続き予算の要求に入れまして、その中で対応できるものをしていきたいなと思っております。

それから、2点目の部分の煙山小学校、不動小学校のグラウンドでございますけれども、議員おっしゃるとおり、グラウンドを本格的に整備するとなると、数千万円の予算がかかると思っておりますので、昨年度、それから今年度もなのですが、不動小学校でまず砂を入れて、あと不陸整正をしたりしたところ、大分改善された部分もございました。これはもう本当、本格的な整備ではありませんけれども、少ない予算で改善が見られましたので、まず2年連続ですけれども、そうやってあまり予算がかからない工法で行いましたので、これも予算等を見ながらでございますけれども、まずはそういった少ない予算でできる工法もございまして、そういうのをやりながら引き続き整備に向けて頑張っていきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で15番、山崎道夫議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日4日は休会、5日、6日は休日休会、7日は引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集されますようお知らせをいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 5時01分 散会

令和2年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第4号）

令和2年12月7日（月）午前10時開議

議事日程（第4号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	5番	村松信一	議員
6番	廣田清実	議員	7番	高橋安子	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（2名）

4番	谷上知子	議員	8番	水本淳一	議員
----	------	----	----	------	----

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	水本良則	君
総務課長 兼防災安全室長	藤原道明	君	企画財政課長 兼未来戦略室長	吉岡律司	君
税務課長	花立孝美	君	町民環境課長	吉田徹	君
福祉課長	浅沼圭美	君	健康長寿課長	村松徹	君

産業観光課長	佐藤健一君	道路住宅課長 兼まちづくり 推進室長	佐々木芳満君
文化スポーツ 課長	田村英典君	農業委員会 事務局長	高橋保君
上下水道課長	浅沼亨君	会計管理者 兼出納室長	佐々木智雄君
教育長	和田修君	学校教育課長	田中館和昭君
子ども課長	田村昭弘君	学校給食共同 調理場所長	村松康志君

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	議会事務局長 補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、4番、谷上知子議員、8番、水本淳一議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、去る3日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

13番、川村よし子議員。

1問目の質問を許します。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 日本共産党の川村よし子でございます。1問目の質問に入らせていただきます。コロナ感染予防対策関連について質問します。

世界的規模で新型コロナウイルス感染拡大の第3波到来の下で住民の命と暮らしを守るために、コロナ感染症対策が重要になっております。県内でクラスターが発生し、改めて検査体制や医療施設体制の強化が必要になっていることから、以下4点お伺いします。

1点目、コロナ感染症を縮小させるためには、PCR検査の体制強化が必要不可欠であると考えますが、矢巾町民のPCR検査数を把握しているのかどうかお伺いします。

2点目、長引く新型コロナウイルス感染拡大により、県内の経済が危機的状況になっております。町内在住者の中には、雇い止めにより失業し、収入が激減、アルバイト先がなくなったので、進学先の大学を中退してきたなど声を聞きますが、住民からの相談体制はどのようになっているのかお伺いします。

3点目、消費税引き上げから1年が経過し、消費が落ち込んでいる企業や個人消費も落ち

込みがちです。中小企業は、規模縮小や閉鎖など、労働者の収入も低下し、暮らしに打撃を受けております。今年度に入ってからにはコロナ禍対策などで経営が大変な企業もありますが、納税窓口相談の内容や件数はどう変化しているのかお伺いします。

4点目、経済対策として新たな給付制度の新設や上下水道料使用料の減免などの考えはないのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 13番、川村よし子議員のコロナ感染予防対策関連についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、PCR検査については、感染症法という法律に基づき実施されており、居住地を管轄する保健所が医療機関との調整と検査結果の把握をしているため、本町では把握ができない状況となっております。

2点目についてですが、新型コロナウイルス感染症に関連した生活相談におきましては、その感染症拡大の影響により、収入が減少したなどの理由で各種税金、家賃、住宅ローン等の支払いなどの相談を受けており、個別の状況に応じて岩手県社会福祉協議会、町社会福祉協議会などの相談支援機関等と連携し、利用できる制度の情報提供や就労支援等、相談者に寄り添いながら適宜対応をしておるところであります。

また、雇用の安定に向けた相談につきましては、国の雇用保険制度や雇用対策を活用しながらハローワークなど、関係団体と連携し、体制を強化しております。

3点目についてですが、納税窓口における相談内容の傾向を見ますと、新型コロナウイルス感染症が流行する以前からの不安定な就労状況や家族の健康問題などの要因が根底にあることから、コロナ禍が直接の原因となった相談が増加しているという状況ではないと認識をしております。

なお、コロナ禍による減収を理由とした徴収猶予の申請件数については、11月16日現在で町県民税の特別徴収が7件、法人町民税が8件、固定資産税が8件と、これら全部合わせると23件になるのですが、全て事業者からの申請となっております。また、減免の申請件数につきましては、国民健康保険税が12件、介護保険料が5件、これも合わせて17件になるわけです。

次に、4点目についてですが、経済対策として事業者に対する新たな給付制度を実施する予定はなく、今後は需要喚起につながる地域経済の活性化を目的とした支援策を積極的に実

施してまいります。

水道料金及び下水道使用料の減免については、11月20日現在、新型コロナウイルス関連による収入減少に伴う減免及び徴収猶予等の相談はありませんが、今後相談があった場合には、適切に、そして寄り添った対応をしてまいります。

なお、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を受け、一部の水道事業者において、水道料金等の減免が実施されておりますが、水道料金及び下水道使用料は、上下水道事業を維持運営するための必要最低限の費用を確保すべく厳しい経営環境の中で料金体系を定めているところであります。このことから、水道料金等を減免する場合は、不足分を料金改定により賄うことが前提となるため、経済対策としての減免は考えておらないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 何点かありますけれども、順次質問させていただきます。

まず、PCR検査についての質問です。無症状の感染、矢巾町内でも無症状の子どもさんがいましたが、無症状の方でも感染クラスターというわけではないですけれども、感染を引き起こす可能性があるということで、そういう方を把握し、保護するためにも大規模、地域集中的検査のためにPCR検査を増やすことが今後のコロナ感染のクラスターを発生させない手段になると考えますが、そのことについては、どのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

県内におけるPCR検査の体制につきましては、県のほうで通常の感染症の検査機関を設置しておりますし、その体制も拡充ということで現在の感染状況に対応できるように十分な措置がなされておるところでございますし、それ以外に例えば自主検査の部分でも公表、感染症の検査機関と同様に公表はされていないのですけれども、紫波郡医師会内の医療機関、それぞれ紫波町内、矢巾町内でも任意の検査をしていただける医療機関もあるという状況になってございますので、いずれ行政検査で基本的に対応していただけますので、そういった意味では、無症状であっても、関連で行政検査ですので、無料で検査しやすい体制になってございますので、今いずれ県のほうと情報共有しながら町民の皆様には、そういう心配なきはいつでも検査につながるような支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 答弁でもありましたが、管内の保健所が対応しているということで、矢巾町としては、どのくらいPCR検査をしているのか把握できないということなのですけれども、こういう答弁ですけれども、本町でも陽性者の中に陰性者がいました。そして、コロナ感染者がその後は、まだ発生しておりませんが、集団の中の方ですので、そのことについては個別的だと思いますが、何人くらい検査をしたのかどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

町長答弁でもございましたとおり、感染症法という法律に基づいて所管すべき役所が、盛岡市以外の場合は、県の保健所という形になっていますので、市町村といたしましては、盛岡広域の連絡会議等でそういった個別の部分では、情報共有は難しいのですけれども、感染防止に向けた周知啓発なり、町内のそういう県内の検査体制なり、支援体制なりは共有させていただいているところでございます。

繰り返しになりますが、町といたしまして、PCR検査、例えば矢巾の方がどれくらい受けているのかということをお聞きしても、それは県としては感染拡大防止の必要性があるか、否かという判断になりますので、まずそういった場合での回答はいただけないような状況になっているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 把握はできていないということですが、今後のPCR検査は、今までどおり県央保健所の指示に従うことは当然ですが、希望している方、例えば民間でやるにはお金が3万円ほどかかります。そういう方たちには、どのように配慮しているのかどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

PCR検査、いずれ最初は対応の初期の段階では、保健所のそういう相談センターへ相談していただくという形だったのですけれども、全国的にも感染が拡大してまいりましたし、

対応する保健所の負担の部分もあって、若干取扱いが10月時点から変わってございまして、まずはそういうPCR、いずれコロナに感染しているかもしれないとか、そういう症状が現れた方については、まずはかかりつけ医さんに相談していただいて、かかりつけ医の方、お医者さんのほうからそういう相談、検査機関のほうにつなげていただくような流れになっております。

なお、特に若い方であまり持病もないような方であれば、かかりつけ医というのはいないという方も結構いらっしゃいますので、そういった場合は、直接、矢巾町民の方であれば、県中央保健所のそういう相談窓口のほうに問い合わせをしていただくような流れになってございまして、いずれどうしても無症状で心配だという方はやむを得ませんけれども、任意検査という形になろうかと思えますけれども、ただ症状がなくても、いろいろな部分で相談して検査につながっている、つまり行政検査となって費用負担ゼロという方も結構多ございまして、そこら辺は、いずれきめ細かに町といたしましても、町民の皆さんに寄り添いながら対応しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 岩手県ではまだないのですけれども、全国的には、町村でお金を出してPCR検査を、社会的検査をし始めているところがあります。例えば埼玉県の三芳町、そういうところとか、あと東京では千代田区とか、世田谷区とか、神戸でもやり始めておりますが、そのことについては、どのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） それぞれの都道府県に応じて、都道府県のそれぞれのエリア内での感染状況に応じた、いわゆる地方分権の一環の一つとして対応しているところでございまして、やっぱり人口密集の著しい都市部と東北の宮城、仙台があるわけですが、それ以外の都道府県とは、やはりおのずと対応の仕方が異なるというふうに捉えておりますので、このような状況がさらに深刻化すれば、岩手県も、いわゆる対応しなければならないときが来るかもしれませんけれども、現段階においては、岩手県内の各市町村の取組については、対応が適切であろうかなというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 厚生労働省は、11月19日事務連絡で、高齢者施設などの重点的な検査の徹底について要請しましたが、矢巾町としては、このことはどのように取り組むのか。今の段階では、どのようにお考えかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） 幸い町内には、そういった施設でのクラスターはないわけでございますけれども、今後やはり高齢者施設であれば、当然基礎疾患がある方がほとんどでございますし、クラスターが出ると、大変な事態が予測されますので、いずれ新型コロナの対応につきましては、町内各施設とも国のそういうマニュアルに沿って、きちんとした感染防止対策を講じていますので、いずれ町といたしましては、そういう施設とも連携をとりながらさらに今後様々な対応が求められてくるかと思っておりますので、適切に対応していきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 課長は、適切に対応するという事なのではございますけれども、岩手県内でも県立病院を中心にクラスターが発生したのではないかとということが今ニュースになっておりますが、職員は、家族がいます。子どもさんもいる。そういう中で、濃厚接触者がいるんな多方面のところに通っているというか、社会的参加をしているわけですが、やはり矢巾町としてもそういう高齢者施設の職員の方たちも可能性はあるわけです。ですので、やはり社会的検査というか、行政検査だけではなくて、矢巾町として高齢者施設に働く職員を含め高齢者施設の入所者を含めて検査をすることを私は求めるわけではございますけれども、そのことについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

当然高齢者福祉施設の職員の方も、そういうクラスターの一因となつては非常にまずいわけでございますし、高齢者福祉だけではなくて、様々な福祉施設もあります。学校、保育園施設もあります。いずれ町といたしましては、何もしないということではなくて、やはりそういう、例えば児童生徒さんとか、職員の方とか、そういった方々が、例えば仮に新型コロナウイルスには感染していなくても、例えば調子が悪くてPCR検査を受けることになった

とか、そういった場合の対応については、保健所で全部やっているという、そういう答えではなくて、町といたしましては、いずれアンテナを高くして細心の注意を払って、その検査の結果報告、あくまでも受けられた方の善意の協力の下にはなるわけでございますけれども、そういう逐一可能な限りそういう情報収集はして、例えばそういう方がいらっしゃれば、職場のほうでは出勤停止をしていただいている旨の確認とか、そういった対応を、いずれなかなか言葉では一言では言えないくらい、いずれいろいろな場面がありますけれども、町といたしましては、健康長寿課のみではなく、子ども課、福祉課、教育委員会、いずれ様々な部署と連携しながら、そういう対応をしているところだけのご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今度はPCR検査の負担のことなのですが、ちょっといろいろな資料を見ましたら、PCR検査は、特に国としては補助をしていなくて、県とか市町村が補助するということなのですかけれども、2分の1ずつ補助するということなのですかけれども、矢巾町としては、現在はどのくらいの補助を考えているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、町といたしましては、いずれ今の状況につきましては、行政検査のほうで対応していただくべきものというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） ホームページを見ますと、陽性者について記載はされておりますけれども、その症状が記載されていないのです、矢巾町の場合。それで、岩手県のホームページを見ると、症状が書いているのですけれども、それはどういうことで記載されていないのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

症状につきましては、県なり、あるいは盛岡市であれば盛岡市保健所のほうで記者会見をして、ホームページで公表しているわけでございます。町といたしましては、それ以上に詳

しく情報を知り得る手段もございませんし、やはり町民の皆様に対してのホームページなので、そこら辺、県としての感染拡大防止の目的で周知する部分と町として幅広く周知啓発する部分と、当然県よりいずれ詳しくできないということだけのご理解いただきたいと思ます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 私は、町でホームページにもちょっと1日遅れでも症状も記載すべきだと思います。矢巾町のホームページを見る方もいると思うのです。今現在矢巾町では6例とか、そういう形で記載し、症状はどうだったのかとか、そういうことも必要だと思います。なぜかという、県のホームページだけではなくて、矢巾町のホームページを見て、ああ、気をつけなければならないな、無症状の人もいるのだ、そういうことも町民にPRではないですけども、危険を察知する、そういう気持ちにさせることも必要ではないかと思ますけれども、どうでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ホームページでの公表の在り方については、様々いろいろなお見解があろうかと思まけれども、やはり一番大事なのは、その感染された方が誹謗中傷を受けたりとか、あるいはどこの誰だろうとか、そういった特定をしようとする方はどこにでもいらっしゃいますので、いずれそういったことから感染された方が1日も早くお元気になっていただいて、安心して職場なり、地域生活なりに復帰していただくというのが一番重要だというふうに考えてございますので、町のホームページでその方の症状を詳しく何かお知らせするというのは、そういった意味ではちょっといずれ難しいのかなというふうに考えます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今日の報道では、行政検査が岩手県内で4,605で民間検査数が4,687、抗原検査では907ということで報道があります。やっぱりPCR検査は、コロナ感染を拡大させない一つの方法だと思います。ですので、今後も行政として支援をする、そういう体制、そしてお金も考えることが必要だと思います。

次の質問に入らせていただきます。岩手県社会福祉協議会への相談件数、矢巾町社会福祉協議会への相談件数、支援に結びついた件数はどのくらいあるのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

コロナ感染症に特化したご相談は、生活相談係では、4月以降33件のご相談を受けております。コロナに特化したということでございます。今回生活福祉資金等、緊急小口特例貸付、矢巾町社会福祉協議会で申請というか、ご相談を受けて、岩手県のほうの社会福祉協議会のほうに申請件数を上げた件数は、11月末現在で35件、決定件数34件の状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） それから、企業のことなのですけれども、答弁では、町県民税の特別徴収が7件、法人町民税が8件、固定資産税が8件、全て事業所からということで23件になっていますが、その企業のことなのですけれども、その企業で相談があって、どのように解決したのか、事例を挙げて答弁をお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

事業所の具体的な名前はすみませんが、差し控えさせていただきますけれども、今町長答弁の中からさらに法人住民税は1件増えて9件、固定資産税も1件増えて9件というふうな状況になっておりますけれども、総トータルの金額として、1年間各納期ごとに猶予されているような状況になるのですけれども、この総トータルで2,140万円ほど猶予されているということで、1年間その納期ごとに1年後までに支払うことが可能になった。そして、延滞金がないというふうな状況になっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今後も増える可能性があると思うのですけれども、そのところはどうにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えします。

こちら納期ごとに1年間、そして今年度だけの一応措置というふうになっておりますので、まだ3月まで十分納期があるものもございますので、こちらは申請があるたびに一応減収の状況を確認させていただいて、恐らく申請あるところというのは、十分減収されている部分なのではないかなということ、この金額、先ほど2,100万円といたしましたけれども、まだまだ増える可能性がございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今のところは、企業の方が多いのですけれども、その企業で働く方、次のステップがあると思うのです。それで、やっぱり社会福祉協議会とか、そういう収入が一定しない方たちの相談窓口も大きくしていかなければならないと思いますが、そのことについては、今もやっているということなのですから、今以上何か考えているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今企業に関しまして申請をたくさんいただいているということなのですから、もちろん企業のほうは、このまま継続させていただきますし、あと個人のほうに関しまして、ちょっと納期が個人のほうの住民税なんかちょっと実際はほとんど終了していた状況なので、これからもうないのかもしれませんが、国民健康保険に関しましては、まだ納期がございます。介護保険に関しましては、まだ納期がございます。こういった状況、こちらに関しましては、まだこれからも増える見通しがありますので、このまま継続して申請のほう受け付けさせていただきたいと思っております。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） 私のほうからは、個別の相談を対応している担当課ということで答弁させていただきたいと思っております。

福祉課に生活相談係ができてから、昨年度生活困窮の様々なご相談を受けた件数は、昨年度末60件でしたが、今年度は既に107件のご相談を、コロナに特化してではないのですが、ご相談を受けている状況でございます。

さらに、今矢巾町社会福祉協議会のほうでは、歳末助け合い募金ということで民生児童委

員の皆様が10月中、このたんぼぼ募金ということで昨年度から名称もちょっと変えて対応しているところですが、民生児童委員の皆様が個々に、個別に訪問をして、この募金を求めたいという方々のご意向を聞いて、12月に民生委員の皆様が、その方々に個々に配分をする予定になっております。今のところ取りまとめた件数は250世帯ほどでございます。いずれにしても、私ども福祉課、それから担当する、関係する福祉の担当部署、それから社会福祉協議会と一緒に生活でお困りの方々のご相談を受けて、そして本当に寄り添った支援をしてまいりたいと思っております。

また、状況によっては、生活保護のご相談を受ける場面もあるかと思えます。その場合は、盛岡広域振興局のほうともやり取りをしながら緊急性等に対応した支援をしていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 事業所関係のご相談についてのほうを私のほうから答弁させていただきます。

事業所関係につきましては、庁舎内はもちろん福祉課、あとは税務課と連携をとるのはもちろんのことですけれども、個別の相談につきましては、直接金融機関、もしくは商工会のほうに相談される事業者の方が多いということで、その辺も連携しながら、状況を見ながらその辺も支援しながらやっていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今の答弁にちょっと考えていただきたいのですけれども、町内で国の交付金はもらっている、持続化給付金、家賃収入とか、そういうのをもらっているところの方なのですけれども、本当にお客が少なくて大変だという、そういう方がいます。その方は、役場には一度も相談したことはない。ですので、役場に来て相談するのは、ほんの一部の人だと思います。ですので、やはり広報等でPRするのはもちろんですけれども、インターネットとか、そういうことでもちゃんとPRし、そして矢巾町として独自の支援も考える必要があると思います。そのことについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 支援につきましては、国、県、町の支援につきましては、広

報並びにホームページのほうで随時更新させていただいておりますし、独自の支援ということでございますけれども、先日も県の振興局、広域振興局と連携して、飲食店を個別に回って歩きまして、そういった状況等把握してございますし、あとは企業連絡会を通じて、いろいろアンケートを通じてどういった支援が必要なのか、そういったことを今現在どのように考えているか、その辺を把握しながら新たな支援策に向けて、今検討中でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 高齢者の介護保険について町長にお伺ひします。

厚生労働省は、増え続ける介護給付費の抑制をするために2014年の介護保険法改正で要支援者を介護保険給付から総合事業に移行させました。2021年4月からは、総合事業のうちボランティアなど、住民主体のサービスについて利用者の症状が重くなり、要支援から要介護に移行するサービスが利用できない場合があるなどとして、本人の希望と自治体の判断を前提に要介護1から5の人も総合事業の対象とすることができるよう見直す計画案が示されましたので、3点お伺ひします。

1点目、総合事業の対象を広げると介護事業者の経営に関わることやボランティア募集、地域住民や利用者の負担が増加するのをお伺ひいたします。

2点目、今年度介護保険料の見直しの時期であります。来年度の介護保険料は、現時点でどのように見込んでいるのをお伺ひします。

3点目、エンジョイ介護予防センターが開設されましたが、介護予防策としてどのような支援をしているのか。また、利用状況はどうかお伺ひします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 高齢者の介護保険についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町内では、訪問介護事業所6事業所のうち2つの事業所、それから通所介護事業所12の事業所のうち7つの事業所が総合事業を実施しておりますが、その全てにおいて要介護者を対象としたサービスを実施しております。要支援から要介護になっても、継続利用が可能となっていることから、対象を広げることによる介護事業所への影響はなく、また地域住民や利用者の負担増加につながるものでもない判断をしておるところで

あります。

なお、住民主体による訪問サービスBについては、家事援助支援など訪問介護では、提供できないサービスの継続利用が可能であることから、その担い手でありますおれんじボランティアのさらなる育成を図ってまいります。

2点目についてですが、現在の介護保険料基準額は、ご存じのとおり月6,500円ですが、今後の人口動態や介護保険サービス利用見込みからすると、保険料が上がることは避けられないものと認識をしております。保険料の基となる来年度以降3年間の第8期介護保険事業計画については、現在検討委員会を設置し、事業内容等を検討しており、今後町民への説明会及びパブリックコメント等でのご意見等を踏まえた上で策定いたしました。人口動態などの推計値やそれぞれのご意見等を勘案し、介護保険サービスを必要とする方が安心して確実にサービス利用ができるよう皆様にご負担いただく適切な保険料をお示ししてまいります。

3点目についてですが、10月に開設いたしました矢巾町えんじょいセンターでは、月ごとにテーマを設定する自分で選べる健康教室を週1回、シルバーリハビリ体操の普及と通いの場の推進のためのさわやか体操クラブを月2回、集いの場、仲間づくりの場としてえんじょいサロンを週1回、認知症や家族介護者等のカフェを主催者ごとに月1回開催しているほか、先月は岩手医科大学による「やはば脳とカラダのいきいき健診事業」の受診者を対象としたサロンを開催しております。

10月の利用状況は、全体で延べ95名の利用となっており、ほかに延べ50名が休憩や相談等にいらしております。それぞれ参加者の皆様からは、ご好評をいただいておりますが、今後さらに町民の皆さんが訪れ、相談しやすい環境づくりや町内各地区で行っておりますエン（縁）ジョイの拠点としても活用されるよう努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 何点かありますけれども、1点ずつ質問させていただきます。

まず1点目は、総合事業のえんじょいセンター開設、私も出席させていただいたのですけれども、施設の造りなのですからけれども、やっぱり高齢者中心ですので、手すりとか、それから階段が、段差がないとか、そういうことが必要だと思うのですけれども、そういうところがちょっと欠けていたのではないかなと思うのですけれども、その点は、どのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

10月10日にオープンしたわけでございますけれども、旧町民センター食堂を改修しながらの対応ということで、川村議員ご指摘のとおり、そういう高齢者の方が集って安心して各種介護予防事業に取り組むためには、そういう段差あるいは室内照明の部分であるとか、様々改修、改善が必要な部分もございますので、それらの点につきましては、明日予算決算常任委員会が開催されるわけでございますが、その場におきまして、旧町民センター食堂の改修部分の補正予算についてもお願いを申し上げる予定となっておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 答弁では、明日の予算決算常任委員会ということなのですが、やはりお年寄りが使用するところのトイレは、手すりが必要だし、階段のあるところ、階段を上ってトイレに行くというのも、やはり私は次からはもう高齢者の方は行きたくなく、1度行けば、もう行きたくなくなります。田園ホールがそうでしたので、やはりそういうことは、今はもう95人ぐらいは利用しているようですのであれですけれども、そういうことを解消することが今求められていると思います。明日の予算決算常任委員会を楽しみにしております。ということでまずはあれです。

今度は保険料のことをお伺いします。保険料なのですけれども、今回8期なのですけれども、7期までをみると、私は見てきたのですけれども、いつも3月初めにこのくらいの金額になりますよという金額を公表します。やはり高齢者の方は、また介護保険改定か、介護保険料が高い、それなのにまた改定で値上げになる。それは、本当に今のコロナの中で家に閉じこもっている高齢者にとっては、お金を納めても利用できない介護保険になっています。そういう保険料を値上げしない工夫、何をしているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

ご指摘のとおり第7期までずっと介護保険料は上昇という、そういう実態なわけでございますけれども、やはりこれまでも様々お話ししてきたわけでございますけれども、介護給付費を抑制するためには、いかに介護予防事業を強化して、いわゆる健康寿命を延伸していく

ことが非常に重要でございます。また、第8期計画におきましては、国でも言っているわけですが、フレイル対策が非常に重要になってまいりますので、いずれ先ほどえんじょいセンターのご質問もあったわけですが、新たな拠点も中核としながら、いずれ介護予防事業を強化しながら認知症施策も当然ですが、いかに介護給付費を抑制するか。そのためには、認定率というのが一つの目安になるわけですが、矢巾の場合は、大体十四、五％ということですが、この認定率も少しでも下げられるように介護予防事業を中心とした強化によって対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） おれんじボランティアでえんじょいセンターというか、おれんじボランティアを育成して、そして総合事業をやるということなのですが、おれんじボランティアは無償ですよ、その有償の考え方というのではないのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

おれんじボランティアにつきましては、ご案内のとおり介護給付に該当しないような家事援助を中心とした対応をしているのですけれども、決して無償ではなくて、1回500円というところで利用料、実費負担を徴収しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 私は、総合事業は、ボランティアで担うというところが、すごく、あまり賛成できないなと思いつつ国会の答弁とかを見ていたのですけれども、安上がりの介護をやるのではないかなと。専門的なボランティアの方もいますけれども、講習会とかはどのようになっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） 確かに国全般では、そのような声もあるのは、私も十分承知はしてございます。おれんじボランティアさん方におかれましては、決して安上がりとか、そういったことは聞かれると、お心を痛めるくらい一生懸命、本当に社会貢献、地域貢献ということで尽力していただいているところでございます。研修につきましては、地域包括支

援センターの認知症支援推進員が中心となって養成講座、そして実際の派遣に当たっても、きめ細かな注意点等指導しておるところでございますので、研修については、いずれ十分やっていたらというふうに私どもは受け止めてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） では、安上がりのというのは、取り消させていただきます。一生懸命やっているボランティアさんに申し訳ありませんので、取り下げていただきます。

総合事業の中のB型の訪問介護、そのことなのですけれども、難病の方から、たまたま自分は介護保険でやるのか、それとも今までどおりのサービスを受けるのかという話をされたら、介護保険ではサービスが週のうち1日だか少なくなるというような話もされたということで、今までどおりお願いしますということなのですけれども、その仕組みがちょっとよく分からなくて、70歳になれば全部、難病の方も、それから障がい者の方も全部介護保険になるのかなという、そういうのもちょっといろいろ調べたのですけれども、そういうのはどのようにになっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

たしか以前の一般質問でもそのようなご質問を頂戴したことがございます。障がい者の方が年齢が到達して、いわゆる高齢者になって介護保険も利用できるし、従前の障がい者サービス等も利用できるという場合、そして単純にサービスの量が減ったり、負担が増えたりということになると、ご本人さんにとっても非常に案配の悪いこととなりますので、そういった対応につきましては、いずれ所管課が縦割りということではなくて、福祉課と私どものほうで連携しながら、その対象者の方の生活状況、そして今後のサービスがどのようになるのかをちゃんと共有した上でご本人さんにもきちんと丁寧に説明して、そしてご選択していただいて、可能な限りそういうサービスは低下せず利用料が増えないような形を寄り添いの対応をさせていただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、時間も大分経過してきましたし、密を防ぐためにもここで暫時休憩としたいと思います。

再開を11時といたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、3問目の質問を許します。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 3問目の質問に入らせていただきます。

町営住宅の改修について町長にお伺いいたします。

町営住宅戸数は242戸ありますが、網戸や換気扇の設置等に取り組んできたことは敬意を表します。一部の町営住宅の屋根の塗装は行われておりますが、未塗装の住宅が見受けられますが、早期改修が必要であると考えことから、今後の計画をお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 町営住宅の改修についてのご質問にお答えいたします。

老朽化が進み、傷んだ屋根につきましては、随時塗装を含めた修繕で個別に対応しているところであります。また、団地単位で大規模に改修が必要かどうかの判断につきましては、建築専門分野からのご助言をいただきながら費用対効果を考慮し、今後も計画的に対応してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 3点ほどありますけれども、一問一答でいきます。まず、1点目なのでありますけれども、町営住宅の今後の方針の中の町営住宅の整備方針で耐用年数を経過する102戸について、直接供給、家賃補助等の対応をし、検討することが必要になりますとありますが、直接供給とはどういうことなのかお伺いします。そして、これはいつをめどにやろうとしているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） お答えいたします。

今町営住宅11団地、242戸につきましては、それぞれ長寿命化計画、平成22年に1回策定し

ておりますが、その後今年度今現在町営住宅の長寿命化計画を見直しを行っているところです。それでその中で三堤住宅、森が丘住宅、明堂住宅、これらにつきましては、改修を行いながら長寿命化を図っていくというようなことになっておりますし、そのほかの8団地につきましては、建て替えを前提としながら維持修繕を行っていくというような形になっております。そういった中で、今現在三堤住宅4棟あるわけなのですが、これらにつきましては、外壁等を補修しながら維持修繕を行っておりますし、そのほかの住宅につきましても行っておりますが、森が丘住宅につきましては、今年度からそういった長寿命化を図るための改修工事を行っているところです。

先般の一般質問でありましたけれども、高田住宅、矢巾住宅につきましては、社会資本総合整備交付金のほうを入れなくて今まで維持修繕を行ってきていましたので、集約を前提に町営住宅の整備を今後図っていくというような形で、そのほかの団地につきましても、この集約化と併せて、こういった方向性で町営住宅を維持していったらいいか。我々のほうでは242戸という数字に関しては、矢巾町内でも必要不可欠の戸数というふうに捉えておりますので、そういった中で今後こういった町営住宅の建て替えなり、集約なり、そういったものを考えていかなければならないかというところを今現在長寿命化計画を策定しているところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今の答弁では、その期間がちょっと計画をつくっている段階で、その計画がどのくらいの年数なのか、それがはっきりお話しされませんでしたけれども、今の高田住宅、それから矢巾住宅に住んでいる方々の102戸なのか。そして、そこに入居している方々は、高齢化というか、いろいろな障がいを抱えている方もいます。ですので、すぐすぐの引っ越しとか、そういうことはできないと思います。思いますというか、やっぱり一人で住んでいる方もいますけれども、そういうのを計画的に将来を見通せるような方向にすることが今求められていると思いますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） お答えいたします。

町営住宅の将来的なことにつきましては、今現在、先ほどの長寿命化計画は、では何年計

画なのかというところですが、今後10年間のうちにどういった方向性でそれぞれの住宅を維持管理していくかというような計画を立てるものになっております。その中で今後の町営住宅のそれぞれの在り方を、もちろん検討しながら、どういった建て替えなり、集約なり、あるいは場合によっては廃止とか、そういった部分も含めて計画することにしておりますので、そういったところが今年度中におおよその将来的な構想が出てくるかなと思っておりますので、その際は、議員各位にもお知らせをしたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 先ほどの答弁の中にありましたけれども、社会総合整備事業ではなく矢巾町の一般会計からの支出でその102戸の町営住宅は整備するということなのですね。私はそういうふうを受け取ったのですけれども、どうなのでしょう、再確認です。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） お答えいたします。

まず、今までいろんな場面で答弁してきております矢巾住宅、高田住宅の方向性につきましては、今現段階ではPFIの手法を採用できないかということで公的資金あるいは民間資金の活用をどういった方向で使いながら整備していったら、町の財政的にも有利であるかというところを今現在検討しているところであります。

そのほかの住宅の整備につきましては、その時点、時点において、社会資本整備総合交付金が見える住宅の整備の手法だったり、あるいは同様にPFIの公的資金、民間資金、そういったものを使いながら財政的にも平準化を図りながら建てられるかとか、そういった部分については、それぞれの住宅の整備を行っていく上で検討していきたいというふうに考えておりますので、必ずしも社会資本整備総合交付金を使わなければならないとか、あるいは国庫補助事業とか、そういったものでも対応できる部分も、場面もあると思っておりますので、そういったところは、町の財政的にどういったことが有利なのかというところをその場面、場面で検討しながら整備を図っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 住宅の中では、やっぱり屋根の塗装が著しく早期に塗装が必要な

ところが見受けられますので、そういうところは順次、長寿命化計画は10年をあれするという事なので、やはり塗装はやるべきだと思うのです。塗装しても5年もしくは10年もつかもたないかです。だから、やはり塗装だけはやったほうがいいと思います。

それから、入居者の中で、やはりいろいろ要望等があると思いますが、その辺はどのように対応しているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 屋根につきましては、やはりここ数年であれば、ちょっと塗装をしていないので、それぞれの住宅においてかなり劣化をしている部分もあります。そういった部分につきましては、今後計画的に先ほどご説明いたしました建て替えなり何なりという計画にないような住宅からまず手をかけるとか、そういった部分を考慮しながら整備の方向を進めていきたいというふうに考えております。

ちなみに屋根の塗装だけだと、先ほど来お話ししております国の交付金につきましては、該当にならないので、どうしても町の単費になってしまいます。そういった部分を現段階で入居者の方々からいただいている使用料、そういったものの総合の計画を見据えながら、塗装は今後計画的にやっていきたいというふうに考えております。

そういった部分に合わせまして、雨樋とか、そういった部分で修繕がどうしても必要だというような場所については、それぞれ対応しておりますので、もしそういう声がある箇所がありましたら、ぜひ我々のほうにも教えていただければ、できる範囲で対応していきたいと思っておりますので、ご教示いただければと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今の答弁では、そこの入所している方がいろいろやってほしい、例えば縁の下から風が入るので、少し床を整備してほしいとか、そういうのもまだ聞いていないのですけれども、そういうのも対処してもらえるのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） そういった部分が何の原因なのかというところの調査から我々もやっていきますので、それでどうしても劣化が原因で風が入ってくるような場合には、何らかの方法で風の入り口を塞ぐとか、そういった部分は予算の範囲内で我々で対応できますので、ぜひお話ししていただければと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 最後の質問になりますが、やはり居住権というのがありまして、住んでいる人たちが快適に生活できるよう、そしてそれにはやはり特に町営ですので、町として快適な生活をできるように配慮するのが町の役割だと思いますので、親切丁寧に対応していただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 今後も皆さんの生活に何らかの支障がないように町営住宅の維持管理に努めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

以上で13番、川村よし子議員の質問を終わります。

次に、2番、吉田喜博議員。

1問目の質問を許します。

（2番 吉田喜博議員 登壇）

○2番（吉田喜博議員） 議席番号2番、町民の会、吉田喜博です。今日は、二十四節気の大雪です。本来は、大雪が降る、暦の上では降る予定なのですがけれども、今日は、空を見上げれば、青々としたすばらしい天気でございます。やっぱり花は色、人は心で過ごしたいと思っています。それでは、質問に入ります。

市街化調整区域の活性化について。第7次総合計画後期基本計画では、産業の活力を高めるまちづくりがまちづくりの方針に掲げられております。その中では、町の玄関口の一つである矢幅駅周辺から岩手医科大学附属病院を中心に市街地の活性化が図られています。また、西部地区は観光開発において、活性化の計画があり、スマートインターチェンジ周辺においては、道の駅の検討も進められることになっております。まちづくりの方向性として、まさに勢いのある町を加速させることが期待できるものだと思います。しかし、矢巾町が抱える大きな課題は、中心市街地と市街化調整区域の格差であります。市街化以外の地区は、人口減少にも歯止めがかからなくなることが危惧されることから、以下お伺いします。

1点目、地域を活性化させるためには、農家の実質所得の向上を図る必要がある。例えば営農を継続しながら同じ場所で太陽光発電を行い、売電や自家消費を行うソーラーシェアリングにより、所得向上か可処分所得の向上を図るために、支援策等の調査検討を行う考えはないかお伺いします。

2点目、現在進めている国道4号沿いの開発について、南進化の考えはないかお伺いします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 2番、吉田喜博議員の市街化調整区域の活性化についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、農家の実質所得向上のため、農地に支柱を立てて、上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組であるソーラーシェアリングは、支柱の基礎部分について農地法に基づく一時転用の許可が必要であります。営農型太陽光発電として作物の販売収入に加え、売電による継続的な収入や発電電力の自家利用等による営農経営の改善が期待できる取組手法となっております。

支援策について、国による支援メニューや金融機関による融資メニューなど各種あることから、町単独による事業者向けの助成を検討する考えはありませんが、営農型太陽光発電システムフル活用事業や固定価格買取制度による安定した売電収入、環境エネルギー対策資金による融資などの周知に努めてまいります。

2点目についてですが、市街化調整区域の地区計画制度における企業立地事業は、現在本年9月1日に公表いたしました第1立地候補者であります岩手日野自動車株式会社が当該地権者と用地取得交渉を進めているところであり、町といたしましては、今後の事業推進に向けたフォローアップを継続的に行ってまいります。

今後の企業立地の南進化については、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の低迷等、先が見通せない状況であります。現在も立地に関わる業務用地の問い合わせがありますことから、現在進めております第1候補地における事業化のめどがついた段階で第2候補地を進める予定としております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 農業経営に期待できるということまでは理解できました。しかし、ソーラーシェアリングの一時転用の許可というのは、簡単にできるものなのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋 保君） お答えをいたします。

今現在町内で太陽光パネルを設置しているところがありますけれども、手続はそのとおり一時転用、農地法上で手続になりますので、農業委員会で手続が必要となります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） ソーラーシェアリングと野立て式では違いますが、野立て式というのは、そう簡単にはできないとお聞きしましたけれども、その辺はどうなのでしょう、お聞きします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋 保君） お答えをいたします。

一時転用になりますと、町長答弁ありましたとおり、支柱部分が転用することになります。それで、許可に当たりましては、きちんとした計画が必要になるわけですが、今現在作っている農作物、そしてソーラーパネルを立てた後の収穫量、これがある程度どのくらい取っているのかという許可、いわゆる許可する審査、こういったものが違ってきますので、こういったものにつきましては、県と連携をとりながら進めてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 次に移ります。国や金融機関関係の支援策はあるが、町としてその関係機関につなげる橋渡し役的な支援ができるかどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 様々国の支援につきましては、農水省のものもあれば、環境省のものもあります。いろんなやり方によって、例えば売電する場合は農水省のものを使えないですし、売電ではなくて、あくまでも自分たちで発電したものを自分たちで使うということであれば、農水省のメニューも使えますし、そういったいろんな場面が出てきますので、その辺につきましては、うちのほうでも研究しながら国の支援策等を紹介させていただきたいというふうに思っておりますし、また金融機関につきましても、県内の金融機関でそういった、銀行のほうでこういったソーラーパネルに関しまして融資している金融機関がありま

すので、そういったところとも相談しながらご紹介をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 次に移りますけれども、第1候補の岩手日野自動車さんの現在の進捗状況をお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） ただいまの進捗状況ですが、先ほど答弁のほうでもお話ししておりましたが、現在地権者の皆様と日野自動車のほうと協議をしている段階ということでとどまっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 1か月前とあまり変わっていないのですけれども、これから変わっていく努力はなさっていただけますか。

○議長（藤原由巳議員） 制度の中身、事業の仕組みまでしゃべらないと。

佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） ちょっと舌足らずな答弁で大変申し訳ありませんでした。今現在、11月に第2回目の説明会を行って、地権者と企業と合わせた説明会を行っております。その後、今現在地権者の皆様方と交渉を行っている段階になっておりますが、この事業につきましては、町は仲人役といいますか、マッチングまでということです。企業さんと地権者さんのマッチングまでというような整備手法になっておりますので、町が率先して金額提示したり、地権者と直接お話しをしたりとか、そういったことではなくて、あくまでもこれは企業さんの開発行為という、いわば市街化区域のところでも民間開発をして住宅団地を整備しているところがありますけれども、そういった形と同様に、あくまでも企業さんと地権者さんの間で進んでいくものというふうに考えております。

ただ、それを進めるためには、いろんな整備に関しての開発許可とか、都市計画法だったり、農地法だったり、いろんな手続が必要になってきますので、そういったところを役場がフォローアップしながら事業展開できやすくなるように仲介を行っているというような状況であります。

今後の予定につきましては、その地権者交渉次第ですけれども、徐々に地域の測量とか、そういった部分も入って行っておりますので、もう少し時間がたつと若干開発の許可の申請が出てきそうだとか、そういった情報はお流しできるかとは思いますが、現段階ではまだ地権者と交渉している段階というような情報にとどまっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 確かにお聞きすれば、何かギアとギアが合わない、かみ合わない、うまく回らないような気もしますけれども、やはりそこは漆でも塗ってなめらかになるように、皆さんにお話しできるような体制でお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 今現在企業さんと地権者さんの間で協議はしておりますが、特段何か支障があって止まっているという案件も今のところは聞こえてきておりませんので、順調に、説明会とか、そういった部分でもうまく、町と地権者、地権者と企業さんというふうな、町と企業、それぞれ3者の関係というのは、うまく回っている状態ですので、さらに拍車がかかるように、ちょっとグリスを塗っていきたいなというふうに考えております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 了解しました。

次に、第2候補地、これからやるのですけれども、その面積、場所、今は農協の近辺ですけれども、次の第2候補地は、大体どの周辺を見込んでいるかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 今回の案件の場所以外のところでも、国道4号沿線の東西の土地を所有している地権者の方々に町でアンケート調査を行って、今後の意向というのを確認している場所があります。今後売買なり、賃貸なり、そういったことで、なかなか農地として利用していくのも維持していくのも難しいなというような方も中にはいらっしゃいます。そういった部分を見極めながら、現在行っている場所のように、次の計画を立ててもいいような地権者のお考えの場所を選定して、第2候補地を決めていきたいというふうに考えております。

若干面積の規模的には、今のところは約3ヘクタールということで大きな部分ですが、またちょっと今までの企業さんからの問い合わせとか、そういったものでも、もう少し面積の小さいところとかというようなお話もありますので、そういった部分をいろいろ検討しながら、現在の進めているのがめどが立ってきた段階で第2候補地をまた進めていければなどというふうな考え方で先ほど答弁させていただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） ぜひともスムーズに行っていただきたいと考えます。

次に、企業誘致と関連しまして、国道4号線沿いの太田川沿い、地域、土橋、北郡山、太田等があります。農業地帯でもあります。隣の町紫波町、古館ニュータウンがありまして、矢巾町への通勤、通学、ショッピング等の重要な役割を担う公共交通の拠点道路であります。聞くところによれば、古館駅周辺区画整理事業が昨年度から施工されているとのこと。そこで、古館橋近辺、北郡山地区、その辺の価値のある高い機能性のある地域でありますから、これに矢巾町として、どういうフューチャーデザインを持って取り組むのかが地域住民の大きな関心事であります。そこで、間野々だけではなく、やはり住宅地としての開発計画の考えはあるかどうか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 現段階では、古館駅という立地に最適な駅も近いということで古館ニュータウンはそのとおりなのですが、駅の周りを、紫波町のほうでは、ロータリーのような形で整備できればということであの辺一帯を区画整理といえますか、ちょっと手法までは確認とれておりませんが、そういった整備を行うというようなことは聞いておりますが、我々矢巾町としては、現在の都市計画のマスタープランあるいは矢巾町の総合計画、そういった部分でもまだちょっと位置づけがなされていない状況でありますので、たださっき言ったように駅とか、紫波町の住宅団地、川を挟んで片や農地、片や住宅ということで、そういった部分もありますので、今後いろんな声を聞きながら、そういう位置づけまで持っていけるかどうかというような検討も含めて今後町として検討をしていきたいというふうに考えております。

以上、お答え。ただ、もう一つ太田川の古館、紫波町さんとの堺の太田川につきましても、今後改修計画もあります。現在設計とか進めておりますが、そういった部分の見通しなども

含めて土地利用が可能かどうかというようなところも含めて検討していければなと思って
おります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 今のところは通告にちょっと詳しくないので、答弁も非常に難しい
と思うので、できるのであれば、こういうのは、きちっと通告書に通告していただければ、
もっと詳しい答弁ができるかと思えます。

他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） これは終わりにします。ありがとうございました。

○議長（藤原由巳議員） 次に、2問目の質問を許します。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 2問目の質問に入らせていただきます。西部地区活性化について。

第7次総合計画後期基本計画では、西部地区の活性化を施策の方向に掲げて南昌山山麓に
広がる煙山ひまわりパークや矢巾温泉、城内山、稲荷街道松並木、町営キャンプ場など、自
然豊かな観光スポットを連携させ、エリア全体として魅力を発信しながら人を呼び込む地域
づくりを進めるとしています。煙山ひまわりパークの活用は、一時的に限定されており、年
間を通しての活性化としては、もう一步踏み込む必要があると思えます。そこで、自然を満
喫しながら気軽にトレッキングやハイキングを楽しみたいという人たちをターゲットとす
るコースを整備し、健康づくり施策とも連動させて、町内外から人を呼び込むことも活性化
の一つになると考えることから、以下お伺いします。

1点目、トレッキングやハイキングのコースと考えた場合、和味地区の昔山道として使わ
れておりました、そのルートを整備し、健康増進と観光につなげる考えがないかお伺いま
す。

また、観光の一つとして、伝法寺館跡も財産であります。そのことから遺跡への道路整備
の考えはないかお伺いします。

2点目、コースを整備しただけでは、ハード整備だけになってしまい、継続した利用がな
くなってしまふ懸念があります。一番大事なことは、人を呼び込み、継続して利用するこ
とが必要だと思われまふ。クアオルト健康ウォーキングを参考して、本町が進める健康チャ
レンジ事業等と連動させた矢巾町独自の取組を行う考えはないかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 西部地区活性化についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、和味地区側からの城内山周辺の新たな山道の整備については、地権者の立ち会いの下で現地確認等を行い、整備の方向性について検討しているところであります。今後は、観光分野との連携を図り、道路環境整備による観光の振興に努めてまいります。

また、伝法寺館跡については、北谷地山の東麓にある戦国時代の山城跡で、平成2年の発掘調査では、多数の建物跡や出土遺物が確認されております。今後は、このような財産の観光振興における活用について検討するとともに、地域の要望に合わせた道路環境整備を検討してまいります。

2点目についてですが、本町では、これまでウォーキングイベントについて健康増進事業の一環として取り組んでまいりましたが、健康チャレンジ事業を中核とした運動習慣の定着化を通じた健康寿命延伸に向けた取組の中で、総合的かつ効果的な運動の在り方を検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 先週の一般質問で廣田清実議員が質問した答えて、交付金を活用して東側の道路整備を行うとの答えてありましたが、その交付金を活用して、和味地区からのクアオルトトレッキングコースの整備はできるのかどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 中山間の多面的交付金ということで、そちらの国の事業になりますけれども、そちらの事業を使って山道を整備するということで廣田議員の質問にもお答えしたとおりでございますけれども、そして今吉田議員からご提案がありましたクアオルト健康ウォーキング、こちらのほうにも十分活用できるかと思っておりますので、今進めている計画をしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

よろしくお願いたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） この整備は、非常にかかるわけなのですけれども、どの程度かかるのか、その辺りはっきりしないままで進んでおるのですけれども、その辺りもう少し詳しく

お伺いしたいですけれども、よろしいですか。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） スケジュール感が恐らく気になっていらっしゃるというふう
に考えますけれども、今進めているのは、今年度中に大体大まかな概要的な部分を詰めまし
て、できれば早く令和3年度からの国の事業のほうに取り組んでまいりたいというふう
に考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 今のこの道路の中では、煙山ダムのほうからの西側のところですか、
それ1本だけですね。そして、あそこの道路も狭いです。幅がないですから、車の往来がで
きません。そのためにはどうするかと考えた結果、私の考えで申しますと、東側の和味地区
からの車道もよろしいのではないかなど。簡単に言えば、一方通行ですか、東から上がって、
道路を造らなければできないですけれども、東側から上がって、そして西側の煙山ダムのほ
うに下りると、そういった一方通行の考えもこれから考えていったらどうなのかちょっとお
伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 当初和味地区側から登る山道につきましては、最初は、ウォ
ーキング、歩けるということで車の拡幅までの整備は、当初は考えておりませんでしたけれ
ども、将来的には、やはり車も通れるような形で当然中には、待避所というか、車のすれ違
いもできるような待避所も設けながら進めていきたいなというふうと考えてございます。

今ご提案ありました一方通行にして、和味地区から登って、西のほうから抜けるような一
方通行にしたらいのではないかなというようなご提案ありました。その辺についても検討さ
せていただきたいというふうに思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 3問目に移ります。町有財産の遊休地の活用について。

本町においては、開発可能な町有財産の遊休地があります。現在住宅地、企業誘致の土地
も不足していることから、その活用が期待される場所でもあります。そこでお伺いします。

1点目、現在開発可能な町有遊休地は、何物件あり、活用について検討が行われているものがあるかどうかお伺いします。

2点目、町民の大切な財産ではあるが、開発行為の進捗状況において売却も選択肢として有効であるとするが、売却を進めている遊休地はあるのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 町有財産の遊休地の活用についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、昨年度から町有財産の遊休地について確認を行い、開発可能なものとして市街化区域内に7件、約1万3,000平方メートルを確認しており、これらの物件につきましても、今後の利用計画もないことから売却を進めることとしております。

2点目についてですが、売却を進めている7件のうち2件を売却しており、その面積は約1,370平方メートル、金額は1,106万3,000円となっております。その他の物件につきましても、測量や現地の整備等が完了次第、順次一般競争入札または企業誘致が可能な事業用に使用できる土地につきましても、プロポーザル方式にて売却する予定としております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） この7物件の地域所在地がどこであるか。そしてまた、売却した2件はどこか、その辺の状況をお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） それぞれの所在と売却済みの土地の所在というふうに承りました。7件ございますうち、最初に売却済みの場所について説明させていただきます。1件は、南矢幅第6地割地内の宅地、170平方メートル程度のものでございましたが、こちらは一般競争入札をしましてところ900万円ぐらいで売却されたものでございます。もう一件売却済みのものは、西徳田の第8地割、これは昔のアップルセンターだったところがずっと盛岡市と紫波町と矢巾町の共有名義でずっと使われなくておったものを何とか3者のところとの協議、それから今は全農岩手さんの所有になっておりますので、隣接地が。そういったところとも昨年度来ずっと協議してまいりまして、1年半ぐらいかけてようやく売却ができて、こちらが1,201平米。こちらの1,174万円だったのですけれども、こちらについては、持ち分分ということで、矢巾町の持ち分は10分の5ということで金額的には587万円となっております。

それから、それ以外のまだこれから売却というふうな部分につきましては、1つは、広宮沢の第11地割地内、こちら今ビレッジハウスになっていますけれども、雇用促進住宅の駐車場用地として長らく貸しておったものでございますが、現時点では、駐車場を必ずしも行政の側で確保しなくてもよいという状況になっておりましたので、そちらのほうは、契約を解消いたしまして、町のほうで売却できるようにしております。こちらについては、2,190平米ほどございますので、できれば事業用地として売却したいというふうに考えておりましたということでプロポーザル方式にしたいと思っておりますが、残念ながらコロナの関係であまり反応が芳しくないという状況がございますので、時期を見ながら何とか公募ぐらいは年度中にできればなと思っておりますけれども、いずれそういった形で進めようと思っております。

それから、又兵エ新田の4地割に255平米。それから、すぐ隣なのですけれども、住居表示の関係で変更になりましたけれども、駅東1丁目であります。これは、旧4部の屯所のところと、それからそのすぐ東側の駐車場に使っていたところがございます。こちらのほうそれぞれ、又兵エ新田の旧屯所のほうは、道路とかでちょっと減ったものですから、215平米ほど。それから、東側の駐車場にしていたところは328平米ほどございます。こちらは、住宅向けだろうということで、こちらは一般競争入札で、こちらも年度内に売却したいと考えてございます。

それから、流通センター南2丁目、これはいわゆる事業等組合だったところがございます。こちらにつきましては、8,500平米弱あるのですが、このうち一部分、3,700平米ほど以前から事業等組合の時代から貸しておりました、その借地している部分についての矢巾町に名義が変わったということもあって、その会社との交渉をいろいろやってまいりまして、不明瞭だったところとか、境界をはっきりさせるとか、いろんな手続をとりまして、ようやくその辺の決着がつかしました。ですが、実は一部建物とかがまだあって、その建物はWi-Fiの事業、Wi-Fi設置の事業をやっておりますので、そちらの業者に年度いっぱい貸すということにしておりましたので、こちらは来年度に、こちらプロポーザル方式で売却を考えてございます。

それから、もう一件あります。これは、流通センター南4丁目の中にございます住宅用地として、今隣までは、両隣とも建物は建っているのですけれども、空き地みたいになっているところが1か所ございます。これは、実は公図と現況が一致しない土地です。公図だともっといっぱいあるような感じになっているのですけれども、現況はそうではないということ

で、そういった背景があったので、なかなか売却できなかつたのですけれども、こちらについても、ある意味そういった場所ですよということを明らかにしながら、それから、なので面積分の値段ではなくて、それよりちょっと安いですよと、それで条件が合う方に売却できる道がありますので、そういった方法を工夫して、こちらも売却していこうと思っています。439平米ございますが、これは実質的にはもっと8割方ぐらいの面積しかございません。そういった状況でございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○2番（吉田喜博議員） 7件と言いましたけれども、今7件おっしゃいましたですか。2件が売却済み、7件の予定は。

（何事か声あり）

○2番（吉田喜博議員） 了解しました。

次に移ります。そのほかの測量は、大体いつ頃に行うのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 測量が必要な場所は、実はあまり多くございませんで、先ほど最後に言った公図が合わないところ、ここは必要になってくると思っていて、こちらは特殊な条件ということにもなるので、正直申しますと、来年度に測量を実施して、売却できるように持っていきたいと思っていますところでございます。

それ以外につきましては、4部の屯所の前後あたりは、これは測量要りませんので、そのとおりで結構ですし、ビレッジハウスの駐車場だったところも特に測量は不要だと思っております。

そういう面でいきますと、あと事業等組合のところ、こちらについては測量が必要だと思っておりますが、こちらも来年度実施しようと思っていますところです。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で2番、吉田喜博議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは、ここで間もなく正午になります。昼食のための休憩に入ります。

再開を午後1時、13時といたします。よろしく申し上げます。

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

11番、藤原梅昭議員。

1問目の質問を許します。

（11番 藤原梅昭議員 登壇）

○11番（藤原梅昭議員） 議席番号11番、一心会、藤原梅昭です。まずは、新型コロナウイルス感染者、世界で6,600万人と言われております。その中で152万人が亡くなったと。日本でも16万人が感染し、2,300人ほどお亡くなりになりました。まずは、お亡くなりになりました方々にお悔やみを申し上げたいと思います。最前線で頑張っておられる医療従事者並びに福祉関係者、役場職員はじめ支えていただいている全てのエッセンシャルワーカーの方々へ改めて感謝を申し上げたいと思います。

このコロナで全ての人々が障がい者になったというふう感じておられる方がおります。なぜかと、外食を控え、さらに仕事も在宅ワークが広がり、マスクをかけていると、眼鏡が曇って見えないと、眼鏡を外すと、さらに見えないということで、こういう全ていろいろな意味で不自由な世界になったなというふう感じております。その中でも、誹謗中傷が大きな問題になっておりますが、お互いに他人に寄り添える世の中ができれば、この災いが転じて福となすすばらしい国づくりができるのではないかというふうにつくづく感じております。

一方で、夢ある話題として宇宙探査機はやぶさが2014年の打ち上げから6年後の昨日早朝52億キロの旅を終え、小惑星リュウグウからの砂が詰まったカプセルを切り離し、オーストラリアの砂漠に無事帰還いたしました。これは、物すごい快挙であります。日本の技術のすばらしさ、改めて拍手を送りたいなと思います。はやぶさ本体は、残りの燃料を利用し、さらに11年かけて100億キロ先の別の小惑星へ新たな旅に出たそうです。

本題に入りますが、災害・感染症に対する防災体制の強化・充実への本町取組状況について質問をいたします。

昨年台風19号、今年7月豪雨、台風10号と頻発している自然災害、幸いにも当町には大きな被害はありませんでしたが、平成25年9月8日、大雨災害を経験してから7年たちました。この災害に対する本町の対応について以下お伺いします。

1つ、自然災害の悪化は、地球温暖化が大きな要因なわけですが、9月18日に発した気候非常事態宣言の効果についてお伺いします。

2つ目、常備消防の充実と消防団の活性化並びに消防団員数の確保と機能別消防団員の増員についてお伺いします。

昨年育成した52名の町内防災士と自主防災組織が連携した防災講習会や訓練の状況をお伺いします。

岩手大学と連携した自主防災組織育成の内容と実施状況についてお伺いします。

災害時の情報は、最も大事なわけですが、防災ラジオを核とした非常時通信手段の整備状況をお伺いします。

要支援者名簿、避難行動要支援者、9月に対象が1,297名、同意252名、その後の対応状況をお伺いいたします。

コロナ禍における災害時避難体制についてお伺いします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 11番、藤原梅昭議員の災害、感染症に対する防災体制の強化、充実への取組状況についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、9月に発した矢巾町気候非常事態宣言については、町内外の方から問い合わせ等があり、関心の高さを痛感したとともに、地球温暖化に伴う危機意識と抑制意識の高揚喚起につながるものと認識しております。本宣言は、温暖化による気候への影響を減らすため、今後目指すべき方向性などを示した理念的な内容のものですが、電気自動車の導入など、町自らが行動で示すべきとご提言をいただいている例もあり、省エネルギーや省資源の推進及び再生可能エネルギーの普及、森林など自然環境の保全に関し、今後SDGsなどと併せながら具体的な取組内容を町として発信し、広く町民の皆さんに対し、地球温暖化を防ぐ意識づけや行動の周知に努めてまいります。

2点目についてですが、常備消防については、第7次総合計画後期基本計画の中では、矢巾分署のポンプ車台数を消防庁が定める消防力の整備指針に準じた2台とすることを指標として定めており、財政状況等を勘案しながら目標達成に向け検討を進めてまいります。

また、消防団員数については、消防団員の減少が全国的に叫ばれる中、当町の消防団は令和2年11月18日現在、総団員数は310名、このうち機能別消防団員数は53名と、横ばいで推

移しているところですが、ドローンや水難救助用ボートの導入といった装備の充実、女性消防団員の避難所運営訓練への参加等を通じた消防団の活性化施策を講じながら消防団と協議の上、団員の確保に努めてまいります。

3点目についてですが、9月13日、矢巾町公民館において町防災士を含めた各自主防災組織の代表者への新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所開設訓練を行ったほか、東徳田1区において、当地区の防災士とともに、避難所開設訓練を実施したところであります。今後も引き続き、防災担当職員が地域に入り、防災士とともに訓練や防災講習会を実施してまいります。

4点目についてですが、岩手大学とはこれまで高田3区、矢巾3区及び太田地区を対象としてワークショップ等を行い、地区の防災上の課題解決に取り組んできたところですが、本年度は引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の動向を見極めながら、これまで育成事業を実施した3地区のフォローアップを行うとともに、新たに東徳田1区、土橋地区、岩清水地区の3地区において事業を実施してまいります。

5点目についてですが、防災ラジオのほか、屋外放送設備、Lアラートによるデータ放送との連動、緊急速報メール、わたまるメール、ヤフー防災アプリ、町ホームページ、町ツイッターによる通知手段を整備しており、緊急時には、これらの手段を活用し、避難行動等を促す想定としております。

6点目についてですが、災害時避難行動要支援台帳の登録については、年1回の更新作業を行うこととしており、本年度については、10月30日に施設入所者等を除く町内の高齢者世帯や障がい者など1,604名の対象者へ制度紹介と台帳提供のための本人同意登録申請書の提出手続のご案内を通知し、福祉課において申請を受け付けしており、11月25日現在の申請者は158名となっております。受け付け後は、避難行動要支援者情報管理システムへ支援情報を登録し、台帳整備作業に取り組んでおり、地域での助け合い、支え合いの体制を整え、地域防災力の底上げにつながるよう引き続き推進してまいります。

7点目についてですが、3密を避けるための分散避難が必要となることから、感染症対策を含む避難所備蓄品を充実の上、町指定避難所を最大限に活用する体制を整えたところであります。また、自宅2階への垂直避難や親戚、友人、知人宅などへの在宅避難なども災害種別によっては有効であることから、各地区で想定される災害に合わせた新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難行動を地区防災訓練やワークショップ等の機会を通じて周知普及を図りながら町民の皆様お一人お一人の自助と自主防災組織や防災士等の共助、国、県、町に

よる公助との総合力による避難体制を構築してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 文科省と気象庁は、21世紀末の平均気温が4.5度上昇し、猛暑日も19日増えるという気象変動予測が出されました。また、降水量は増え、積雪量は減るだろうと、そういう予測が出されたわけですけれども、昨年12月の議会にて請願され、当議会からも意見書が出された気候非常事態宣言は、9か月たってようやく出されました。全国で宣言している46自治体中40番目と、岩手では3番目と比較的早いほうでした。しかし、他の音楽のまち宣言、スポーツのまち宣言に比べれば、いつの間にか出していたのだと、そのぐらいアピール度が全く感じられない宣言だったと。2015年のCOP25宣言から5年たって、ようやく重い腰を上げた政府、菅総理の2050年温室ガス実質ゼロ宣言に対し、経産省では2030年代には、新車のガソリン車をゼロとすると。そういう本腰の計画が出されてきております。来年11月には、COP26と、これが開催される予定であります。当町も具体的な行動計画策定に取り組み、もっと本気度、スピード感を持った対応が必要と思われませんが、今後の取組状況について、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田 徹君） ただいまの藤原梅昭議員の質問にお答えいたします。

非常事態宣言した後の今後の取組ということの趣旨だというふうに解釈いたしましたけれども、議員ご指摘のとおり、非常事態宣言しましたけれども、今後の取組内容について大切なところだというふうに私ども認識しております。答弁でお答えしたとおり、今はまず方向性を示しているような状況の段階ではありますけれども、今後取組内容を精査いたしまして、予定としましては、これから環境に関するワークショップとか、そういうのを開催して、矢巾町にふさわしい環境施策はどういうところかをニーズを拾い上げて、これを一応年度内開催を目途に今検討しているところでございます。そうした上で細かい方向性や手段を考えて、町民の皆様、事業者の方々にどういうふうな行動をとっていただくかを示したいというふうに考えてございますので、よろしくお願いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 政府の宣言は、大分遅れたわけですがけれども、宣言を出してからのスピードというのは、物すごく早いというふうに私は感じております。今度の第3次補正予算で200億円を盛り込むと、配分については、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすると宣言した自治体を中心に行うと、そういう方向で、今全国で181自治体になるのではないかというふうに言われております。これは、公共施設への太陽光、風力、蓄電池、省エネタイプのLED、人通りが少ない場合に光量を減らすLED、それから職員向けの研修等々、いろんなメニューを用意されております。岩手県も2050年までに実質ゼロを目指すというふうによろやく言われておりました。当町の対応について、先ほどと同じになりますけれども、もっとスピードを、具体的な内容が必要だというふうに感じますので、先ほどの答弁にさらにねじを巻いて進めていただきたいなというふうに感じております。

それで、森林など自然環境の保全はCO₂吸収のために大事であるわけですがけれども、以前から環境税の使い道ということで、今基金として積み立てされていると思いますが、風評被害により高騰している原木シイタケの原木確保関係を含めた環境税の使い道については、今どのようにお考えになっているのかお伺いしたいなと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お話あったとおり、森林環境税につきましては、将来の整備に当たりまして積み立てをしているところではありますけれども、来年度から基金を少しづつ取り崩していきまして、城内山をはじめ森林整備のほうの除伐とか、そういった森林がうまく育っていくような環境にしていこうということで取組を始めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） いずれにしても、CO₂を吸収すると、あるいは省エネ、あるいはもちろんCO₂を出さないと、いろんな方面からの実質ゼロというような取組が必要なわけですので、ひとつ緩めないように最大限利用しながら対応していただきたいと。特に、原木シイタケの原木については、福島県が大分山地だったわけですがけれども、それがいまだに活用できないと、これは皆さんご存じのとおり、原発の問題でできないと、そういう状況になって、かなり高騰しておりますので、その辺についても矢巾の特産シイタケ、これのところをここのところをぜひ支援できるような対応をしていただきたいなというふうに思います。

消防力については、先日議論がありましたので、あまり触れませんが、先月11月11日、昼火事がありました。この昼火事のとくに、私もたまたま近くを通っていたものですから、現場に行って何かできるのか、対応したいなと思って寄ってみたのですけれども、もう全く火の勢いが強くて手が出せない状況だったのです。間もなくして矢巾分署の消防車が来ました。それでも幾ら1台、2台ぐらいで水をかけても全然衰えが、収まらないと、そういう状況でしたけれども、矢巾分署の次に来たのが4部の、いわゆる役場職員の、ほとんどが役場職員の部なのです。そこのところが職員たちが来て、消火に当たっていただいた状況でした。総務課長の藤原課長も現場に駆けつけてきておりましたけれども、そこで12月4日にも火災が室岡であったようなのですけれども、感じたのは、昼火事というのは、これは非常な、いろんな災害も含めて、昼にどう対応できる体制になっているのかと。ということをつくづく感じまして、昼はみんな勤務して町内にいないのではないかなと。町内にいる方もいるのでしょうかけれども、そういう意味では、いわゆる消防機能は、なかなか難しいなというふうに感じたところです。

そこで、役場職員あるいは定年後の機能別団員の方々あるいは町内に勤務している事業所、そういうところに別な形で働きかけをし、町民がいない昼間の対応ということも、火事だけではなく、いろんな災害の対応をやっぱりきちっとつくっておかないと、いざというときに機能できないなということをつくづく感じた火災でした。それからしばらくたってから3台目、4台目とポンプが来て、消火に当たったわけですけれども、そのときには、もう既にかなり焼け落ちているような状況だったのです。そういうことで、今後の防災体制についての何かお考えがあれば、お伺いしたいなというふうに思います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） ただいまのご質問といいますか、ご提言に近いのかなと受け止めました。日中に消防体制が総体的に弱いというのは、正直言いますと、随分前から、やはり農家の消防団員だった人たちの人数の割合がどんどん減って、サラリーマンになっていった時期から、やはりどうしてもそういうふうな状況になってまいりました。

そういったことに対する一つの解決策としての機能別団員というふうな位置づけもあろうかと思えます。それについて必要性をもっと強く訴えて、特に事業所関係。ただ、残念ながら私も経験があるのですが、具体的に言ってしまうとちょっとあれなのですけれども、町内とか、紫波町とかに大きく展開している事業所も一頃は消防団員を出していたのですけれども、みんな引き上げたというか、そういう経過もあります。改めてそういったところにも訴

えかけて、民間の場合は、本業第一というのは確かにそうだと思いますけれども、地元に対する一つの貢献というふうな部分も強調しながら改めてお願いに上がるというのが筋なのかなと私自身も感じてございます。

それから、常備消防のほうもポンプ車もう一台を先行的にというふうなことを考えておりますので、そちらが実現しますと、なお強化されるのかなと思われまますので、そちらも進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） そうですね、今ポンプ車の話も出ましたけれども、次に確認したかったのですが、要は消火栓まで火災現場から遠いのです。遠いということは、1台では届かないのです。ホースを伸ばせば伸ばすほど水圧が弱くなるということで、中継しながらその現場に水を供給しなければいけないと、そういう状況が、その現場でも確認されたので、そういう意味では、1台というのは、やはり厳しいなど。せめてもう1台あれば、もう少し対応可能かなという感じは、私もその現場で受けましたので、それについては検討しているということ。

あと町内の事業者については、農協というのは、大体どこの町内というかにあるのです。ですから、農協、言っただけですけれども、農協の職員というのは、ある程度対応できやすいのかなと、そういう農家の出身ということもあるだろうし、現場に根づいている企業というか、今企業です。というか、そういう考え方の中からいけば、農協との連携というのは、物すごくしやすいかなというふうに感じますので、ぜひ農協職員も含めて企業という形で対応していただければいいのかなというふうに感じております。

それから、災害時などに地域防災リーダーとして活躍する防災士、この防災士の資格取得者が県内でかなり増えているというふうに報じられました。県では、昨年度より防災士の養成講座、これを開催し始めたわけですが、本年度も県全体で57名参加して、県全体の防災士の数、これはこの5年間で倍増の2,633人まで増えたというふうに言われております。本町でも昨年度52名、本年度17名、全員が試験に合格し、これで69名なはずなのですが、報じられた日報では90名の防災士が矢巾町にいるというふうに言われております。ですから、この差を把握されているのかどうか、まずそこから確認したいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 90名と町のほうで把握している人数との差は当然あるわけですが、そちらは町の補助金等を使わずに自主的にお取りになった方々だというふうにご把握してございます。そういった方々が、例えば具体的に名簿とかが入手できれば、違う形でいろいろご協力をお願いできたりするところもあるとは思いますが、残念ながらちょっとそれが構わないものですから、非常に残念なところですが、恐らくですが、企業等で、例えばスーパーマーケットの店長さんとかがお取りになられている例があったやに記憶していますので、そういった方々、企業関係の方々かなとは思いますが。

いずれ今後いろんな形でご協力いただきたいということ働きかけられれば、なおいいことだとは思っておりますので、何らかの方法でできれば調べていきたいものだと思っております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 先ほどの回答には、いろんな防災士の訓練、教育等々も今年もやられたと、そういうことで、要は何を言いたいかというと、そのときだけ受かって終わりではなく、その後の維持、ステップアップ、これが物すごく大事になるわけですけれども、今年私も受けてみました。何とか引っかかって一員になったわけですけれども、AEDの使い方あるいは多くの知識、これを学ばせていただいて、大変有意義な時間を過ごしたなというふうに感じております。メンバーを見ると、消防団員が多いのです。それから、自治会の役員、それからもちろん役場の職員、役場のOB、こういう方々も現場というか、地域に戻って、やっぱりそれなりの自治会の担当をしているということで非常に心強く感じているところです。

いずれにしても、さっきの90名の差、そこのところをできるだけ把握しながら、やっぱり毎年何らかの形で訓練しながら、あるいは刺激を得ながら維持、ステップアップしていくのが非常に大事だと思っておりますので、今後とも多くの町民に関心を持っていただきたいということで防災士人口を今後とも増やす計画があるのかどうかまずお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 防災士の人数をさらに増やすということにつきましては、我々も必要だと考えております。そういう意味で来年度の予定としましては、各自

主防災のところから、できれば2名ずつ推薦いただいて、来年度82名の養成をしたいものだというふうに考えてございます。

なお、1人当たりの町のほうでかけている経費ですが、4万6,000円ほどかかっています、結構かかるので、一気にというわけにはなかなかいかないですけれども、じっくり毎年何十人かずつ増やしていければいいのかなと思っています。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 少しずつ増やしていても十分ですので、予算の範囲内でやっていただければ、非常にいいかなと。ちなみに、盛岡市は305名です。これは、約1,000名に1人みたいな感じです。それから、町村で多いのは、岩泉、ここがやはり台風10号の影響でかなり打撃を受けましたので、9,600名の人口に対して198名ということで48人に1人と、約50人に1人ぐらいです。それから、紫波町が3万2,600人中で27名ということで1,200名ぐらいに1人と。では、矢巾町は幾らかというと、2万7,600名の90名ということで約300名に1人ぐらいということで、非常に矢巾町の対応は、私は積極的にやられているなというふうに感じております。でも、300名に1人だと非常にまだまだ、いざとなったときの対応としては大変かなというふうに感じておりますので、ぜひそのところは少しずつ増やしていければいいかなというふうに思っております。

その中で、矢巾町の防災マップ、これは各家庭に平成23年3月に作って配布しているわけです。私も改めて見させていただきましたが、物すごいいろんなことが載っているのです。例えば指定避難場所はどこかと、緊急指定避難場所はどこかと、福祉避難所はどこかと、AEDはどこに設置されているかとか、洪水が発生したときに地区ごとにどこに逃げればいいのかと、あるいは土砂災害が発生したときにどこに逃げればいいのかと。いろんなやっばり情報がその中に詰まっております。

ただ、これをどの程度町民が、そこまで緊急性を要して理解しているのかなということを私見ながら、改めて感じましたので、平成23年ですと、あらかじめ次の物を作成しなければいけない時期なのかちょっと分かりませんが、それをやっぱり最大限に活用してもらうためには、年に1回ぐらいは見てもらうと、眺めてもらうと、眺めるだけでも、いざとなったときに自分がどこに避難すればいいかということが分かります。

例えば最近ですと、北上川がもしかしたら氾濫するのではないかという話も出ていますし、

あるいは西側の、ここはそれこそ活断層が走っているのです、西側の山裾というのは。それがいつまた暴れるのか、そういうことも含めると、非常にこの矢巾の平地だって安心できない地なのかなという感じも受けますし、もちろん洪水、河川洪水、この辺のところは一度経験しているわけですので、ぜひその辺のPRをもう一度見直してもらおうということをお願いしたいわけですが、何かご意見があれば、お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 防災マップにつきましては、議員おっしゃるとおりで、見ていただかないことには話にならないというものでございまして、我々としても今現在紙のほうも見直しをしているところです。

それから、既にホームページ上とかウェブ上で公開してはいますが、最新版のものを
出しております。今後の展開という意味で、紙のものも大切なのですが、やはり実はモバイルで見られるということが災害現場において恐らく有効であろうというふうに考えていますので、そちらにも力を入れつつ、防災マップの更新も考えています。今ちょっと若干滞っていますのは、先般の北上川のほうのデータは更新されてきているのですが、岩崎川のほうはまだちょっと更新されていないということもあって、ちょっと若干滞っておるのですが、そちらのほうのデータがしっかり出来上がった際には、より有効な防災マップが出来上がる予定でございまして、データが入手でき次第速やかに公開していきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） ぜひもう一度町民にアピールしていただきながら、せっかく立派なものを作っていただいたわけですので、その情報というのはみんなで共有できればいいのかなというふうに感じております。

災害時避難行動要支援者台帳、随分長くて舌をかむのですけれども、この登録の件なのですが、6月時点で対象が1,297名、今回1,604名、増えるのは、これはそのとおりかなと。しかし、同意が254名で申請者が158名というふうに数字にギャップがあるわけですが、この数字の違いというのは、どのような違いなのか、ちょっと教えてください。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回改めて災害時要支援者台帳のご登録の関係のご案内をした対象者は1,824名でござい

ました。改めて精査したところ、そのうち今回町長答弁にもございます158名は新規にご登録いただいた方々です。前回答弁の中で254名の方々は、既にご登録いただいた方々で、その方々に対しましては、民生委員さん等が個々に訪問いただきまして、中には入院した方とか、それから施設入所の方、異動がやはりございました。今現在ご登録いただいた方は1,824名のうち346名でございます。同意をいただいた登録者は346名でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） それで納得しましたけれども、何で少なくなったのかなと思って、失礼しました。いずれこれでもまだ2割はいていないわけですが、いざとなったときに動けないと、あるいはどこにいるか分からないということのないように対応していかなければいけないわけですが、引き続き対応をお願いしたいわけですが、その中に、要支援者というのは、もちろん障がい者あるいは防災士の中で学んだのは、妊婦さんとか、子どもさんとか、いわゆるなかなか対応が困難な方になるわけですが、外国人、このところはどのような区分をしているのか。要支援者の一つのくくりの中かなと思って、私はちょっと思ったことがあるのですけれども、そのところをちょっと確認したいのですが。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） お答えいたします。

町のほうで今行っているご登録の方々、外国人の方々のご登録は、私どものほうではちょっと新規でというところは把握できていないような状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） そうしますと、外国人に対する支援というのは、どこでどういう形にやるのかお聞きしたいことと。

今命を守るためには、外国人が理解できるやさしい日本語という呼びかけが各地が起きております。例えば避難という言葉、これは逃げることだよというふうに咀嚼しているのです。それから、地震、地震といったって何のことか分からないと。要は建物が揺れることですよとか、そういう意味での外国人に対する日本語、ある程度日本語の分かる外国人だと思いの

ですけれども、そういうような優しい日本語というのをそれこそPRし出している自治体があるわけですが、そういうような取組について再度確認したいのですけれども、まず外国人は、どこでどういうフォローするのか、約八十数名いるという話を前回お聞きしていますので、その方も町民の一人として対応しなければいけないのではないかとということで改めて確認したいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 外国人に焦点を当てて具体的に支援を、そのための支援をとというふうな検討は、正直してこなかったところなのかなとは思いますが、避難所対応等につきましては、現在も外国人の対応について考慮しながら進めるというふうな姿勢ではおるところでございます。具体的には、なかなか難しいところではあるのですが、以前県の防災訓練では、そういった外国人専用の支援をする方を配置したりして対応しておりましたので、そういったことが参考になるのかなと思っております。

それから、優しい日本語という形ではないのですが、いわゆる多言語対応といったことは、これからもできることだと思っておりますし、一部ホームページ等につきましても、多言語対応は進めているところですので、そういった形の中で進めたいと思います。

それから、先ほど話題になりましたモバイルで見られるような防災マップ等につきましても、多言語対応ができるものか、できないものか、その辺もちょっと今後検討してまいりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） いずれ外国人も心細く思っている部分もあるでしょうから、いざとなったとき。その辺に対する対応ということも必要かなと思っておりますので、ぜひ進めていただきたいなと思います。

あと先日全員協議会で災害廃棄物処理計画ということで我々に説明があったわけですが、これは事前にそのような計画を立て、いざとなったときに慌てないという意味では、非常に素晴らしい計画かなというふうに思っていました。一時集積で42か所と、分別仮置き場で2か所ということで、これは北上川の氾濫等々をまず念頭に置いた対応かなというふうに思うわけですが、ちょっと付け加えますと、日本周辺というのは世界の地震のうち10分の1が日本の周辺で起きているそうです、防災士の教育によると。それで日本には、約2,000か所以上の地震の活断層があると言われているそうです。その中の一つが、さっき言

った西側の山の裾のところに活断層があります。北上低地西縁というのですか、西の縁活断層ということで、雫石から花巻辺りまで通っているのです。

これは、活断層というのは、それこそ昨日、今日動いたから活断層というのではなく、何万年も前に活動した、今後も活動する可能性のあるものを活断層と言って、ですからどんどん増えていくのです、そういうことで西側だけに、いわゆる2か所の分別だけでは、もしそっちのほうで何か発生したという場合には、ではどうするのだということもあると思いますので、そういうことをいろいろ念頭に置きながら、他の地域も含めて今後検討していただきたいわけですが、その辺の考え方について、順次更新するとは言っているわけですが、もし考えがあればお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今現在は梅昭議員おっしゃるとおり、西側のほうだけを想定しているわけですが、あくまでもそこを中心としてということで、やっぱり災害というのは予測できないわけ、どこでどう発生するか予測できないわけですが、災害の発生する規模とか、範囲とかに応じて臨機応変に対応することを想定しているところでございます。あくまで一般的にはそこをまず中心にはやりますけれどもということではありますけれども、今後災害の規模とか、そういうのを想定して、また適地が見つければ、そういったところもどんどん更新しながら検討していきたいというふうに考えてございますので、逆に言いますれば、そういう何か情報とかありましたならば、こちらのほうにご教示いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、まだ次の質問ございますけれども、ここでかなりの時間経過してございます。密対策もございますので、暫時休憩といたします。

再開を午後2時、14時といたします。

午後 1時49分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、2問目の質問を許します。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） それでは、2問目の質問をいたします。

交通安全、道路整備状況についてお伺いしますが、岩手医大附属病院開業とともに増え続けております人と車と、特に交通安全に対しての対応が早急に求められております。

1つは、盛岡南道路南進ルートが農業基盤整備、他の道路整備等他事業の進捗に影響を及ぼし始めていることから、進捗状況と今後の計画をお伺いします。

2つ目は、小中学校通学路の中で道路の横断は必ずあるわけですが、横断歩道が必要になってきております。その必要箇所を把握しているのか。また、今後の改善計画をお伺いします。

夕方暗くなるのが早まってきており、下校時暗くなってからの反射材は、大変有効と思われます。反射材たすきを小学1年生が引っかけて転びけがをしたとのことですが、その後の改善状況をお伺いします。

今年度から冬期間運行を開始したスクールバスの試験運行状況についてお伺いします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 交通安全、道路整備状況についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、現在国土交通省において、都市計画法に基づく都市計画決定に向け、概略ルートの検討を行っているところであり、県、盛岡市並びに本町と協議を行っている段階であります。本町においては、農業基盤整備事業や幹線町道をはじめとする都市計画道路との調整が必要となることから、盛岡南道路の線形や交通動態についても今後注視をしてまいります。

2点目についてですが、町では、矢巾町交通安全対策協議会による協議を踏まえ、紫波警察署に対して横断歩道の設置要望を行っております。この協議に先立ち、町内各行政区や交通安全関係団体から横断歩道設置の必要箇所についてご意見をいただいております。本年新たに12か所を要望しております。これに対し、紫波警察署から2か所に横断歩道を新設するとの通知を受けておりますが、町では引き続き必要箇所に横断歩道を設置するよう継続して要望をしてまいります。

3点目についてですが、昨年度反射材たすきについて、たすきが長過ぎるなどのご意見を

頂戴したことから、本年度は垂れ下がることのないタイプのたすきを新入学児童に配布する対策を講じております。しかしながら、本年6月に議員ご指摘のとおり事故が発生しておりますことから、今後は教育関係者のご意見をいただきながら、たすきという形にこだわらずに反射材の普及促進を図ることも含めて必要な対策を講じてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、交通安全、道路整備状況についてのご質問にお答えいたします。

4点目についてですが、徳田小学校、煙山小学校、不動小学校のそれぞれの対象地区で11月16日からスクールバスの運行を開始しております。利用者数は、徳田小学校が25名、煙山小学校が77名、不動小学校が19名の合計が121名となっております。登校時は、運行開始から2週間、下校時は1週間、町職員、学校教育課の職員でございますが、各バスに同乗し、乗車時の手指消毒やシートベルト着用などの乗車マナーも指導を行いましたが、児童はルールを守って乗車しており、順調に運行しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 盛岡南道路については、ご回答のとおりですが、いろんな絡みが出てきておりますので、ルート設計だけでも早くお願いしたいわけですが、横断歩道については12か所申請して、2か所の新設とありますが、その新設はどこどこでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 今回12か所設置を要望いたしまして、横断歩道が新設されることになりましたのは、田園ホールのところですか。田園ホールとJAさんのところの交差点と伺いますか、そちらに1か所。それから、もう一か所は、南矢幅踏切からすぐ東のラーメン屋さんのあるところの交差点の2か所となっております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 12か所申請して2か所ということなのですからけれども、却下された10か

所というのは、先日小笠原議員に26か所申請、要望しているという話をされましたが、それとは関係はあるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 申請の内容自体は、横断歩道以外にも多数要望はさせていただいたところございまして、先ほど横断歩道2か所新設は、先ほどのとおりなのですが、それ以外に設置が認められたというか、やるよということになったのは、医大のところの右折用の信号機を設置しますと、町道側のほうに。県道にはついているのだけれども、町道側のほうについていないので、そちらはつけますよというお話と、あと1か所は、既存の一時停止の標識が小さいので大きくするといった程度の内容でございまして、大変厳しいものといえますか、実は今回異例らしいのですが、紫波署のほうからわざわざ出向いて説明がありまして、ちょっと私直接は聞けなかったのですが、そこで何か基本的な考え方を若干説明したようです。

その考え方というのは、直接そういったわけではないので、受け止め方にもよるのかもしれませんが、1点目は、開発途上の場所については、開発が終わるまでは設置はしないと。交通量調査して、交通量が変化するだろう。ただ、これが先日の町長も非常にちょっと、小笠原議員からのご質問でうちとしてもこれはどうかなと思ったのですが、結局これは例の東小学校のちょっと南側の、以前からいろいろ言われているところのものです。

それから、地域内交通ということで、近隣の方しか通らないようなところは、交通マナーをまず守ってくれというふうな考え方のようです。それと、基本的には、交通規制に該当する内容、警察がやることは、その規制というものはなるべくやらないというふうな、そういう姿勢のようです。これは、警察の姿勢ということなのか、予算的な制約なのか、そこまでは分かりかねるのですが、いずれそういった姿勢でしたので、要望しても、このぐらいしか認められなかったというのが大変残念なところですが、もっと何とかならないのですかというふうに、非常に半分怒りすら覚えるぐらいの内容なのですが、特別要望なり何らかの方法で強く要望してまいりたいと思いますし、その節は、議員各位からもいろいろご協力をお願いすることがあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） いずれ以前の矢巾と違って、先ほども話ししましたがけれども、交通量というのは、5倍、10倍、何倍に増えているかカウントしませんけれども、非常に私が通

ってみても増えているというふうに皆さんも感じていると思うのです。ですから、もし何かあったときに警察がきちっと責任取るという一言があるのであれば、それなりの対応でいいのでしょうかけれども、それができないようであれば、やはり地域住民の要望というのは、きちっともっと柔軟に聞くべきだというふうに、同じ考えを持っているのでしょうかけれども、そのところを強く出していかないと、なかなか今の警察もそれこそ上司から、あるいは県からのそういう指示でやっていると思うのですけれども、そのところまでいかないと、やっぱり大きな事故につながりかねないところが多々あるのです。ようやく12か所のうち2か所だけ横断歩道をつけていただいたと。あるいは26か所のうちどのぐらい対応してくれたか分かりませんが、ひとつ今議会のほうからもということでお話ありましたので、ぜひ議会のほうと、あるいは地域住民と一緒に、そのところをきちっと運動していかないと、なかなか昔の感覚で対応しているだけでならないと思うのです。

それでもう一つ、まだ開発途上だから今危なっかしいけれども、やらないと、そんなような感じを受けたわけですが、そのところもまず今危ないのであれば、まず第一弾手をつけて、開発がきちっと見えたところで次のステップに行くというような、もう周りが固まらないと、このところ手をつけないのでは、いつまでたっても直らないのだと思うのです。そのところを強く、強く持っていかないと、いつまでたっても矢巾はどこかに手を加えていますから、それが落ち着かない限りといったら、もうそれこそ10年先なのか、30年先なのか分かりませんので、そういう対応をやっぱり強く出していきたいと思うのですけれども、その辺のところのお考えを再度お聞きしたいなと思います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 我々の考え方にもご賛同いただいているというふうに思いましたので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、そうはいっても、警察でなければできない部分だということなので、我々のところだけでできる何かないのかというふうな意味合いでは、ちょっと考えておるところがありまして、先ほどの東小学校のところですが、対がん協会さんとかの関係性とか、いろいろありますけれども、あそこを右折できないように北から来たら右で入れられないような形にしたらどうかとか、あるいは道路管理者の側でポールを立てたりするというのがありますけれども、ああいったことなりをすることでも結構抑止になるのではないかなと思ひますので、そういったことも、まだアイデアレベルですみません。今後検討して具体化したいものだというふうに考えております。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、まず本町では、安全、安心のまちづくり、その根幹を成すのは、今交通安全、それから先ほどの地域防災力の充実、強化、そして大規模災害時の対策、もうそういったことには、やっぱり特にも交通安全対策は、本町では交通環境が大きく様変わりしてきておるわけです。そこで、今回の質問でもいろいろ議員さん方からも出されておるわけですので、まず今、年に1回町の交通安全対策協議会から紫波署を通して県の公安委員会にお願いしておるのですが、今内部では特別要望、これをやろうではないかということで今もう議会の皆さん方はもちろんのこと、地域の安協、それからいろんな交通安全に関する方々、これはもうスクールガードから小中学校のPTA、先生方、いろんな各種各層の皆さん方のお力をいただいて、事故が起きなければ、死亡事故が出なければ信号機を設置しないとか、そういうことでは、何のための安全対策なのか、そういったことをもう一度原点に立ち返って対応していきたいと、こう考えております。

今防災安全室の担当のほうへも今指示しておりまして、すぐ動けということで今進めております。だから、そういったことで今日の藤原梅昭議員のご質問にあった、そういった防災、それから交通安全、この対策には手をこまねくことなく、前向きに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 町長も本当にはらわたの煮えくり返るような思いだということをこの前ちょっと話をしていましたけれども、まさにそのとおりでして、町民としてもいつまでそれこそそのまま放置しておくのだという声も私自身も感じておりますので、ぜひ一緒にその辺のところは要望していきたいなというふうに思っています。

反射材たすきについては、全くそのとおりの回答なのですがけれども、いろいろ見ていると、我々車から見て感じるのは、足のところについているやつとか。腕についているやつとか、要は歩いているときに動くのが物すごく目につくのです。ただかけているだけではなく、足を動かせば、ぱっぱっぱと動くとか、あるいは自転車でも回れば光っているとか、そういうような観点から、よくジャージの足なんかの後ろについているのですけれども、そういうのをいいなと思ってよく見ますので、いろんな観点からぜひ何か子どもたちもつけてみたいような、そういう駅伝のたすきだけではなく、ぜひ検討してほしいなというふうに思っています。

最後になりますが、スクールバスの運行については、思ったより早期に対応していただい

て、本当にありがたいなというふうに感じております。内容については、赤丸議員がかなり突っ込んだ議論をしていただきましたので、私からは一つだけ、今回冬期間だけ対応するというので、とりあえずスタートしたわけですがけれども、前々から考えているのは、やはり遠方から来る子どもたちの、いわゆる山のほうから来るとか、いろんなどころから来るわけですがけれども、そういう子たちは交通事故もさることながら、いろんな刑事事件の問題だとか、あるいは今年あまり矢巾で騒がなかったですがけれども、それでも出ましたけれども、鳥獣被害とか、いろんなリスクを背負っているわけです。いろんなどころから皆さん通学してきますので、そういうところを含めて、ぜひ生徒、PTA等々の意見を聞きながらなのですがけれども、冬期間だけではなく、台数を減らすとか、そういうことを含めながらぜひ継続するような検討をしていただきたいなというふうに思っているわけですが、何かご意見あれば伺って最後にしたいなと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この後利用に関してのアンケートも取りますし、それからPTAとの事前の打合せの中でも、運行を始めた後にまた会合を持って意見交換をしたいというお話もさせていただいておりますので、その中で来年度の在り方について検討させていただきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で11番、藤原梅昭議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは次に、14番、小川文子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。

それでは、質問に入らせていただきます。まず、1問目でございます。1問目は、新型コロナ対策についてお伺いをいたします。新型コロナウイルスのクラスターが県内でも発生して、感染状況の悪化が見られます。さらなる感染対策を強めるとともに、町独自の経済対策が求められることから以下お伺いをいたします。

1点目、学生等の窮状が見られますけれども、奨学金の申請状況はどうか。また、町独自

の支援ができないか。

2点目、いろいろな方が全体的な被害を受けておりますけれども、特に低所得者の方々、そして独り親の方々、非課税の方も含めて大変被害を受けているという実態がございます。特に今回は、私は非課税世帯に対する支援ができないかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 14番、小川文子議員の新型コロナウイルス対策についてのご質問にお答えをいたします。

2点目についてですが、今般のコロナ禍では、非課税世帯に限らず、多様な階層の個人や法人等が様々な理由で困難に陥る事例が多発しており、社会全体の中で幅広いきめ細かなセーフティネットが必要と認識しております。このような状況の中、現在では、国や自治体によって領域別に事業者向けや生活者向け、あるいは種類別に金銭給付や公租公課の猶予、減免など、様々な形の支援策が準備されているところであります。

本町といたしましては、それぞれの世帯で置かれた状況や困難な度合いは、様々であると考えられることから、非課税世帯であることを理由に給付金を一律交付するといった支援は考えておりません。今後も引き続き、非課税世帯であるか否かにかかわらず、コロナ禍で困難を抱えているの方々に対しては、幅広く相談に応じ、個別の事情をしっかりと伺った上で、その方にとって最も適切な支援を受けられるよう各種制度の情報提供や手続の支援等を行ってまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、新型コロナウイルス対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、今年度は4月の奨学生募集の際に、7名の方から申請があり、全員を奨学生として決定いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教育委員会の対応として、新たに奨学金が必要になった方が生じた可能性を考慮し、6月に奨学生の追加募集を行いました。申請者はなかったところであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により奨学金の返還が困難となった場合には、返還期間の期限の猶予を行うこととして、5月から申請を受け付けております。これまでに2

件の相談があり、うち1件については、今後の返済計画を提出いただき、返還期限を猶予しているところでもあります。

なお、奨学生全員を対象に就学状況や生活状況に関するアンケート調査を年内に実施する予定としており、その結果も参考にしながら各種支援につなげてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） それでは、2点ほどございますけれども、まず1点目が、各種いろいろな国及び県、自治体の支援があるということでございます。9月議会でも私はちょっと水道のことについてお聞きしたことがございますが、コロナ禍の中でも、やはり子どもをお持ちのご家庭でも水道料金が払えなくて給水停止になっている事例があるというお話がございました。9月の段階で特にも子どものいる家庭には給水停止をしないように、これは子どものコロナ感染を防ぐということ、これがまず一番大事な点からでございますけれども、本当は皆さんのことなのですけれども、特にもそういうふうに申し上げたところでございませうけれども、この水道については、公租公課ということで猶予をすることができることになっておりますが、いわゆる相談なり、そういうふうに来ない場合には、いってみれば停止になってしまうわけでございますが、相手がどういう状況だということをしつかりと見ていただきまして、特にも子どものいる家庭、それから困窮している家庭については、本人が相談に来なくても、こちらのほうから、今はそういうふうな状況になっている、料金を猶予することができる仕組みになっていますよということをぜひお知らせしてから給水停止に入っていただきたいと考えるものですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） ただいまのご質問にお答えいたします。

水道を停止する場合においては、議員さんもお存じのとおり、こちらのほうから給水停止の督促状なりが出されます。その中でどうしても支払いに困窮する方、その方についてはご相談してくださいと、そういうことでお願いをしております。大変申し訳ないのですけれども、来ていただいて、収入、支出、その内容を教えていただくと。その話を聞かせていただいて、それででは分納しましょうとかというような形になります。

その給水停止をする際には、福祉課、子ども課、そちらのほうにこういう世帯があります、

どうでしょうかというような情報は流させております。それで、この方についてはお子さまがいます。そういうところについては除外をしていると。現実的に11月に給水停止をした方の中で、生活に困窮されている方がありました。その方については、1回は止めたのですが、やはり生活に困窮しているということが福祉課のほうから詳しい状況をもらいましたので、翌日には開栓していると。ただ、これは免除ではなく、あくまでも分納誓約を求めて、それでまだ文書は出されていませんけれども、分納誓約なりをいただいて、今後使っていただくと、そのようにして対応しております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 奨学金のことについてお聞きをいたします。思ったほど申請がないというような状況で、特に6月にはなかったということでございますけれども、新聞報道等では、やはりバイト先がほぼ飲食が多いということで、都会の大学に行ったけれども、自分の生活をできないという状況が生まれているということが報道されてございます。そのような中で、情報が行き届いていないのかもしれないなと思うのでございます。

それで、盛岡市さんとか、宮古市さんなんかは、学生に対する支援金の支援と併せて宅急便などで町の特産品を郵送するような支援をこの春からやっておりますので、どこにどのような学生がいるかということは、自治体として情報をつかめる状況にあるのかなと思います。そこで、激励のメールと併せてこういう選択ができます。奨学金の申請ができます。これは、時期にかかわらずいつでもできます。そして、あるいは奨学金だけではなく、教育資金の貸付け等の制度もありますということをダイレクトメールなどでお知らせをする考えがないかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、大学生は、どれぐらいいらっしゃるかというのは、正直教育委員会では把握できない状況でございます。我々は、高校までは中学校を卒業してどこの高校に行ったかというところまでは把握できるのですが、その後は把握できないところでございます。その中で、やはり大学生に関しては、そういう意味で国が行った学びの継続のための学生支援緊急給付金というのを今年度国で行っております。これは、市町村を基にするのではなくて大学を基にした給付金でございますけれども、やはりそういう意味では、大学を基にした給付金という

のが非常に学生にとっても分かりやすいものなのかなと思っております。

それから、この奨学金の追加、申請はなかったのですが、我々ホームページ等でお知らせしたところがございますが、それでもなかなかなかったというところで、ほかにPRする方法がないか、ちょっと検討させていただければと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それでは、2問目の質問に入ります。2問目については、住宅リフォーム助成制度についてでございます。

この住宅リフォーム制度は、本町は約10年ほど前に3年間ほど実施をいたしました。これは、大変喜ばれた制度でございました。中身はと申しますと、30万円以上の事業をやった場合に、そのうち10万円を町商品券として、町で使える、商工会で使える商品券としてまずサービス、還付するというような中身でございます。いろんなのに使えまして、当時は水洗化も進めておりましたので、トイレの改修とか、それから暖房ということで冷暖房、それらも入っていましたし、屋根の修繕、窓のサッシの交換とか、とにかくあらゆるそういう細かなことに使える制度でございまして、そのうちまた10万円が商品券として手元に配られますので、それで町内のいわゆる消費喚起ができたというので、両方からも大変喜ばれた制度でございました。

今回特にコロナの状況下の中で、小規模事業者等が仕事がなく大変な状況でございます。方や町民の皆さんも、やはり今節約志向に入っておりますので、今すぐにやらなくてもということで、まず我慢している方も多いかと思っておりますけれども、30万円以上でまず10万円が返ってくるということになりますと、ちょっと気持ちがかくなりますので、この制度は、今にぴったりの制度ではないかと思って私は自信を持って提案したのでございますけれども、まず今のところは考えていないということで、空き家バンクがまずできた段階でやるということでございますけれども、ぜひこれをやっていただきたいのでございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 住宅リフォーム助成制度についてのご質問にお答えをいたします。

現在のところ住宅リフォーム制度を再開する予定はありませんが、今後空き家対策事業に

おけるリフォーム支援について、空き家バンク登録などの重要性を勘案し、空き家所有者や小規模事業者の支援策につながるような制度の創設を視野に検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 産業観光課のほうで県と一緒に事業所を回ったということをお聞きしましたが、小規模事業者からはどんな意見が出たのかについてお聞きをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 住宅リフォームにつきましては、平成22年から平成24年の3年間制度を行っております。当時は、50万円以上の工事を対象に10万円の商品券を支給したという形になりますが、町内業者、それぞれ年間15者から21者の建築関係の業者さんが携わって、年間22件から37件ほど行った期間になりますが、ただこういった面では建築の業者さん方にそれぞれ当時の支援という形は取れたわけなのですが、実際商品券の使い道といったところに関しましては、大規模商店のほうに結構多く使われて、町内の従来からの小規模な事業者さんのところにはなかなか使われなかったという実績が実際あります。なので、そういった面では、住宅リフォーム助成制度が当時3年間のみという形になった要因の一つでもあります。今後町としても、同じような形はなかなか難しいと思うのですが、先ほど答弁にあったような空き家に対しての支援というところでもこういった同じような制度をできればいいかなということでもちょっと検討はしているところであります。

なかなか商品券の使い道というところに関しては、町内全域に浸透しなかったというのが正直なところだと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ございません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それでは、3問目に入ります。3問目は、種苗法の改正についてお聞きをいたします。

国は、今の臨時国会で種苗法の改正を目指しております。実際には、11月17日に衆議院を通過いたしまして、可決をされました。同法は、米や野菜などの新品種を開発して、登録した場合、開発者の知的財産権を保障する法律であります。同時に、農家が購入した種や苗を育て、収穫して、翌年再び自分の農地で種苗として収穫することを認めていて、これを自家増殖といいますけれども、今度の改正案では、登録品種については、原則この自家増殖を禁止するものでございます。登録期間の25年または30年は、許諾料を払うこととなっておりますことから、以下お伺いをいたします。

1点目、農家への影響について情報収集しているか。

2点目、産直等の販売への影響はどうかについて伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 種苗法の改正についてのご質問にお答えいたします。

1点目と2点目についてですが、国における検討状況を踏まえて農協と情報交換をしております、種苗法改正による大きな影響はないものと想定しておりますが、個々の農家や産直等の販売への影響については、把握が困難な状況となっております。国の説明によると、例えば稲については、登録品種の多くでブランド管理の観点から自家増殖を行わないよう求められているところであり、このような品種で許諾契約が見直されたとしても、農業者の事務負担や許諾料の増加は見込まれないものとされております。

国では、11月17日に衆議院農林水産委員会において、種苗法改正案が審議、採決されましたが、改正による農家の負担増への懸念を踏まえ、同委員会の附帯決議として種苗の適正価格による安定供給、自家増殖などの許諾手続が農家の負担にならないよう適切に運用すること、米、麦、大豆の種苗については、都道府県と連携して安定供給を確保することなどについて採択をされております。今後も国の動向を注視しつつ、農協や関係機関と連携しながら農家の皆さんに必要な情報の提供に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 私がこの種苗法にまず関心を持ったのは、友人が岩手町の石神の丘の道の駅で買い物をした際に、種苗法が通ると、この野菜は、来年販売できなくなるかもしれないと言われたというのがまずきっかけでございました。私自身も実家は農家ですが、現在はなかなか農業に疎いもので、ちょっと今回はまず勉強もさせていただきました。この種

苗法については、かなり反対の意見もございまして、それは何かと申しますと、元々農家が種をとること、そのものが農業なのであるということです。NHKでもまず、この種苗法が報道されまして、そのときの農家の方が言っていましたけれども、種は農家の誇りである。農業そのものであるということでございました。やはり一時許諾を取ったり、そのための特許料を払うということになると、多少なりとも、やはり農家の負担が増えるものと思います。これらについて農協としっかりとまずタッグを組んで農家にしっかりと説明をしていかなければなりません。法律である以上、これに反すると、やはり罰則規定がもちろんあると思うのです。

例えば自分の家で作って、自分の家で食べるものぐらいであれば、その罰則ということはないでしょうけれども、それらのものを産直なり、道の駅へ出した段階で販売となったときに罰則が生じる。そのことについてのまず考えを分かるか、分からないか、ちょっと今の段階ではあれですけども、そういう危険があるという認識をお持ちかどうかちょっとお聞きいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、種苗法については、まだ分からないところがあるのです。曖昧なところもありますし、そこで今度の種苗法の改正は、もうご存じのとおりだと思うのですが、今マスコミで報道されているのは、海外に不正に持ち出しをされないように。ということは、今国内で開発されたブランドの果実などの種や苗木が海外に不正に転売されておるか。そこで、私も野菜生産農家の息子の一人として、昔は、必ず野菜でも何でも種をとったのです。ところが、今は昔のように種をとらなくなっているのです。さっき答弁の中でも水稲の、水稲なんかは昔は必ず来年植えるための種をとったのです。自分の家でとった種で、ところがご存じのとおり、いろんな品種、モチとか何かやっていると混ざったりすると。昔は、それでも検査は甘かったのです、ウルチとモチ米が混ざっても。ところが、今は品種でさえ違ってもアウトですから。

だから、今心配なされている、もし自分たち、自家で、自分の家で種をとりたいと。そのときに例えば今新聞で報道されているあれでは、例えばいろんな許諾料とか、育成権の、そういうふうなことがもし出たならば、私どもはもう管内の農協とかと一緒に協力したいなど、こう思っております。だから、そういった自分たちで種をとる。それに許諾料とか、育成料がかかるというのであれば、そういうふうなことも補填しておあげするとか、またかからないのが一番いいので、そういう手続をやれば、どういう手続をすればいいとか、

それはそういった農家の方々としっかり歩調を合わせて対応していきたいということで、今のところは種苗法の改正についての情報がまだしっかり分からないところがありますので、これ以上ご質問されても、いいお答えはできないと思うので、ただ農家の皆さんが困らないような対策を講じていくということだけは、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　ということで担当課長には、農協のほうを確認していただきまして、農家への影響度を後で調べておいていただきたい。

他に再質問。よろしいですか。

（「ございません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、4問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　4番目は、スーパーシティ構想でございます。内閣府は、国家戦略特区、スーパーシティ構想の公募に関して、当初9月に公表するとのことになっておりましたけれども、それが11月に延期となり、スケジュールの変更となったようでございますが、今後の町の取組の方向性について伺います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　スーパーシティ構想についてのご質問にお答えいたします。

今後のスケジュールといたしましては、今年令和2年10月中を目途にスーパーシティの公募が開始され、3月頃に締め切れられることが内閣府から示されております。本町といたしましては、令和2年10月30日に閣議決定された国家戦略特区基本方針で示されたスーパーシティ区域の指定基準、基本構想に関する住民等の意向の反映、確認、スーパーシティの実現に向けた支援措置の内容と提案内容について政策効果等を見極めながら応募について検討を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　12月中に応募が開始されるということでございますので、私の今回の一般質問が最後の一般質問になろうかと思っております。3月、6月、9月と質問をしてまいりまして、その流れの中で10月20日に総務常任委員会がございまして、私がスーパーシティ、町が6月議会に応募する段階で議会には内容を示すという答弁があったけれども、そろそろその内容について聞いたほうがいいのかということをご提案いたしましたところ、総

務として課長から意見を聞いてくるということでございましたが、その次の段階のときに、町はスーパーシティを見送ることにしたと。その内容、理由としては、準備が間に合わない。そして今国がデジタル化を推進しようとしているということで、そういうことで見送ることにしたということでございました。

11月の全員協議会が開かれた際に、私は総務ではこういうふうな意見があったけれども、これは総務だけの問題ではなくて、議員全体が情報共有する必要があるのではないかとということで発言をいたしました。その後課長から正式な答えがあったということで、見送る方向である。しかし、これはまだ公表を差し控えていただきたい、公表の段階ではないということでございました。それで私は、このスーパーシティは、今回見送るのだなという認識に立っております。

今回の質問も議会事務局の中で、やり取りの中で、もう見送ることにしたのに、今さら質問しても意味がないのではないですか。私は、最後に残された教育の問題について質問して、最後の総括的な質問にしたかったのです。ところが、そういうふうな提案でございました。それで私は、見送ることにしたのに、今さら教育のことを聞いてもなと思って、それでいわゆる方向性についてだけ聞くという内容にしたのでございます。これは明らかに今までの説明と逆の推進といいますか、目指すという内容でございます。

そして、昨今の長谷川議員の質問、それから村松信一議員の質問に対しては、その内容について今考えているのは、市街地と周辺の格差の是正、それからコミュニティの継続維持、それからオンライン診療、遠隔診療について考えていると。村松議員から国に対する応募には5項目が必要になっているけれども、残り2項目は何を考えているのかという質問に対しては、キャッシュレスとデジタル化というふうなご答弁でございました。

私は、今まで一般質問の中で質問してきた内容の中にキャッシュレスはやらない、遠隔医療をやらないという答弁をいただいておりますので、それも今年の話でございます。昔の話ではないです。この今年の中でそういう答弁をしている段階で急にキャッシュレスやオンラインという話が出てきた。このことについてのまず整合性を伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

小川議員から今ご質問があったように、3月、6月、9月という形でご質問をいただいております。その間におきまして、様々議論しておりました。3月の段階で、今回答弁することができた内容が決まっていたのであれば、そのときにお知らせしていたものでございます。

3月、6月、9月、そして12月と時間の経過とともに検討内容を踏まえ、今回の議会の直前にこのような形で今考えているという状況をお知らせしたものでございまして、何か3月の段階から決まっていたものを隠しているのだとかではなくて、議論の経過とともに、今の形になったといったようなことを申し上げている次第でございます。

あと答弁でもしておりますように、まだ公募がされておられません。公募がされておられないので、どんな公募の内容になるのかといったようなこととかは、併せて見ていかなければいけませんし、答弁の内容に書かせていただいておりますけれども、政策効果がどんなものがあるのかといったものをきちんと検証しなければいけないと思っております。まず、これ公募、スーパーシティになるか、ならないかの選定ではなくて、まずその第一段階の可能性に手挙げをするか、しないかという公募でございますので、もし公募になりまして、実際に応募するというような形になりましたら、当然議会の皆様には全員協議会の際にご説明をさせていただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） このスーパーシティ法案、確かに全容が出たのは10月30日の中身でございまして、それまで住民合意が必要としながらも、その住民合意の中身については、はっきりと示されませんでした。今回それが住民合意の内容が示されて、議会の議決あるいは地域の住民の声を集約するだけでもいいと。それを決めるのは、いわゆる政策を考える区域会議であるということで、ある意味住民合意というのが大変おろそかになっている。そういうことを感じたのでございます。

大きくそれが一番私としては重要なことだろうと考えていたところでございます。そういういろんな状況が変わったためにこのようなことになったという説明ですけれども、しかし、一般質問で答弁したということは、大変重みがあることだと思います。そのことについては、やはり今後しっかりと受け止めていただきたいと思います。

それでは、時間もあまりないので入りますけれども、そもそも論から今回は最後のあれで言わせていただきますけれども、このスーパーシティというのは、皆さんもうご存じのように、政府がいわゆる国家戦略特区として首相案件として取り扱う内容でございます。それで最先端技術、AIやビッグデータを使って未来社会を丸ごと先取りをする。今の状況だと2030年頃をまず想定したような未来社会を丸ごと実現するという内容でございます。

これを実現するために、各自治体から手を挙げさせているわけですが、この手を挙げた段階では、町長の意見だけで通るのでございます。住民合意が必要ないということになっている。それで手を挙げて、これが採択されますと、採択された後からなのです、住民合意をとられるのが。そして、採択された後に、区域会議というのがございます。この区域会議は、首長、内閣府、実際には国家戦略特区担当大臣が入ると思いますけれども、その方と町長と、そしてデータ連携基盤を運営する民間会社ということになります。これは小さな会社では、とてもこんなことできませんから、国内でも有数の会社ということになります。この3つがこの成案に基づいて、本町にどのような計画が必要かを立案をするのでございます。その立案内容を区域会議が示して、そしてこの区域会議は、議会の承認が必要だと思えば議会にかけるし、議会の承認が必要がないと考えれば、いわゆる区域会議に諮ってできるということの中身なのでございます。ですので、そこに住民の意向が反映されません。

そして、この区域会議の中で考えられたことをどのように提案していくかということは、これは首相案件になります。したがって、この首相がこの提案に基づいて各省庁に勧告をするのでございます。首相は、この特別の諮問会議の議長でもございまして、この両方から各省庁に意見を言うことができます。

したがって、近いところでは、今治にできた加計獣医大学の問題がありましたけれども、首相案件として文部科学省も新たな獣医学部の創設には反対をしていた。日本獣医師会も反対をしていた。そういう中でも首相案件として通すことができるのでございます。村松議員の中にも答弁としてありましたように、オンライン診療をするための法規制、それから薬価の診療報酬の改定もできるのでございます。本来であれば、診療報酬の改定は、本当に医師会と厚生労働省のせめぎ合いの中で決まっていくのでございますけれども、本町が診療報酬を改定することができるのです、首相案件として。そして、本町がデータ連携基盤の中にデータを持つわけではございますけれども、本来であれば、病院は個人の病歴とかカルテについては守秘義務がございまして、これを明らかにすることはできません。第三者に対して、家族以外は。これが法律を取り払いまして、町が、データ連携基盤が病院に対してそのデータを、カルテの内容を提出することができる、こういうふうな個人情報の法令も首相案件で取り払うことができます。

本当に言ってみれば、一つ矢巾町がミニ独立国になるようなものなのでございます。これを、そしてまたそういうふうなことでございますので、議会の関与というものができません。これは首相案件なので、議会はもうほとんど関与できないと思います。そして、住民の代表

が決めるわけでもない。もちろん町長は、住民の代表であります。しかし、二元代表でございます、私たち議会は。町長は、町民の代表であり、私たちも町民の代表なのです。この二元代表制が崩れます。そして、町民は、意見を言うこともできない。その示されたのに参画していくしかないのです。これで住民自治の原則も崩れるのです。このことについてまずお聞きをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 答弁のほうをさせていただきたいと思います。

質問の内容は、最後は住民自治の在り方についてといったところに終論されたのかなと思って伺いましたけれども、お話の中で若干制度の読み違いがあったので、その点は誤解がないように、ちょっと修正をさせていただきたいと思います。

まず、議員おっしゃってありました2030年の未来社会を丸ごと実現する、先取りするということ、これではなくて、2030年というのは、SDGsの目標の年になります。それを日本のテクノロジーをもっていつて解決しようという取組ですので、今何か最先端技術をすぐに用いてどうのこうのというのは、できる分野はあったとしても、それを最初から目指すというものではございません。

あともう一つは森友・加計問題の話も引き合いに出しまして、データ連携の何かすごく勝手なことができるのではないかというような指摘がございましたけれども、まずここでデータ連携基盤、町がデータを持つという話をしておりましたが、再三答弁しておりますとおり、どこかにデータが集約されるのではなくて、データは別々、今のままの持ち方と全く変わらないのです。そういった部分で、町がデータを持つということではなくて、これまでの情報も、例えば医療データであれば、医療データを病院が持っているし、様々行政情報であれば、役所が持っているしといった形で持ち方がどこかに集約するというものではございません。

あと決定的に何か違うことをおっしゃっていたのは、まず個人情報の保護法の例外は認めないという法律でございますから、首相がどうのこうの言っても、ここは個人情報の特例は認めないという仕組みになっておりますので、そういった立てつけになっておりますので、その点だけは誤解のないようにしていただければと思います。

住民自治のお話といったことになりますけれども、住民自治というのは、自分たちのことは自分たちが決めていくというようなことだろうと思います。そうした中で、このサービスでございますけれども、まずエストニアなんかはそうですけれども、自分が活用するデータ

の範囲を決められるということなのです。自分の認証がないものについては、そういったデータを活用することが許されるわけではございませんので、そういった部分については、あくまで利用する方、そのデータを利用する側が決定することであって、何か全てのデータを集めて、全て役所が管理するといったことではなくて、例えばデジタル化の話で言っていましたけれども、現実社会の物事とかできなかったことというものをコンピューターの中でやることによってできるようにしていくというのがデジタル化の流れであって、そういった意味では、もう世の中そういうふうにかじが切られております。

コロナの関係で駅前に出ているのかといった中では、携帯の情報を使って、そういう情報が出されていきました。そういったものに誰か駄目だと言いましたでしょうか。恐らくそういったものについての活用というのは、誰も駄目だという人はいないのだと思います。いたとしても、少数なのではないかなと思いますし、ただそれらのデータの活用も個人のあくまで認証したもののみでの活用になっております。

そういった部分で何か勝手にといったことではありませんし、自分たちが自分たちで決めるという自治の原則から言わせれば、自分たちが決めた以上のものを活用されるということではないということだけをご理解していただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） 9月議会でも私とそこが意見の違うところでございましたけれども、データはそれぞれが持つということでございますが、このデータ連携基盤というものは、それぞれが持っているデータを集めて連携させるというところに最大の狙いがあります。

例えば私は村松議員への答弁の中で、町は食事の、この人は何を食べて、どういう運動をしているか、そういうデータを持ち得ます。健康診断のデータも持ち得ます。そして、それに対して、それと併せて病院のカルテの既往歴、既往症とのデータをそのところで使っているのが病院の電子カルテと併せてということに書いてありましたけれども、病院は電子カルテをやっているところもちろんありますけれども、町でデータ連携基盤そのものが電子カルテを持つのでございます。そして、そこに町から出てきた情報と、それから病院から出てきた情報をドッキングをさせる。こうしないと、ある意味、あなたはこういうふうなので、既往歴がこういうふうにあって、こういうふうな病気を再発するかもしれないというメッセージ、サービスをすることができないではございませんか。そのことについて伺います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） あくまでこれは今考えていて提案するという段階ですので、そのことについてと言われれば、なかなか難しいわけなのですけれども、やはり個人情報の持ち方について小川議員は、スーパーシティの件について何回もご質問していて、制度は承知しているものだと思って答弁させていただきますけれども、この個人情報の扱いのところ、ここの範囲の中で行われるという話ですので、議員がご心配しているようなことというのは、なかなか起きないのではないかなと思いますし、データ連携基盤に活用されるという部分については、例えばブロックチェーンの技術を活用するだとか、そういったことが想定されますので、今何となく小川議員がご指摘しているようなことというのは、今の何となく見えているものがデータが積み上げられた結果を想像して懸念しているような感じがするのですが、データ連携基盤で想定しているものは、全くそういうことではないので、その点だけご理解いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） そこは、私も理解はあれかもしれませんが、一般的にはそう言われています。つまり先ほど出たエストニアの話がございましたけれども、エストニアでは、個人がIDカードを1枚持っていて、その中に預金情報からカルテのものから、それに顔も出ていますので、これ1つがあって全てが用が足りる世界です。

大相撲の把瑠都さんがエストニアのスポーツ大臣になっておまして、コロナの前からもうこういう状況になっていたというのです。それで実際は、これがあれば病院に行くこともないし、お店でお金を払うこともない。一番自分が心配しているのは、子どもたちが家の中でゲームばかりをしていて、外に出て遊ばなくなったことだと、把瑠都さんは言っておりましたけれども、国としてIDカードを1人1枚持つというのは、エストニアが多分一番初めてだと思います。

あとは、このスーパーシティは、それぞれの都市あるいは地域に限定されて、今実現している段階でございます。課長は、海外の事例とデータの集積が違うのだと、扱いが違うのだとおっしゃいますけれども、このデータをいかに結びつけることができるかが、ビッグデータをそれぞれが持っても意味がないのです。それぞれを見つけてつないで、それでAIに、人工知能によって判断をして、このようなことができるのではないかと、あんなことがで

きるのではないかとというまず方向性が出てくるわけで、それぞれが管理している今の状況で同じだと、スーパーシティは成り立たない。そうでないとおっしゃりたかったならば、おっしゃっていただいていた方がいいですけども、実際はスーパーシティの現実はそういうことになっております。

そして次になのですけれども、このオンライン診療を矢巾町だけがぼんと矢巾町内でオンライン診療やりますといったところで、町民は町内の診療所だけを利用しているわけではございません。盛岡市の病院も利用しております。したがって、この範囲が盛岡市に及んだ場合にどうなるのか。それから、診療点数を、いわゆる首相が案件として決まった場合、オンライン診療点数が、これに対して医師会が不満を持って、これに対して医師会としては何もできないわけです。そういうことによって、医師会との私は軋轢が生じるのではないかと思います。このオンライン診療に対しては、医師会も声明を発表しております、そのオンライン診療というのは、顔と顔色と問診、これだけで判断をしなければならなくて、患者情報が大変乏しい。これで判断することに対しては、慎重姿勢にならざるを得ないというのが医師会の対応です。

今度のコロナで東京都の医師会長も、今コロナでオンライン診療についてどう思いますかというので発言をしておりましたけれども、コロナのときの暫定的なものであって、私たちはオンライン診療を診療として見ているわけではないと。やはり患者が発する歩き方、診察に入ってくるときの歩き方、発するにおい、そして触診、聴診、それらによって判断するのだと。そして、足りなければ血液検査、エコー検査やっていくわけでございます。それをオンラインだけで診断ができない、こういうふうな状況でございます。

その2点についてお伺いたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、まず小川文子議員のご主張なされていることはよく分かりました。そこで、今うちの吉岡課長も片言の答弁してあれなのですが、いずれもう今オンラインの関係で、例えば診療とか、薬剤または教育の問題も出てきているのですが、まず誤解があってはならないのは、二元代表制の見地、これはしっかり守っていかなければならないので、間違っても私ども当局、私が独断でこういうことをやるはずもないし、やろうとも思っておらない。これからもちゃんと丁寧に説明をして、ただ答弁の中では、個人情報の保護を守られない、そういうふうなことがあれば、それはもうスーパーシティのあれには手を挙げることはできないと。

そういった中で、ひとつお願いしたいのは、もう今デジタルミニマムで高齢者の方々でさえも、いずれ誰もがICTを活用する時代にもうなっている。それから、情報セキュリティの関係も官民挙げて、そういった構築を図ろうとしておると。そして、今DX、デジタルトランスフォーメーションの関係で、その中には、デジタル化への転換とか、または産業構造の転換、そして今議論されている教育とか健康、こういったものの生活環境への転換、こういったことが今いろいろ議論されておるわけでごさいます、本町では、もうこれまでも今回の長谷川議員、それから村松信一議員にも答弁させていただいております人生100年時代を健康、いわゆる健康で幸せに暮らせるスーパーコミュニティのシティを目指していきたいということでございます。

そういったことで先ほどの藤原梅昭議員のはやぶさの2代目、何か聞くところによると52億キロ、6年にかけて日本に玉手箱というか、そこで今日ちょっとそのことで考えたのは、高村光太郎の道程という詩は、もうご存じだと思うのですが、私今日それをちょっとネットから引っ張り出してみたのですが、その中に、今日恐らくスーパーシティのことでいろいろ議論になるだろうと、この高村光太郎がこういうことを言っているのです。誰がこれを命の道と信ずるだろう、それなのにやっぱりこれが命に導く道だったと、小川文子議員もそういう、いわゆる私どもとすれば、スーパーシティという、とんでもないことをやろうとするというような、例えば空を飛ぶ車のような自動運転制御とか、そういうことではない、身近な健康で幸せに暮らせる環境づくりをしていきたいということ、そのことに結びつけていきたいということなので、そのところはひとつご理解をいただきたいと。

そして、みんなで知恵を出し合って、英知を、そして技術の粋を結集して取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） そういう夢物語でやれない難しさがここにあるのでございます。そういう夢物語は、希望はスーパーシティでなくても実際できるではないですか。例えば周辺と市街地との格差是正、これは答えは出ています。デマンドタクシーをしっかりと成功させて、周辺の人たちが動きやすい環境をつくれればいいのです。そして、午前中の喜博議員のありました周辺の農家が所得を得られるように農業政策をしっかりとれば、その答えになるではございませんか。そして、例えばコミュニティの維持ということになりますと、それぞれが結び合って、助け合っていく、これなしにはコミュニティの維持はできません。もうある

程度答えができていたことを何でビッグデータやAIを使って答えを導き出さなければいけないのか。そのことが大体私はちょっと矛盾を感じますけれども、そういうことは答え、スーパーシティでなくても考えられる、私たちの頭で。AIを使わなくても。

もう一つは、このスーパーシティをやることによって、個人のプライバシーが一番問題だと私はずっと思ってきましたけれども、このオンライン診療やキャッシュレスをやるためには、顔認証が必要になってきます。厳格な個人認証なしにはできないのです。域内の中でお金を払わないで済むというのを目指すわけですから、そしてオンラインだって、今の顔認証システムだって、そう立派なものでもなくて、世界の顔認証システムで今いろんな問題が起きています。特にアメリカでは、トランプさんが運転免許証の顔を利用した顔認証を国民の許可も得ないでもうやっちゃってしまっていて、それで犯罪に使って、誤認逮捕があるとか、いろんな顔認証の問題が出ていて、実際は今顔認証に対しても、NHKがやはりかなりの番組を使って報道しています。国民のアンケートでは65%が顔認証に反対です。顔認証してもいいという人は35%です。今そのような状況でございます。

顔認証をしなければできないようなオンラインやキャッシュレスという言葉が、応募の中にまず入ってきているということです。しかも、応募するのであれば、もう今月からです。3月までにしなければならぬわけです。それなのに、この12月の議論の中でそういうことを抜きにできますか、応募が。そのことについてまず、議論なしにはできないと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

ちょっとボタンの掛け違いがあるのかなと思ひまして、夢物語ができない、ちょっとそういうことではできないですよと議員おっしゃいましたけれども、私ども考えているのは、そんなところまで実は考えておりません。キャッシュレスと云ったら、今でもやっているカードでのキャッシュレスを想定しています。あと日本共産党の議員の方が国会で質問していただきましたけれども、政府も顔認証には寄らないという方針を示しているはずで、私どもも顔認証で何かをしようなんてということは一切考えておりませんし。顔を判断したから、その人が同意したのかというような社会を考えているものでもございません。

ちょっと聞いていて、なるほど小川議員のほうが進んだことを考えていたのだなと思って、今ちょっとそこら辺の認識を改めたところだったのですが、私どもが言っているキャッシュレスというのは、あくまで今もう使っている決済の手段を使っていくということでございませぬし、本当にお金を使わないで、そこをやっていったら、お金が後で精算されるといったも

の技術は、顔認証の仕組みとも違いますので、そういったことを想定しておりません。

ですので、何かこうすぐ議員がご心配なさっているのは分かるのです。分かりますけれども、私たちもそういう危険のあるところに踏み込んでいこうなんて思っていませんし、例えばA I、ビッグデータの活用を中心におっしゃいますけれども、あくまでスーパーシティは、国家戦略特区ですので、何かの規制を外していくということでございます。まちづくりの中で何か邪魔な規制を外していくという視点でやっているものですから、そういった視点でまちづくりのほうは進めさせていただきたいと思えますし、オンライン診療とか、服薬指導の話がありました。これは、コロナ禍によって、今では当たり前で恒常化するという内容ですので、例えばこういう内容であれば、恐らくスーパーシティの提案すらする必要が今ないような状況です。何かやるということありきではなくて、何かの問題を解決したいという視点でやっておりますので、その点だけご理解していただきたいのと、その顔認証といったところについては、はるかに小川議員のほうが先を考えていて、私どもはそういうことは認識しておりませんし、国会答弁の中の政府見解の中で従ってやっていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 吉岡課長が今答弁したのですが、いずれ今小川文子議員のご質問されている内容をちょっと精査してみると、例えばこれからこのことによって格差が生じるとか、または差別化されるとか、そういうことはあってはならない。そこで、今私考えているのは、もしこのD X、デジタル化、もういろんなビッグデータを使ってあれする中において、やっぱりできるのであれば、町独自のそういった格差社会の解消とか、差別化をなくする、解消するためにも、条例の制定なんかも考えていきたいなど。

だから、このデジタルトランスフォーメーションをやることによって、もし何かそういう不都合なことが出るのであれば、私ら今回のスーパーシティ構想以外のことでもA Iと、いわゆるデジタルミニマムに併せて、今さっきからキャッシュレス社会の構築とか、いろんなことが出てくる。その中でそういう問題、課題が出てくるのであれば、そういった課題を解決するようなシステムを考えていきたいなということ、だから私どもとすれば、やはりお互い議論をさせていただいて、やっぱり落とし所は町民の皆さんのためにこのことが本当にいいのかどうかの判断なわけです。

私どもとすれば、先ほどから申し上げているとおり、人生100年時代における健康で幸福、

幸せに暮らせるまちづくりをしていきたいと、その思いを、もう今議会でもこうやって議論させていただいている。そして、その中に課題があれば抽出をして、その課題解決のためにしっかり取り組んでいくということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 町としてはそういう考えかもしれません。しかし、この国家戦略特区は、2019年に内閣府が大阪でシンポジウムを開いて、恐らく課長さんは出席されたのではないかなと私は推測、していませんか。その中で明らかになったことは、当時は安倍首相でしたけれども、世界で今スーパーシティがもう進んでいると。日本にもその条件、技術的な条件は既に整っている。しかし、それを実践する場所がないのだと。それで今回は、全国から5つを選んで、その政策実験をやりたいというのがそもそもの発端なのです。ですから、私たちは、その町を挙げて政府の国家戦略特区の未来社会、丸ごと未来都市をつくる政策実験に参加をするという、いわゆる国策なのです、これは。町で考えているようなことではないのです。国策に私たちが乗ろうとしているという、その判断なのです。

もう一つ大事なことは、これは町長の一存でやって応募ができるのです。そして、指定されなければ、それで安堵、私はしますけれども、もし指定されれば、これはもう取り返しがつきません。次期町長が、例えば再来年も町長とは限りません。次期町長が将来にわたってこの国家戦略特区から離脱をしたいと言っても、それはできるものではないのです。つまり、もうずっとこれが、この路線が敷かれ続けるということになります。ですので、本当に今が大事なのです。簡単にやめられないのです。議会でこれをやめましょうと議決を上げたところで、それが認められるわけでもないのです。つまり、この仕組みの一番の問題は、住民合意がなくても始められる。そして、途中で住民が反対だから離脱したいといっても、抜けられない。これが最大の問題です。私は、子や孫のために今反対しているのでございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、小川文子議員、もう指定を受けて、入って、これから公募に応ずるかどうかということのまだ入り口の段階で離脱できないとか、そういう、私らにすれば、このスーパーコミュニティシティに手を挙げるか、挙げないかと、今その議論をしておるところで、もう離脱のことまで、これはちょっと私に言わせていただければ、まだこれからプロセスを踏んで、そして皆さんと話し合いをしていかなければならないのです。そしてまた、先ほども申し上げたとおり、答弁の中にもこれから手続を踏んで

いくのですから、何かもう入って、離脱ができない、責任どうするのだと、ちょっと私はあまりにもそれは性急な今日のご質問をいただいたなというような気がしておるのです。これからだから二元代表制を堅持していきたいというのは、議会の皆さんの声もよく聞きながらこれから一つ一つ階段を上って、そして駄目なときは、それはもうみんな駄目なときは、いわゆるいつたり逸脱できない、離脱できないところまでいかないうちにやっていきたいと。

だから、今は手続の段階も、もう入り口の段階のところなので、そのこのところだけは誤解のないように、そしてお互いこのスーパーシティ構想について納得性を持って対応してもらわなければならないわけですので、もう何か最初からもう決まっているのではないかというようなことを質問されると、私らも。そして、私らにすれば、町民の皆さんの視点、目線でこの事業を進めていくかどうかなのです。私の思いでやるのではないのですから、だからそこだけは誤解のないように。

そして、もうあれです、いいところもあれば、悪いところもあるわけです。いいところは伸ばして、悪いところはみんなここはどうしていくかと、そういう建設的な議論をひとつお願いをいたしたいなということで、もう今スーパーシティにあれして、もう入り口の段階ではない、入ってしまって、後戻りもできないようなことを言われると、私も戸惑いを感じるので、これからみんなで力を合わせて同一歩調をとりながらやろうではありませんか。もうそういったことで、まだ決めたわけではないので、ご理解をしていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 何事も参加するときには、その組織なり、その形態が最終的にどういう形で推移していくかについてはっきりした未来の状況を見ながら、やっぱり何か契約するとか、そういう場合には、皆さんそうします。将来が分からないけれども、今だけ、今はここだけが分かっているということでこのような重要なことを、ここ一、二か月の間に決断するのは、私はあまりにも拙速だと思います。町長には、ぜひ思いとどまっていただきたい。これなしにも私たちの町は、私たちの頭で考えていまちづくりができるのではないですか、AIやビッグデータの最先端技術を使わなくたって私はできると思います。

そしてもう一つは、今まで私こういう内容について住民にもぜひ説明するべきだと言ってきましたけれども、答弁としては、議会には内容については申し上げます。住民に対する住民説明会をやるとか、住民に対する説明をするというようなコメントはございませんでしたので、ここでもしやる場合には、しっかりとその前に住民に内容を説明するということを答弁をいただきたいと思います。

まず、やらないでほしいですけれども。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、小川文子議員のただいまの質問を一つのご意見として承って今後検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 小川文子議員。

○14番（小川文子議員） これは、はっきり答えていただかないと困ります。こんな大事なことを住民が知らない間に応募していたと。そして、決まったら、もう引き返せないです。その重みを町長、しっかりと受け止めてください。最後にそれを申し上げて終わりにします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

町長が申し上げたことに尽きるわけでごさいます、住民については、これがきちんと私ども提案するというか、応募の内容が決まっていなくて、この段階でまだ何とも言えませんが、どのようなことをしてくださいと、例えば提案して通るかどうかもまだ分からないわけで、当然そういうことになったら、きちんとした説明をしなければいけないと思っております。この点は、私たちもすごく重要なことだと思っておりますし、このスーパーシティに関係しましては、有識者会議、与党、野党、様々な意見あるというふうに伺っております。しかしながら、住民合意につきましては、統一した正しい認識であるということをお私どもも承知しておりますので、小川議員が心配になっているようなことについては、きちんと対応してまいりたいと思っております。

また、首相が実験場にしたいというような話を何かでおっしゃった話というのは、恐らくこちらにつきましては、地域限定規制制度のサンドボックス制度のことを指しているのではないのかなと思います。様々な技術がございますけれども、そうしたものについて現行制度と規制に併せて困難なことも、それに併せてこの町には適用していこうという制度でございまして、実験の場というような表現がちょっとあれだったと思うのですけれども、そういった制度が既にあるものを活用してというふうに理解しておりますので、その点もご承知していただければなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 一つお答えを聞いていませんでしたけれども、町外、盛岡市で診療

を受けた場合に、このオンライン診療はどうなるのか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えをいたします。

このスーパーシティにつきましては、いいものはどんどん横展開していくという前提だというふうに伺っております。何で制度を変えていかなければいけないかという、それぞれ一つ一つに省庁ごとに壁があって、それを横断的に取り払っていくことによって、よりよい社会ができることを今阻害している現状があるというために、こういう制度が設けられているものだと認識しております。

したがって、今この段階でそういうことは申し上げることができませんけれども、矢巾町民に限ってはというような言い方で提案していくことも可能になるのではないかと思います。

ただ、あくまでこれは仮定の話でありまして、最終的には区域会議でできましたその計画に基づいて国が判断していくこととなりますので、そういった面については、ここでこうなりますというような形で答弁することはできないものと、難しいものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 小川文子議員。

○14番（小川文子議員） いずれどういう方法でこれを実現していくかについては、いわゆる区域会議、首相と、それから町と、それから企業、この3つで決めることになるわけです。その中身については、今からしゃべってもしょうがないかもしれませんけれども、町民の代表が入っているわけではないということです。そこで決められたことに対してやっていかなければならないという、それがこのスーパーシティであるということをしっかり町長にもご認識いただいて、今その中身も分からないようなことに対して、まだはっきり中身も分からないし、決めてもないようなことに対して手を上げるのはぜひ慎んでいただきたい。私はそう考えて終わります。

○議長（藤原由巳議員） いずれ議会としても、もしそういう方向にいくのであれば、事前に説明があると思いますので、そのときはまたしっかり議論していきたいというふうに思っております。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で14番、小川文子議員の質問を終わります。ご苦労さまでございました。

○議長（藤原由巳議員） これをもって今会議の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日 8 日は予算決算常任委員会を行う旨、廣田予算決算常任委員長から申出がありましたので、午後 1 時 30 分に本議場にご参集されますようお知らせいたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3 時 3 9 分 散会

令和2年矢巾町議会定例会12月会議議事日程（第5号）

令和2年12月10日（木）午前10時開議

議事日程（第5号）

- 第 1 議案第 97号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）について
- 第 2 議案第 98号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第 3 議案第 99号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 4 議案第100号 令和2年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第 5 議案第101号 令和2年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第 6 議案第102号 南昌グリーンハイツ改修工事請負契約の締結について
- 第 7 閉会中の継続調査の申出について
- 第 8 閉会中の議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	5番	村松信一	議員
6番	廣田清実	議員	7番	高橋安子	議員
8番	水本淳一	議員	9番	赤丸秀雄	議員
10番	昆秀一	議員	11番	藤原梅昭	議員
12番	長谷川和男	議員	13番	川村よし子	議員
14番	小川文子	議員	15番	山崎道夫	議員
16番	廣田光男	議員	17番	高橋七郎	議員
18番	藤原由巳	議員			

欠席議員（1名）

4番 谷上知子議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君
総務課長 兼防災安全室長	藤原道明君	企画財政課長 兼未来戦略室長	吉岡律司君
税務課長	花立孝美君	町民環境課長	吉田徹君
福祉課長	浅沼圭美君	健康長寿課長	村松徹君
産業観光課長	佐藤健一君	道路住宅課長 兼まちづくり推進室長	佐々木芳満君
文化スポーツ課長	田村英典君	農業委員会 事務局長	高橋保君
上下水道課長	浅沼亨君	会計管理者 兼出納室長	佐々木智雄君
教育長	和田修君	学校教育課長	田中舘和昭君
子ども課長	田村昭弘君	学校給食共同調理場所長	村松康志君

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	議会事務局長 補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、4番、谷上知子議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第 97号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）について

日程第2 議案第 98号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第3 議案第 99号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第4 議案第100号 令和2年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

日程第5 議案第101号 令和2年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、議案第97号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）について、日程第2、議案第98号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、日程第3、議案第99号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第4、議案第100号 令和2年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第101号 令和2年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）についての補正予算5議案については、予算決算常任委員会への付託に関わるもので審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

廣田清実予算決算常任委員長。

(予算決算常任委員長 廣田清実議員 登壇)

○予算決算常任委員長(廣田清実議員) 付託を受けました5議案の審査が終わりましたので、報告いたします。

報告は、報告書を朗読して報告といたします。

令和2年12月10日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、廣田清実。

予算決算常任委員会審査報告書。議案第97号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算(第9号)について、議案第98号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について、議案第99号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、議案第100号 令和2年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、議案第101号 令和2年度矢巾町水道事業会計補正予算(第3号)について。

本常任委員会は、令和2年12月1日付で付託されました上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定いたしましたので、矢巾町議会会議規則(昭和62年矢巾町議会規則第1号)第77条の規定により報告いたします。

議員各位のご理解をよろしくお願いいたします。

以上で報告といたします。

○議長(藤原由巳議員) 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会において審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより各議案について討論に入ります。なお、討論は5議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) ご異議ないようでありますので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第97号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算(第9号)についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号 令和2年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号 令和2年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第102号 南昌グリーンハイツ改修工事請負契約の締結について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第6、議案第102号 南昌グリーンハイツ改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第102号 南昌グリーンハイツ改修工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、現在閉館しております南昌グリーンハイツについて、安全で安心な環境で子どもたちが元気よく体を動かすことができる場を提供し、アスレチック運動などを楽しみながら全身運動ができる屋内施設として整備するため改修するものであります。

主な工事概要は、建築主体工一式、電気設備工一式、機械設備工一式を施工するものであります。施工業者は、地方自治法施行令第167条の6、第1項の規定に基づき、11月13日付で条件付一般競争入札の公告を行い、受付期限の11月27日までにタカヨ建設株式会社、東照建設株式会社、株式会社水清建設、くみあい鉄建工業株式会社、中亀建設株式会社、株式会社カガヤ、東野建設工業株式会社、以上7社から参加申請があり、11月30日9時18分から入札を執行した結果、株式会社カガヤが一金4,630万円で落札し、この金額に10%の消費税及び地方消費税を加算した金額、一金5,093万円で契約の締結を行うものであります。

なお、落札率は91.7%であり、工期は令和3年3月19日までとなっております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 落札率と、あと工期についてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 今説明しました。落札率と工期も。ですよ、皆さん。

他に質疑ございますか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） アスレチックの会社からの寄附の金額について1点目は、お知らせ願います。

2点目については、あそこには窓がないといいますか、完全に締め切っておりますので、工事に当たっては、このコロナ禍の中で、やはり窓の設置が必要と考えます。どんなにすばらしい空調があっても、窓を開ける以上の効果は求められないものでございます。その点についてお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 1点目は、工事請負契約とは関係しませんので、2点目だけ答弁していただきます。

田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。

ご質問のとおり、南面、それから東面、それから北面について、全てガラス戸ということになっております。全く開けられないという仕様ではございません。一番下の部分については開けられる窓もございますので、必要に応じては換気もできます。それから、空調設備も今回の工事費の中に含まれておりますし、換気についても、今回の工事費の中で改修して、しっかり換気がとれるような工事ということで組み込まれておりますので、ご報告いたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第102号 南昌グリーンハイツ改修工事請負契約の締結についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案102号は原案のとおり可決されました。

日程第7 閉会中の継続調査の申出について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第7、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

議会運営委員長、広聴広報常任委員長から調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。それぞれの委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第8 閉会中の議員の派遣について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第8、閉会中の議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本定例会後、次期定例会までの間における本町の重要事項の促進要望、事業の調査及び実務研修などのため、県内外の関係機関等に本議会の議員を派遣する場合、その期日、派遣地及び人員については、矢巾町議会会議規則第128条の規定によりその都度議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の議員の派遣については、そのように決定しました。

以上をもって12月会議に付託された議案の審議は、全部終了しました。

○議長（藤原由巳議員） ここで高橋町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 藤原由巳議長さんをはじめ議員の皆様方には、この1年間大変お世話になりました。そして、ありがとうございました。

そして今定例会12月会議、今月の1日から10日まで、今日までの10日間にわたりまして、特にも一般質問におきましては、18名の議員さん方の中から13名の皆さん方からご質問をいただいたということで、そしてそのご質問の内容につきましては、私、そして和田教育長、それから米倉農業委員会会長に45項目にわたっていろんな各行政分野多岐にわたってご質問をいただいたことに改めて敬意を表する次第であります。そして、その議案も今回、先ほど予算決算常任委員会の廣田清実委員長さんからもお話があったのですが、補正予算5議案を含めて今回16の議案、原案どおりご可決賜りましたことに本当に改めて感謝を申し上げる次第であります。

そして、皆さんもご存じのとおり、実は昨日の岩手日報の風土計に議会はネタの宝庫であると。そして、その中でお隣の紫波町議会のことが出ておりました。それは、議会の皆さんと当局と丁々発止で議論、そしてその議論が建前ではなく、正直で本音の議論があったというようなことが報道されておりましたが、私どももやっぱりそういったことをしっかり踏まえて、これからはおさら町民の視点、目線に立った私を含めて管理職、しっかりそのことを肝に銘じてこれからの町政運営を進めていきたいなど。そして、その中では、特にも私どもといたしましては、やっぱり現場、町民の声、皆さんの声をしっかり大事にしていく町政、このことに取り組んでまいりたいと、こう思っておりますので、今後とも議員各位には大所高所の立場からご指導、ご助言を賜りますようお願いを申し上げます。

そして、きょう村松健康長寿課長からちょっとメモを頂戴したので、新型コロナウイルス感染症に係るこれまでの感染症等の状況、ちょっと皆さんは、ただ私数値をちょっとメモしてきましたので、まず今年1月15日に日本で初めて中国の武漢から帰ってこられた、そこで初めて感染者が出て、そしてその後に2月1日には、クルーズ船ダイヤモンドプリンセス号、そういったことがマスコミで報道された後、そして私ども県内では、今まで発生はなかったのですが、7月29日、岩手県で初めて感染者が出て、そして本町では同月30日に感染者が出て、これまでのところ8名の方々が感染したということで、それで今、今月8日現在では、国内で16万7,222人の方々が感染なされて、そしてお亡くなりになられた方々が2,458人だということで、改めて新型コロナウイルス感染症の恐ろしさというか、この数字を見て感じたところでございます。そこで、今本町では、対策本部会議を開催しておりますが、この間も集まりまして、今後は感染症対策、しっかり取り組みながら、今度はワクチンの接種がもう年明けから出てくるわけなので、そういったことで今庁内にプロジェクトチームを設けて、そしてそういったワクチンの接種にスムーズに移行できるような体制整備をこの間の本部会

議で確認したところでございます。

もうそういったことで今後は、先ほども申し上げたとおり感染症対策と、そしてワクチンの接種に向けての取組をしっかりと取り組んでいきたいということで、これは本町庁内の管理職をはじめ職員が一丸となって取り組んでいきたいということで今考えておるところでございます。

それから、2つ目には、明日臨時閣議で決定されるようでございますが、独り親世帯の臨時特別給付金、この基本給付、このことについても明日から議会があれなのですが、皆さんもご存じのとおり、これは県が対応するので、私どもといたしましては、今のところ対象者は、今のところいろいろ考えているのは、今年の6月に児童扶養手当の一人親世帯に支給させていただいたのと同様に進めさせていただくと。そして、お子さん1人目が5万円、2人目以降が3万円として、新たな申請手続とか、そういうことはなく年内、早ければ今月の24日を予定しておりますが、目途に前回の、いわゆる支給口座に振り込みをさせていただくということで準備を進めてまいりたいということで、これも年を越さないように年内に対応していきたいと。だから、明日の臨時閣議の閣議決定の状況を見極めながら県と一緒にやって対応してまいりたいと、こう考えております。

それから、議員の皆さん方には、今私も行政ジャーナルとか、いろんな新聞報道とかあれして、コロナ禍による差別防止の条例が都道府県または全国各市町村で行われておりますが、この際、私どもといたしましては、差別防止条例は、コロナ禍だけではなく、今いろんなジェンダーから何から障がい者、高齢者、いろんなことがありますので、そういったことを含めた差別防止条例を制定していきたいなど。そのときには、議会の議員さん方ともよく協議をさせていただいて、そしてスピーディーに対応していく方向で進めたいと思っておりますので、そのときには、特段のご協力を、そしてご指導をお願いをいたしたいと思っております。

今年もこれで藤原由巳議長さんをはじめ議員の皆さん方とは、お会いする機会もあるかもしれませんが、いずれこの1年間お世話になったことに感謝申し上げるとともに、そして来年、また1月4日に議会が招集されるわけでございますが、それまでみんな間違ってもコロナに感染することがないように、みんなお元気でまたお会いすることをみんなとお約束させていただいて、言っている本人が一番危ないのですが、まずそういうことのないようにしっかりしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

本当にお世話になりました。そして、ありがとうございました。

○議長（藤原由巳議員） それでは、ただいまから矢巾町民歌の斉唱を行います。

（町民歌斉唱）

○議長（藤原由巳議員） これをもちまして令和２年矢巾町議会定例会12月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時27分 閉議

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員